ムーブ叢書

北九州市の男女共同参画統計データ集2014

北九州市立
男女共同参画センター
ムーブ

は じ め に

北九州市立男女共同参画センター・ムーブでは、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな事業を行っています。

北九州市の男女共同参画についての統計資料としては、1998年の『北九州市女性白書'97』（北九州市市民局女性行政推進部）、2006年の『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（北九州市総務市民局男女共同参画推進部）、2010年の『北九州市ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実態調査報告書』（北九州市子ども家庭局男女共同参画推進部）、2012年の『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（北九州市子ども家庭局男女共同参画推進部）などが刊行されています。

北九州市立男女共同参画センター・ムーブでも、2008年に、さまざまな分野における年代別男女の共同参画の状況や男女の意識の変遷を統計としてまとめた、『北九州市の男女共同参画統計データ集2008』を作成しました。

今回発行した『北九州市の男女共同参画統計データ集2014』は、上記の統計資料を踏まえ、前回のデータに最新のデータを追加するとともに、社会の変化に伴う新たな分野のデータを加えた刷新版です。

本書には、前回同様、

1　図を簡潔にわかりやすく解説

2　すべての図の中に数値を入れ、使用目的に従い、数値を使えるようにする

3　必要に応じて全国値や過去の数値と比較できるようする

という３つの特徴があります。

2008年から2014年のわずか６年の間にも、人口減少の本格化、労働力不足、東日本大震災時によるジェンダー問題の顕在化、雇用の非正規化、男性介護者の増加、高齢単身女性世帯やシングルマザー世帯の貧困化など、さまざまな問題が起きています。

これらの問題を解決していくためには、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが求められます。男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益と責任を分かち合えるとき、男女がともに生き生きと暮らせる豊かな社会が実現されると確信します。この男女共同参画の統計資料を、男女共同参画状況の把握や理解など、さまざまな場で活用していただけることを心より願っております。

最後になりましたが、本書作成にあたり、貴重なデータをご提供いただきました関係諸機関の皆様に厚くお礼申し上げます。今後とも北九州市立男女共同参画センター・ムーブをご支援、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

平成27年３月

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
所　長　　西本　祥子

目　次

特　集　男女共同参画社会の実現に向けて――21世紀社会の担い手たち

北九州市の各分野の「指導的地位」における男女共同参画状況 …… 1

第１章　人　口

１　総人口と年齢階級別人口

図１　総人口および男女別人口の推移（北九州市）…… 3
図２　男女別、年齢３区分別人口構成割合の推移（北九州市）…… 3

２　出生と死亡

図３　出生数と死亡数の推移（北九州市）…… 4
図４　出生率と死亡率の推移（北九州市、人口千対）…… 4
図５　母の年齢階級別にみた出生数の推移（北九州市）…… 5
図６　母の年齢階級別にみた出生比率の推移（北九州市）…… 5
図７　母の年齢階級別にみた出生比率の推移（全国）…… 6

３　少子高齢社会

図８　合計特殊出生率の推移（北九州市、全国）…… 7
図９　平均寿命の推移（北九州市、全国）…… 7
図10　前期・後期高齢者人口の推移（北九州市）…… 8
図11　高齢化率の推移（北九州市、全国）…… 8

第２章　世帯と家族

１　世　帯

図12　世帯総数および１世帯当たりの人員の推移（北九州市、全国）…… 9
図13　男女別高齢単身世帯数および構成割合の推移（北九州市）…… 9
図14　母子世帯・父子世帯の一般世帯総数に占める割合の推移（北九州市、全国）…… 10
図15　理由別母子世帯・父子世帯数の推移（北九州市）…… 10

２　結婚、離婚、未婚

図16　平均初婚年齢の推移（北九州市、全国）…… 11
図17　婚姻率および離婚率の推移（北九州市、全国、人口千対）…… 11
図18　年齢階級別未婚率の推移（北九州市、女性）…… 12
図19　年齢階級別未婚率の推移（北九州市、男性）…… 12

３　結婚観

図20　「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について（北九州市、全国）…… 13
図21　「夫婦別々の姓を名乗ること（夫婦別姓）を選択できる方がよい」という考え方について（北九州市、全国）…… 14
図22　「結婚しても子どもを持っても持たなくてもどちらでもよい」という考え方について（北九州市、全国）…… 15
図23　「結婚しても夫婦間の愛情や信頼がなくなれば離婚するのもやむを得ない」という考え方について（北九州市、全国）…… 16

４　固定的性別役割分担意識

図24　「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について（北九州市、全国）…… 17
図25　「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての推移（北九州市）…… 18

図26 「女性が職業を持つこと」に対する考え方について（北九州市、全国）…… 19
図27 家庭内の仕事分担（北九州市、平成17年、平成23年）…… 20
図28 女性無業者が就業を希望しない理由（北九州市、平成19年、平成24年、全国、平成24年）…… 21

第３章 仕 事

１ 労働力（率）と失業（率）

図29 労働力人口および労働力人口に占める女性割合の推移（北九州市、全国）…… 22
図30 労働力率の推移（北九州市、全国）…… 22
図31 年齢階級別労働力率（北九州市、全国、平成22年）…… 23
図32 女性の年齢階級別労働力率の推移（北九州市）…… 23
図33 失業率の推移（北九州市、全国）…… 24

２ 雇用状況

図34 雇用者総数および雇用者総数に占める女性割合の推移（北九州市、全国）…… 25
図35 年齢階級別雇用者総数の推移（北九州市）…… 25
図36 男女別、年齢階級別、雇用形態別従業員構成（北九州市、平成26年）…… 26
図37 パート、アルバイト、派遣社員、契約社員（嘱託含）数および女性割合の推移（北九州市、全国）…… 26
図38 雇用形態別、年齢階級別有業者割合の推移（北九州市、全国）…… 27
図39 産業３分類別就業者割合の推移（北九州市）…… 28
図40 北九州市シルバー人材センター会員数および就業率の推移 …… 28
図41 雇用者の産業・従業上の地位・雇用形態別有業者割合（北九州市女性、平成24年）…… 29
図42 雇用者の産業・従業上の地位・雇用形態別有業者割合（北九州市男性、平成24年）…… 29

３ 賃 金

図43 基本となる給与の推移（北九州市、30歳）…… 30
図44 年齢別、学卒別、部門別基本となる給与（北九州市、平成26年度）…… 31

第４章 仕事と生活の調和

１ ワーク・ライフ・バランス

図45 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する現状認識（北九州市、平成23年）…… 32

２ 仕事と子育て・介護

図46 共働き（夫婦ともに就業者）・片働き（夫のみ就業者）世帯数（割合）と子どもの有無
（北九州市、全国、平成17年、平成22年）…… 32
図47 共働き（夫婦ともに雇用者）・片働き（夫のみ雇用者）世帯数（割合）と子どもの有無
（北九州市、全国、平成17年、平成22年）…… 33
図48 12歳以下の子どものいる世帯における共働き（夫婦ともに雇用者）・片働き（夫のみ雇用者）
世帯の割合（北九州市、全国、平成17年、平成22年）…… 33
図49 介護者の男女別割合（北九州市、全国、平成25年）…… 34
図50 介護をしながら働いている人の男女別、年齢別割合（北九州市、全国、平成24年）…… 34

３ 両立支援環境

図51 保育所定員、入所児童数、保育所数の推移（北九州市）…… 35
図52 保育所利用率の推移（北九州市、全国）…… 35
図53 保育所待機児童数の推移（北九州市、全国）…… 36
図54 特別保育利用状況の推移（北九州市）…… 36
図55 放課後児童クラブ数および登録児童数の推移（北九州市）…… 37
図56 児童手当・子ども手当受給者数の推移（北九州市）…… 37
図57 北九州市職員の育児休業・介護休暇取得者数および男女別割合の推移 …… 38

第５章　さまざまな分野における男女共同参画状況

１　政策・方針決定過程

図58　北九州市議会議員数および女性割合の推移 …… 39
図59　北九州市審議会委員数および女性割合の推移 …… 39
図60　北九州市教育委員会の教育委員数および女性割合の推移 …… 40
図61　小・中・特別支援学校のPTA会長数および女性割合の推移（北九州市） …… 40
図62　地域における委員・役員などの状況（北九州市） …… 41
図63　農業委員数および女性割合の推移（北九州市） …… 42
図64　北九州市職員の階層別職員数および女性割合（平成20年度、平成26年度） …… 42
図65　北九州市職員の女性役職者数および女性割合の推移 …… 43
図66　政令指定都市職員の管理職および役職者に占める女性割合（平成20年度、平成26年度） …… 43
図67　北九州市職員の係長試験受験率および合格率の推移 …… 44

２　経　済

図68　北九州商工会議所女性会会員数の推移 …… 45
図69　公認会計士数および女性割合の推移（北九州市、全国） …… 45

３　司法、警察、消防

図70　裁判官数および女性割合の推移（北九州市） …… 46
図71　弁護士会会員数および女性割合の推移（北九州市、全国） …… 46
図72　警察官数および女性割合の推移（北九州市） …… 47
図73　消防士数および女性割合の推移（北九州市） …… 47

４　医療、保健、福祉

図74　北九州市立医療施設に従事する医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師の女性割合の推移 …… 48
図75　北九州市立医療施設に従事する医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師における女性管理職割合の推移 …… 48

５　農業、漁業

図76　基幹的農業従事者数および女性割合の推移（北九州市） …… 49
図77　漁業従事者数および女性割合の推移（北九州市） …… 49

６　交通、運輸、建築

図78　バス乗務員数および女性割合の推移（北九州市） …… 50
図79　建築士数および女性割合の推移（北九州市） …… 50

７　科学・技術

図80　理工系の学生数および女性割合の推移（北九州市） …… 51
図81　理工系の教員数および女性割合の推移（北九州市） …… 51
図82　理工系の教員管理職者数および女性割合の推移（北九州市） …… 52

８　教　育

図83　教育段階別女性教員割合の推移（北九州市） …… 53
図84　保育士数および男性割合の推移（北九州市） …… 53
図85　北九州市立幼稚園の園長、市立小・中・特別支援学校の校長、教頭における女性割合の推移 …… 54
図86　４年制大学、短期大学・高等専門学校における講師以上の数および女性割合の推移（北九州市、平成20年度、平成26年度） …… 54
図87　高等学校卒業後の進路別推移（北九州市） …… 55
図88　４年制大学、短期大学などの進学率の推移（北九州市） …… 55

９　国際、地域

図89　外国人住民登録者数および女性割合の推移（北九州市） …… 56
表１　国籍別外国人住民登録者数（北九州市、平成19年、平成26年） …… 56
図90　夫婦のいずれか一方が外国人の婚姻件数および割合の推移（北九州市、全国） …… 57
図91　北九州市在学留学生数および女性割合の推移（北九州市） …… 57

図92　JICA九州国際センターの受け入れ研修生数および女性割合の推移 …… 58
表２　北九州市内に主たる住所を置くNPO法人数および割合（平成25年度）…… 59

第６章　生涯にわたる健康

１　生活習慣と健康

図93　特定健診における項目別有所見率の推移（北九州市）…… 60
図94　男女別、年齢階級別喫煙状況の推移（北九州市、平成16年度、平成20年度、平成23年度）…… 61
図95　骨粗しょう症検診受診者数および女性割合の推移（北九州市）…… 62

２　疾病と死亡

図96　死亡数に占める死因の割合（北九州市、平成24年）…… 63
表３　死因順位および死因別死亡率（北九州市、平成24年）…… 63
図97　自殺死亡率の推移（北九州市、全国、人口10万対）…… 64
図98　乳がん、子宮がんによる死亡率の推移（北九州市、人口10万対）…… 64
図99　乳がん・子宮頸がん検診受診率の推移（北九州市）…… 65
図100 乳児死亡･新生児死亡･死産･周産期死亡･妊産婦死亡率の推移（北九州市､人口千対､人口10万対）…… 66
図101 HIV感染者・患者報告数の推移（北九州市）…… 67
表４　感染経路別HIV感染者・患者報告数の推移（北九州市）…… 67

３　リプロダクティブ･ヘルス

図102　女性の年齢階級別不妊手術件数の推移（北九州市）…… 68
表５　20歳未満の人工妊娠中絶件数および割合の推移（北九州市、全国）…… 68
図103 人工妊娠中絶実施率の推移（北九州市、全国、人口千対）…… 69
図104 年齢階級別妊娠数に対する人工妊娠中絶割合の推移（北九州市）…… 69
図105 不妊専門相談数の推移（北九州市）…… 70
図106 特定不妊治療助成件数の推移（北九州市）…… 70

第７章　暴力、犯罪

１　性犯罪

図107 性犯罪被害の推移―ストーカー（北九州市）…… 71
図108 性犯罪被害の推移―強制わいせつ（北九州市）…… 71
図109 性犯罪被害の推移―売春関係（北九州市）…… 71
図110 性犯罪被害の推移―強姦（北九州市）…… 72
図111 性犯罪被害の推移―人身取引（北九州市）…… 72
図112 性犯罪被害の推移―配偶者暴力（北九州市）…… 72

２　ドメスティック・バイオレンス

図113 北九州市立男女共同参画センターにおけるDV､セクハラ､ストーカー､性被害相談件数の推移 …… 73
図114 北九州市の相談窓口におけるDV相談件数の推移 …… 73
図115 北九州市配偶者暴力相談支援センターにおける相談および緊急一時保護件数の推移 …… 74
図116 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移（全国）…… 74
図117 配偶者などからの暴力被害経験の割合（北九州市、平成23年）…… 75
図118 配偶者からの暴力被害経験の割合（全国、平成23年）…… 75

３　児童虐待

図119 児童虐待対応件数およびその内容の推移（北九州市）…… 76

資料集

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例 …… 77
第３次北九州市男女共同参画基本計画　～女性がいきいきと活躍できるまちを目指して～
（計画期間：平成26年４月～平成31年３月）…… 80
男女共同参画に関する施策年表（世界・日本・北九州市）…… 82

北九州市の各分野の「指導的地位」における男女共同参画状況

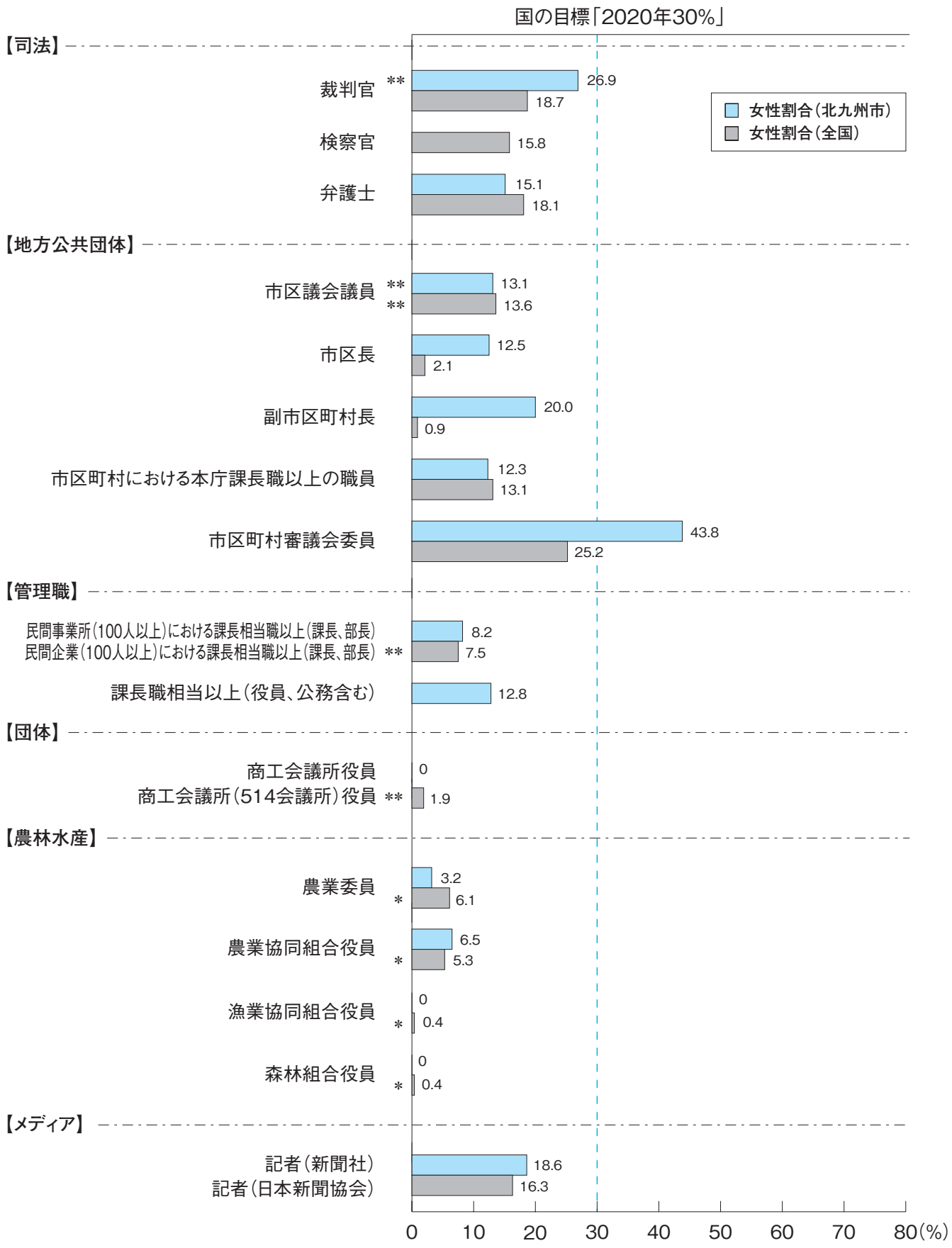

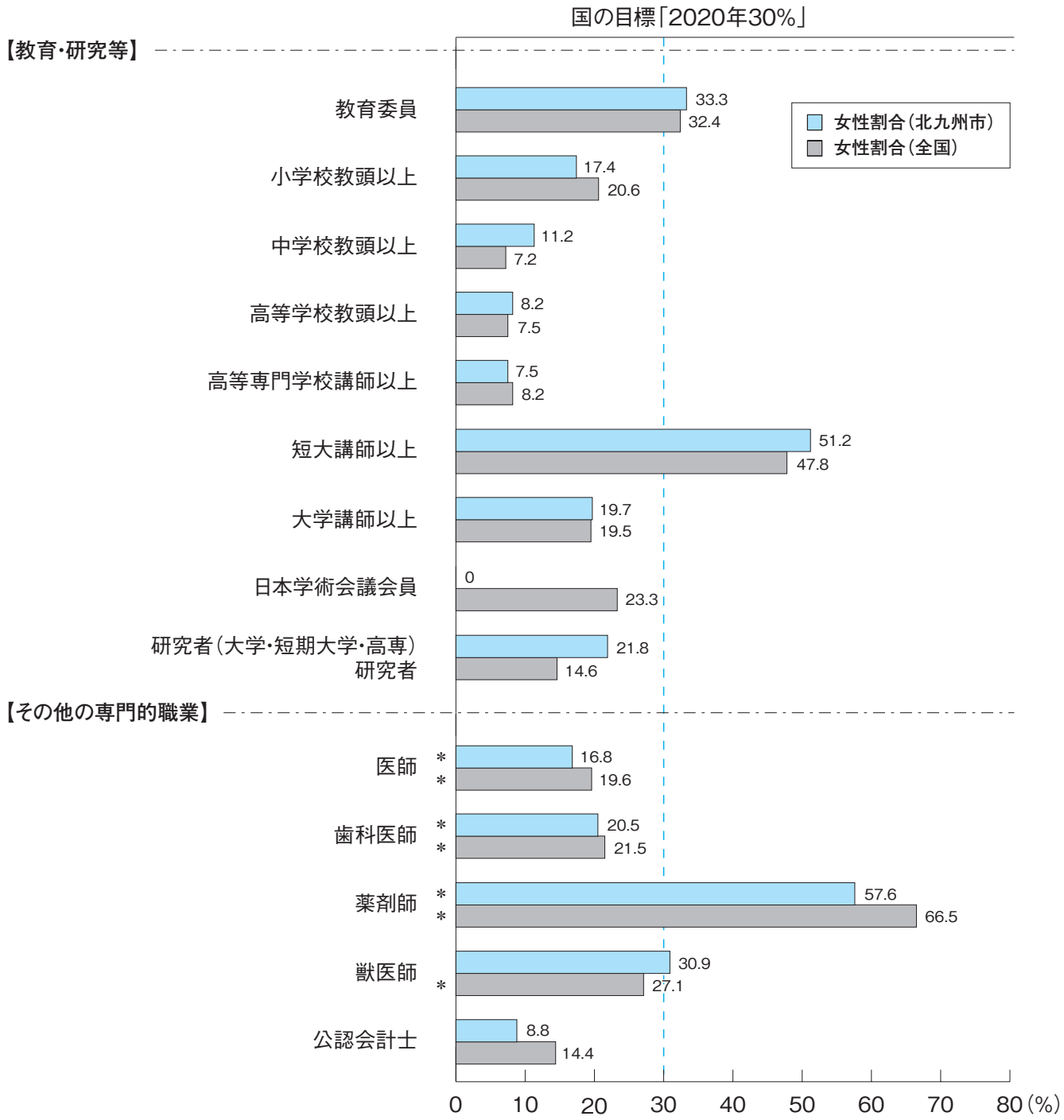

（注）国の目標「2020年30%」とは、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待して設定された目標のこと（平成15年６月、男女共同参画推進本部決定）。
各指標の数値は平成26年のデータをもとに算出。ただし、＊は平成24年、＊＊は平成25年のデータ。北九州市の「検察官」についてはデータなし。

（資料）国のデータは内閣府HP「女性の政策・方針決定過程への参画状況の推移（最新値）」による。
北九州市のデータは各機関・組織調べ。北九州市の【管理職】のデータは、常用労働者数20人以上の事業所を対象とした「北九州市における女性の活躍推進実態調査」（北九州市立男女共同参画センター、平成26年10月調査）による。北九州市の【教育・研究等】における教頭、講師、研究者等のデータは、各学校調べの数値の総計をもとに算出した値。

図１　総人口および男女別人口の推移（北九州市）

総人口は昭和54年の1,068,415人をピークに平成26年は963,259人へと、過去35年間に105,156人（9.8％）減少。平成26年の女性総人口は、男性総人口より12.6％（57,189人）多い。

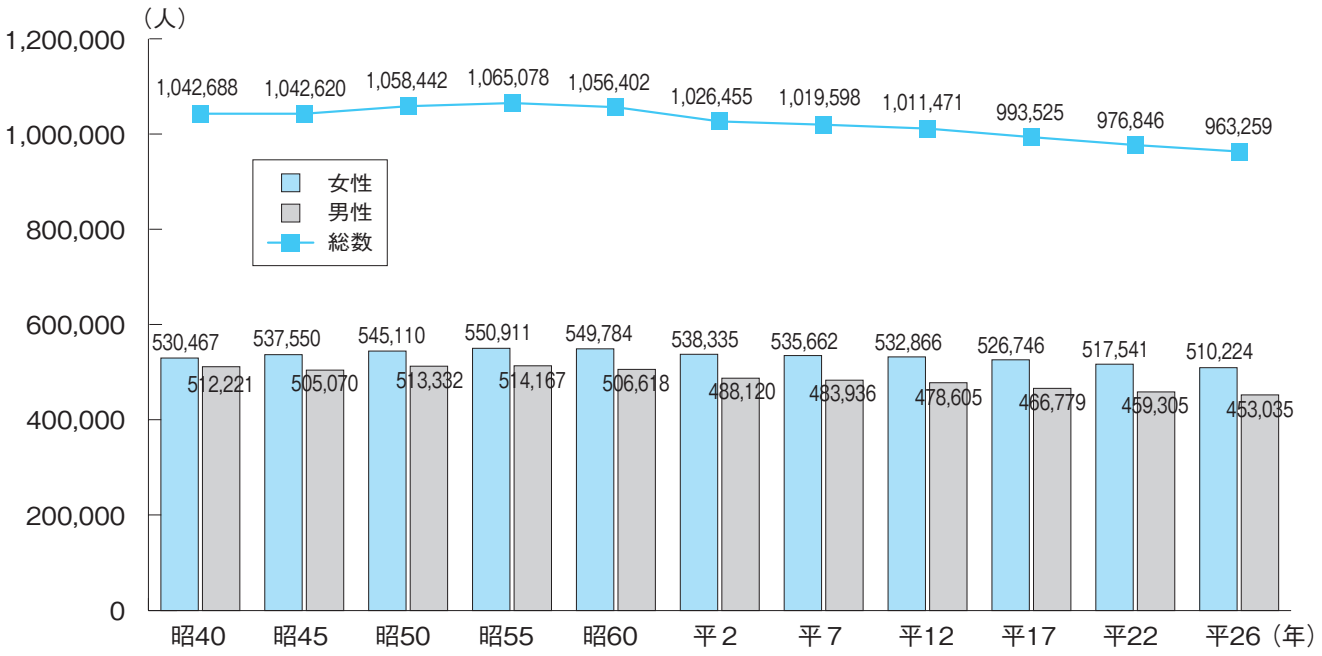

（注）外国人を含む。
（資料）総務省統計局『国勢調査』、平成26年は北九州市総務企画局企画課『北九州市推計人口』（10月１日現在）。推計人口とは『国勢調査』による常住人口に各月の出生、死亡、転出入を加減した人口。

図２　男女別、年齢３区分別人口構成割合の推移（北九州市）

年少人口と生産年齢人口の減少が続き、相対的に老年人口割合は増加。老年人口割合は、女性は平成７年、男性は平成12年に年少人口割合を上回り、平成26年は女性31.1％、男性23.8％と過去最高を更新。

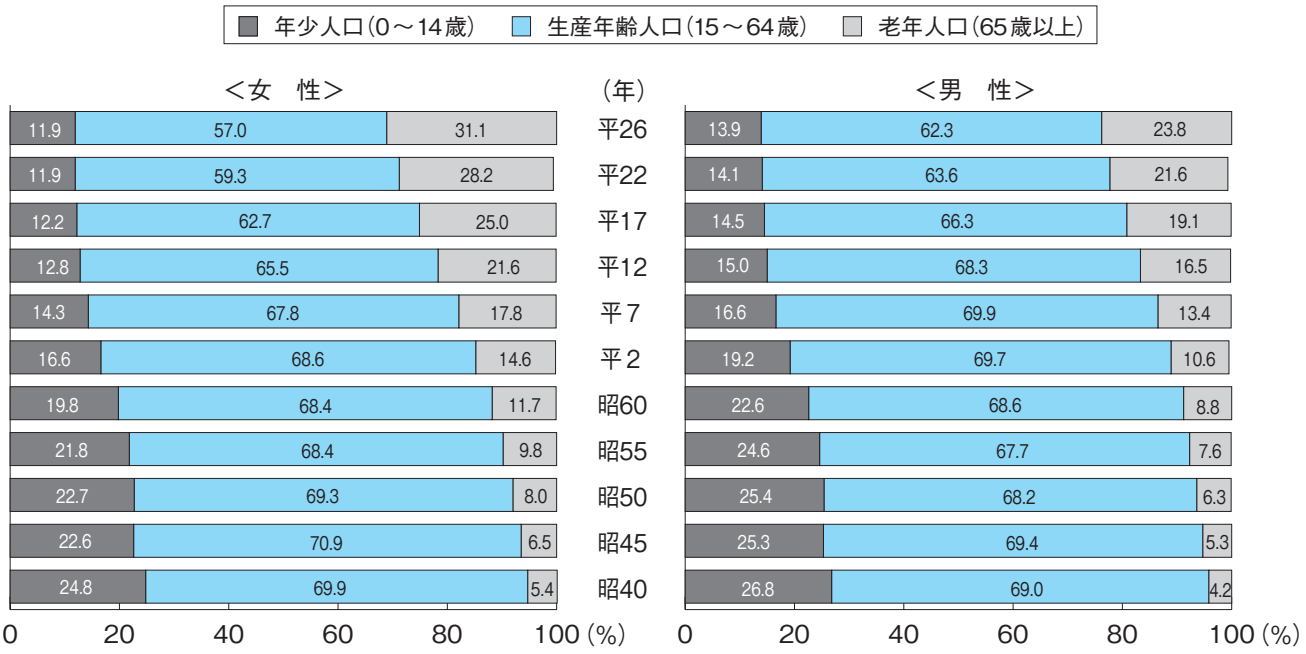

（注）人口割合=対象年齢人口／総人口（年齢不詳を含む）×100
昭和40年、45年以外の総人口には年齢不詳を含むが、グラフ上は除く。
（資料）総務省統計局『国勢調査』、平成26年は北九州市総務企画局企画課『住民基本台帳』（9月30日現在）

図３　出生数と死亡数の推移（北九州市）

昭和40年には男性死亡数の約３倍、女性死亡数の約3.5倍を示した男女の出生数は、以後減少を続け、平成17年には男女とも死亡数を下回り、その差は拡大。

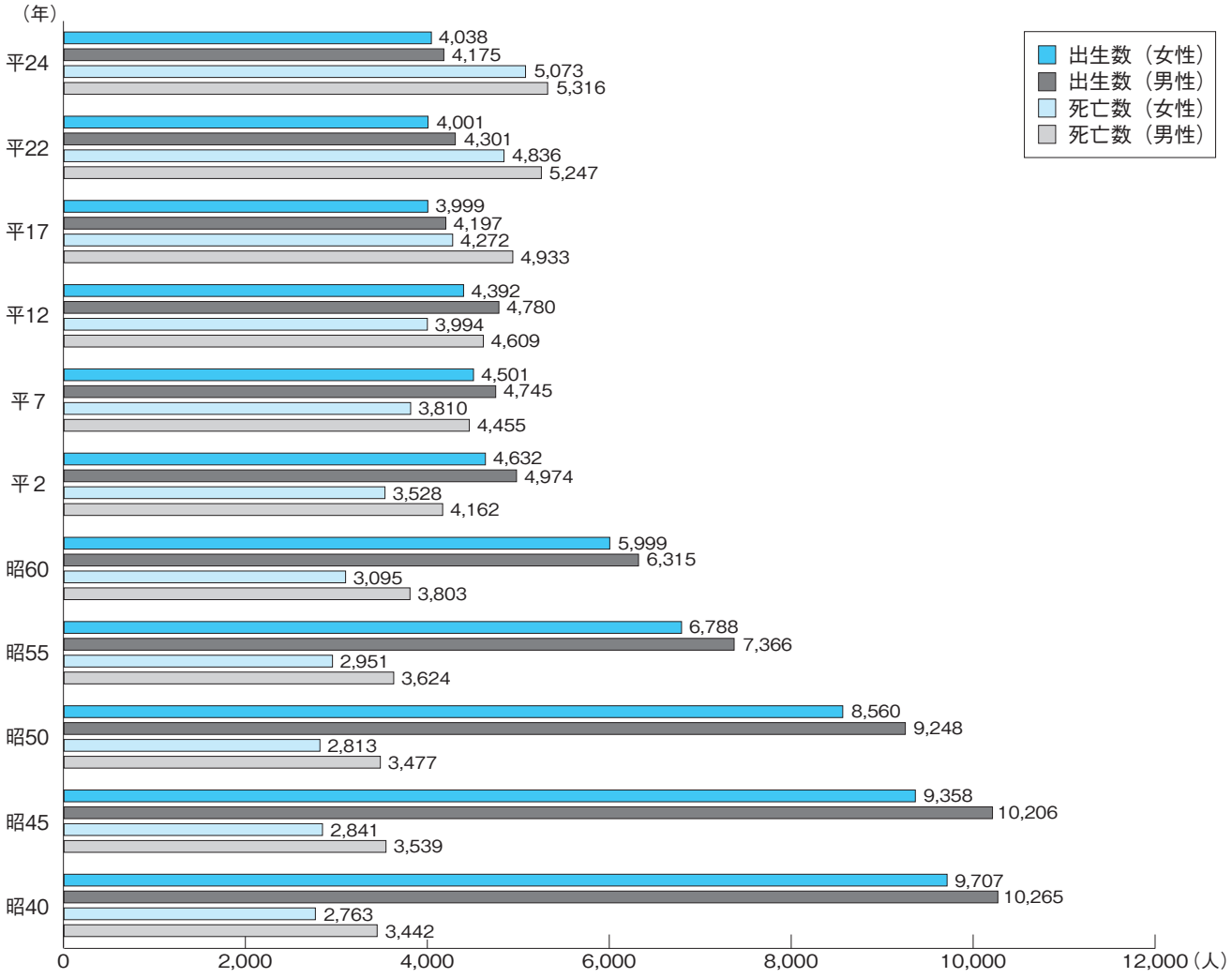

（資料）北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『北九州市衛生統計年報』

図４　出生率と死亡率の推移（北九州市、人口千対）

男女の出生率は男性が高めで減少の一途をたどるのに対し、死亡率は男性が高めで上昇を続け、平成17年には死亡率が出生率を上回る。女性の出生率は平成17年の7.7を底に、平成22年は0.2ポイント上昇し、以降7.9を維持。

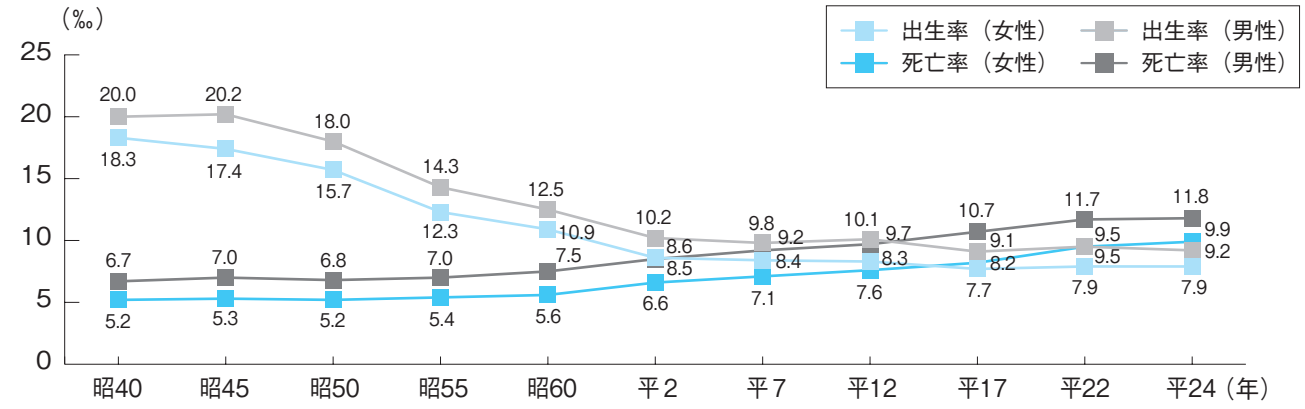

（注）出生率＝年間出生数／10月１日現在の北九州市の日本人人口×1,000
　　死亡率＝年間死亡数／10月１日現在の北九州市の日本人人口×1,000
（資料）北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『北九州市衛生統計年報』

図５　母の年齢階級別にみた出生数の推移（北九州市）

母の年齢階級「25 ～ 29歳」の出生数は、最多で推移し、「20 ～ 24歳」とともに大幅な減少を続け、平成24年にはピーク時の約４～５分の１とどちらも過去最低を更新。「35 ～ 39歳」と「40 ～ 44歳」は近年わずかに増加傾向にあるが、「35 ～ 39歳」は平成24年にやや減少を示す。

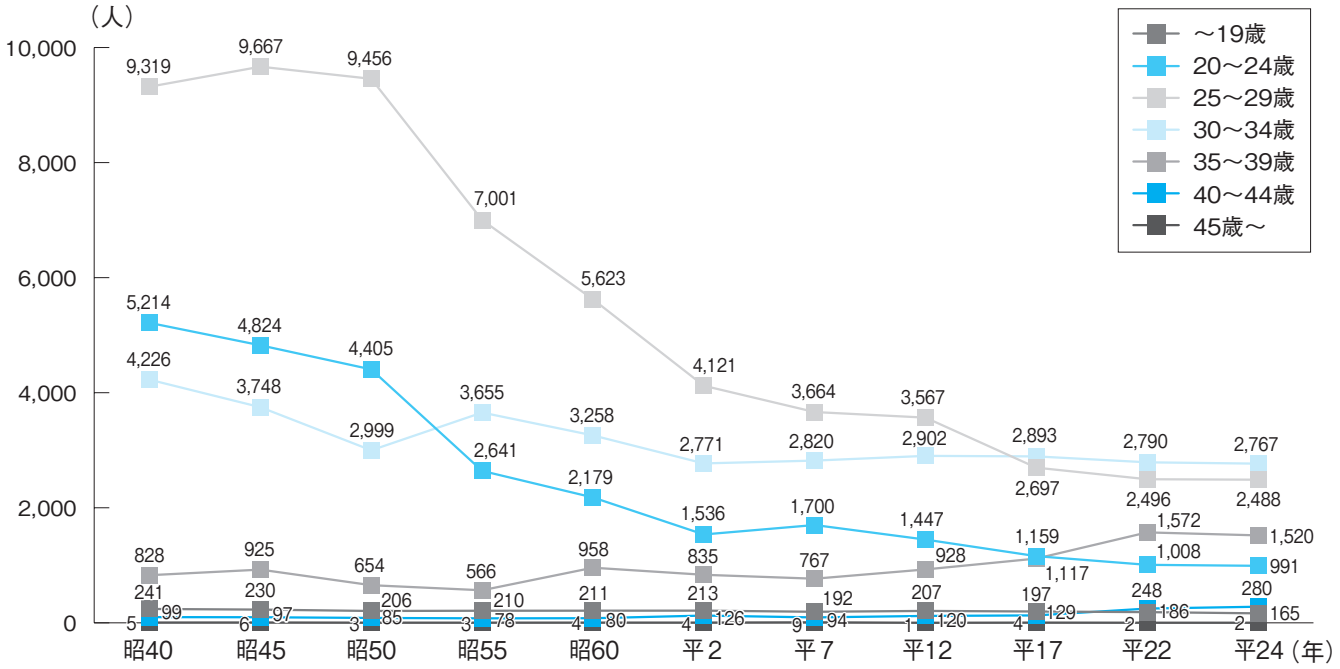

（資料）北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『北九州市衛生統計年報』

図６　母の年齢階級別にみた出生比率の推移（北九州市）

母の年齢階級「20 ～ 24歳」「25 ～ 29歳」の出生比率は減少傾向、「30 ～ 34歳」「35 ～ 39歳」「40 ～ 44歳」は増加傾向。

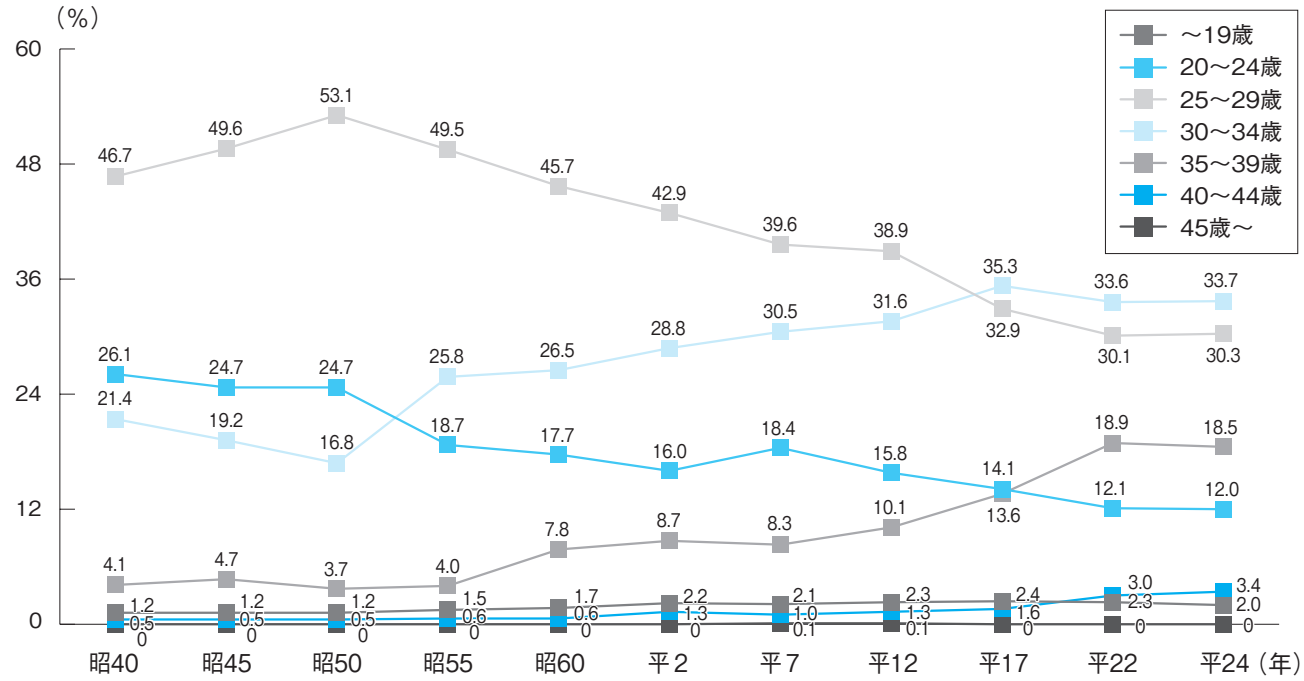

（注）母の年齢階級別年次別出生比率＝母の年齢階級別出生数／年次別出生総数×100
（資料）北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『北九州市衛生統計年報』

図７　母の年齢階級別にみた出生比率の推移（全国）

全国の母の年齢階級「20 ～ 24歳」「25 ～ 29歳」の出生比率は、北九州市同様、減少傾向。「30 ～ 34歳」「35 ～ 39歳」「40 ～ 44歳」は増加傾向。平成24年の北九州市の「20 ～ 24歳」「25 ～ 29歳」の出生比率は全国より高い。

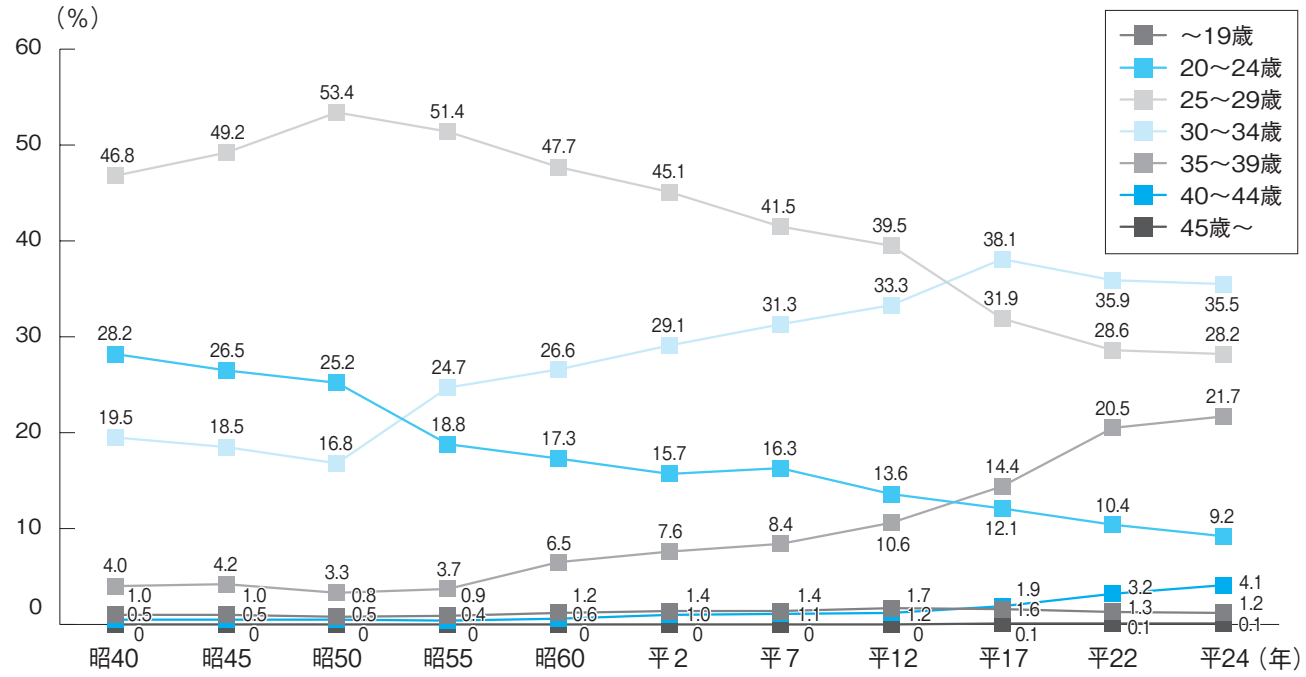

（注）母の年齢階級別年次別出生比率＝母の年齢階級別出生数／年次別総出生数×100
（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図８　合計特殊出生率の推移（北九州市、全国）

合計特殊出生率は昭和50年に2.0を下回り、平成７年まで全国より低めで減少を続け、平成17年に過去最低の1.30にまで落ち込む。以後全国よりわずか高めで上昇し、平成25年は全国より0.12ポイント高い1.55にまで回復。

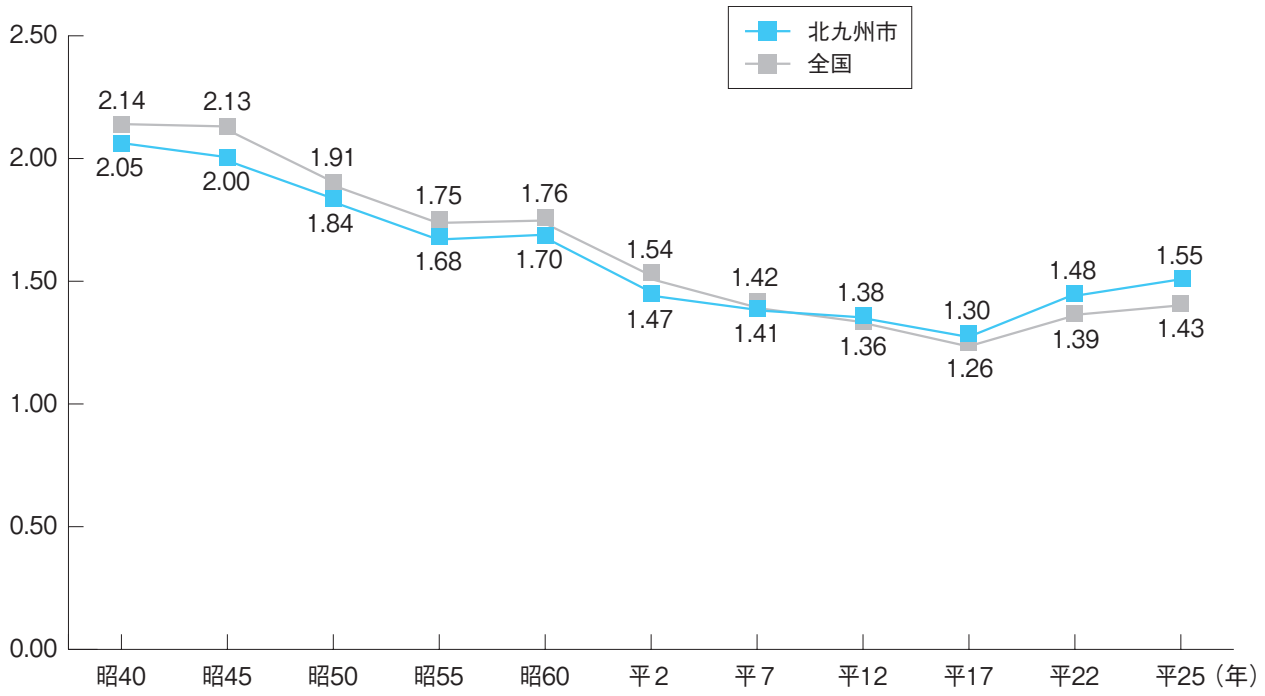

（資料）厚生労働省『人口動態統計』、北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課

図９　平均寿命の推移（北九州市、全国）

女性の平均寿命は全国と近似で、男性は全国よりわずかに低く、ともに上昇の一途をたどる。平成22年は、女性は全国より0.10歳低い86.20歳、男性は0.70歳低い78.85歳まで延び、男女とも過去最高を更新。

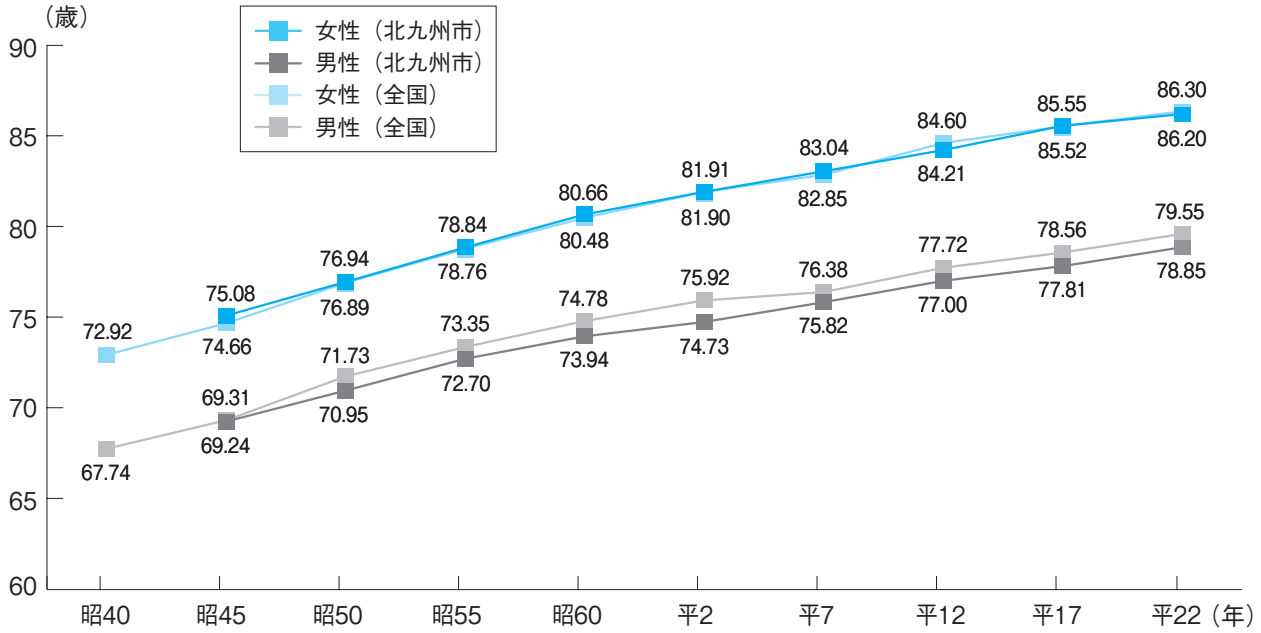

（注）平均寿命とは0歳の人の平均余命で、平均余命とは将来的に死亡率が維持されると仮定して、その年齢の人が平均であと何年生きられるかという数値。昭和40年の北九州市のデータは不明。
（資料）全国は厚生労働省『完全生命表』、北九州市は厚生労働省『都道府県別生命表』

図10　前期・後期高齢者人口の推移（北九州市）

平成26年の前期高齢者人口は男女とも昭和40年の約４倍、後期高齢者人口は男女とも約10倍に増加。平成26年の女性後期高齢者人口は男性後期高齢者人口の約２倍。

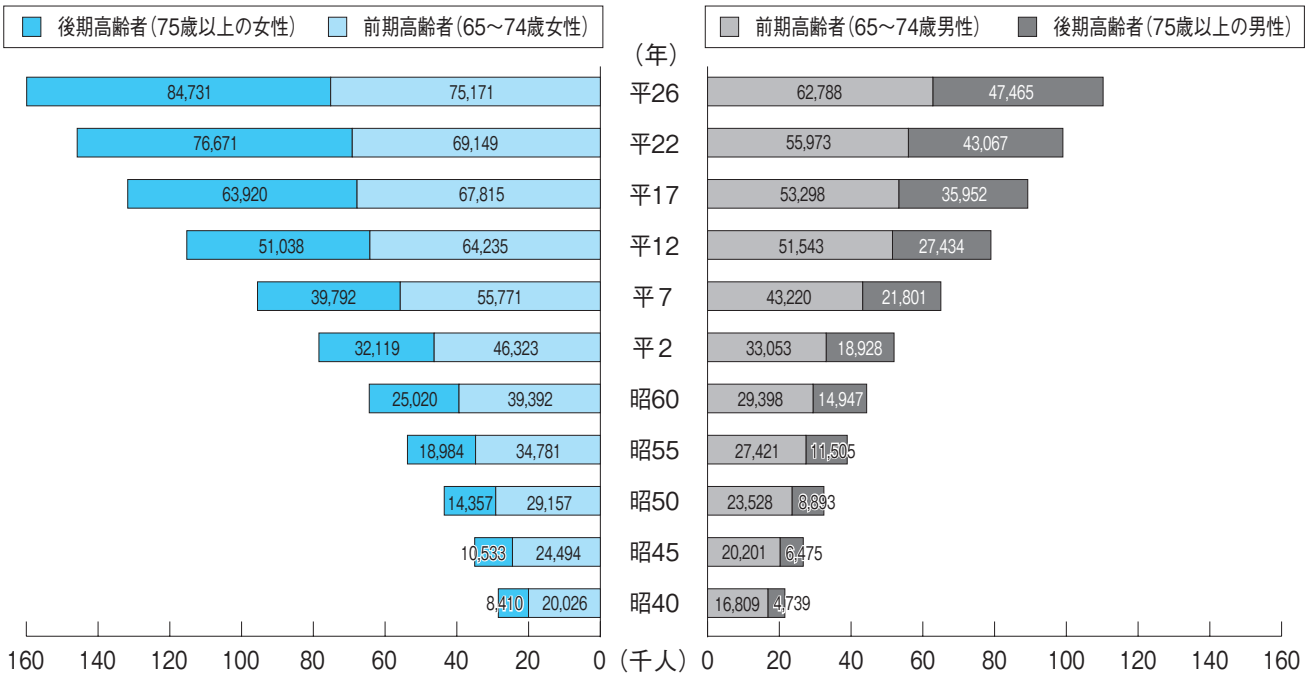

（資料）総務省統計局『国勢調査』、平成26年は北九州市総務企画局企画課『住民基本台帳』（９月30日現在）

図11　高齢化率の推移（北九州市、全国）

高齢化率は、女性は平成２年に、男性は昭和60年に全国を上回り、男女間の差を広げながら上昇を続ける。平成26年は女性は約３人に１人、男性は約４人に１人が65歳以上。

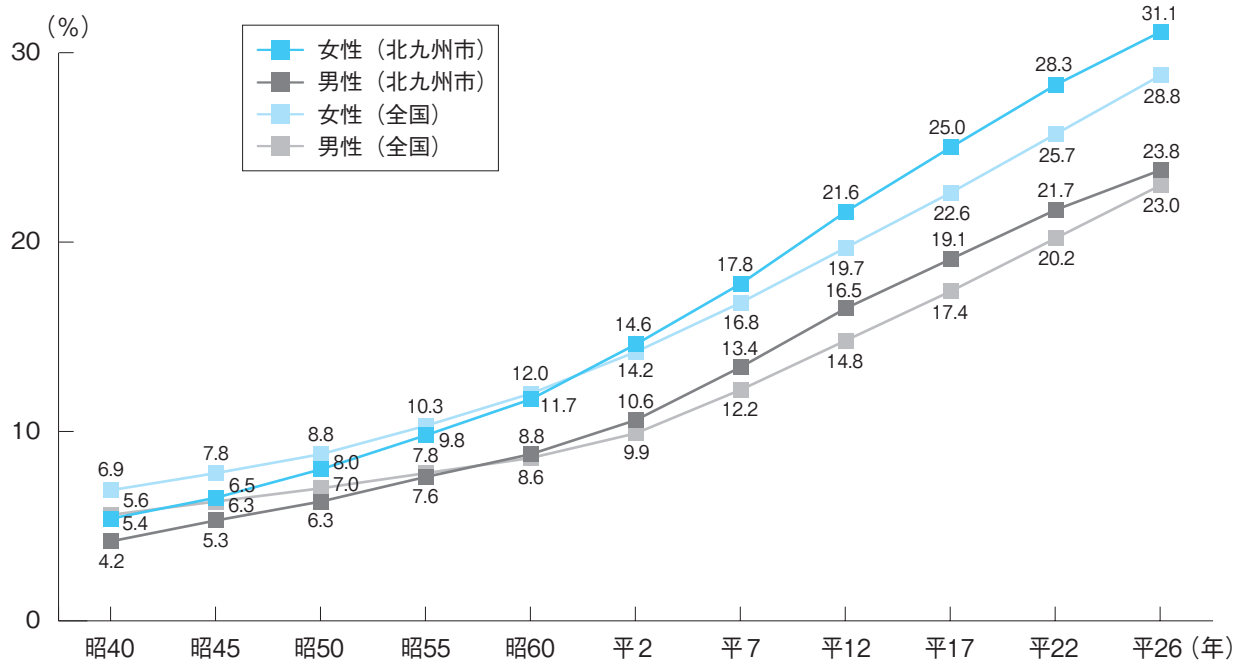

（注）高齢化率=65歳以上人口／総人口×100
（資料）総務省統計局『国勢調査』、平成26年の人口は、全国は総務省統計局『人口推計』（10月1日現在概算値）、北九州市は総務企画局企画課『住民基本台帳』（9月30日現在）

図12　世帯総数および１世帯当たりの人員の推移（北九州市、全国）

北九州市は、世帯総数の増加の一方で、昭和60年に３人を割った１世帯当たりの人員は、全国より低めで減少を続け、平成26年には2.24人と、過去最低を更新。

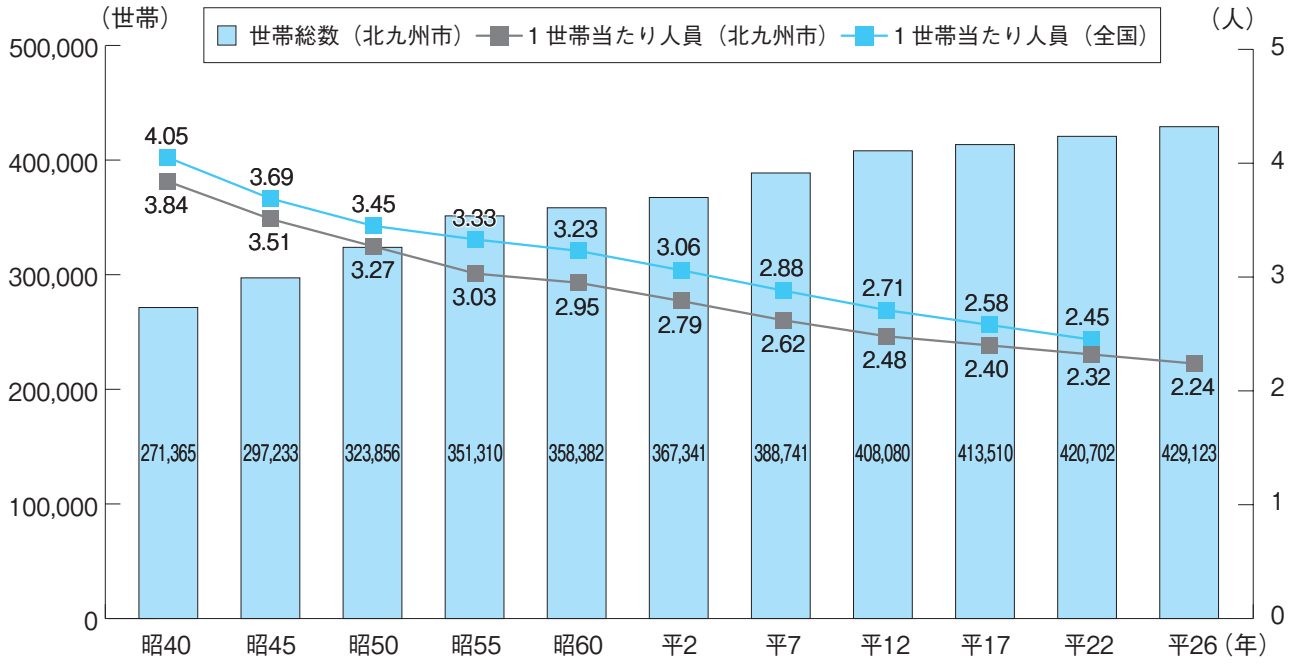

（注）全国のデータは沖縄県を除く。平成26年のデータなし。
（資料）総務省統計局『国勢調査』、平成26年は北九州市総務企画局企画課『北九州市推計人口』（10月１日現在）

図13　男女別高齢単身世帯数および構成割合の推移（北九州市）

65歳以上の高齢単身世帯数は、男女とも増加を続け、女性が約８割を占めて推移。平成22年の高齢単身世帯数は、女性は昭和60年の約3.2倍、男性は約4.4倍。

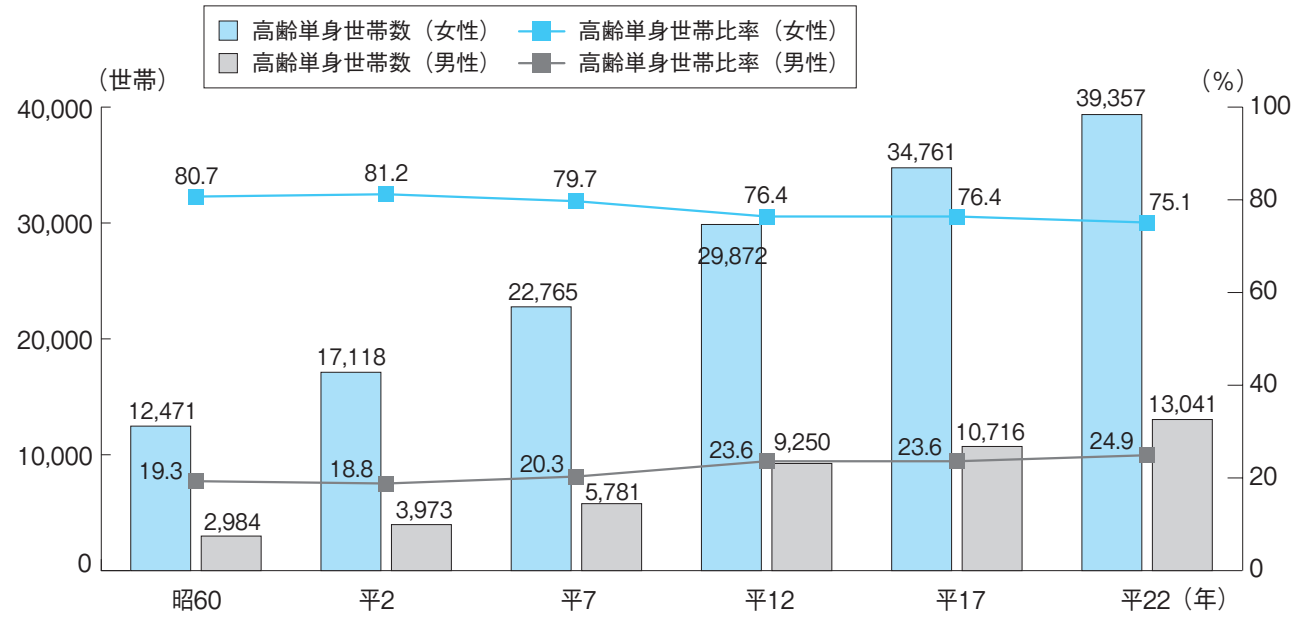

（注）「高齢単身世帯」とは、65歳以上の者１人のみの一般世帯（施設等の世帯は含まない）。
　　構成割合は、高齢単身世帯総数に占める男女の割合。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図14　母子世帯・父子世帯の一般世帯総数に占める割合の推移（北九州市、全国）

母子世帯の一般世帯総数に占める割合は、過去30年間、全国より高めで増減を繰り返し、平成22年は2.03％。父子世帯の一般世帯総数に占める割合は、全国と近似高めで漸次減少し、平成22年は0.20％。北九州市の昭和55年の母子世帯は父子世帯の約５倍、以後漸次上昇し、平成22年は約10倍。

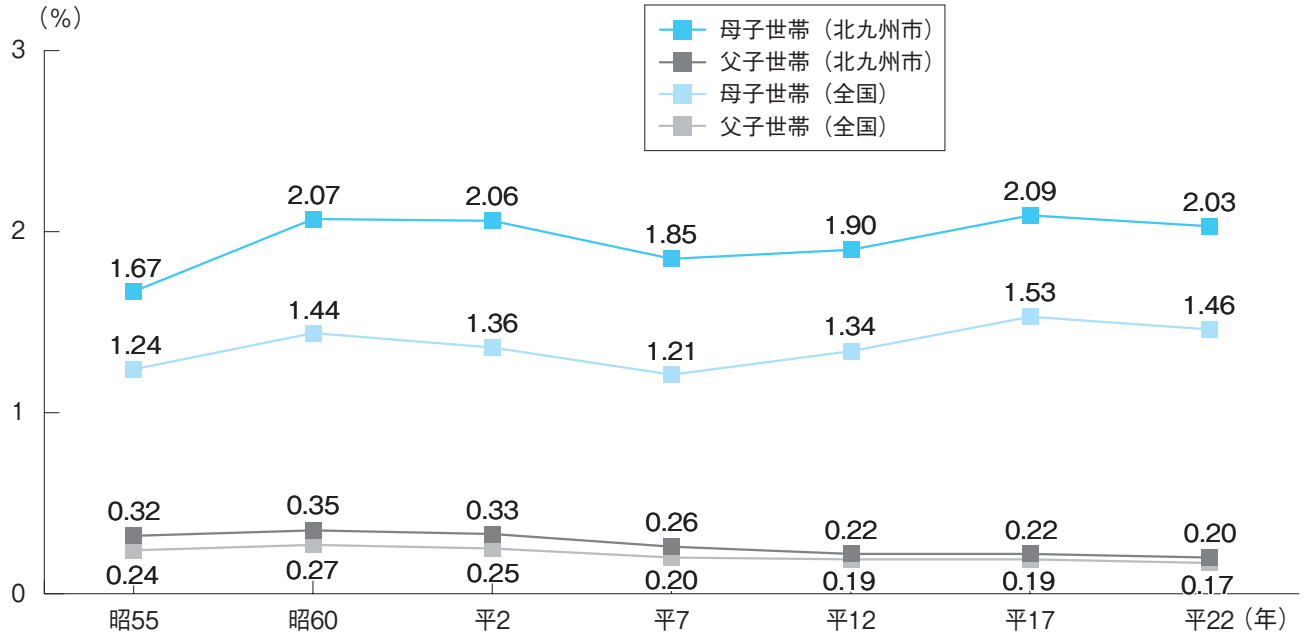

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図15　理由別母子世帯・父子世帯数の推移（北九州市）

平成22年の母子世帯数は平成７年に比べ19％増、父子世帯は16％減。ひとり親世帯になった理由は、「離別」が圧倒的に多く、「死別」は、母子・父子世帯とも減少傾向。

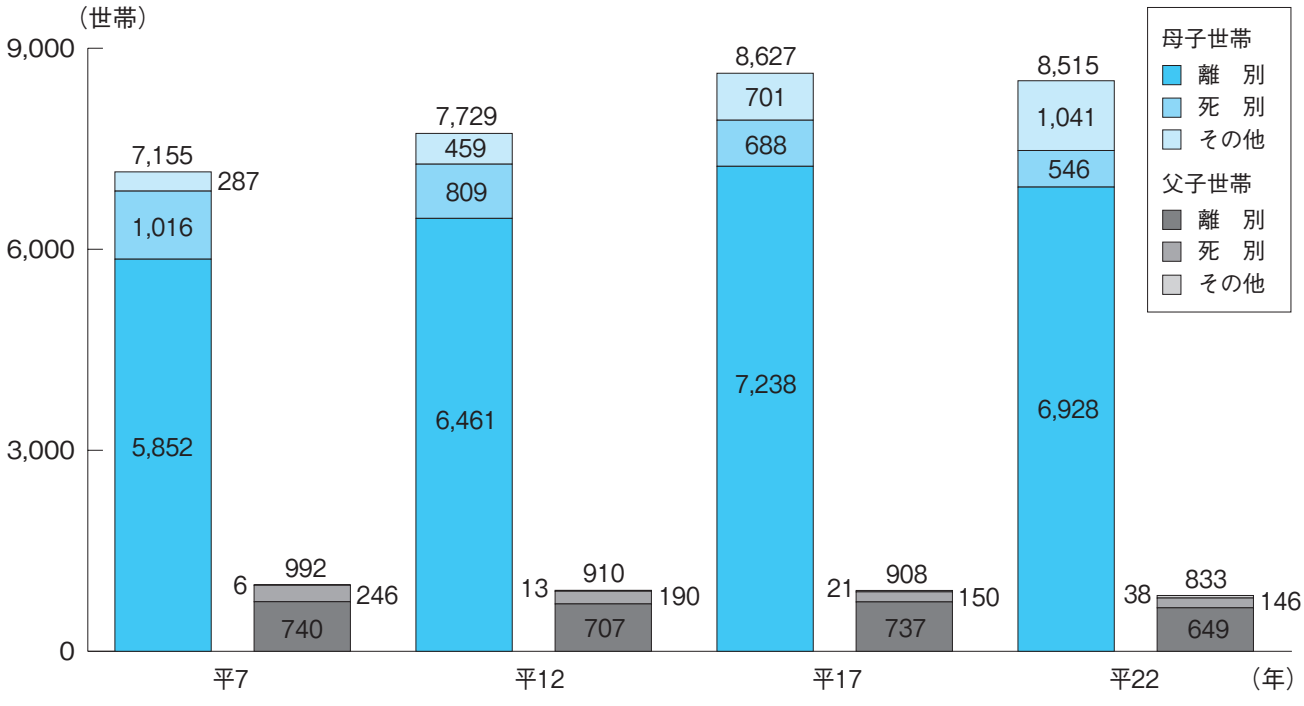

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図16　平均初婚年齢の推移（北九州市、全国）

平均初婚年齢は、妻は平成７年に、夫は昭和50年に、全国を下回り、妻･夫ともに全国より低め近似で上昇を続け、平成24年は妻28.9歳、夫30.2歳と、その差を1.3歳にまで縮小。過去約50年間で北九州市の平均初婚年齢は、妻は4.1歳、夫は2.9歳上昇。

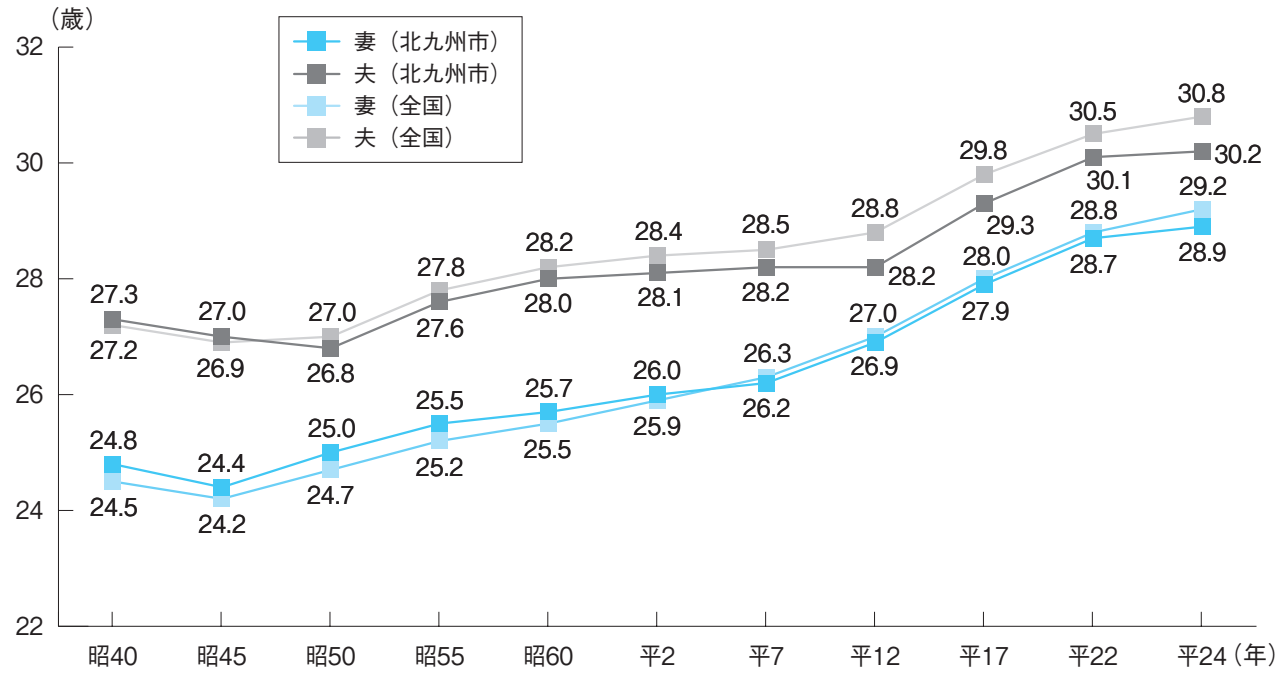

（注）夫妻の年齢は、結婚式をあげたときまたは同居を始めたときの年齢。
（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図17　婚姻率および離婚率の推移（北九州市、全国、人口千対）

婚姻率は、昭和40年以降、全国と近似でほぼ減少傾向。離婚率は、昭和40年以降、全国よりわずかに高めで微増を続け、平成12年をピークに減少に転換。平成24年の婚姻率は5.26で、全国より0.05ポイント低く、過去最低を更新。

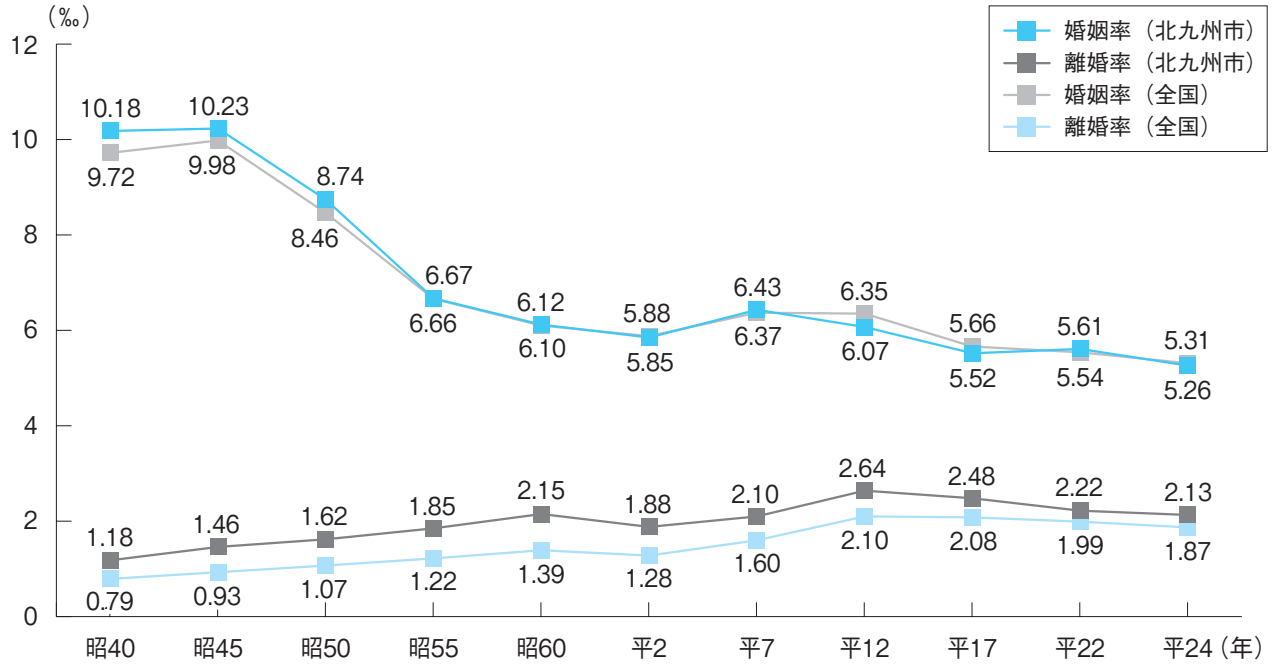

（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図18　年齢階級別未婚率の推移（北九州市、女性）

女性の未婚率は、近年すべての年齢階級で上昇を続けてきたが、平成17年をピークに「29歳以下」の年齢階級で減少に転換。「15 ～ 19歳」以外のすべての年齢階級で女性の未婚率は男性より低い。

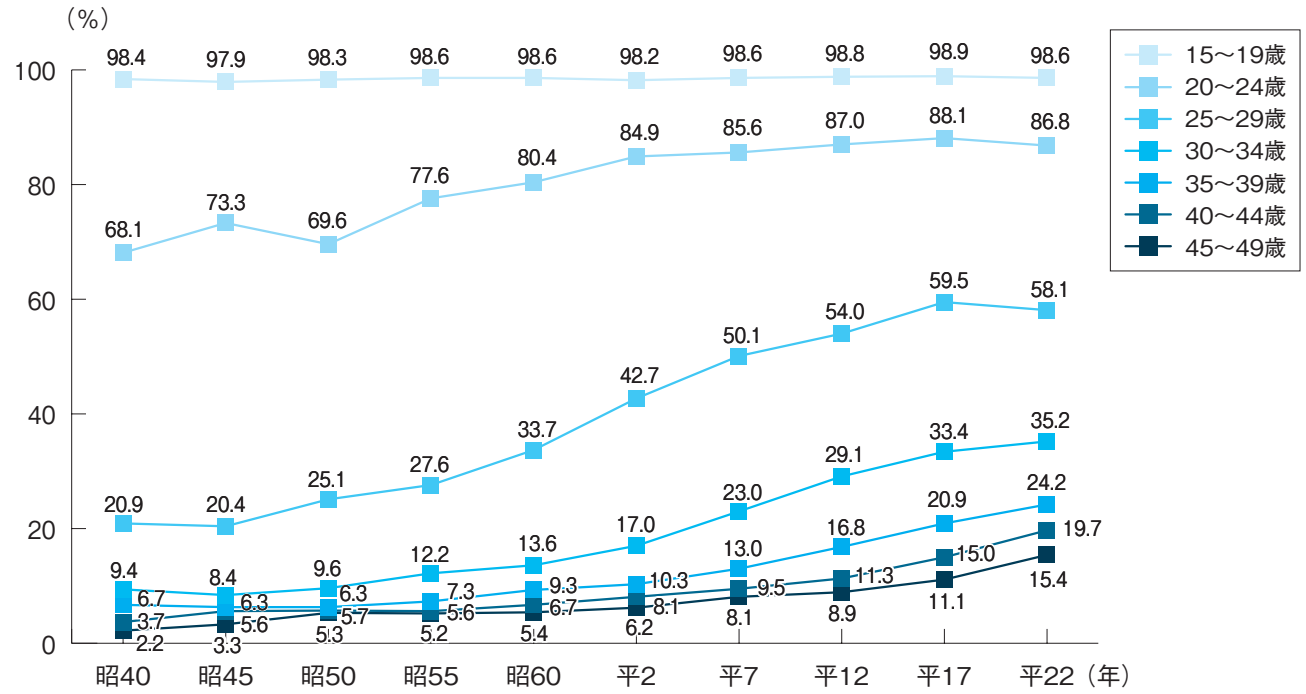

（注）未婚率＝年齢階級別未婚者数／年齢階級別人口×100
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図19　年齢階級別未婚率の推移（北九州市、男性）

男性の未婚率は、近年「15 ～ 19歳」以外のすべての年齢階級でほぼ上昇を続けてきたが、平成17年をピークに「34歳以下」の各年齢階級で減少に転換。

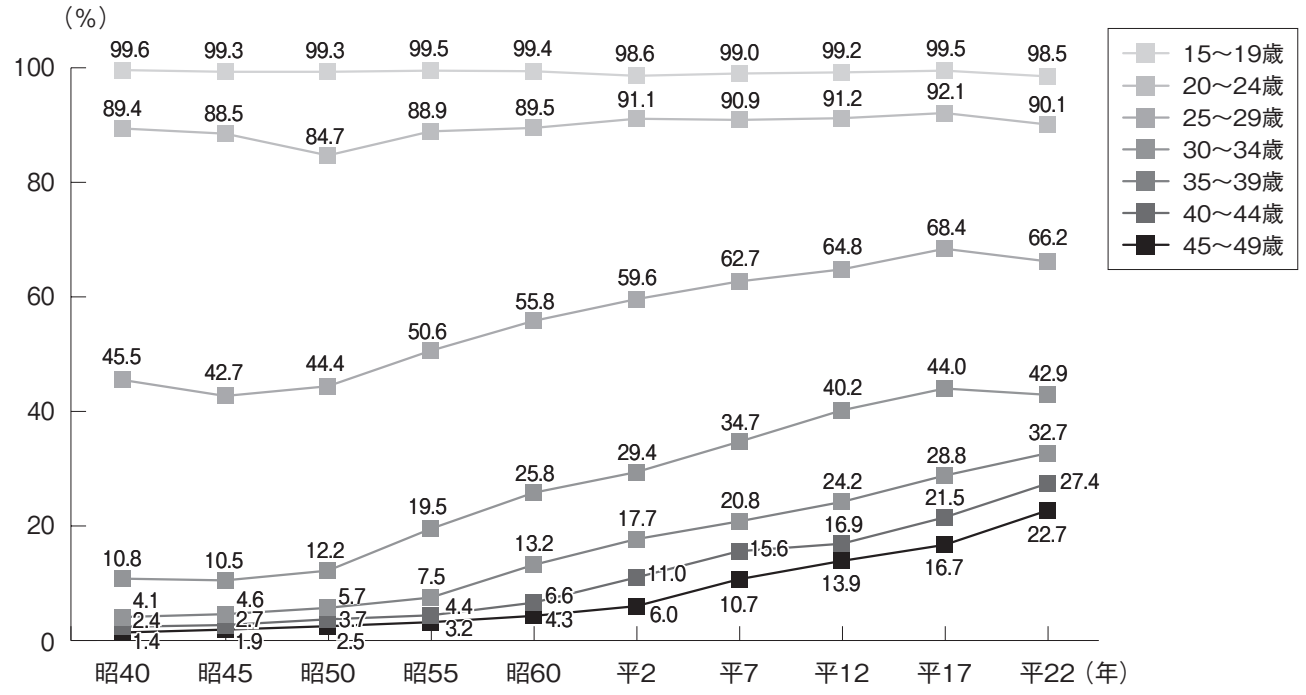

（注）未婚率＝年齢階級別未婚者数／年齢階級別人口×100
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図20　「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について（北九州市、全国）

北九州市の「賛成」（全体）は、65.3％にまで上昇し、全国の70.0％と4.7ポイント差にまで縮小。「賛成」の北九州市女性は71.6％にまで上昇し、全国女性の73.5％に1.9ポイント差に迫り、男性も55.7％にまで上昇し、全国男性の66.1％と10.4ポイント差にまで縮小。

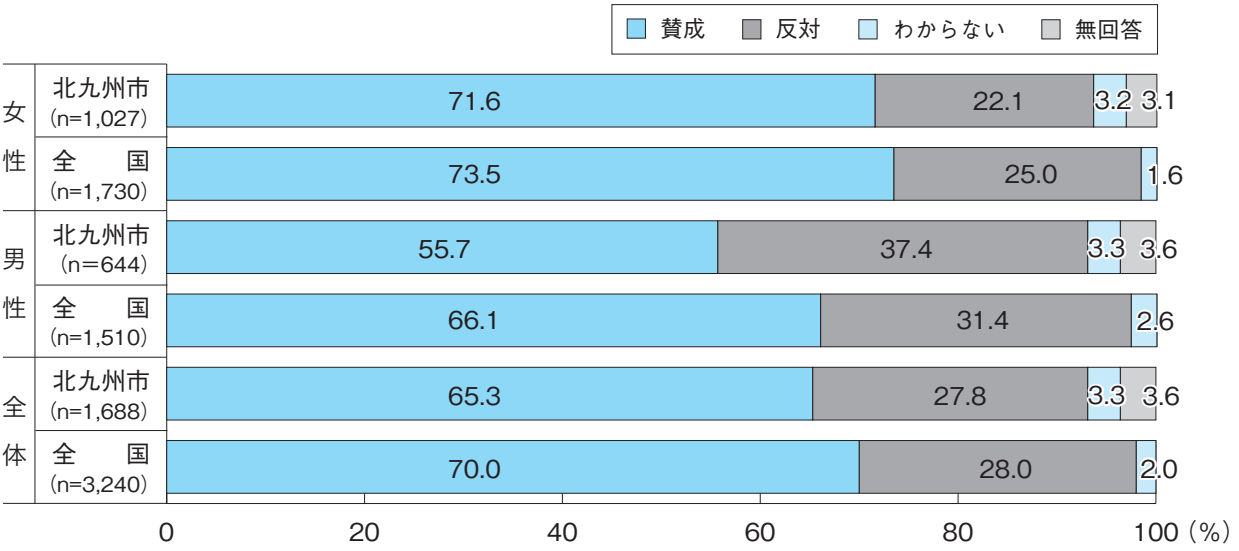

（注）北九州市の「賛成」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した数値、「反対」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した数値。全国の「賛成」は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した数値、「反対」は「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した数値。
（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進課『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査）
内閣府『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成21年10月調査）

【参考】『北九州市の男女共同参画統計データ集2008』

「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもよい」という考え方について（北九州市、全国）

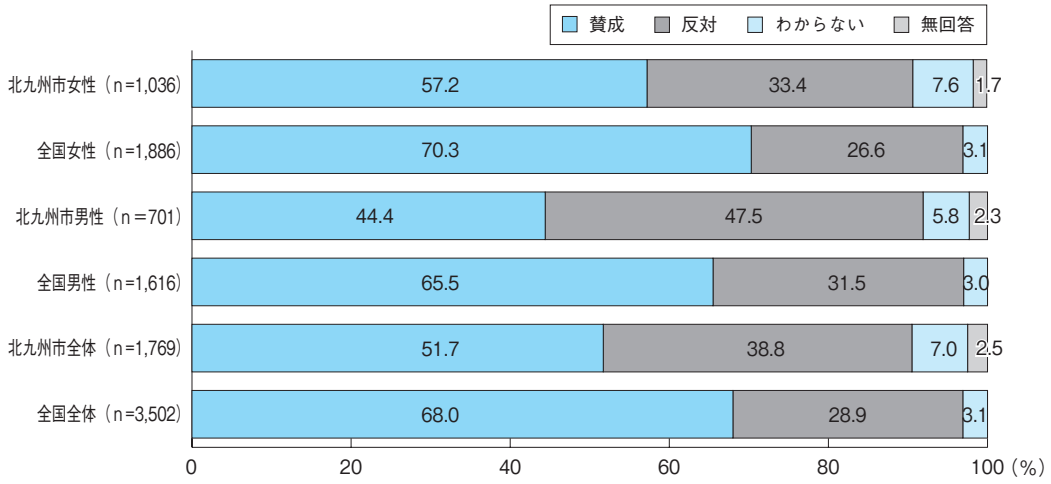

（注）「賛成」は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した数値、「反対」は「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した数値。
（資料）北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成17年９月調査）、
内閣府大臣官房政府広報室『男女共同参画社会に関する世論調査報告書』（平成16年11月調査）

図21　「夫婦別々の姓を名乗ること（夫婦別姓）を選択できる方がよい」という考え方について（北九州市、全国）

選択的夫婦別姓に「賛成」は、北九州市女性34.5％（前回調査時より2.0ポイント増、全国女性61.5％）、北九州市男性19.9％（前回調査時より4.9ポイント減、全国男性57.1％）と、全国との差は依然大きい。

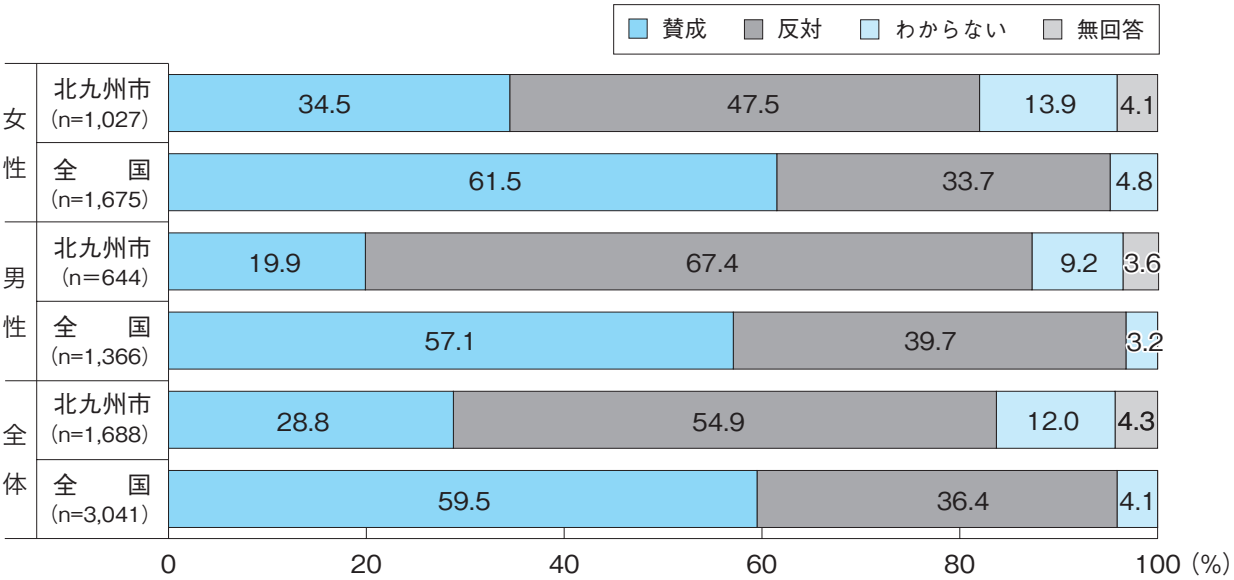

（注）北九州市の「賛成」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した数値、「反対」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した数値。全国の「賛成」は「法律を改めてもかまわない」と「通称として使えるように法律を改めることについてはかまわない」を合計した数値、「反対」は「現在の法律を改める必要はない」の数値。
（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進課『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査）
内閣府『家族の法制に関する世論調査』（平成24年12月調査）

【参考】『北九州市の男女共同参画統計データ集2008』

「夫婦が別々の姓を名乗ること（夫婦別姓）を選択できるようにすべきだ」という考え方について（北九州市、全国）

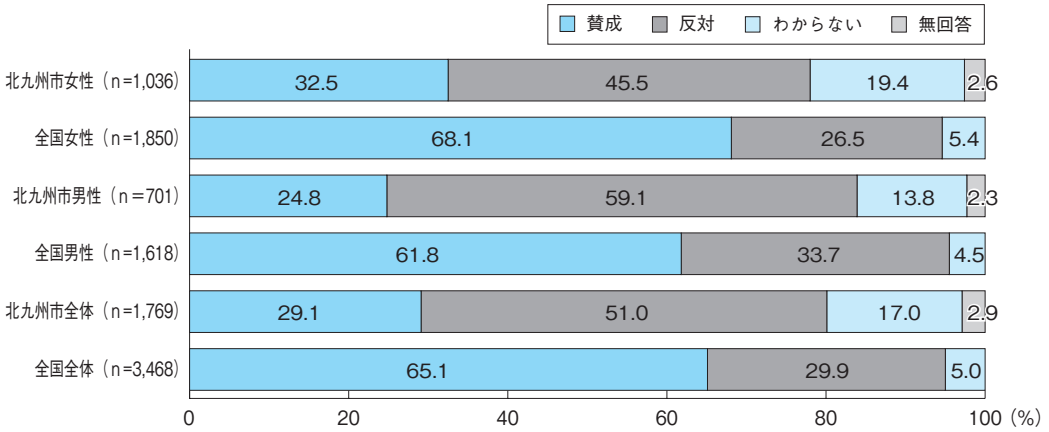

（注）「賛成」は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した数値、「反対」は「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した数値。
全国調査については、「…現在の法律を改める必要はない」を「反対」とし、「…法律を改めてもかまわない」と「…法律を改めることについてはかまわない」の合計を「賛成」とした。
（資料）北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成17年９月調査）、
内閣府大臣官房政府広報室『選択的夫婦別氏制度に関する世論調査報告書』（平成13年５月調査）

図22 「結婚しても子どもを持っても持たなくてもどちらでもよい」という考え方について（北九州市、全国）

北九州市女性の「賛成」は51.7％にまで上昇し、全国女性の46.5％を5.2ポイント上回った。男性は、北九州市、全国ともにわずかに「賛成」が増加したものの、顕著な変化は示していない。

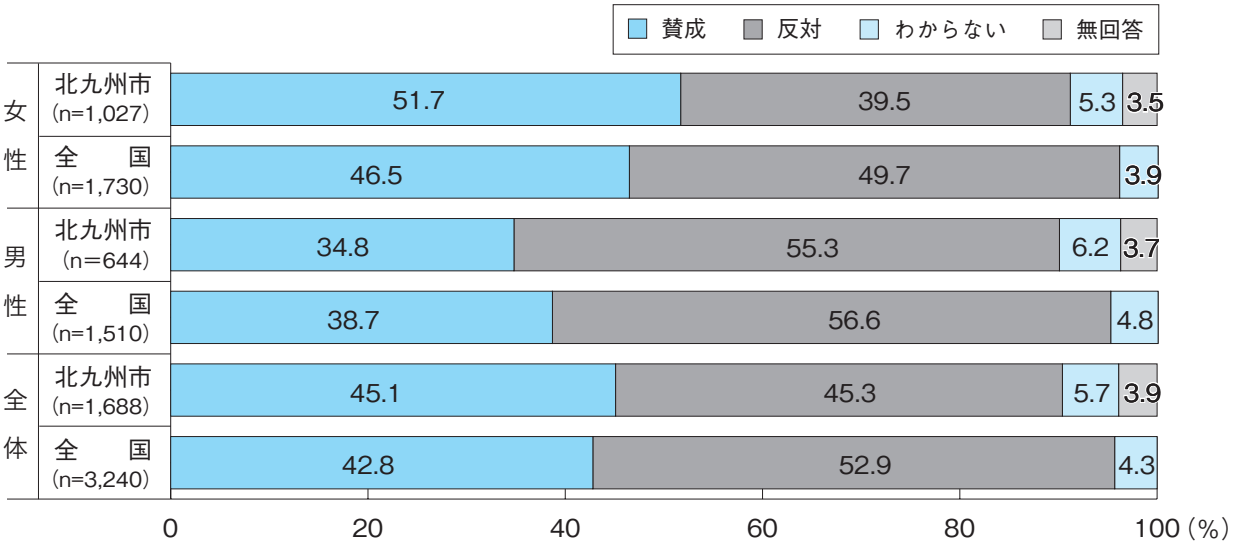

（注）北九州市の「賛成」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した数値、「反対」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した数値。全国は、「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」に対する回答で、「賛成」は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した数値、「反対」は「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した数値。
（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進課『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査）
内閣府『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成21年10月調査）

【参考】『北九州市の男女共同参画統計データ集2008』

「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」という考え方について（北九州市、全国）

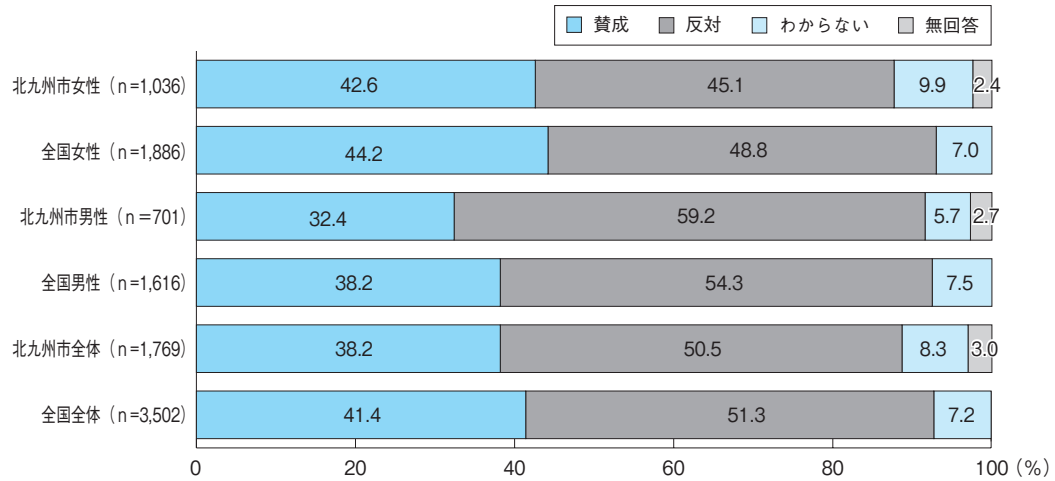

（注）「賛成」は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した数値、「反対」は「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した数値。
（資料）北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成17年９月調査）
内閣府大臣官房政府広報室『男女共同参画社会に関する世論調査報告書』（平成16年11月調査）

図23 「結婚しても夫婦間の愛情や信頼がなくなれば離婚するのもやむを得ない」という考え方について（北九州市、全国）

「賛成」は、北九州市全体で71.7％、北九州市女性76.3％、北九州市男性65.1％にまで上昇し、全国を大きく上回っている。

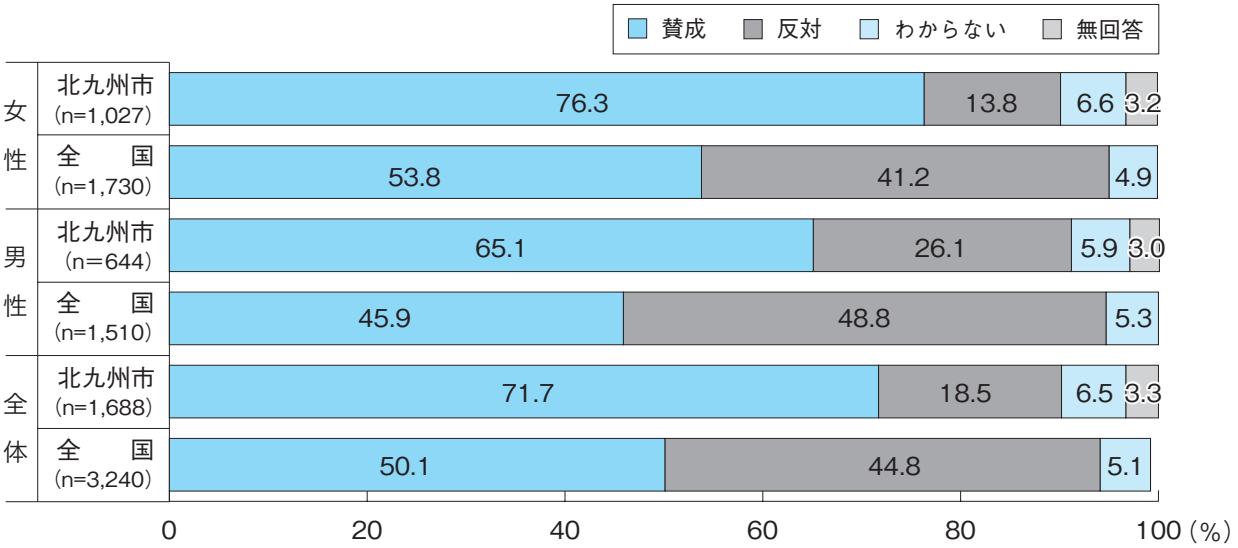

（注）北九州市の「賛成」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した数値、「反対」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合計した数値。全国は「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」に対する回答で、「賛成」は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した数値、「反対」は「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した数値。
（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進課『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査）
内閣府『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成21年10月調査）

【参考】『北九州市の男女共同参画統計データ集2008』

「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方について（北九州市、全国）

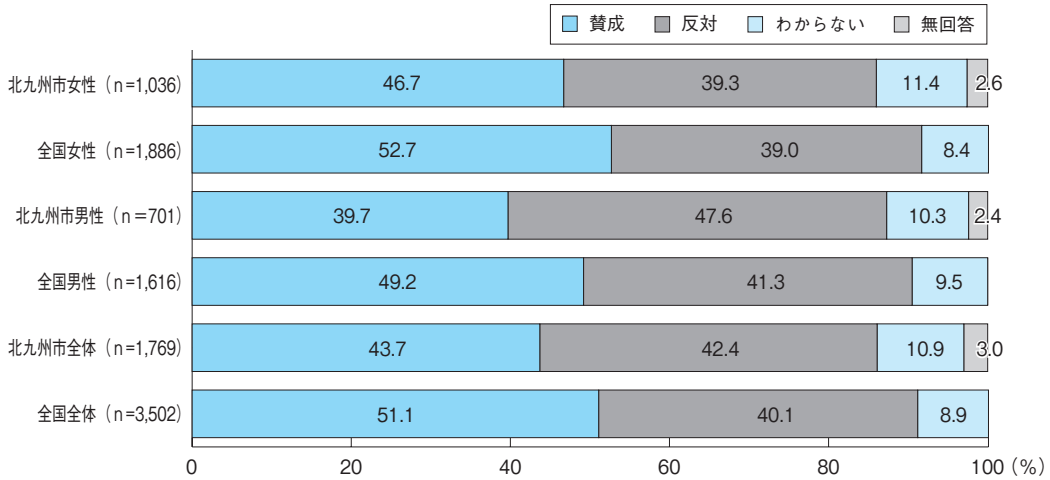

（注）「賛成」は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した数値、「反対」は「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した数値。
（資料）北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成17年９月調査）、
内閣府大臣官房政府広報室『男女共同参画社会に関する世論調査報告書』（平成16年11月調査）

図24 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について（北九州市、全国）

北九州市は、女性の57.7%（対前回17.9ポイント増）、男性の47.9%（対前回21.0ポイント増）が「否定派」（「反対」＋「どちらかといえば反対」）となり、全体で多数派が「肯定派」（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）から「否定派」へ、逆に全国は「否定派」（48.9%→45.1%）から「肯定派」（45.2%→51.6%）へ逆転。

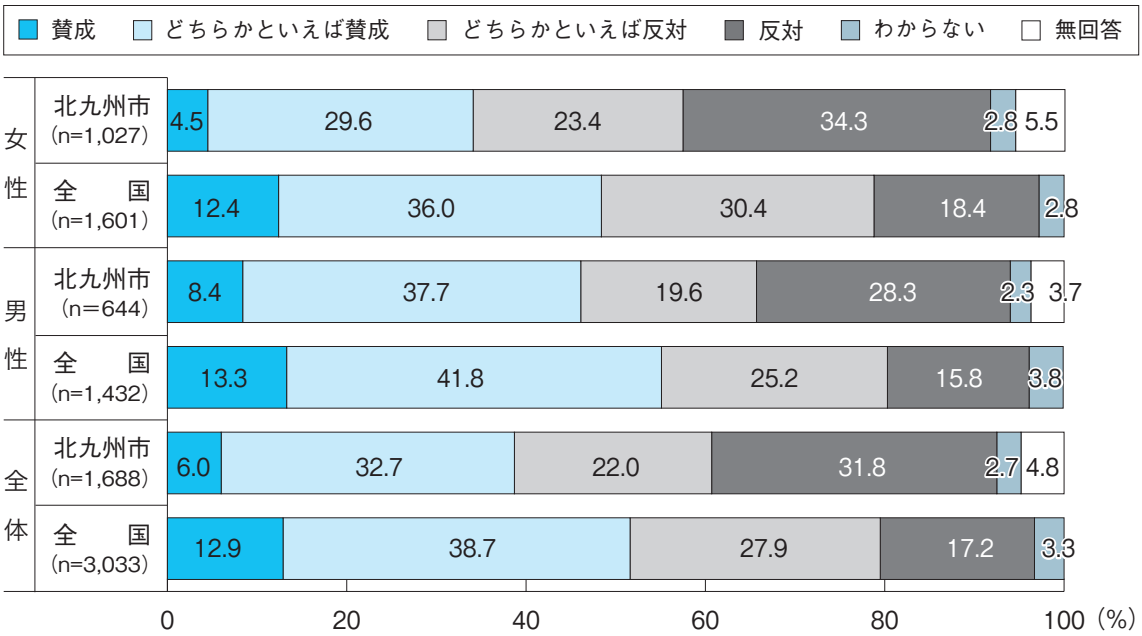

（注）北九州市は「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の数値。
（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進課『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査）、
『男女共同参画に関する副読本　ひびき愛』（平成26年３月）
内閣府『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成24年10月調査）

【参考】『北九州市の男女共同参画統計データ集2008』

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について（北九州市、全国）

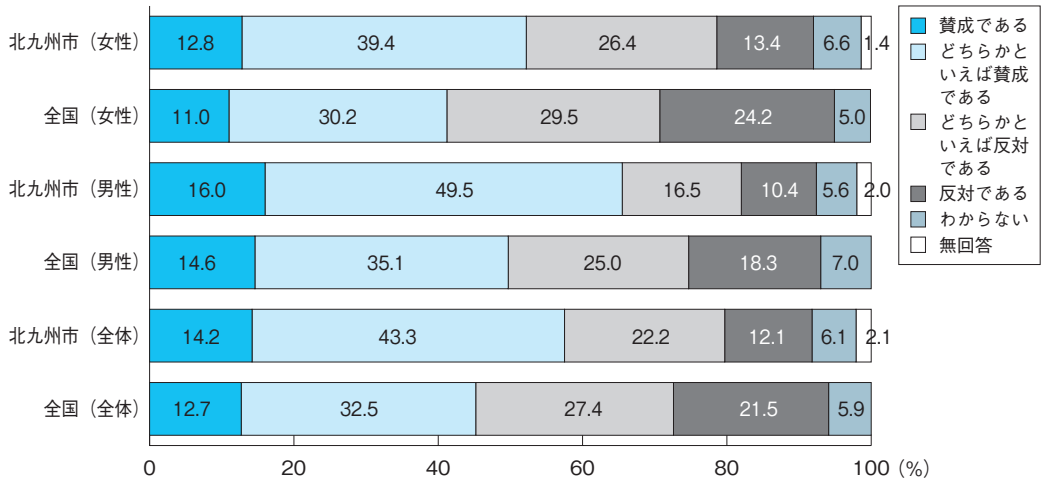

（注）北九州市（n=1,769）、女性（n=1,036）、男性（n=701）
全国（n=3,502）、女性（n=1,886）、男性（n=1,616）
（資料）北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成17年９月調査）
内閣府大臣官房政府広報室『男女共同参画社会に関する世論調査報告書』（平成16年11月調査）

図25 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての推移（北九州市）

昭和58年度には71.4％を占めた「肯定派」は、圧倒的多数を維持しながらも、ゆるやかに減少を続け、平成17年度以降、肯定派の急激な減少と否定派の急激な上昇を示し、平成23年度は否定派が肯定派を大きく上回り、逆転。

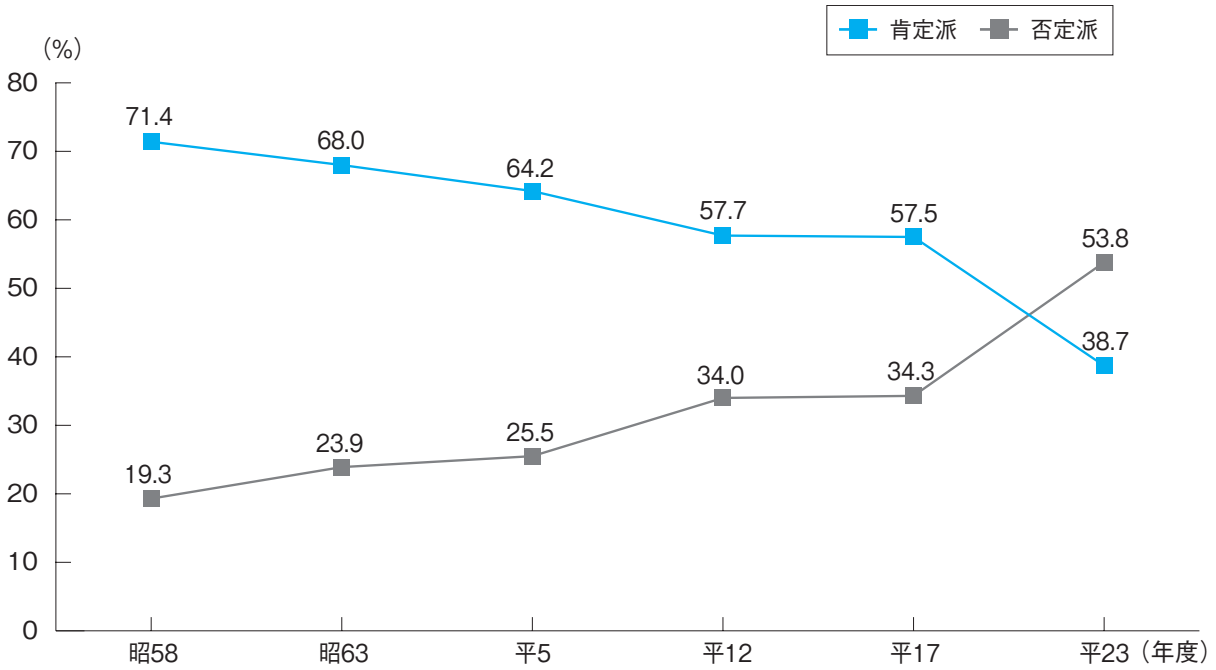

（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進課『第３次北九州市男女共同参画基本計画』

図26 「女性が職業を持つこと」に対する考え方について（北九州市、全国）

北九州市は、男女とも「継続」が増加し、「退職」が減少したものの、「中断」が依然約６割を占める。全国は「継続」が約５割で、「中断」は約３割にとどまっている。

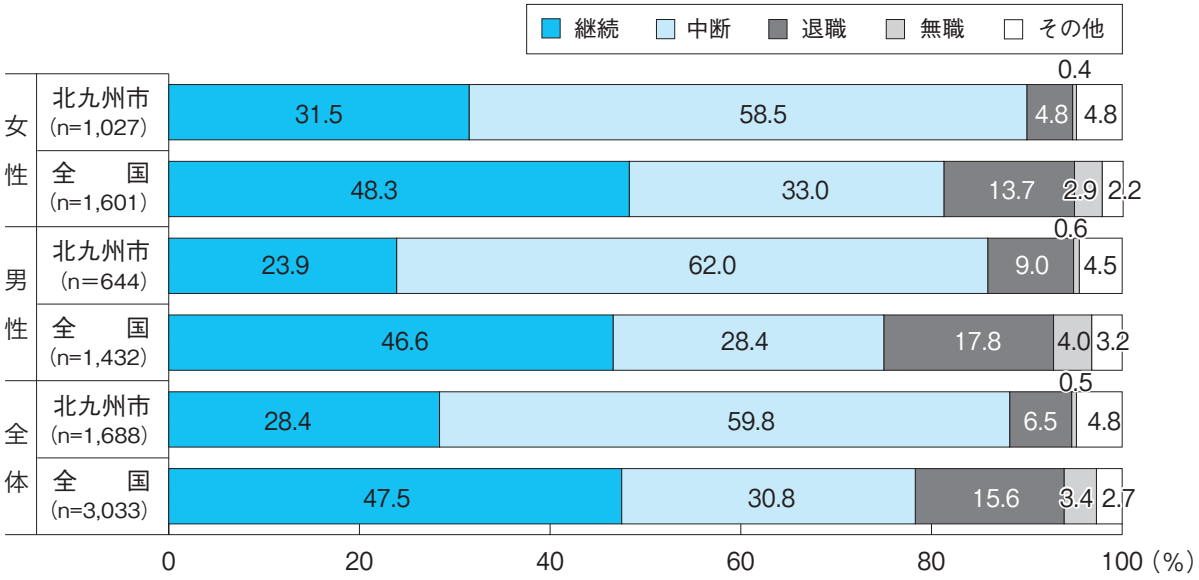

（注）継続「女性はずっと職業を持っている方がよい」
中断「女性は子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」
退職「女性は結婚する（子どもができる）まで職業を持ち、あとは待たない方がよい」
無職「女性は職業を持たない方がよい」
その他「わからない、その他、無回答」
（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進課『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査）
内閣府『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成24年10月調査）

【参考】『北九州市の男女共同参画統計データ集2008』

女性が職業を持つことについての考え方（北九州市、全国）

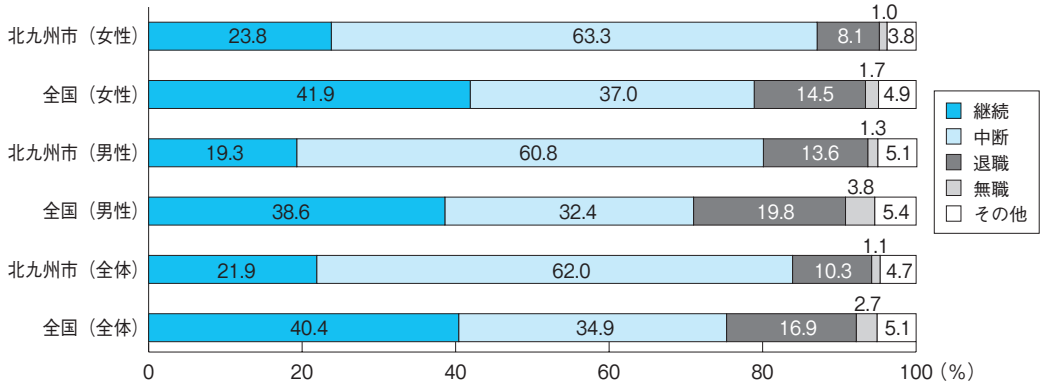

（注）継続「女性はずっと職業を持っているほうがよい」
中断「女性は子どもができたら職業を中断し、手がかからなくなって再び持つほうがよい」
退職「女性は結婚する（子どもができる）まで職業を持ち、あとは持たないほうがよい」
無職「女性は職業を持たないほうがよい」
その他（わからない、無回答）
北九州市（n＝1,769）、女性（n＝1,036）、男性（n＝701）。全国（n＝3,502）、女性（n＝1,886）、男性（n＝1,616）
（資料）北九州市総務市民局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画に関する調査報告書』（平成17年９月調査）、
内閣府大臣官房政府広報室『男女共同参画社会に関する世論調査報告書』（平成16年11月調査）

図27　家庭内の仕事分担（北九州市、平成17年、平成23年）

家計の主たる支え手は依然「夫」。家事・育児・介護や日々の家計の管理などの主たる担い手は依然「妻」。教育・高額商品の購入・家庭の問題に関する意思決定においては、「分担」が上昇。

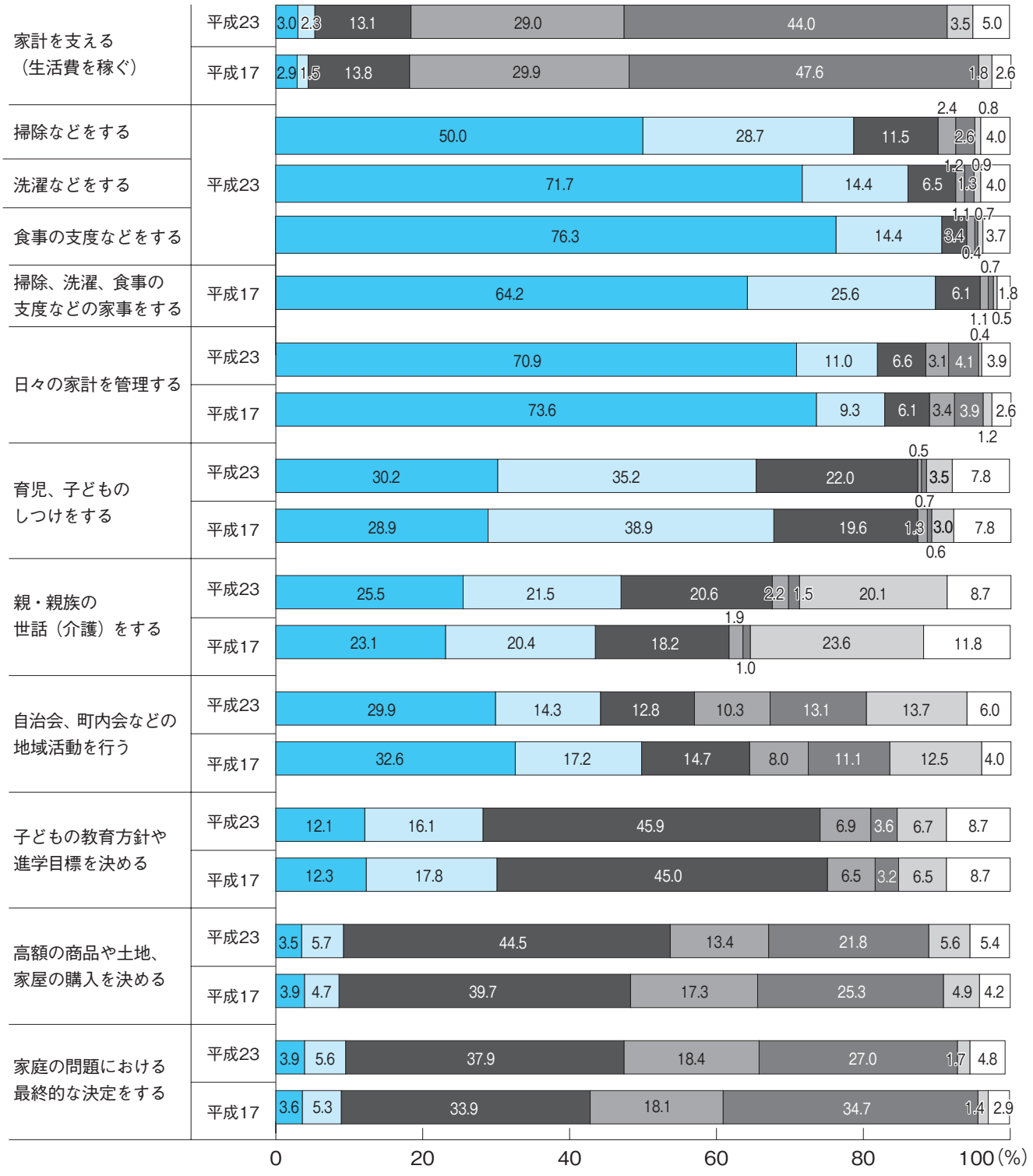

（注）「掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする」は、平成23年は分割して調査。
「育児、子どものしつけをする」「親・親族の世話（介護）をする」「子どもの教育方針や通学目標を決める」は、非該当（子どもや親がいない）を除いているため、n値が異なる。
「親・親族の世話（介護）をする」の平成17年は「親の世話（介護）をする」の数値。

（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進課『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査）

図28　女性無業者が就業を希望しない理由（北九州市、平成19年、平成24年、全国、平成24年）

北九州市の25～34歳女性無業者が就業を希望しない最大の理由は、全国同様、依然として「家事」（出産・育児・介護・看護等72.2％、前回78.2％）。45～54歳は、「家事」が前回調査時から12.2ポイント減少し、「病気・けが」が14.5ポイント増加。

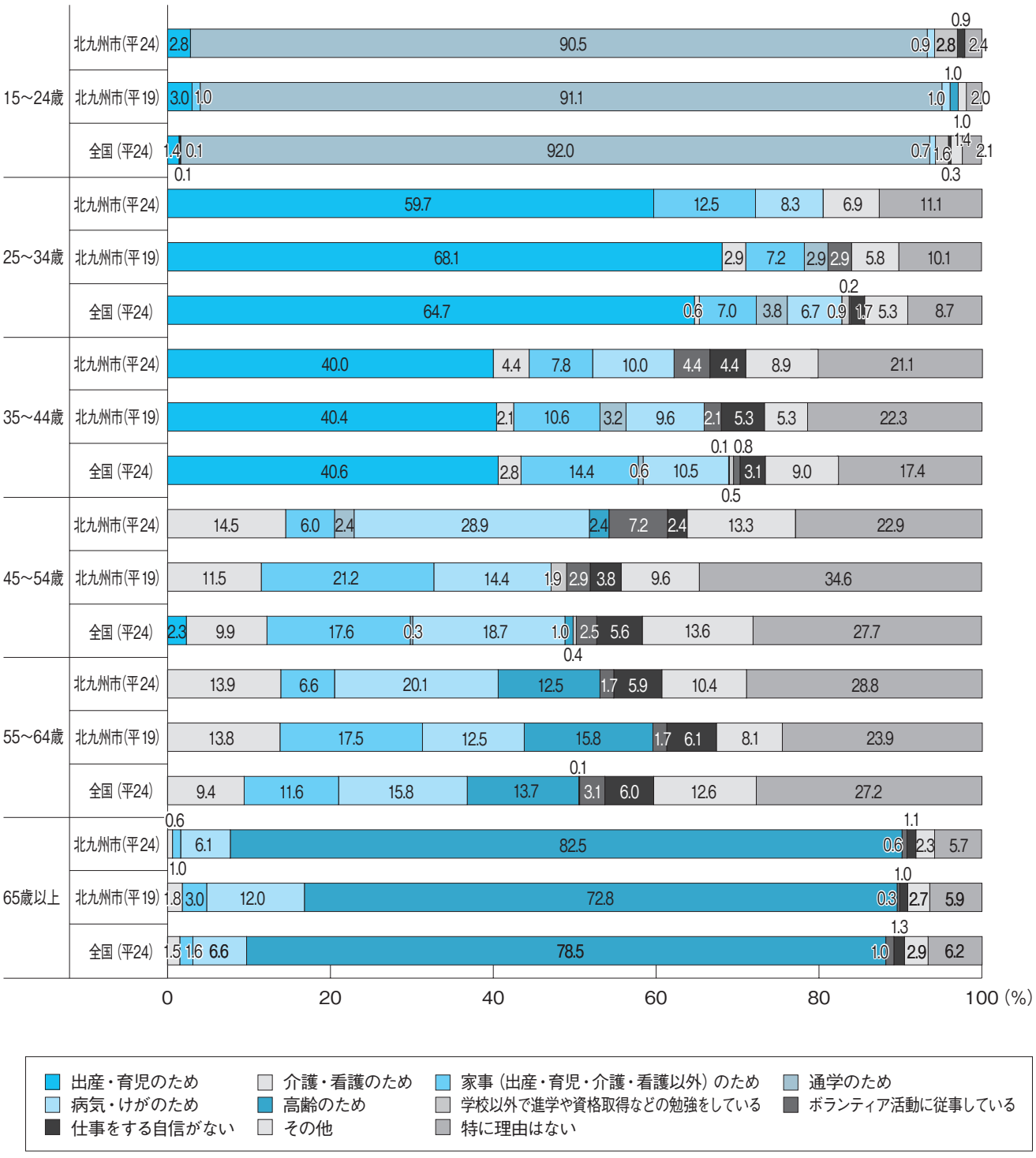

（注）北九州市の平成19年は、「出産・育児のため」は「育児のため」、「介護・看護のため」は「家族の介護・看護のため」、「家事（出産・育児・介護・看護以外）のため」は「家事（育児・介護・看護以外）のため」。
（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図29　労働力人口および労働力人口に占める女性割合の推移（北九州市、全国）

北九州市の女性の労働力人口は、昭和40年以降増加を続け、平成７年をピークに減少傾向に転じる。女性の労働力人口割合は平成７年に４割を超え、平成22年は43.4％と、全国より1.2ポイント高く、過去最高を更新。

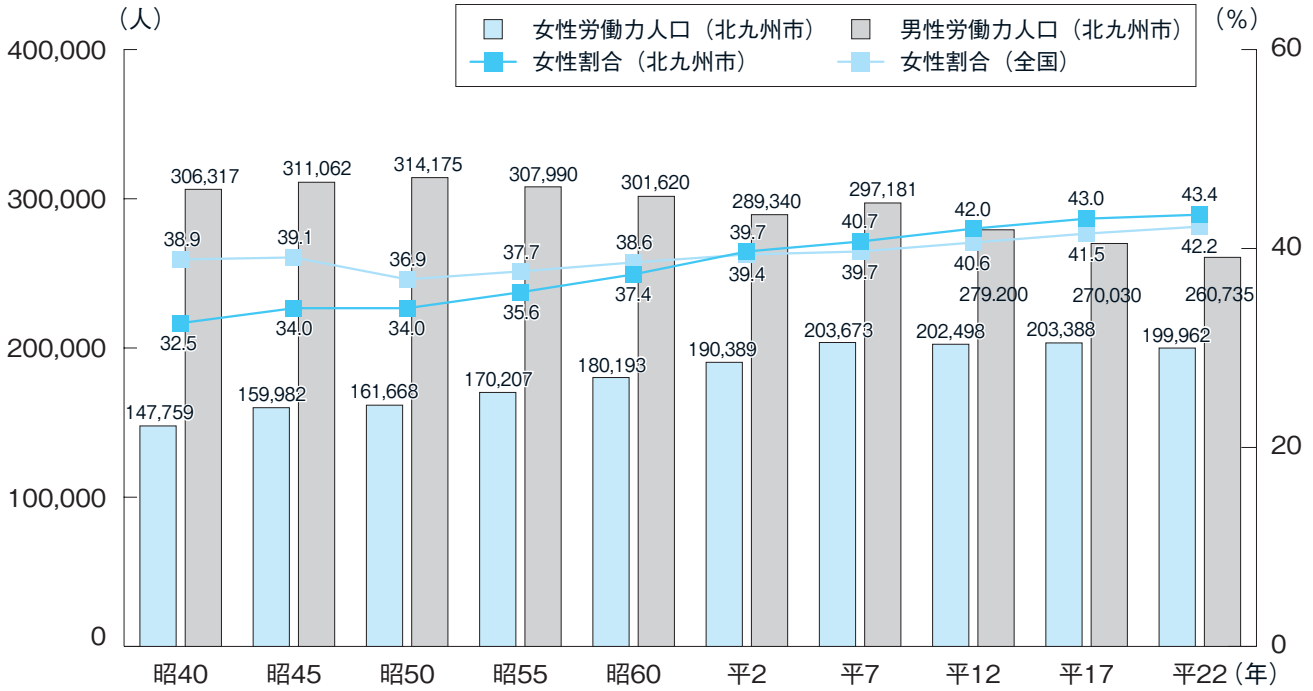

（注）労働力人口とは、15歳以上の人口のうち「就業者」と「完全失業者」の合計値。
　　完全失業者とは、就業しておらずかつ就職活動をしている失業者。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図30　労働力率の推移（北九州市、全国）

北九州市の女性の労働力率は、全国より低めでその差を縮めながら増加傾向にあり、平成22年は46.5％と、過去最高を更新。男性の労働力率は、全国より低めで減少傾向にあり、平成22年は平成17年よりわずか0.1ポイント上昇。

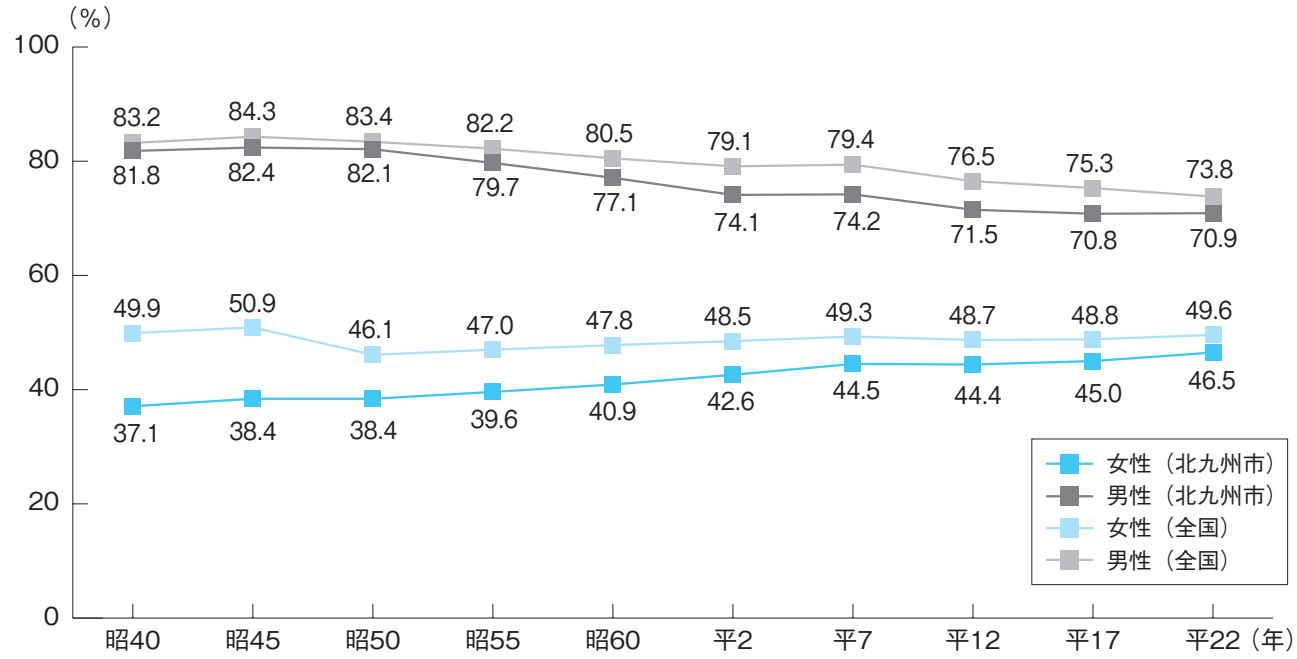

（注）労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。労働力状態「不詳」を除く。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図31　年齢階級別労働力率（北九州市、全国、平成22年）

北九州市の年齢階級別労働力率は、男女ともいずれの年齢も全国よりわずかに低め。北九州市、全国とも、女性は35 ～ 39歳を谷とするM字カーブ、男性は台形を描く。

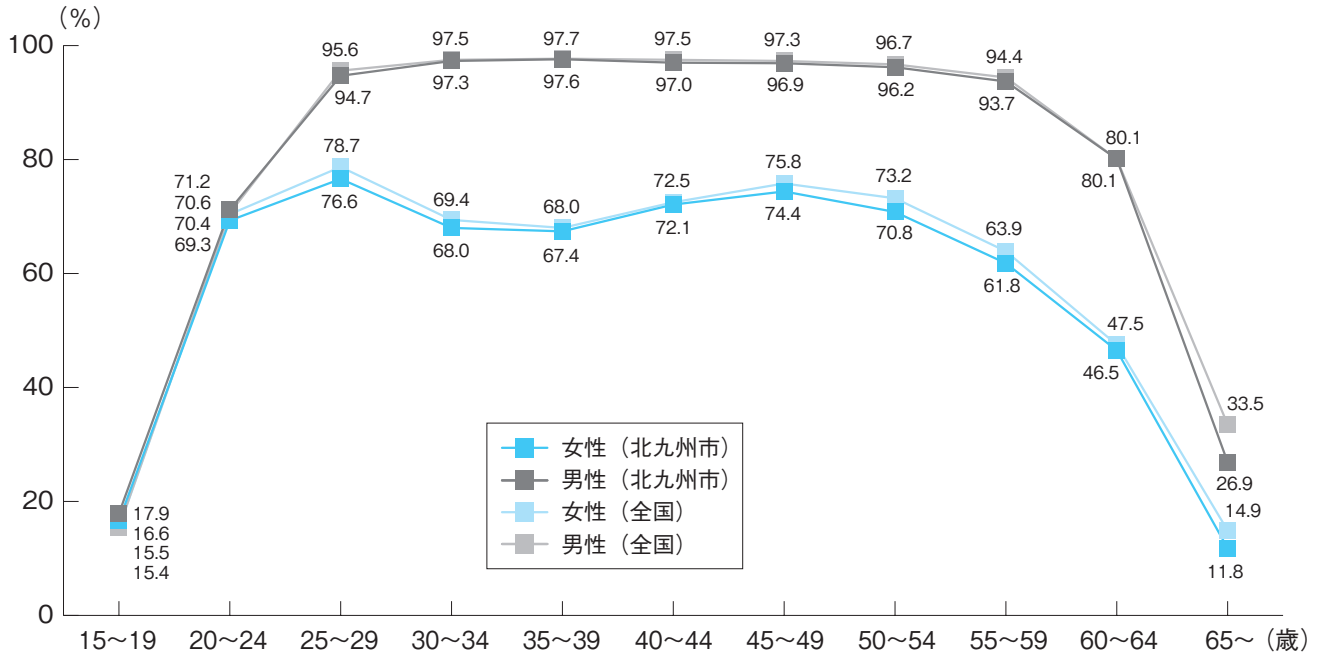

（注）労働力状態「不詳」を除く。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図32　女性の年齢階級別労働力率の推移（北九州市）

年齢階級別労働力率は、依然M字カーブを描くが、昭和45年以降不動の谷「30 ～ 34歳」が、平成22年は「35 ～ 39歳」（67.4%）へ動く。第１の山は平成17年に「20 ～ 24歳」から「25 ～ 29歳」へ動き、第２の山は平成２年に「40 ～ 44歳」から「45 ～ 49歳」へと転移。漸次、２つの山は高くなると同時に、谷は浅くなり、M字カーブは台形に近づきつつある。

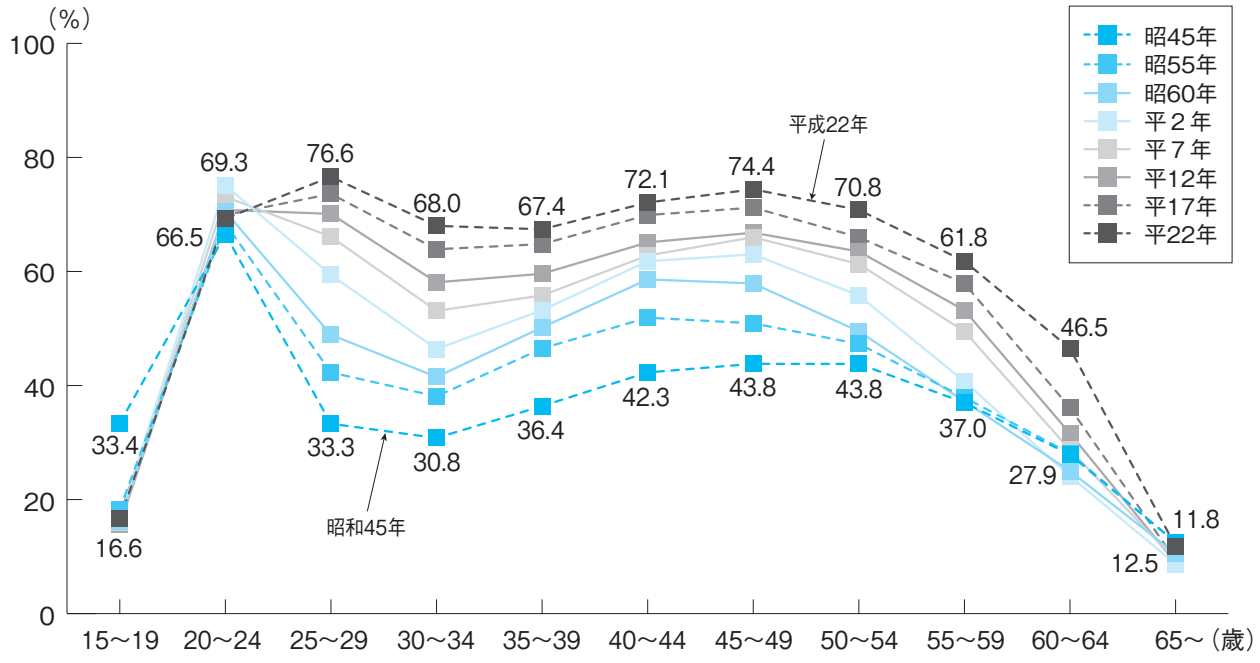

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図33　失業率の推移（北九州市、全国）

失業率は、北九州市、全国とも、経年、男性の方が高い。北九州市の失業率は、男女とも増減を繰り返しながら、全国より高めで上昇を続け、平成22年の男女差は3.1ポイントと、過去最大。

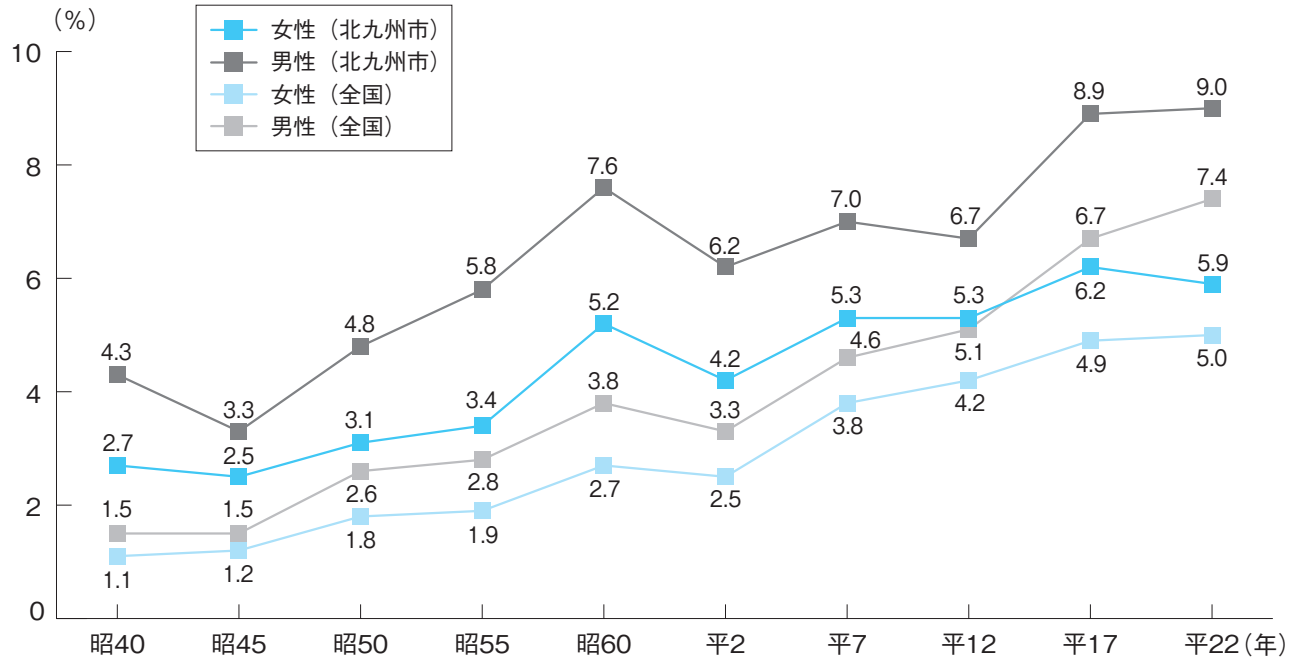

（注）失業率＝完全失業者/労働力人口（15歳以上人口のうち就業者および完全失業者）×100
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図34　雇用者総数および雇用者総数に占める女性割合の推移（北九州市、全国）

北九州市の女性の雇用者総数は増加、男性は近年減少を続け、女性割合は46.9％と、過去最高を更新。全国の女性雇用者割合より高めで上昇を続け、平成24年は3.0ポイントにまでその差を広げる。

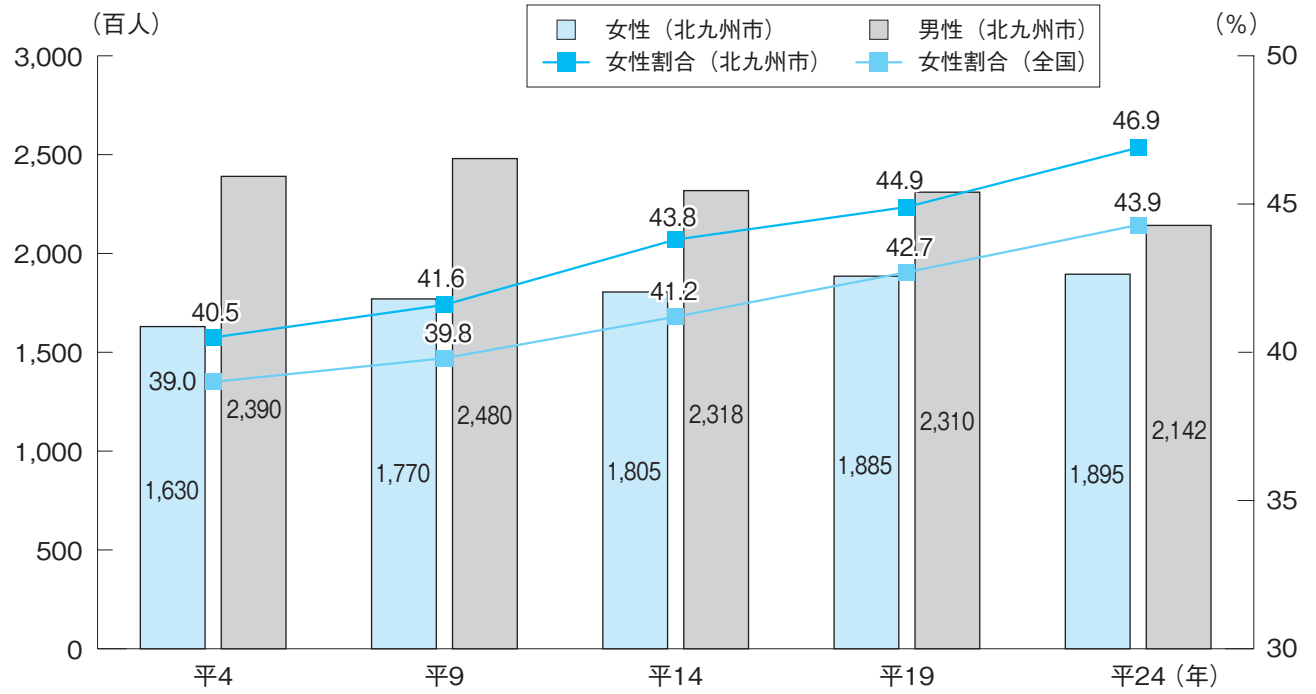

（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図35　年齢階級別雇用者総数の推移（北九州市）

平成24年の北九州市の雇用者総数は、男女とも年齢階級「35 ～ 44歳」が最も多い。男女55歳以上の雇用者総数は、平成24年の「55 ～ 64歳」で減少を示したものの、増加傾向を示す。一方、「15 ～ 24歳」の雇用者総数は女性の方が多く、男女とも減少の一途をたどる。

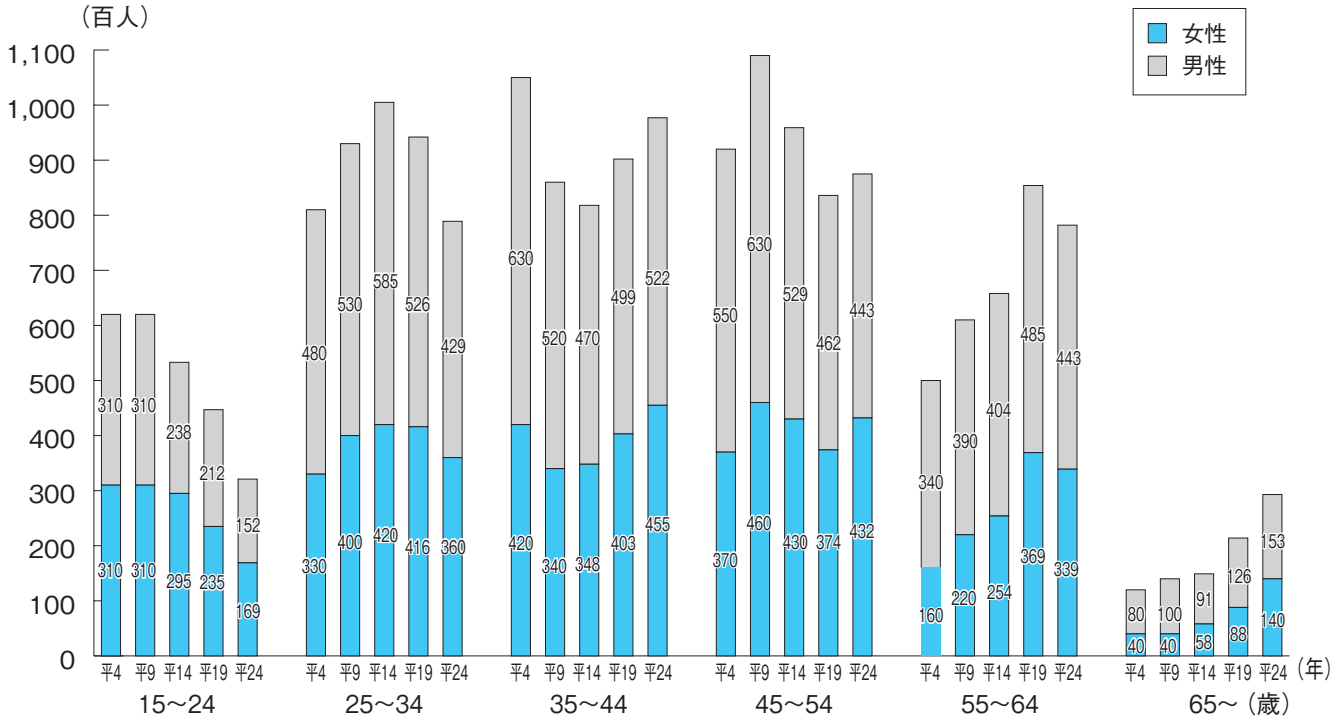

（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図36　男女別、年齢階級別、雇用形態別従業員構成（北九州市、平成26年）

女性の「正社員」の割合は、「25 ～ 34歳」が最多で全体の62.4％を占め、35歳以上は年齢が高くなるほど減少し、一方「パートタイム」等の非正規雇用の割合が増加。男性の「正社員」は、「25 ～ 34歳」から「45 ～ 54歳」まで約９割を維持し、「55 ～ 64歳」でも６割強を占める。

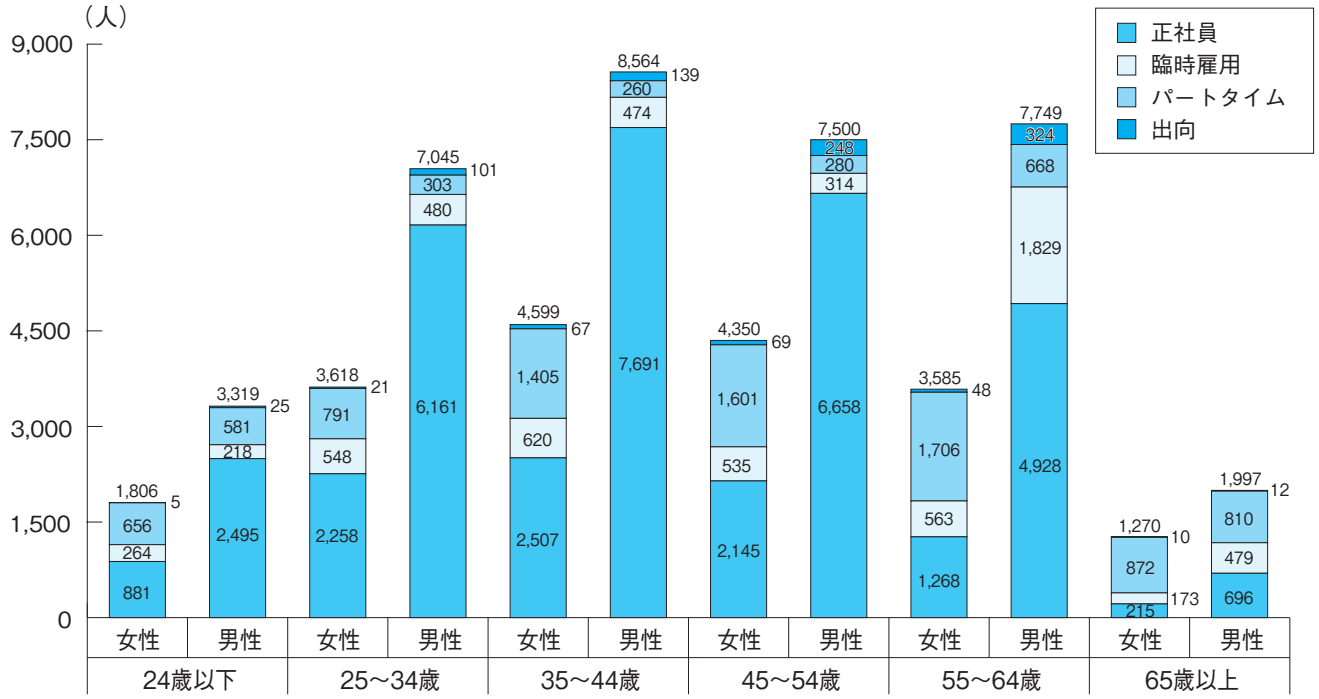

（資料）北九州市産業経済局雇用政策課『平成25年度北九州市雇用動向調査報告書』（平成26年１月調査）

図37　パート、アルバイト、派遣社員、契約社員（嘱託含）数および女性割合の推移（北九州市、全国）

北九州市の女性雇用者に占める「パート」等の非正規雇用の割合は、約５割を占め、全国よりわずかに高めで上昇を続ける。女性の非正規雇用者数は「パート」が最も多く、増加の一途。近年「アルバイト」は減少を示し、平成24年は「派遣」が大きく減少。

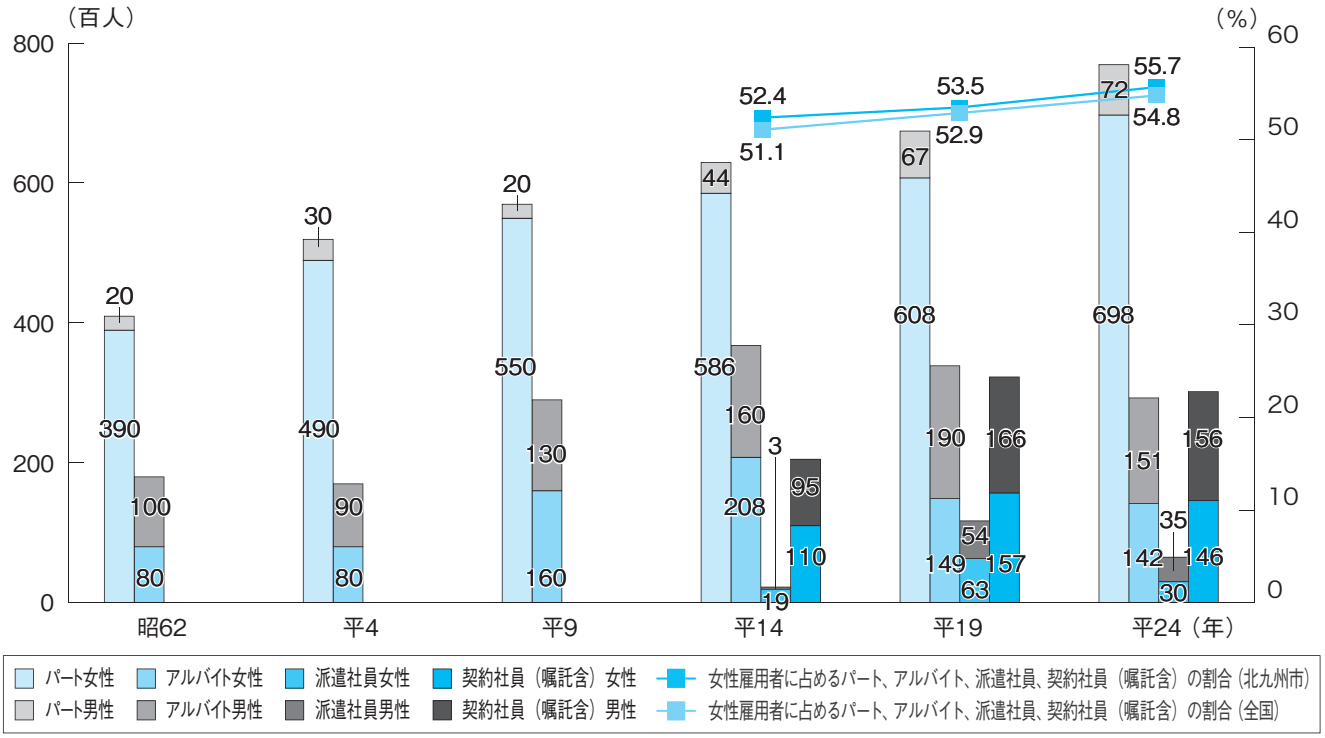

（注）人数は北九州市。平成９年以前は「派遣社員、契約社員（嘱託含）」のデータ不明。
（資料）総務省統計局『就業構造基本調査』

図38　雇用形態別、年齢階級別有業者割合の推移（北九州市、全国）

北九州市の女性の年齢階級「25 ～ 34歳」は、非正規雇用の割合が全国より高めで推移し、平成19年に非正規割合が正規割合を上回ったが、平成24年は逆転を示す。平成24年の女性「55 ～ 64歳」は非正規割合が10.3ポイント上昇し、正規割合との差を顕著に広げた。北九州市男性の平成24年の「25 ～ 34歳」は、非正規割合が20.2％で、全国より4.2ポイント高い。

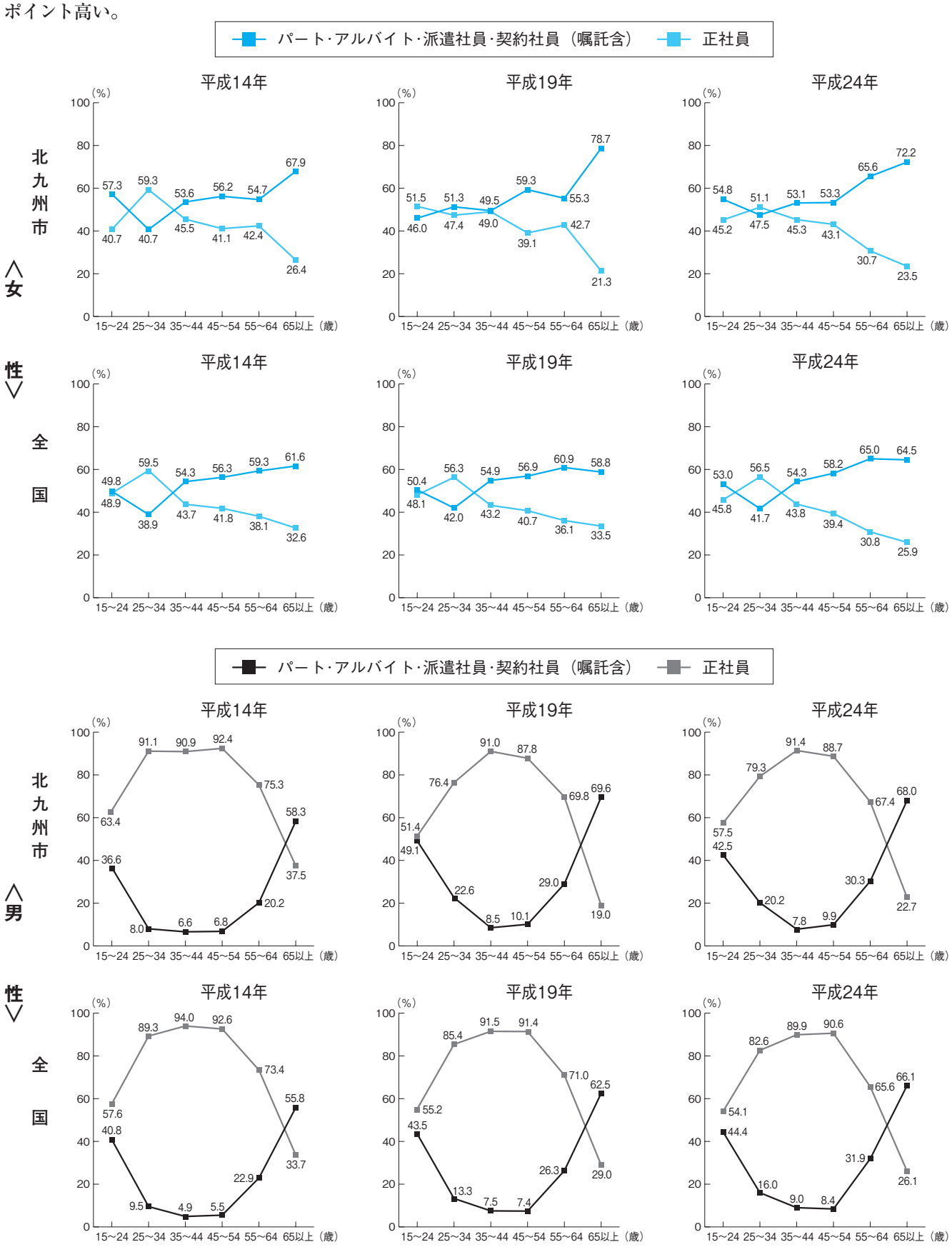

（資料）総務局統計課『就業構造基本調査』

図39　産業３分類別就業者割合の推移（北九州市）

産業別人口割合は、男女とも、第１・２次産業で減少し、第３次で増加傾向にあったが、平成24年は第３次産業が減少。女性は約８割が第３次産業に、男性は約６割が第３次産業、約４割が第２次産業に従事。

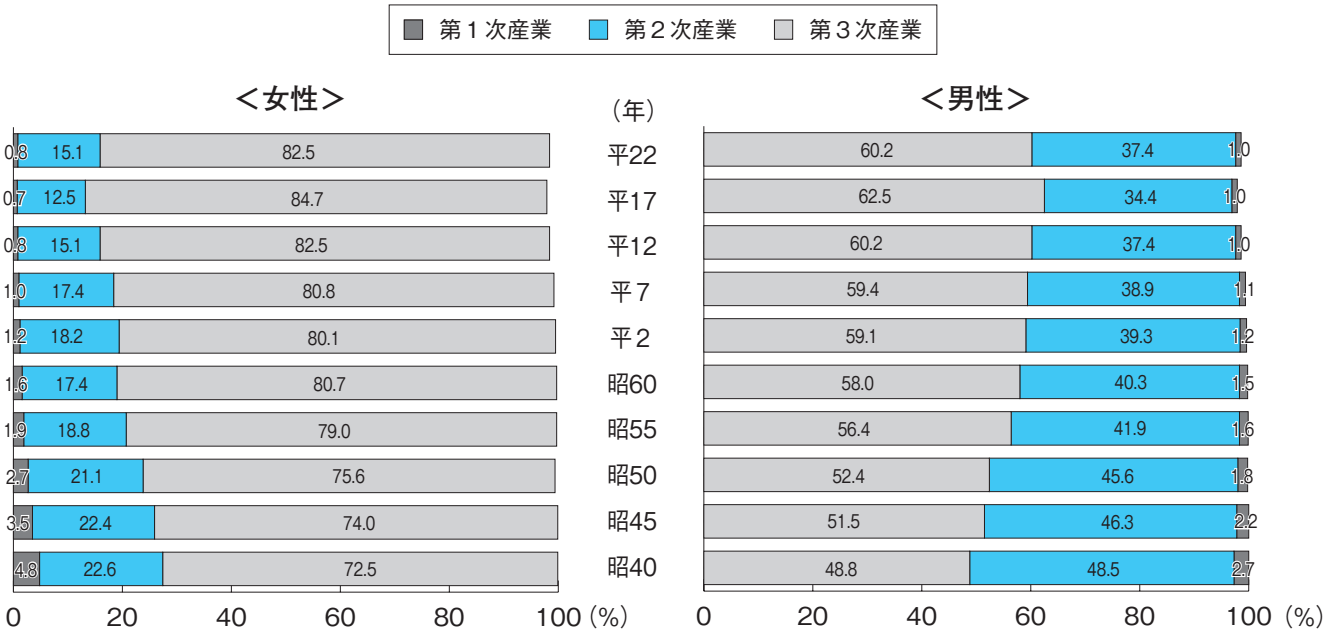

（注）就業者数には「分類不能の産業」の就業者が含まれるが、第１次～第３次のいずれの産業にも該当しないため、割合は示していない。
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図40　北九州市シルバー人材センター会員数および就業率の推移

平成26年度の女性会員は708人で全体の28.7％を占め、男性同様、近年減少傾向。就業率は増減を繰り返し、平成26年度は女性80.2％、男性74.9％と、女性の方が5.3ポイント高い。

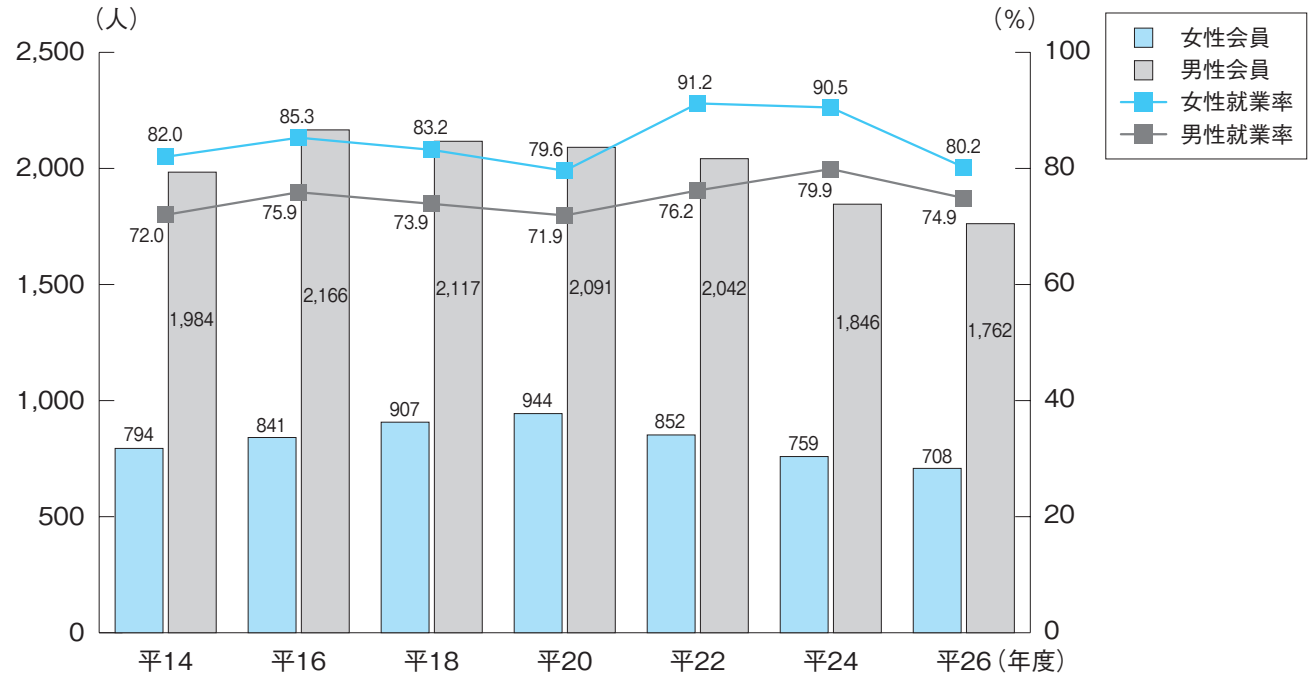

（注）就業率＝女（男）性就業実人数／女（男）性会員数×100。平成26年度は８月末現在。
（資料）公益社団法人北九州市シルバー人材センター

図41　雇用者の産業・従業上の地位・雇用形態別有業者割合（北九州市女性、平成24年）

女性の正規雇用割合が高い産業は、「電気・ガス・熱供給・水道業」（100％）、「建設業」（62.7％）、「教育、学習支援業」（60.0％）の順で、非正規雇用割合が高い産業は、「サービス業」（84.0％）、「宿泊業、飲食サービス業」（78.6％）の順。

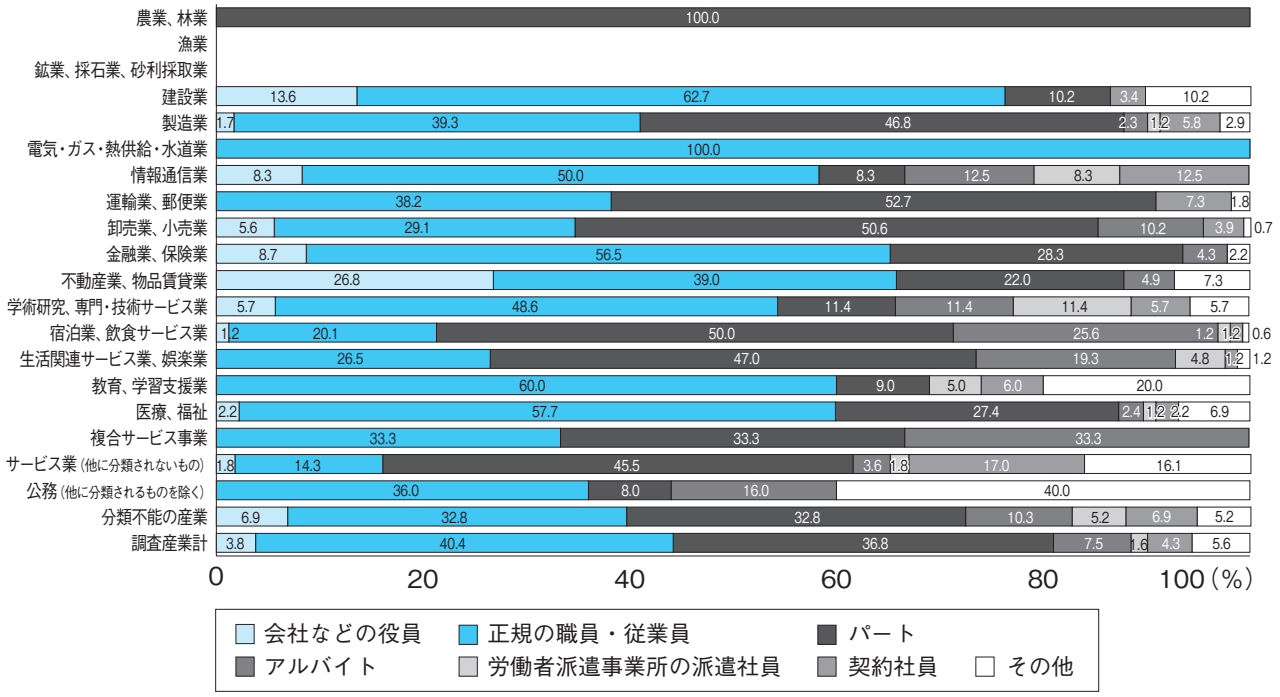

（注）「その他」には「嘱託」を含む。「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」はデータなし。
（資料）北九州市総務企画局企画課『北九州市統計年鑑』

図42　雇用者の産業・従業上の地位・雇用形態別有業者割合（北九州市男性、平成24年）

男性の正規雇用者割合が高い産業は、「鉱業、採石業、砂利採取業」（100％）、「公務」（95.0％）、「情報通信業」（85.5％）の順で、非正規雇用割合が高い産業は、「宿泊業、飲食サービス業」（57.0％）、「サービス業」（41.6％）の順。

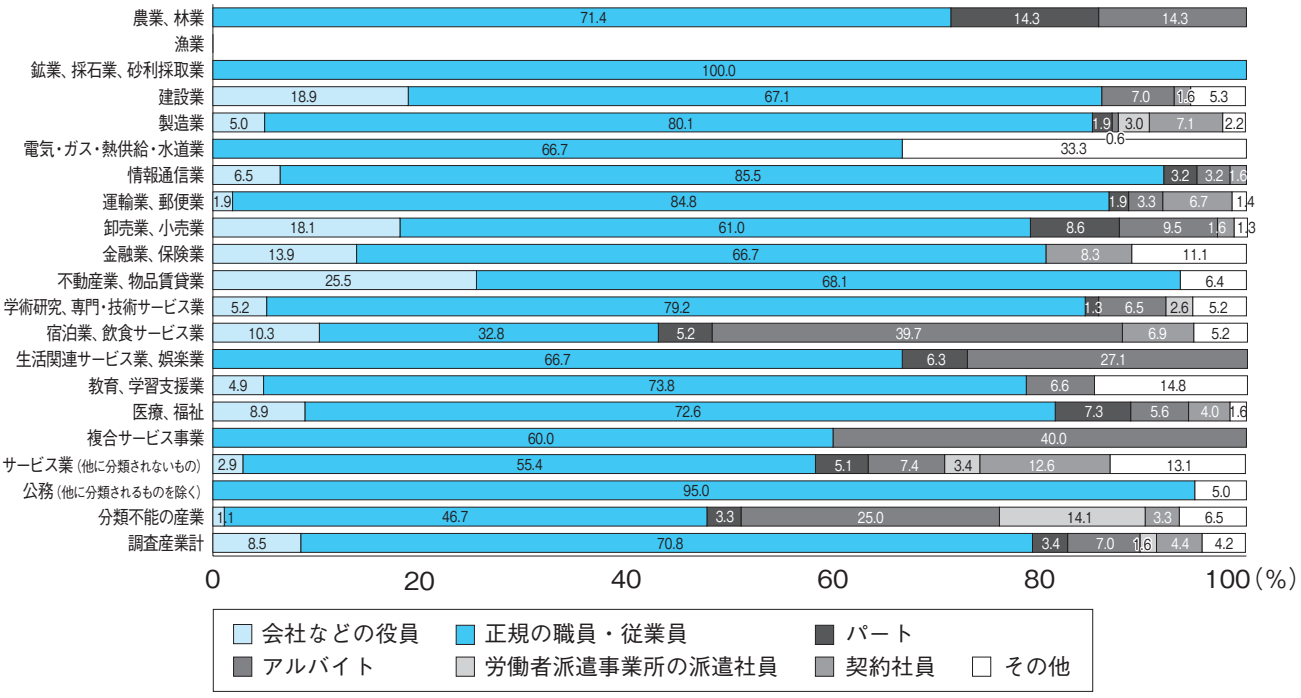

（注）「その他」には「嘱託」を含む。「漁業」はデータなし。
（資料）北九州市総務企画局企画課『北九州市統計年鑑』

図43　基本となる給与の推移（北九州市、30歳）

30歳の基本となる給与は、近年、女性は「大学卒（生産・工事・技術部門）」、男性は「大学卒（営業・販売・事務部門）」が最も高く推移。最も低めで推移しているのは、女性は「高校卒（営業・販売・事務部門）」、男性は「高校卒（生産・工事・技術部門）」。

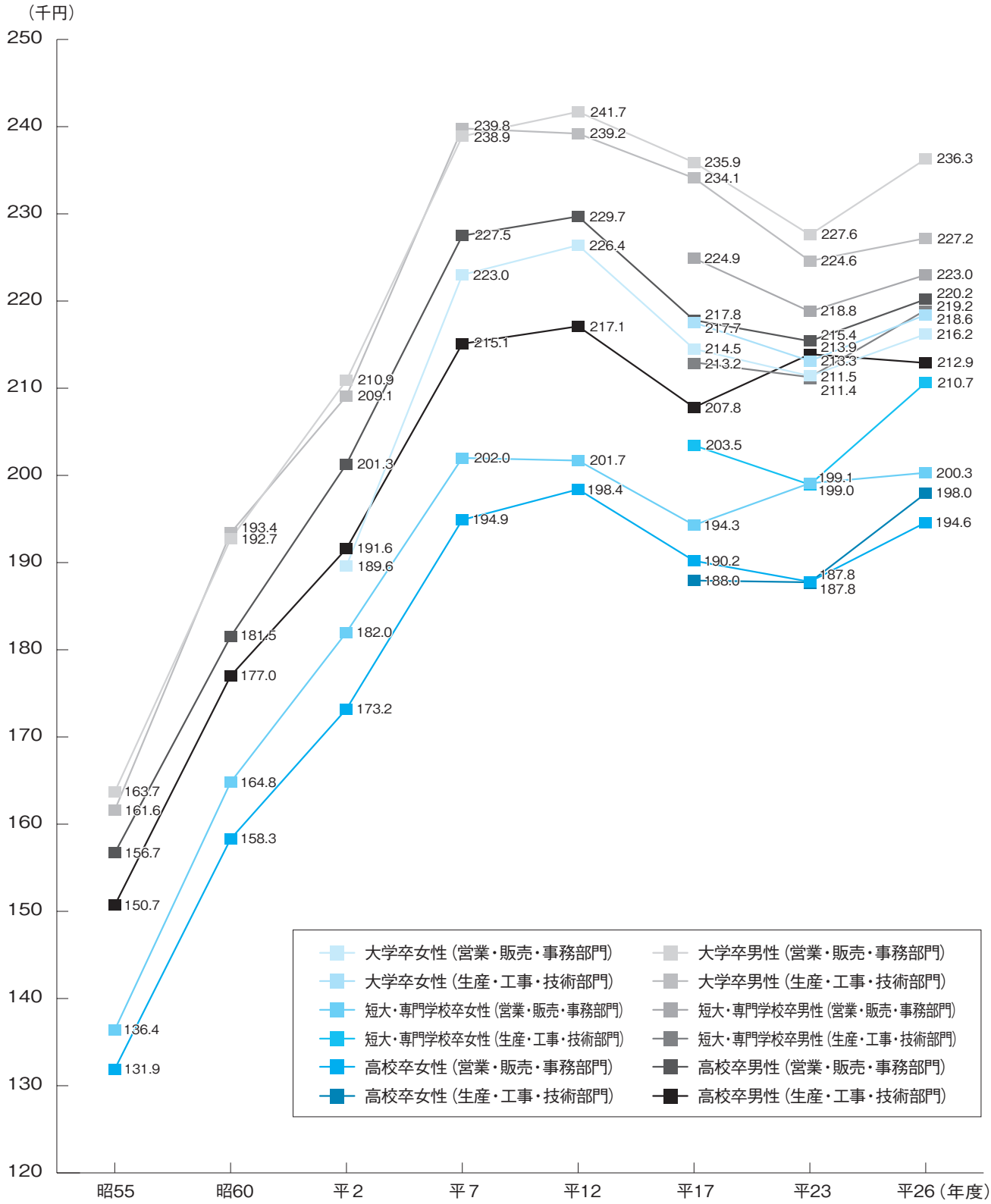

（注）「基本となる給与」とは、所定内労働時間給与から生活手当（家族手当、住宅手当等）を除いた一切の現金支給額。なお、賞与、時間外手当（超過勤務手当、休日出勤手当等）、通勤手当は所定内労働時間給与に含まない。（北九州商工会議所市内会員企業における正規雇用従業員の平均額、各年度4月支給分）
平成17年度以降、販売・事務部門に営業が含まれ、女性の技術部門および男性の短大・専門学校卒が追加される。平成23年度以降、大学卒の技術部門に生産・工事が含まれる。

（資料）北九州商工会議所『北九州の賃金』

図44　年齢別、学卒別、部門別基本となる給与（北九州市、平成26年度）

どの年齢、学卒、就業部門においても、基本となる給与は、ほぼ男性の方が高く初年度からすでに男女格差がある。

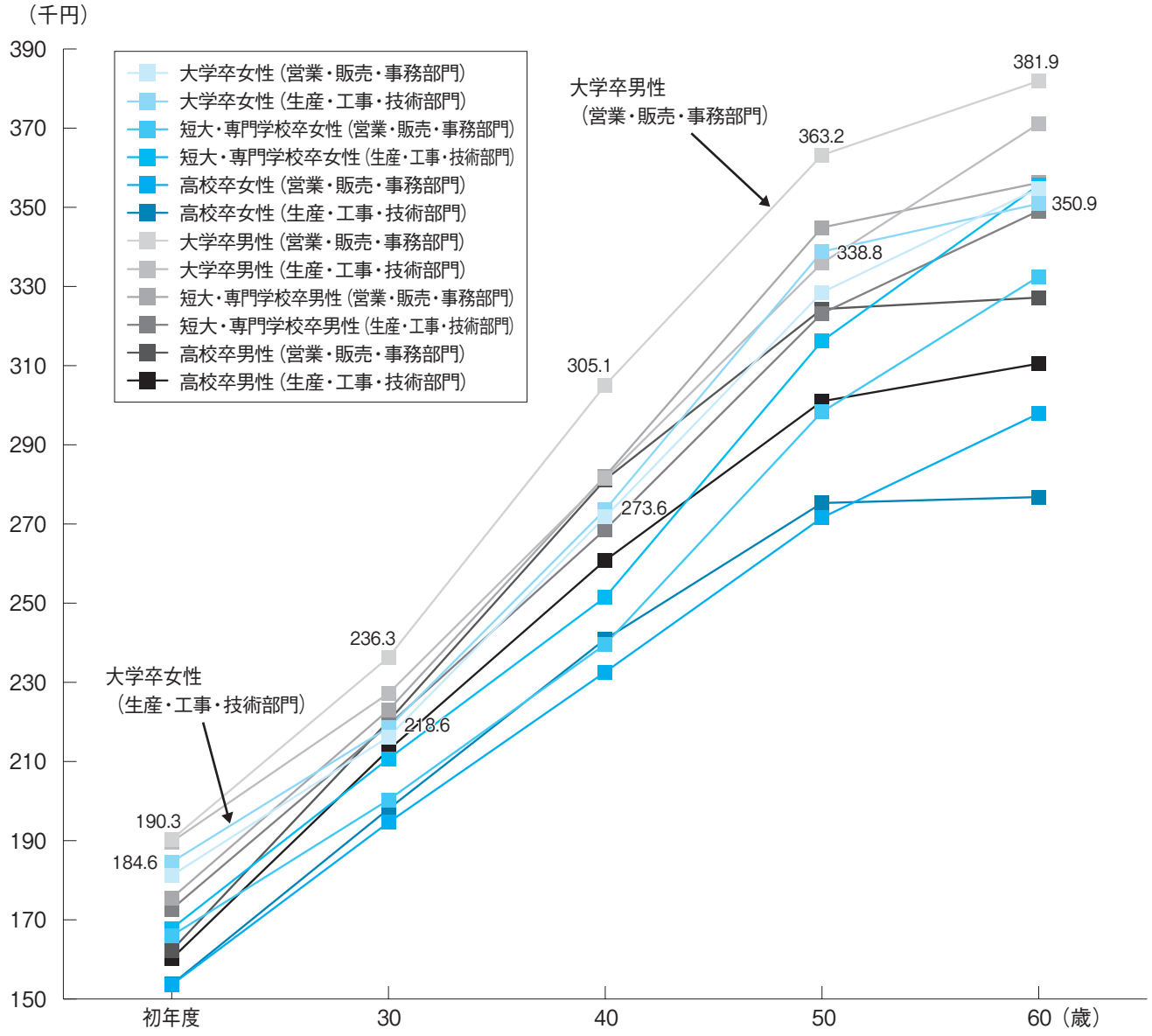

（単位：円）

年齢（歳）	女性						男性					
	大学卒		短大・専門学校卒		高校卒		大学卒		短大・専門学校卒		高校卒	
	営業・販売・事務部門	生産・工事・技術部門	営業・販売・事務部門	生産・工事・技術部門	営業・販売・事務部門	生産・工事・技術部門	営業・販売・事務部門	生産・工事・技術部門	営業・販売・事務部門	生産・工事・技術部門	営業・販売・事務部門	生産・工事・技術部門
初年度	181,176	184,604	166,002	167,823	153,584	153,749	190,320	189,691	175,489	172,663	162,255	160,226
30	216,224	218,558	200,339	210,669	194,574	197,989	236,298	227,222	222,984	219,195	220,157	212,909
40	271,793	273,647	239,639	251,528	232,577	240,930	305,062	281,562	282,057	268,573	281,209	260,767
50	328,476	338,806	298,320	316,191	271,571	275,344	363,208	335,891	344,869	323,175	324,319	300,961
60	354,795	350,869	332,475	355,559	297,878	276,758	381,859	371,139	356,155	349,070	327,193	310,549

（注）「基本となる給与」とは、所定内労働時間給与から生活手当（家族手当、住宅手当等）を除いた一切の現金支給額。なお、賞与、時間外手当（超過勤務手当、休日出勤手当等）、通勤手当は所定内労働時間給与に含まない。（北九州商工会議所市内会員企業における正規雇用従業員の平均額、各年度4月支給分）
年齢の初年度は、大学卒22歳、短大・専門学校卒20歳、高校卒18歳。
（資料）北九州商工会議所『平成26年度北九州の賃金』

図45　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する現状認識（北九州市、平成23年）

男女とも約50％が「仕事と生活の調和がとれている」と認識。男女間で格差が最も大きいのは30歳代で、女性は52.9％が「調和がとれている」との認識に対して、男性の52.9％は「とれていない」と認識。

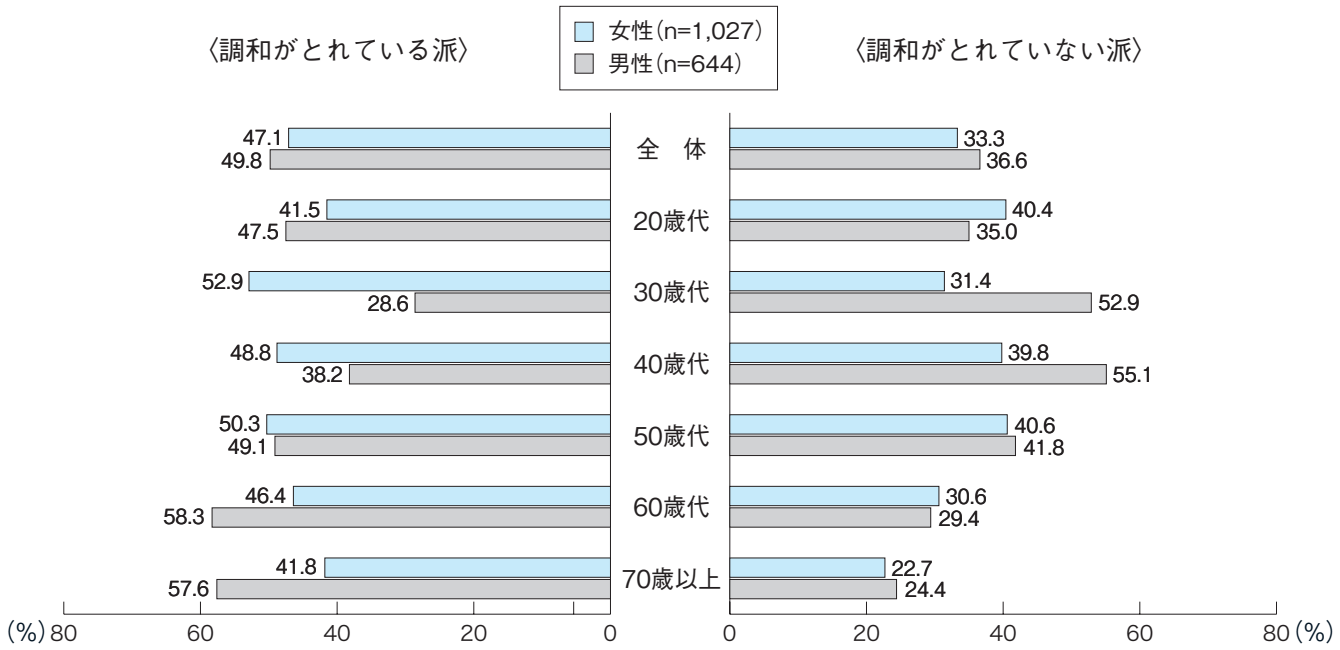

（注）「調和がとれている派」とは「調和がとれている」、「どちらかというと調和がとれている」の合計。
　　「調和がとれていない派」とは「調和がとれていない」、「どちらかというと調和がとれていない」の合計。
（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進課『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査）

図46　共働き（夫婦ともに就業者）・片働き（夫のみ就業者）世帯数（割合）と子どもの有無（北九州市、全国、平成17年、平成22年）

平成22年は、北九州市、全国とも、子どもの有無にかかわらず共働き世帯の割合が片働き世帯より高く、平成17年より上昇。北九州市の共働き世帯の割合は、子どものいる世帯もいない世帯も、全国より低い。

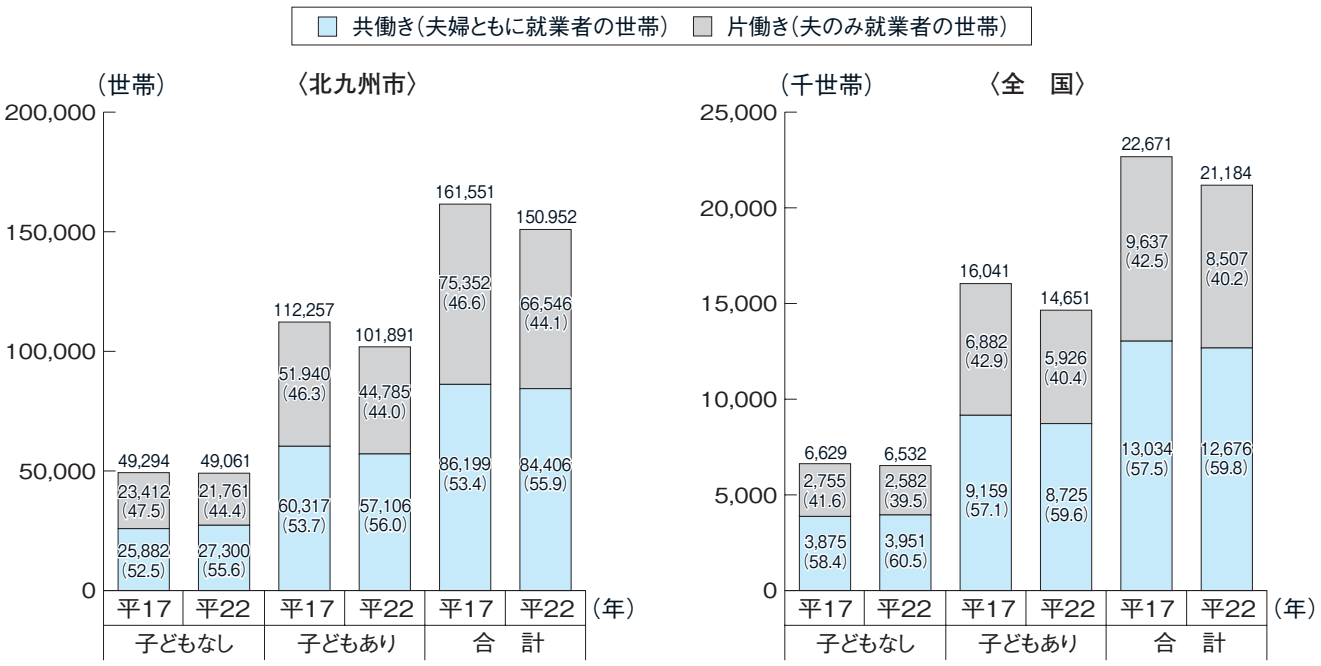

（注）（　）内は割合（％）
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図47　共働き（夫婦ともに雇用者）・片働き（夫のみ雇用者）世帯数（割合）と子どもの有無（北九州市、全国、平成17年、平成22年）

平成22年は、北九州市、全国とも、子どもの有無にかかわらず共働き世帯の割合が片働き世帯より高く、平成17年より上昇。北九州市の共働き世帯の割合は、子どものいる世帯もいない世帯も、全国より低い。

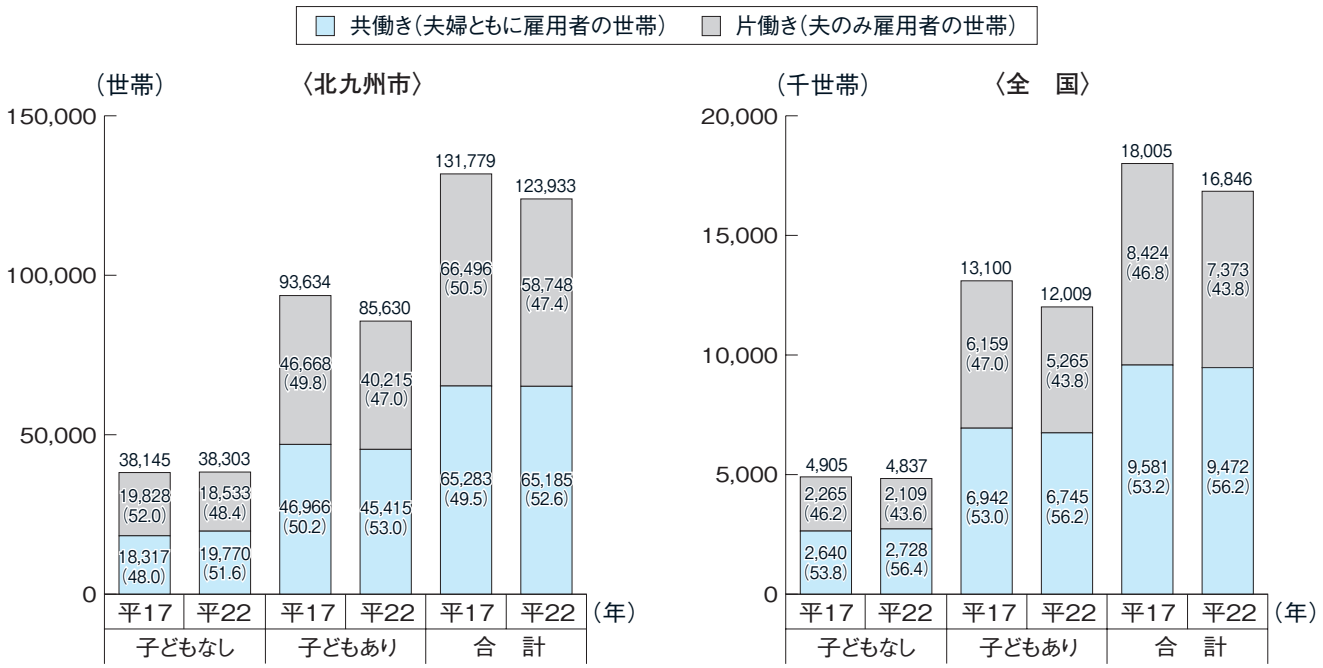

（注）（　）内は割合（%）
（資料）総務省統計局『国勢調査』

図48　12歳以下の子どものいる世帯における共働き（夫婦ともに雇用者）・片働き（夫のみ雇用者）世帯の割合（北九州市、全国、平成17年、平成22年）

平成22年の北九州市は、片働き世帯の割合が共働き世帯より4.2ポイント高いのに対して、全国は共働き世帯の割合が0.2ポイント高い。北九州市、全国ともに、共働き世帯の割合が増加。

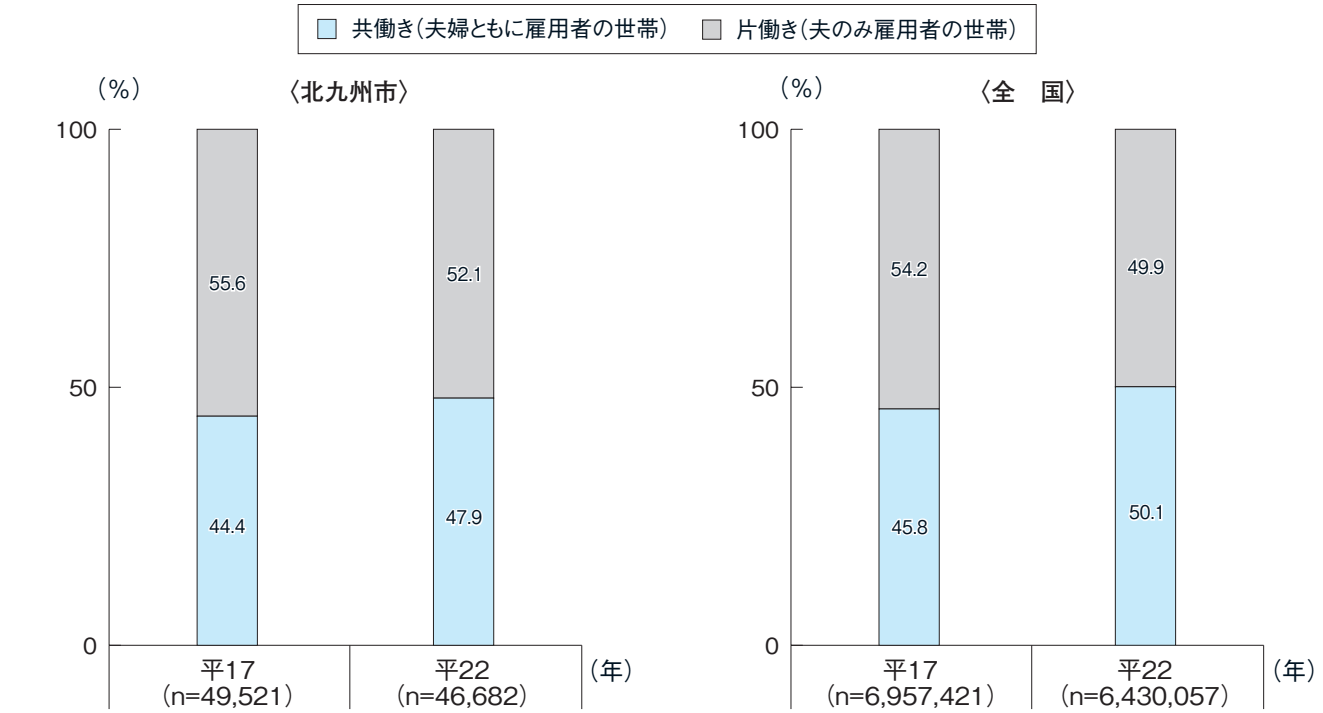

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図49　介護者の男女別割合（北九州市、全国、平成25年）

介護者は、北九州市、全国ともに、約７割が女性で、男性の約２倍。

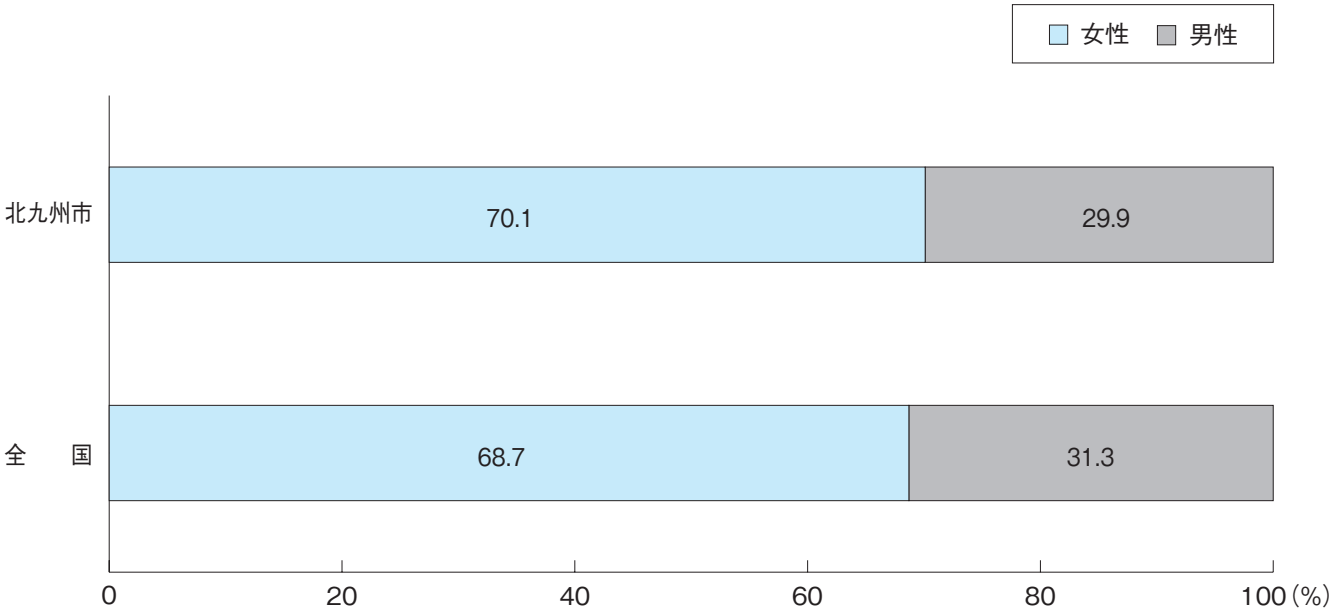

（注）北九州市は在宅高齢者の介護者で「無回答」を除く。全国は同居の介護者のみ。
（資料）厚生労働省『平成25年国民生活基礎調査』
　　北九州市保健福祉局『平成25年度北九州市高齢者等実態調査報告書』

図50　介護をしながら働いている人の男女別、年齢別割合（北九州市、全国、平成24年）

介護をしながら働いている人の割合は、北九州市の女性は「55 ～ 59歳」が23.9％で最も多いが、「40歳未満」も19.6％と全国より8.6ポイント高い。男性割合は、北九州市、全国ともに「60 ～ 64歳」が最も多く、北九州市は「60歳以上」が約５割を占める。

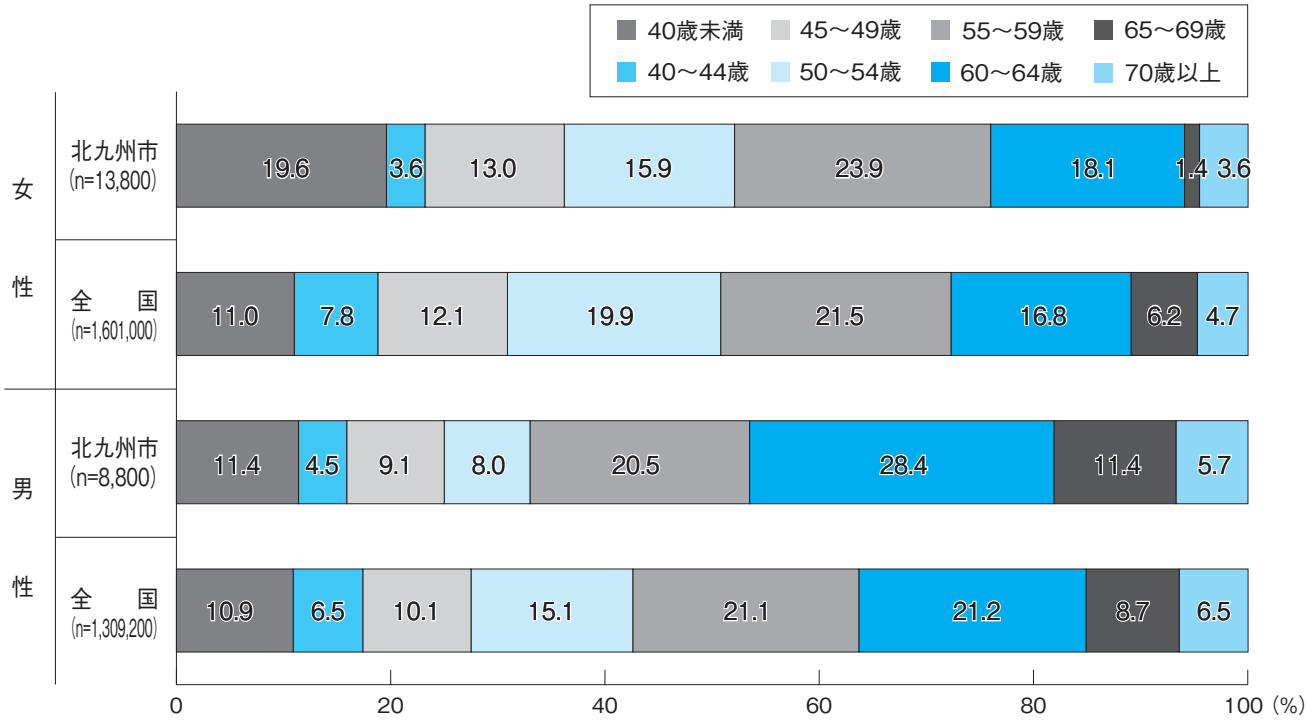

（資料）総務省統計局『平成24年就業構造基本調査』

図51　保育所定員、入所児童数、保育所数の推移（北九州市）

入所児童数は平成22年度にやや減少を示したものの、保育所定員同様、増加傾向を示す。保育所数は平成22年度まで微減を続けたものの、平成26年度には増加に転じる。

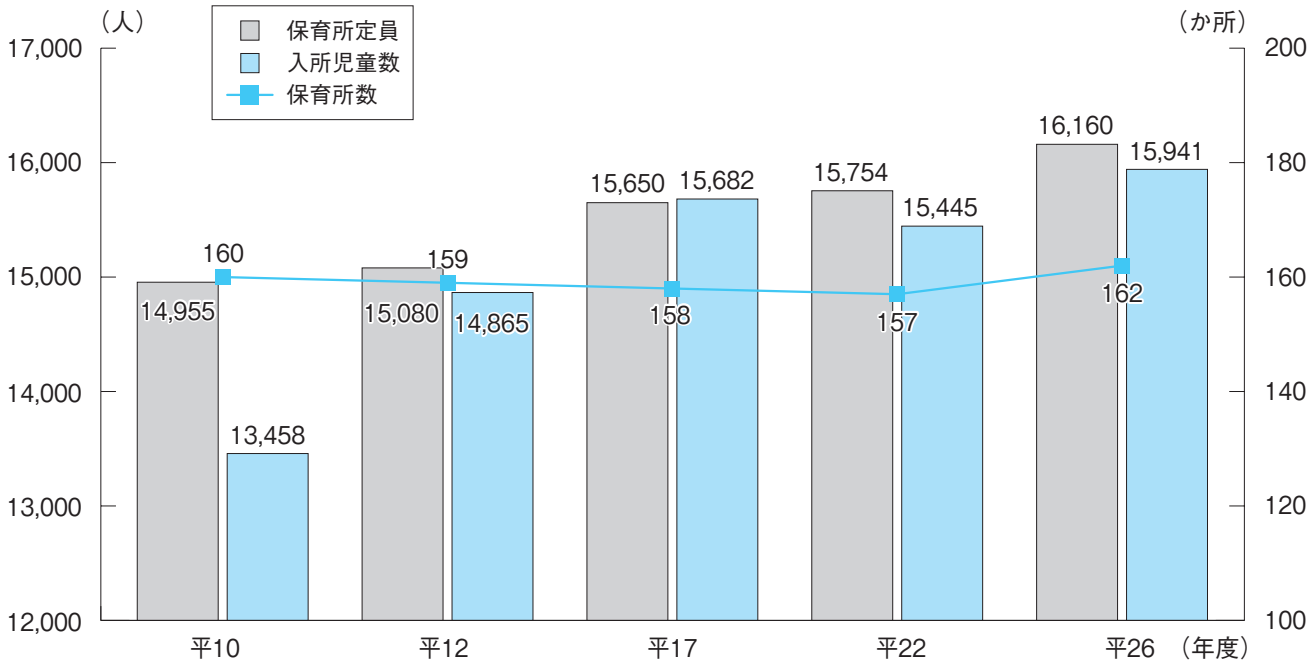

（注）各年度４月１日現在。
（資料）厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
北九州市子ども家庭局子ども家庭政策課『北九州市子ども家庭レポート』

図52　保育所利用率の推移（北九州市、全国）

保育所利用率は、全年齢児、３歳未満児とも、全国同様、増加を続け、平成26年度は過去最高値を更新し、その伸び率は全国の方が大きい。３歳未満児の利用率の全国との差は、平成12年度の7.0ポイントから平成26年度の0.3ポイントにまで縮小。

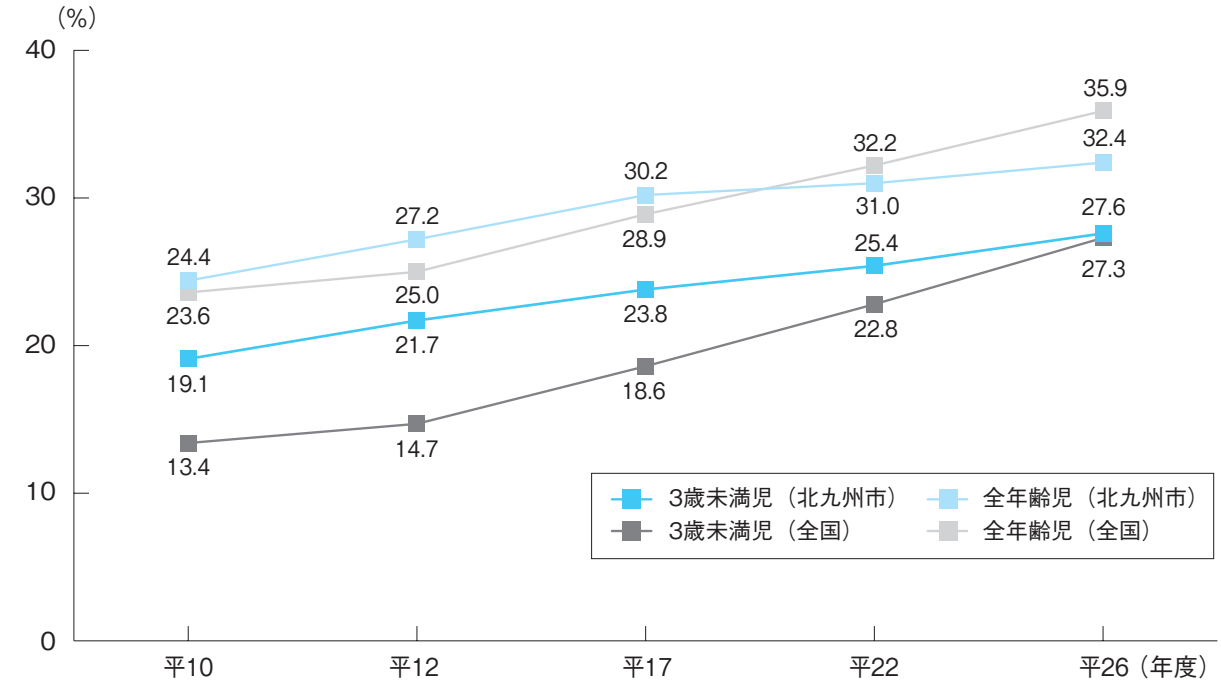

（注）各年度4月1日現在。利用率＝利用児童数/就学前児童数×100
（資料）厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課、北九州市子ども家庭局保育課

図53　保育所待機児童数の推移（北九州市、全国）

北九州市の待機児童数は大幅に減少を重ね、平成26年度はゼロを更新。全国の平成26年度は、平成10年度に比べ46.0％減少。

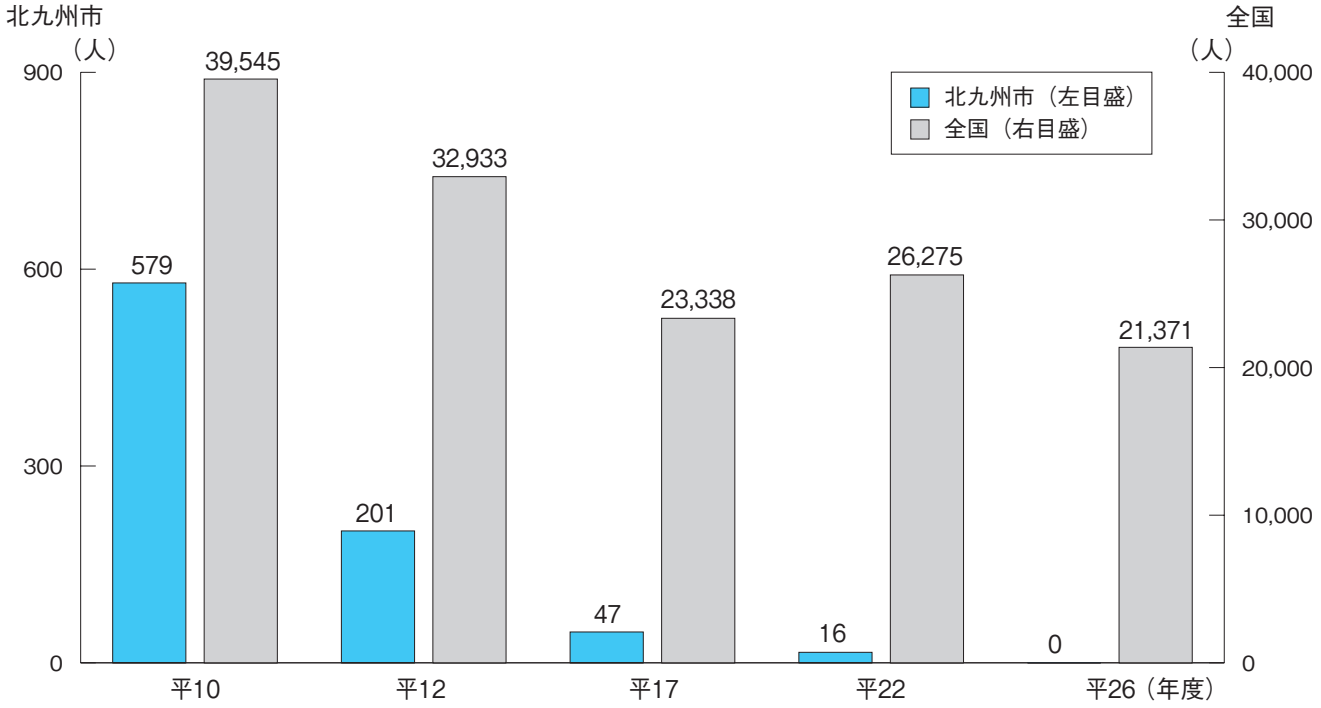

（注）各年度４月１日現在。
（資料）厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
北九州市子ども家庭局子ども家庭政策課『北九州市子ども家庭レポート』

図54　特別保育利用状況の推移（北九州市）

近年、「病児・病後児保育」「障害児保育」「延長保育」は増加傾向にあるなか、「夜間保育」「一時保育」は減少傾向にある。「病児・病後児保育」の増加率は、平成12年度比で約50倍と、著しく増加。

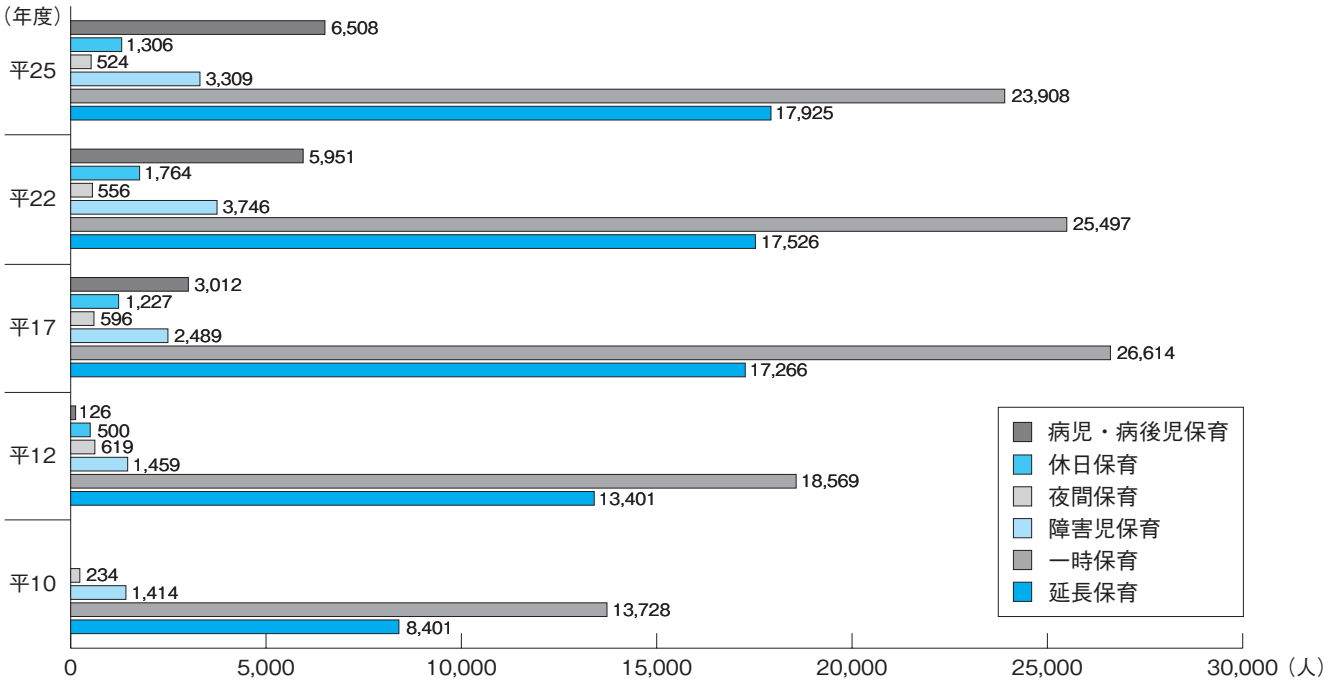

（注）延利用児童数。平成10年度の病児・病後児保育、休日保育のデータなし。
（資料）北九州市保健福祉局総務課『保健福祉レポート』、北九州市子ども家庭局子ども家庭政策課『北九州市子ども家庭レポート』、
北九州市子ども家庭局保育課

図55　放課後児童クラブ数および登録児童数の推移（北九州市）

平成26年度の登録児童数は、平成６年度の約５倍、放課後児童クラブ数は約2.4倍と、著しく増加。

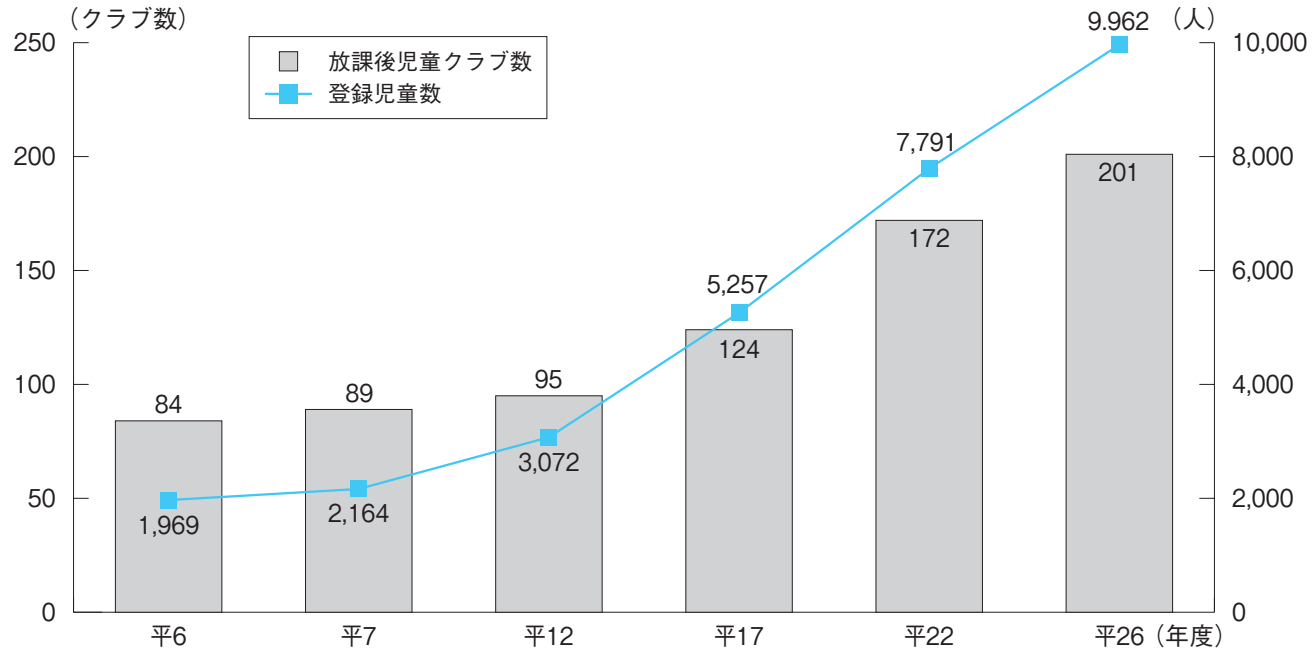

（注）各年度４月１日現在。児童福祉法の改正により、平成10年度から「学童保育クラブ」を「放課後児童クラブ」に改称。
平成20年度から、入所対象を低学年の留守家庭に限らず希望する全ての児童を対象とする全児童化を実施。
（資料）北九州市保健福祉局総務課『保健福祉レポート』、北九州市子ども家庭局子ども家庭政策課『北九州市子ども家庭レポート』

図56　児童手当・子ども手当受給者数の推移（北九州市）

児童手当・子ども手当の受給者数は平成18年度まで増加を続け、以降わずかに減少を示すも、制度改正により平成22年度には増加に転じ、以降再び微減を続ける。

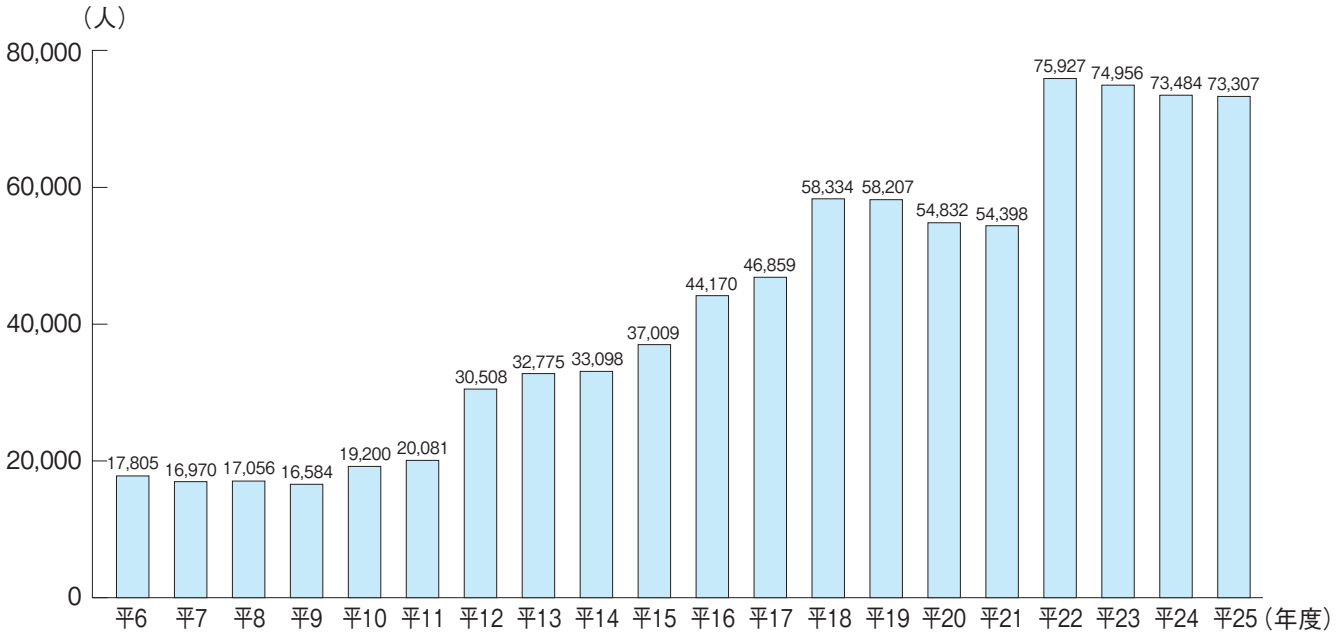

（注）児童手当制度は、昭和47年に制度が発足。当時は５歳未満の第三子以降に、適用範囲が限定された制度であったが、その後対象拡大など制度を変更し、平成22年度には、「子ども手当」となり、支給対象も第一子以降の中学校修了前までと大幅に拡大し、所得制限も撤廃された。24年度には所得制限が復活し、25年度から名称も「児童手当」に戻された。
（資料）北九州市保健福祉局総務課『保健福祉レポート』、北九州市子ども家庭局子ども家庭政策課『北九州市子ども家庭レポート』

図57　北九州市職員の育児休業・介護休暇取得者数および男女別割合の推移

育児休業、介護休暇ともに、取得者の割合は女性の方が圧倒的に多い。育児休業を取得する女性の割合はわずかに減少。介護休暇取得者数は、男女とも増加傾向。

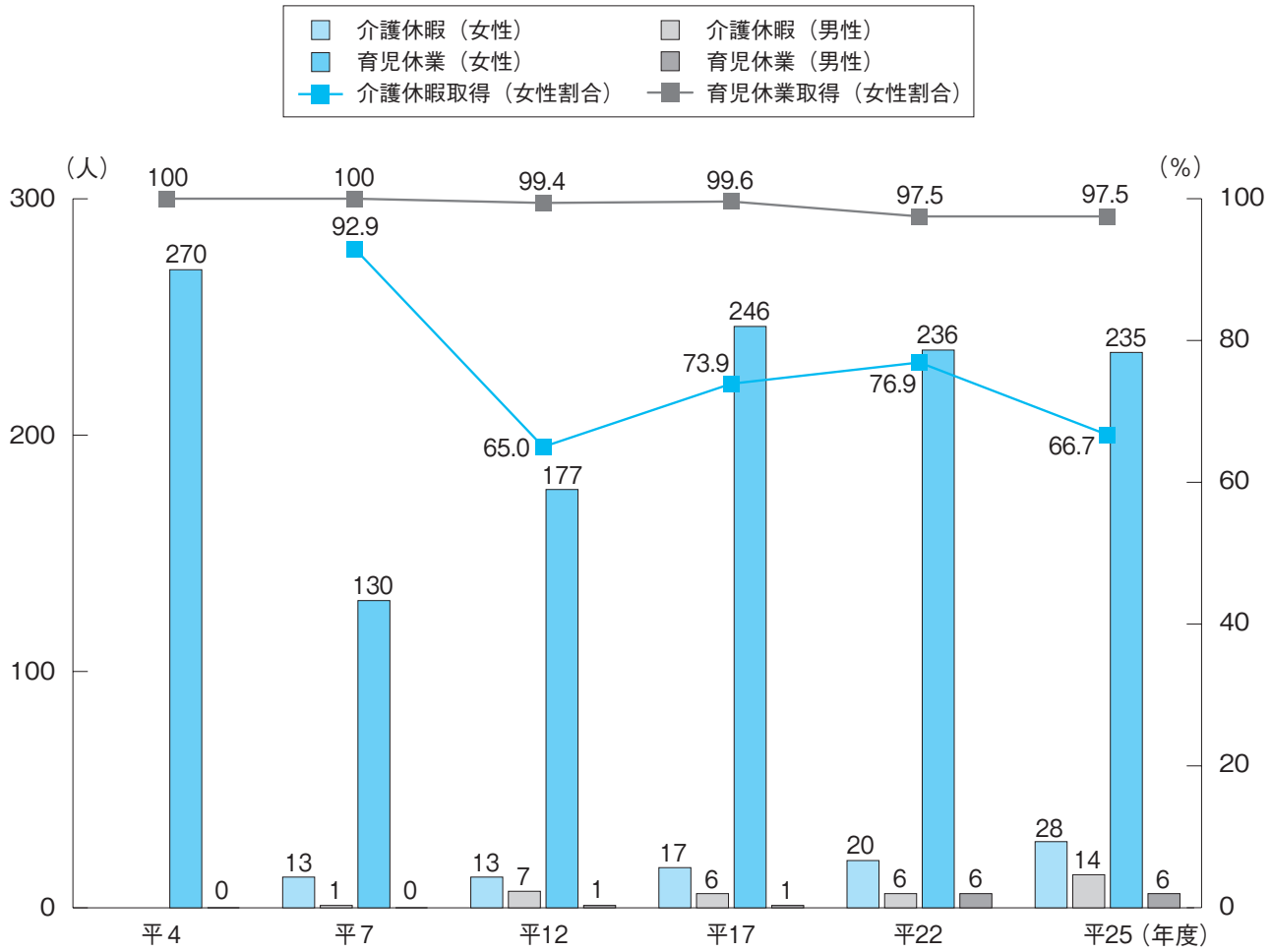

（注）北九州市職員の育児休業制度は平成４年４月施行、介護休暇制度は平成７年１月施行。
（資料）北九州市総務企画局人事課

図58　北九州市議会議員数および女性割合の推移

市議会議員の女性割合は、昭和56年から平成21年までは増加を示したが、減少に転じ、平成25年は13.1％と、国の目標「2020年30％」から遠のく。

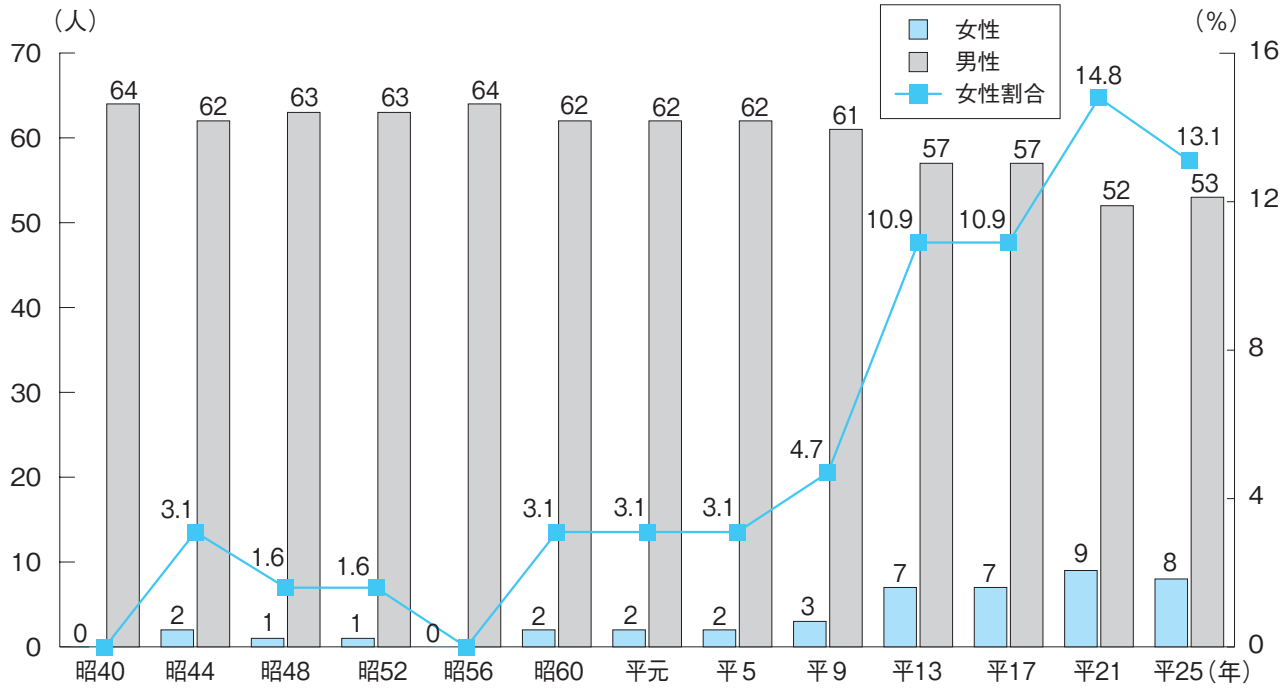

（注）各年２月現在。
（資料）北九州市議会事務局総務課

図59　北九州市審議会委員数および女性割合の推移

北九州市審議会の女性委員数および女性割合は、右肩上がり。平成17年度にはすでに国の目標「2020年30％」を達成し、平成26年度は43.8％と過去最高を更新。北九州市の数値目標「50％」（平成30年）に向けて着実に前進。

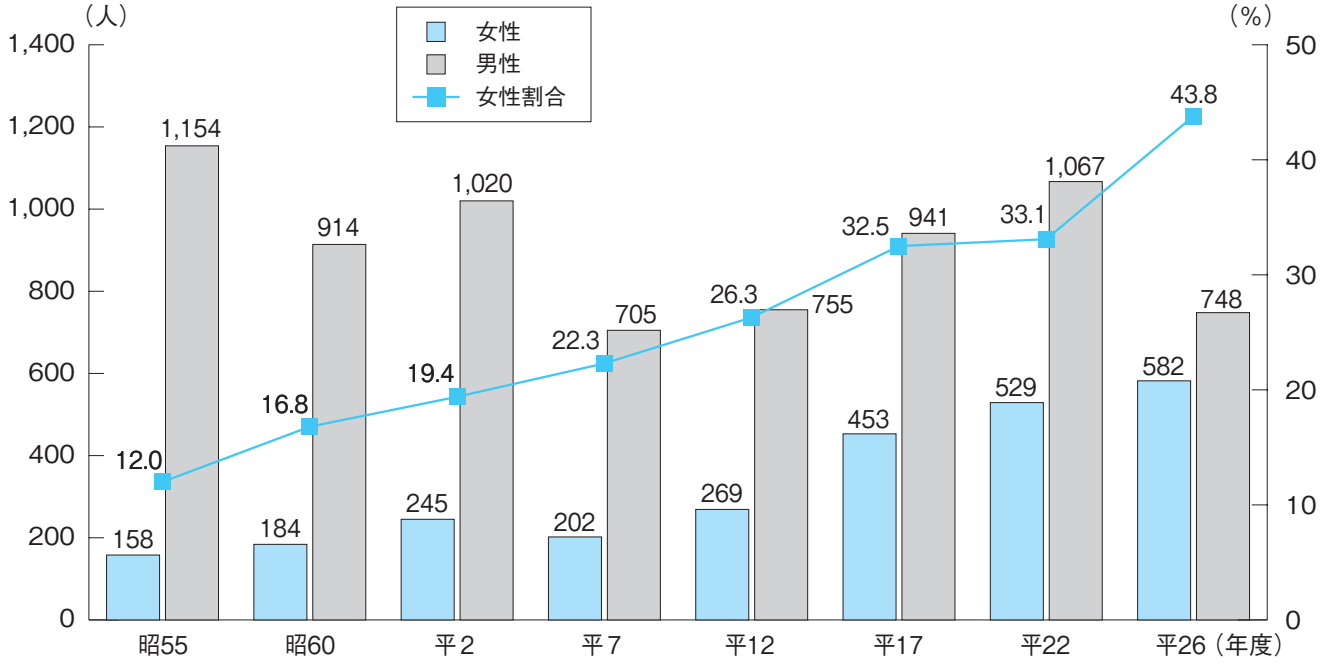

（注）各年度６月１日現在。平成26年度は７月１日現在。
（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進課

図60　北九州市教育委員会の教育委員数および女性割合の推移

北九州市教育委員会の教育委員の女性割合は、平成17年度に国の目標「2020年30％」を10ポイント上回り、過去最高を更新したが、平成22年度は33.3％と減少に転じ、平成26年度も横ばい。

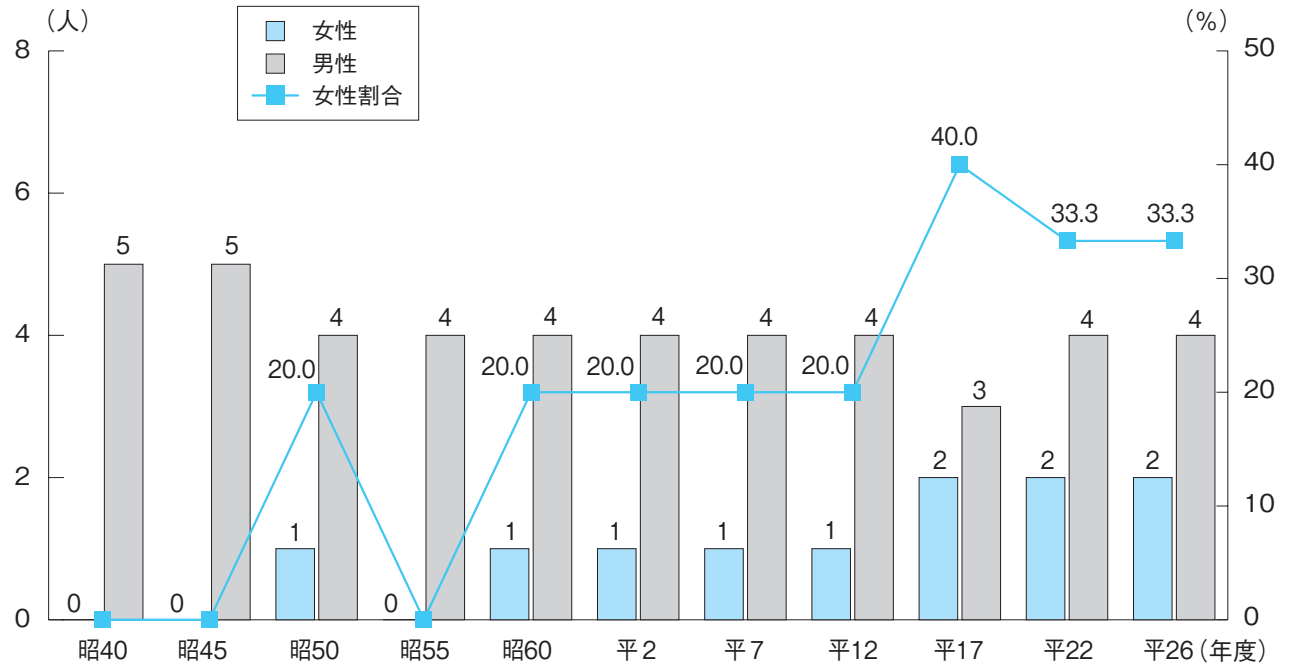

（注）各年度４月現在。平成20年４月より、教育委員の定数が５人から６人に変更。
（資料）北九州市教育委員会総務課

図61　小・中・特別支援学校のPTA会長数および女性割合の推移（北九州市）

小・中学校PTAの女性会長は、１割以下で推移。特別支援学校は、平成17年度から22年度まで100％を維持していたが、平成26年度は減少に転じ、77.8％。

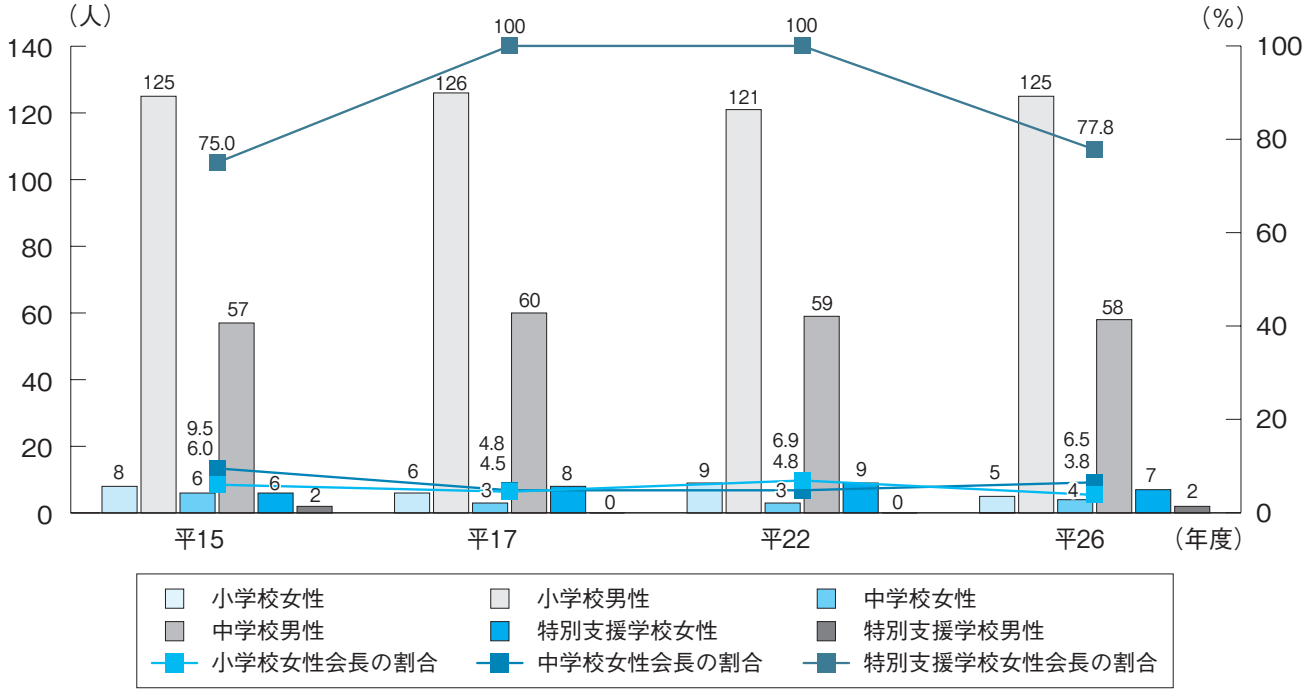

（注）各年度６月現在。特別支援学校は、平成19年度に盲・聾学校、養護学校から名称変更。
（資料）北九州市PTA協議会

図62　地域における委員・役員などの状況（北九州市）

「民生委員･児童委員」「市民センター館長」「民生委員･児童委員（地区会長）」は国の目標「2020年30％」を達成、「区民生委員・児童委員協議会会長」は平成20年度から25年度にかけて２倍の28.6％に増加したが、国の目標に1.4ポイント及ばず。「区自治総連合会会長」は、依然０％。

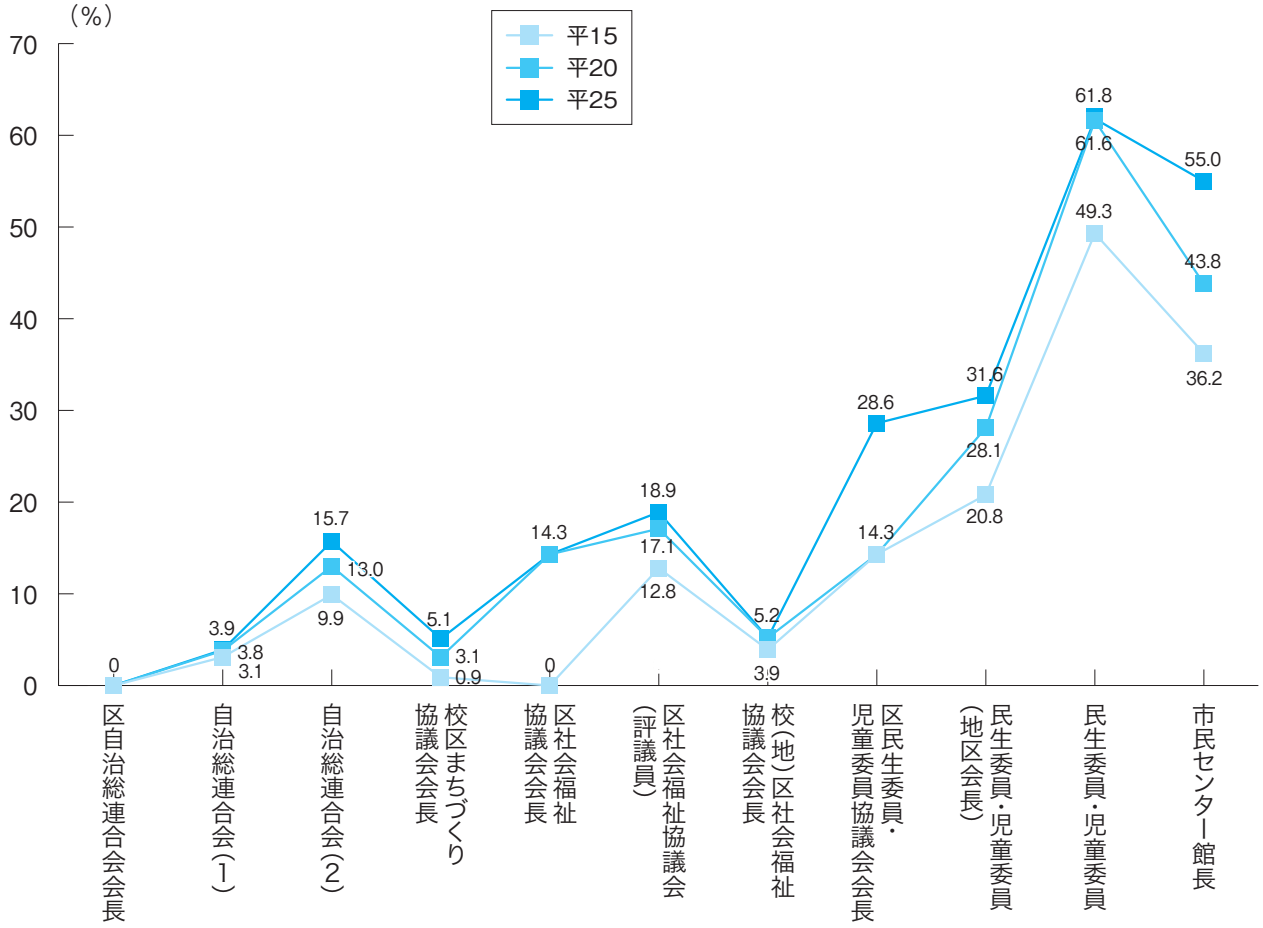

委員・役員名 ＼ 年 ＼ 総数・性別・女性割合	平15年度				平20年度				平25年度			
	合計（人）	女性（人）	男性（人）	女性割合（%）	合計（人）	女性（人）	男性（人）	女性割合（%）	合計（人）	女性（人）	男性（人）	女性割合（%）
区自治総連合会会長	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0
自治総連合会（１）	258	8	250	3.1	209	8	201	3.8	207	8	199	3.9
自治総連合会（２）	2,822	280	2,542	9.9	2,857	370	2,487	13.0	2,849	448	2,401	15.7
校区まちづくり協議会会長	114	1	113	0.9	130	4	126	3.1	136	7	129	5.1
区社会福祉協議会会長	7	0	7	0	7	1	6	14.3	7	1	6	14.3
区社会福祉協議会（評議員）	281	36	245	12.8	280	48	232	17.1	265	50	215	18.9
校（地）区社会福祉協議会会長	154	6	148	3.9	154	8	146	5.2	154	8	146	5.2
区民生委員･児童委員協議会会長	7	1	6	14.3	7	1	6	14.3	7	2	5	28.6
民生委員･児童委員（地区会長）	106	22	84	20.8	128	36	92	28.1	133	42	91	31.6
民生委員･児童委員	1,387	684	703	49.3	1,502	925	577	61.6	1,535	948	587	61.8
市民センター館長	105	38	67	36.2	128	56	72	43.8	129	71	58	55.0

（注）自治総連合会（1）は平成15年度は自治区会長、平成20年度以降は地区･校区会長。
　　自治総連合会（2）は平成15年度は町内会長、平成20年度以降は単位町内会長および自治会長。
（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進課

図63　農業委員数および女性割合の推移（北九州市）

農業委員の女性割合は、平成８年以降０％が続いた後、平成17年には3.2％に増加。平成20年は再び減少し、平成23年は3.2％に戻ったものの、横ばいで推移。男女差は縮まる傾向にない。

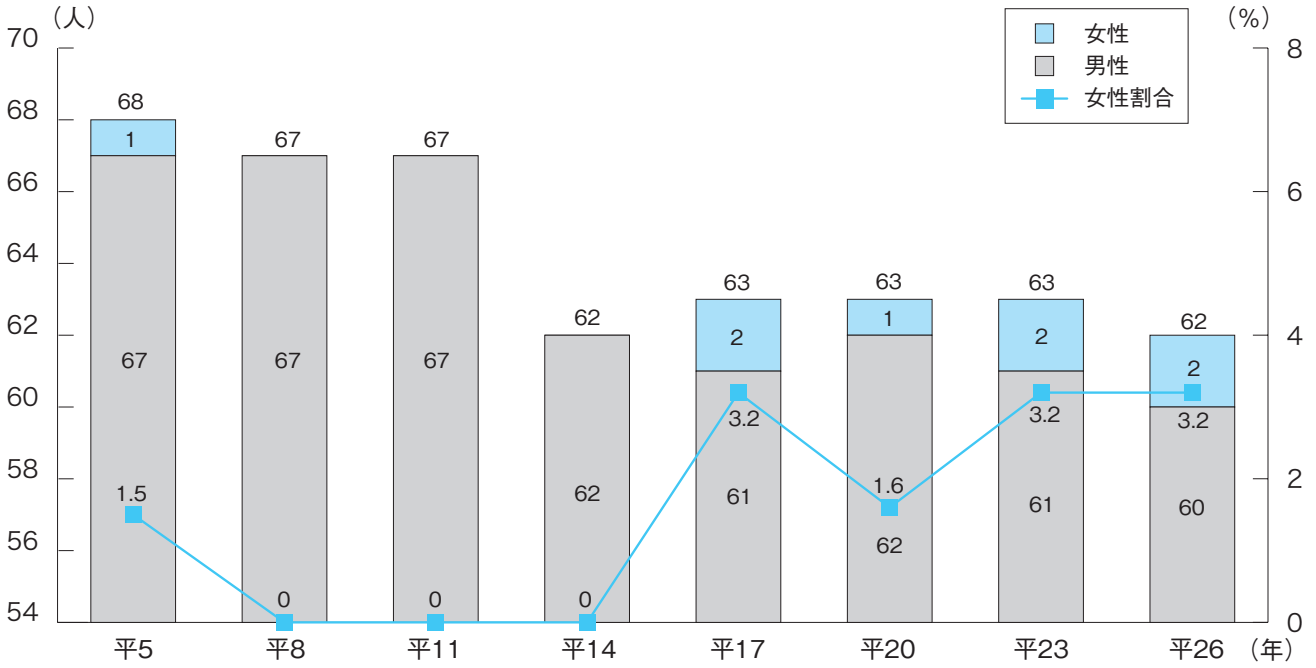

（注）各年７月現在。東部農業委員と西部農業委員の合計。
（資料）北九州市東部農業委員会事務局、西部農業委員会事務局

図64　北九州市職員の階層別職員数および女性割合（平成20年度、平成26年度）

指導的な立場にある階層の職員の女性割合は、平成26年度は「局長級」8.6％、「部長級」9.0％、「課長級」14.0％と、いずれも平成20年度より増加を示したが、いずれも国の目標「2020年30％」には遠く及ばず。

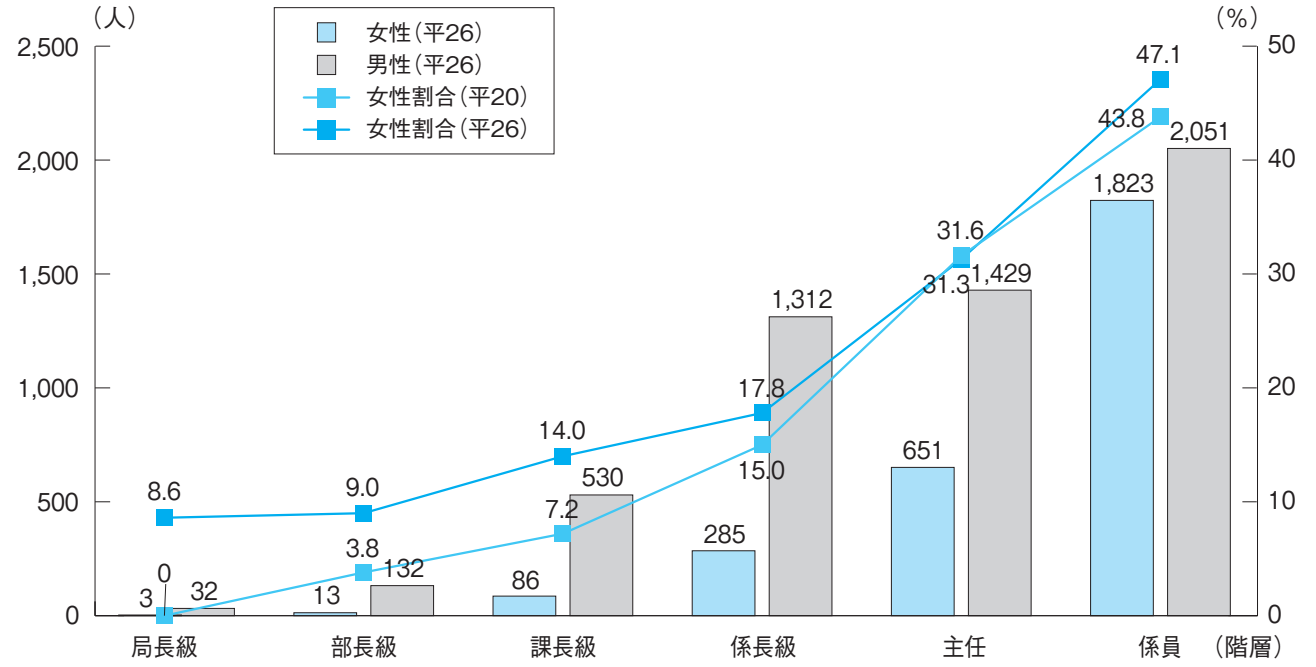

（注）各年度４月１日現在。全職種。企業管理者３名を除き、教育長を含む。
（資料）北九州市総務企画局人事課

図65　北九州市職員の女性役職者数および女性割合の推移

平成26年度の課長級以上に占める女性割合は12.8％で、平成11年度の約３倍に増加。係長級以上に占める女性割合は、年々ゆるやかに上昇し、平成26年度は16.2％。いずれも、男女差大。

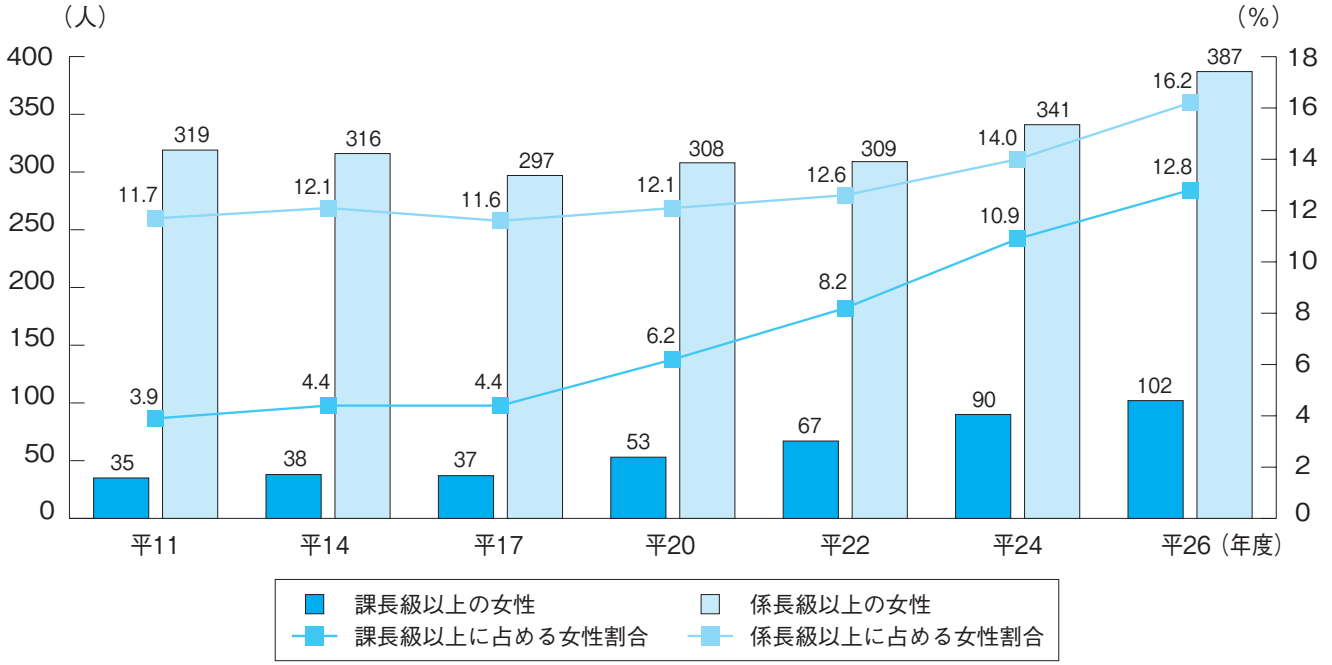

（注）各年度４月１日現在。全職種。企業管理者３名を除き、教育長を含む。
（資料）北九州市総務企画局人事課

図66　政令指定都市職員の管理職および役職者に占める女性割合（平成20年度、平成26年度）

北九州市は、平成26年度の管理職は全国平均を1.0ポイント上回る12.8％で、20政令指定都市中第３位、役職者は全国平均を3.4ポイント下回る16.2％で、第17位。平成20年度比で、管理職は6.6ポイント、役職者は4.4ポイント増加。

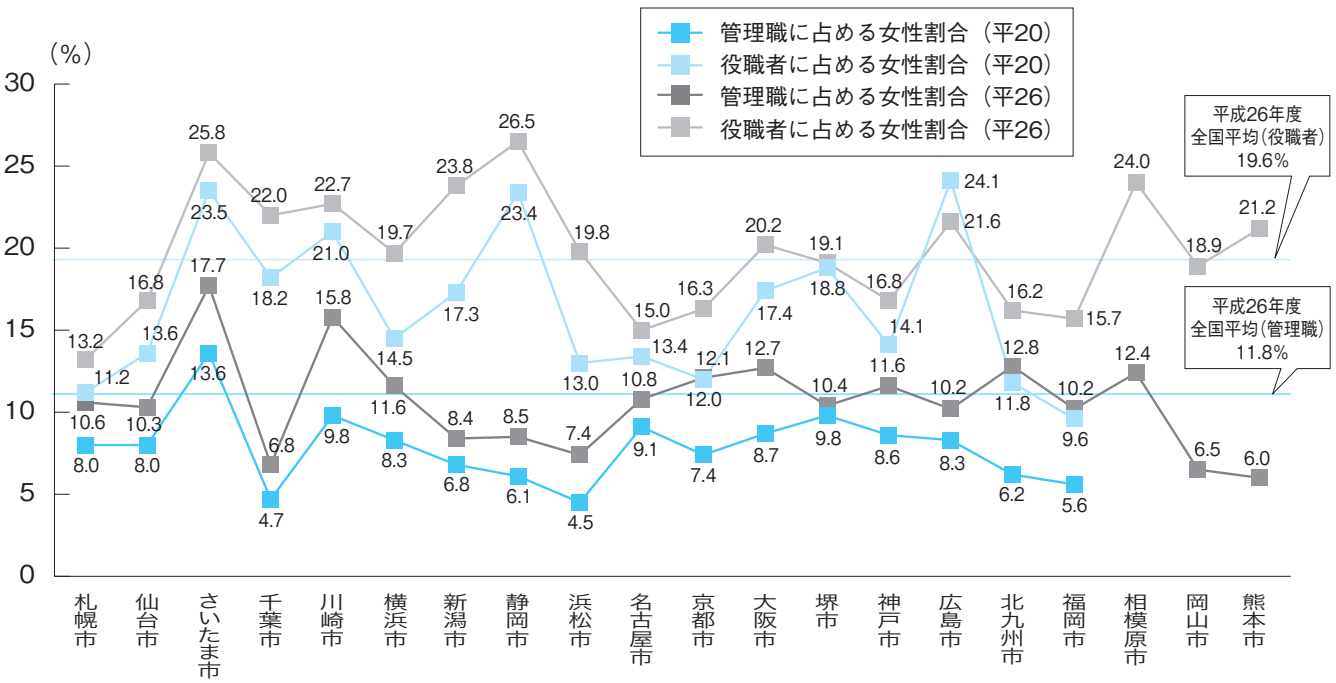

（注）各年度4月1日現在。全職種。管理職は課長級以上で、企業管理者を含み、教員を除く。役職者は係長級以上で、企業管理者および教員を除く。
（資料）北九州市総務企画局人材育成・女性活躍推進課、内閣府男女共同参画局『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況』

図67　北九州市職員の係長試験受験率および合格率の推移

女性職員の受験率は、平成14年度に比べ微増し、平成26年度は32.9%で男性との差を25.3ポイントにまで縮めるも、その差は依然大きい。女性の合格率は男性に比べ低く、平成26年度は4.8%で、男性より1.2ポイント低い。

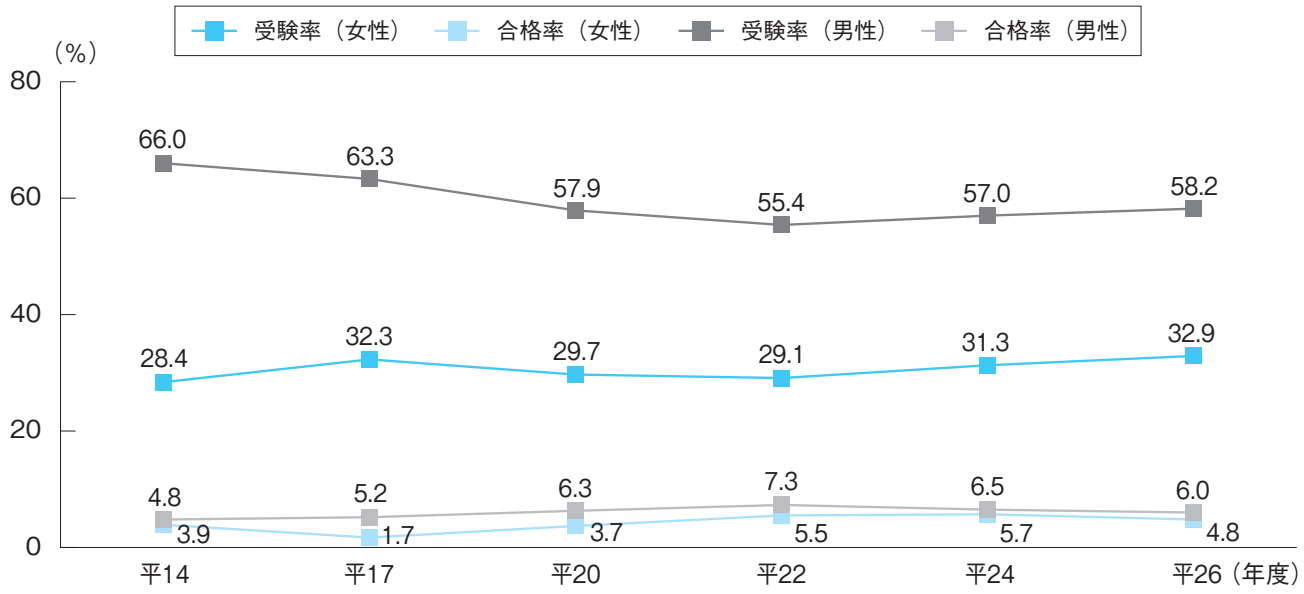

（注）受験率=受験者数/有資格者数×100　合格率=合格者数/受験者数×100
（資料）北九州市総務企画局人事課

図68　北九州商工会議所女性会会員数の推移

平成26年の北九州商工会議所女性会の会員は69人で、平成12年以降増加傾向にある。

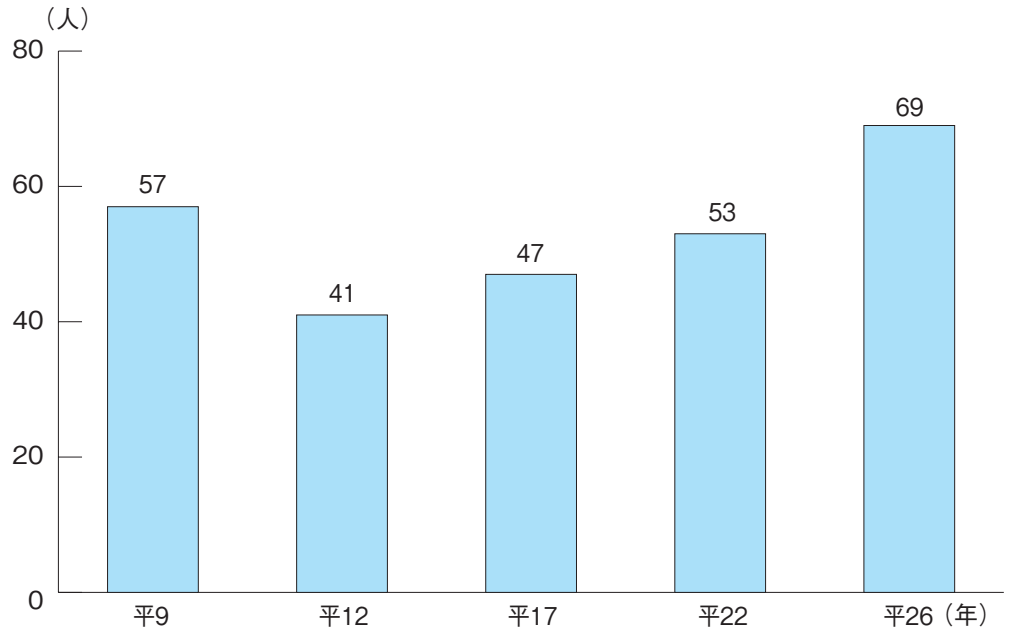

（注）各年３月31日現在。平成26年は11月１日現在。
　　女性会とは、北九州商工会議所の会員である女性経営者による任意団体。
（資料）北九州商工会議所

図69　公認会計士数および女性割合の推移（北九州市、全国）

北九州市の女性の公認会計士は平成12年の０％から平成17年は7.7％に増え、平成22年には8.8％となるも、以後横ばい。全国は昭和40年以降微増を続け、平成26年は12.9％で、北九州市より4.1ポイント高い。

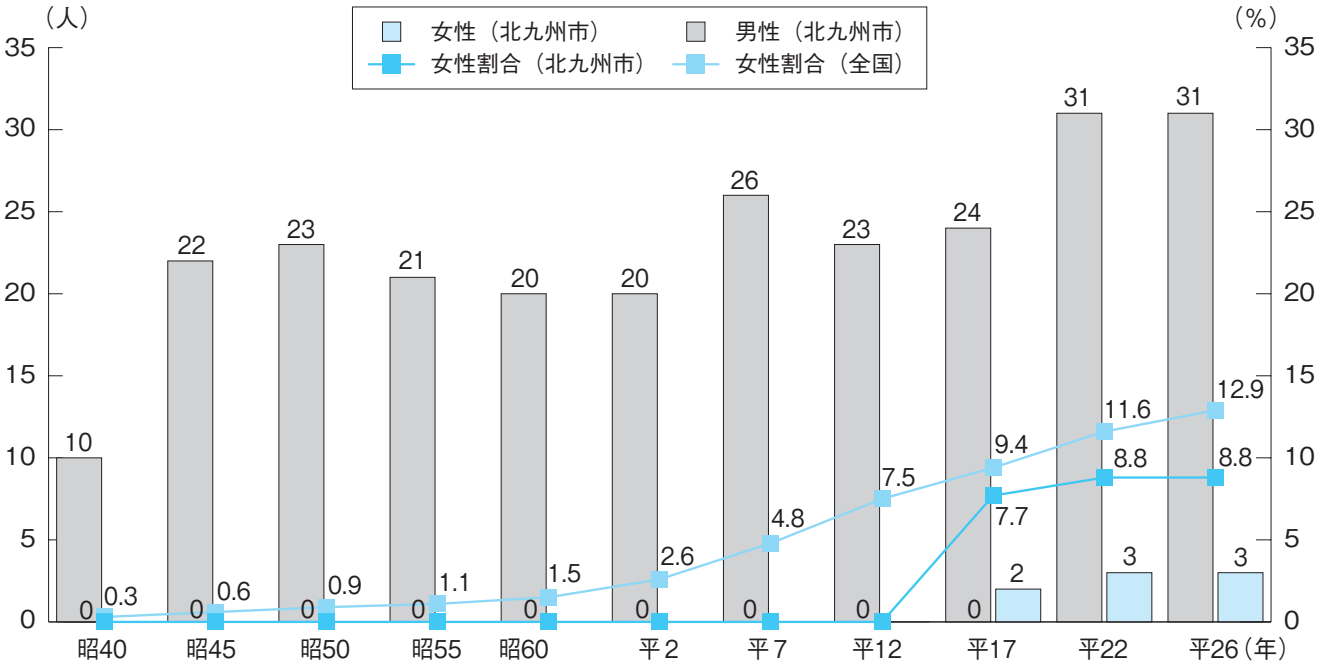

（注）各年３月31日現在。
（資料）日本公認会計士協会総務本部、日本公認会計士協会北部九州会

図70　裁判官数および女性割合の推移（北九州市）

裁判官の女性割合は、平成17年以降増加し、平成22年には減少を示したが、平成25年には増加に転じ、26.9％と過去最高を更新。

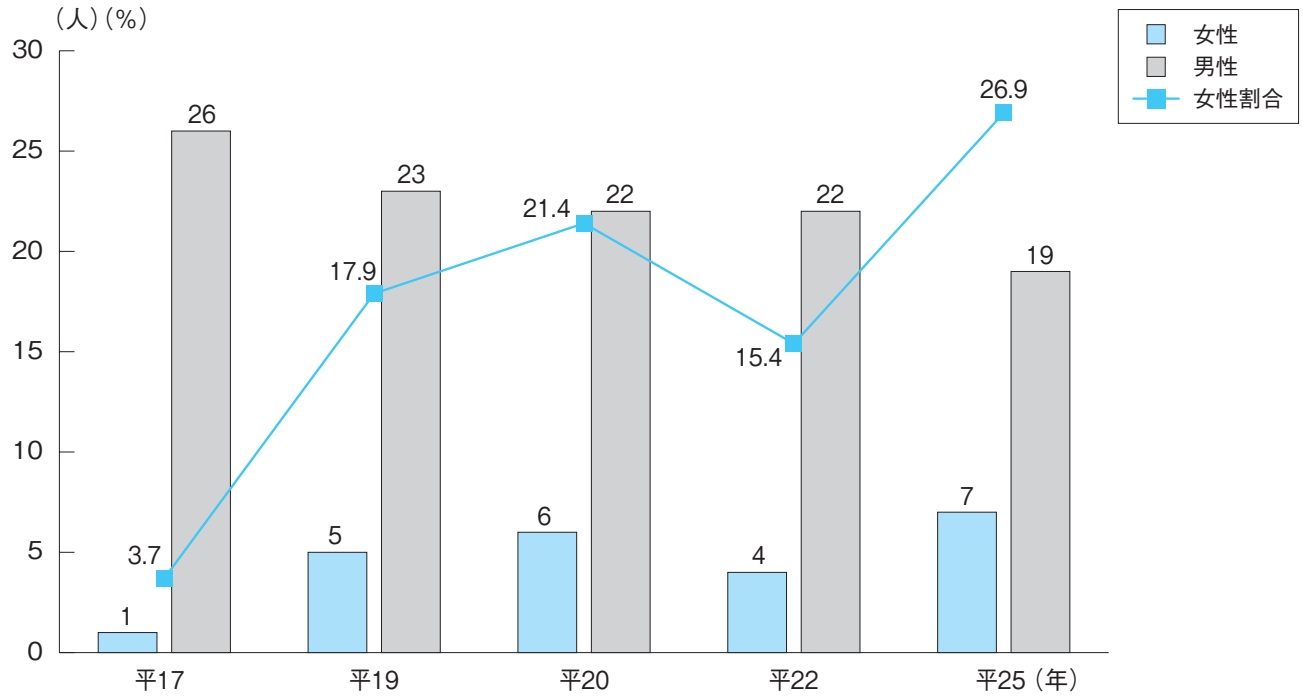

（注）各年４月15日現在。福岡地方裁判所小倉支部・福岡家庭裁判所小倉支部、小倉簡易裁判所、折尾簡易裁判所の裁判官数。
（資料）福岡地方裁判所、福岡家庭裁判所

図71　弁護士会会員数および女性割合の推移（北九州市、全国）

北九州市の弁護士会の女性会員の割合は、全国より低めで増加を続けてきたが、平成26年は15.1％と過去最高を更新し、全国との差を3.0ポイントに縮める。

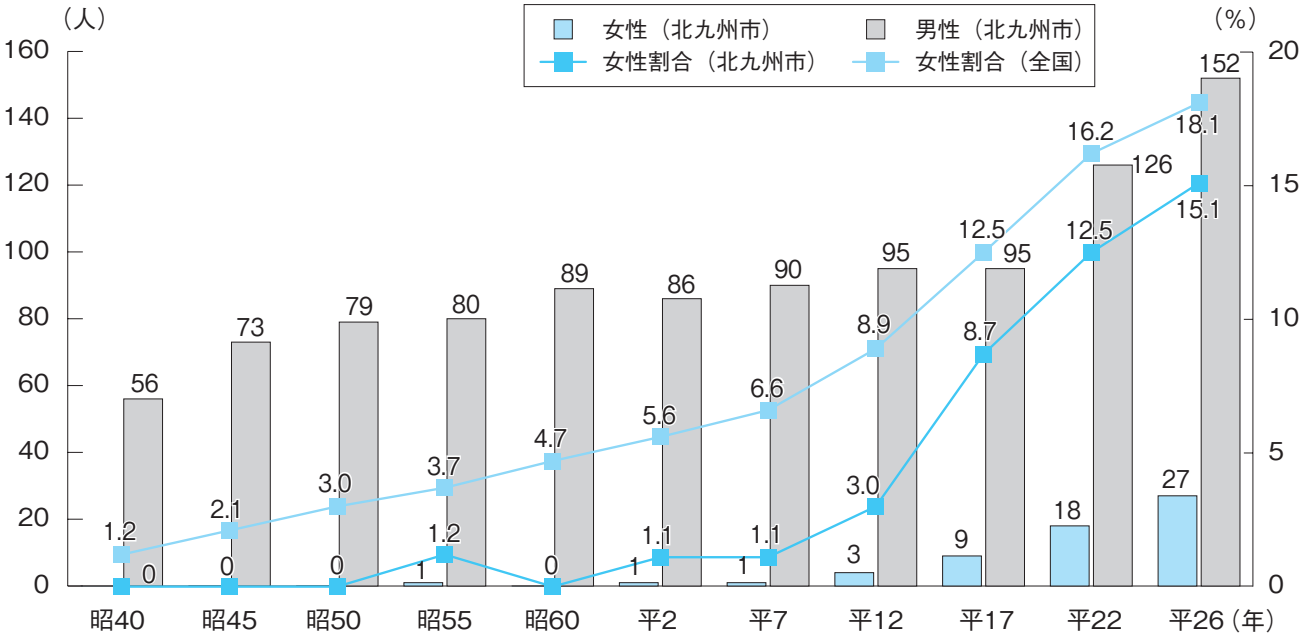

（注）各年3月31日現在。
（資料）福岡県弁護士会北九州部会、日本弁護士連合会『弁護士白書』

図72　警察官数および女性割合の推移（北九州市）

警察官の女性割合は、平成26年は平成２年から1.0ポイント増の3.7％と過去最高を更新したが、男女差は依然大きい。

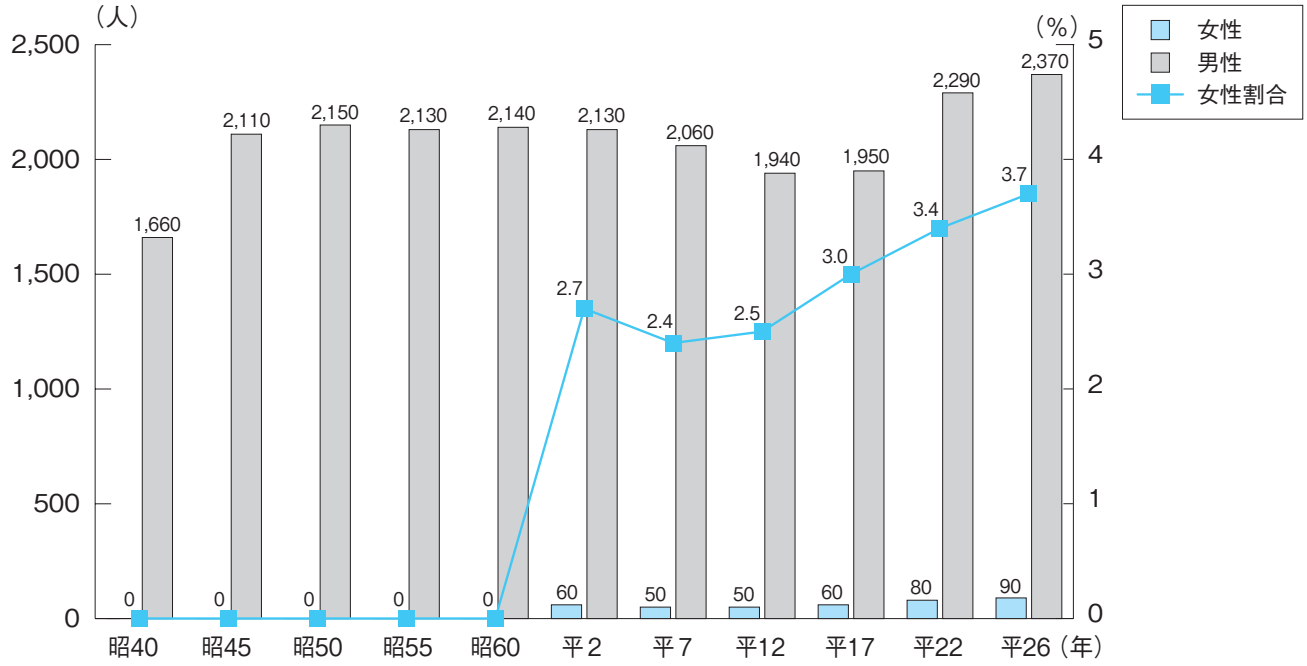

（注）各年４月１日現在。警察官数は概数。折尾警察署管内の中間市、遠賀郡を含む。
（資料）福岡県警察本部警務部警務課

図73　消防士数および女性割合の推移（北九州市）

消防士の女性割合は、平成２年度以降増加を続け、平成26年度は4.2％で、平成２年の約６倍に増加したが、男女差は依然大きい。

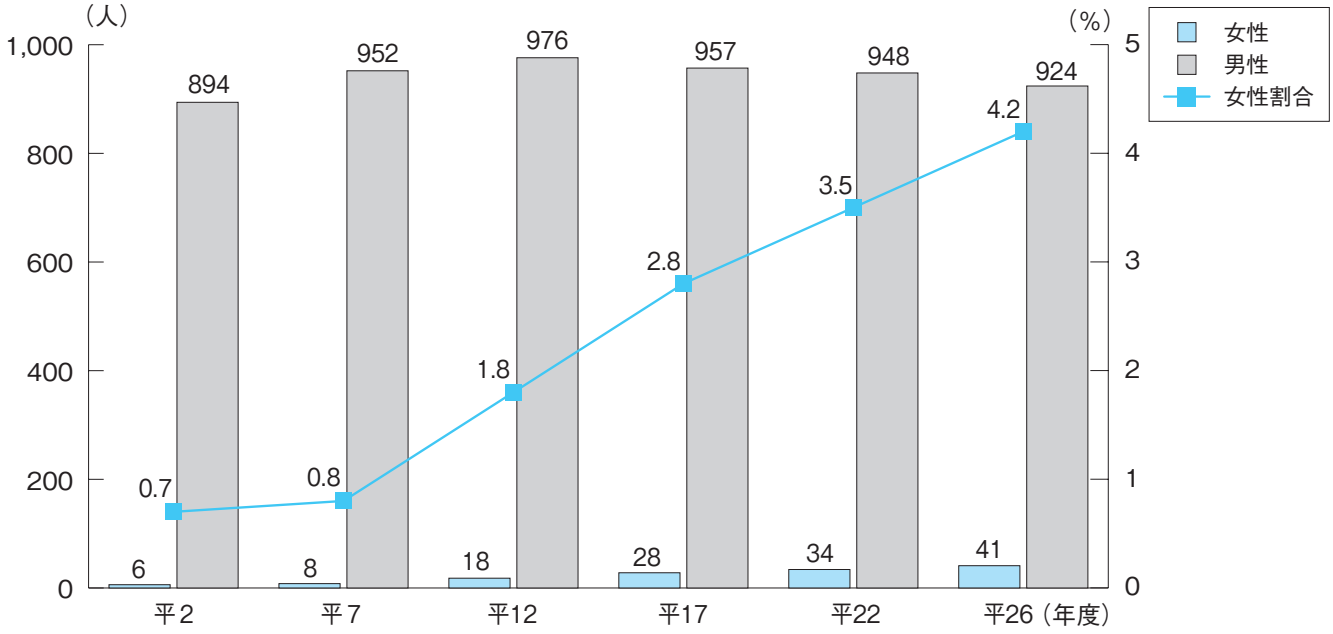

（注）各年度４月１日現在。昭和62年度から女性消防士を採用。
（資料）北九州市総務企画局人事課

図74　北九州市立医療施設に従事する医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師の女性割合の推移

北九州市立医療施設に従事する職種別の女性割合は、多少の増減を示しながらも、平成26年度は、「保健師」約10割、「看護師」約９割、「歯科医師」約７割、「薬剤師」約６割、「医師」「獣医師」約２割で、固定化傾向にある。

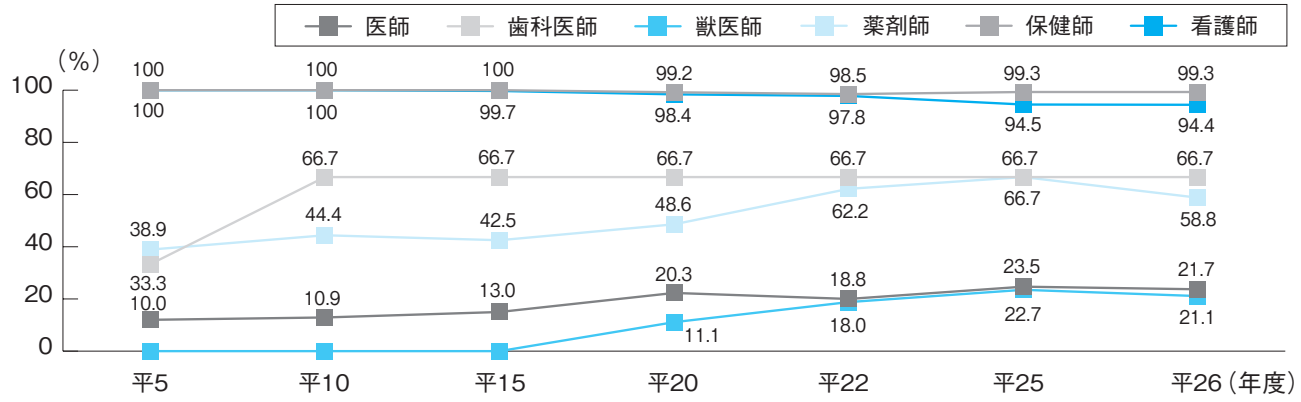

（注）各年度４月１日現在。平成11年４月、職名「保健士」「看護士」新設（これより以前は「保健婦」「看護婦」のみ）。
　　平成14年３月、職名「保健士」「保健婦」を「保健師」に、「看護士」「看護婦」を「看護師」に改称。
（資料）北九州市総務企画局人事課

図75　北九州市立医療施設に従事する医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、看護師における女性管理職割合の推移

北九州市立医療施設に従事する職種別管理職の女性割合は、平成26年度は「看護師」100％を維持し、性別の偏りが顕著、「歯科医師」「薬剤師」は50％で男女均衡、「医師」は17.9％で国の目標「2020年30％」に12.1ポイント及ばず。

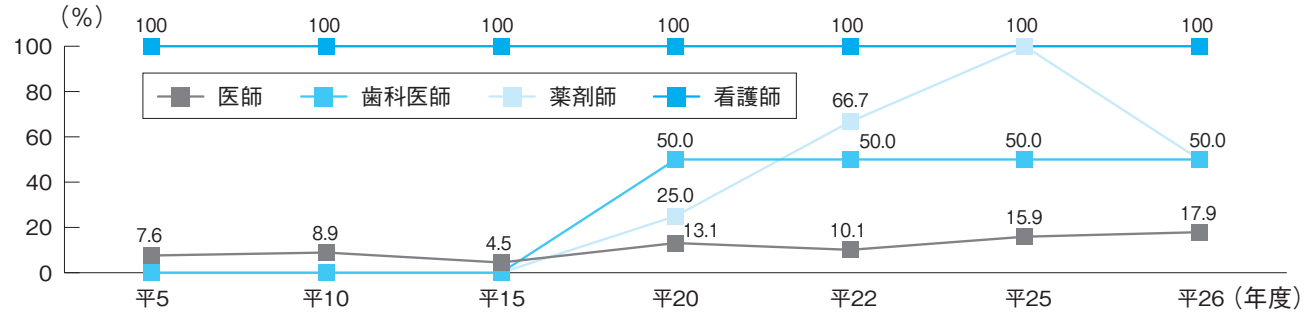

（注）各年度４月１日現在。管理職は課長以上。
（資料）北九州市総務企画局人事課

	医　師（人）				歯科医師（人）				獣 医 師（人）			
	総数	女性	管理職総数	女性管理職	総数	女性	管理職総数	女性管理職	総数	女性	管理職総数	女性管理職
平５	211	21	132	10	3	1	2	0	21	0	2	0
平10	221	24	158	14	3	2	1	0	21	0	2	0
平15	215	28	157	7	3	2	1	0	21	0	3	0
平20	197	40	145	19	3	2	2	1	18	2	1	0
平22	183	33	139	14	3	2	2	1	16	3	2	0
平25	181	41	138	22	3	2	2	1	17	4	2	0
平26	175	38	145	26	3	2	2	1	19	4	2	0
	薬 剤 師（人）				保 健 師（人）				看 護 師（人）			
	総数	女性	管理職総数	女性管理職	総数	女性	管理職総数	女性管理職	総数	女性	管理職総数	女性管理職
平５	36	14	6	0	112	112	0	0	656	656	9	9
平10	45	20	5	0	118	118	0	0	665	665	9	9
平15	40	17	4	0	117	117	0	0	629	627	8	8
平20	37	18	4	1	122	121	0	0	641	631	4	4
平22	37	23	3	2	133	131	0	0	597	584	12	12
平25	33	22	2	2	149	148	0	0	724	684	15	15
平26	34	20	2	1	152	151	0	0	717	677	15	15

図76　基幹的農業従事者数および女性割合の推移（北九州市）

基幹的農業従事者数は、男女とも減少傾向が続くなか、女性割合は４割強で推移し、平成22年は45.3％で、男女差は僅少。

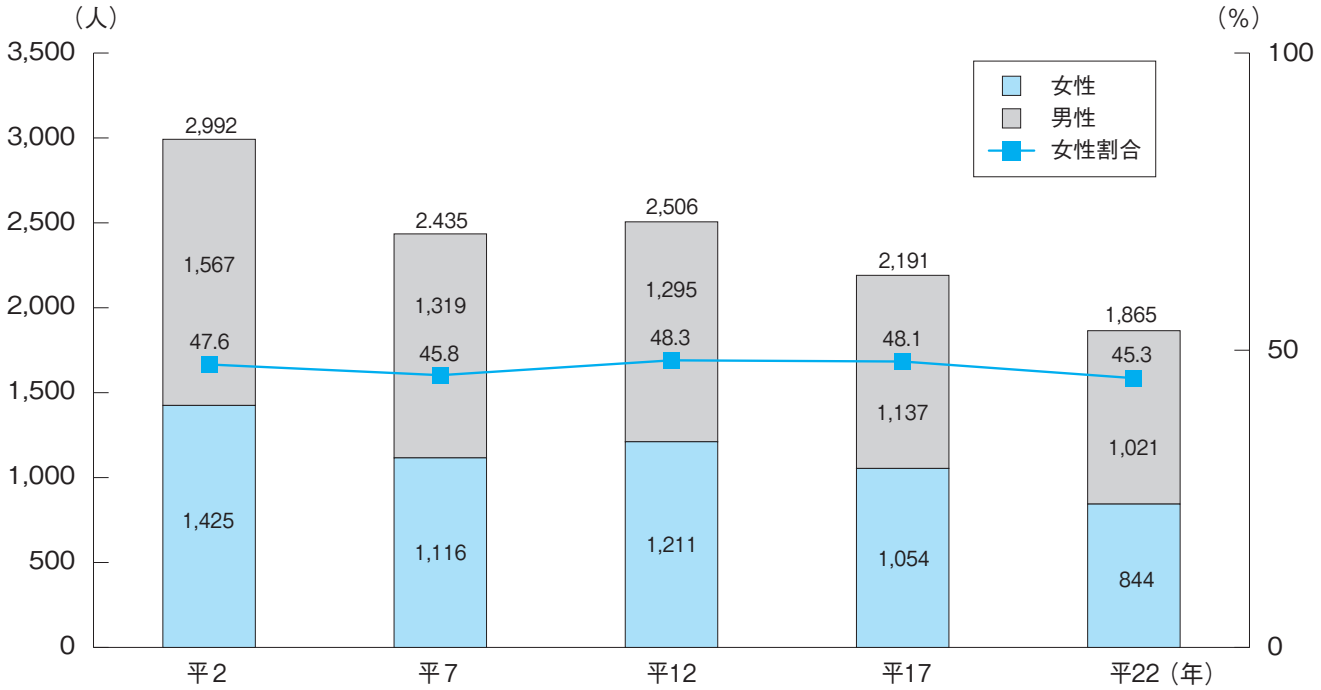

（注）各年２月１日現在。基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうち、年間を通じてふだんの主な状態が「農業に従事している者」をいう。
（資料）農林水産省『農林業センサス』、北九州市産業経済局農林課

図77　漁業従事者数および女性割合の推移（北九州市）

男性漁業従事者数は、昭和40年から平成22年にかけて約５分の１に減少。女性も近年減少傾向にあるなか、男性の大幅な減少に対し、女性割合は昭和40年の7.5％から平成22年の28.2％と、約４倍に増加。

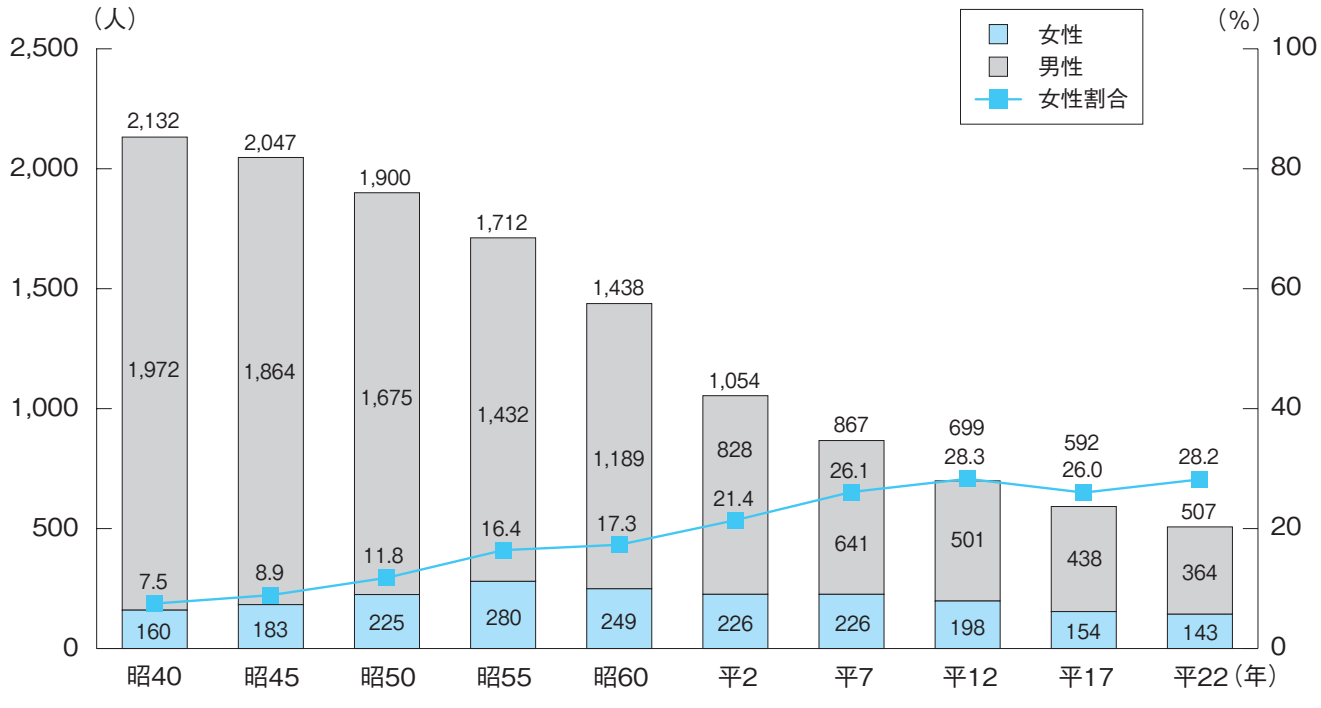

（資料）総務省統計局『国勢調査』

図78　バス乗務員数および女性割合の推移（北九州市）

女性のバス乗務員数は、平成15年度から22年度までの７年間に約19倍に増加しているが、平成26年度の女性割合は5.0％で、男女差は依然大きい。

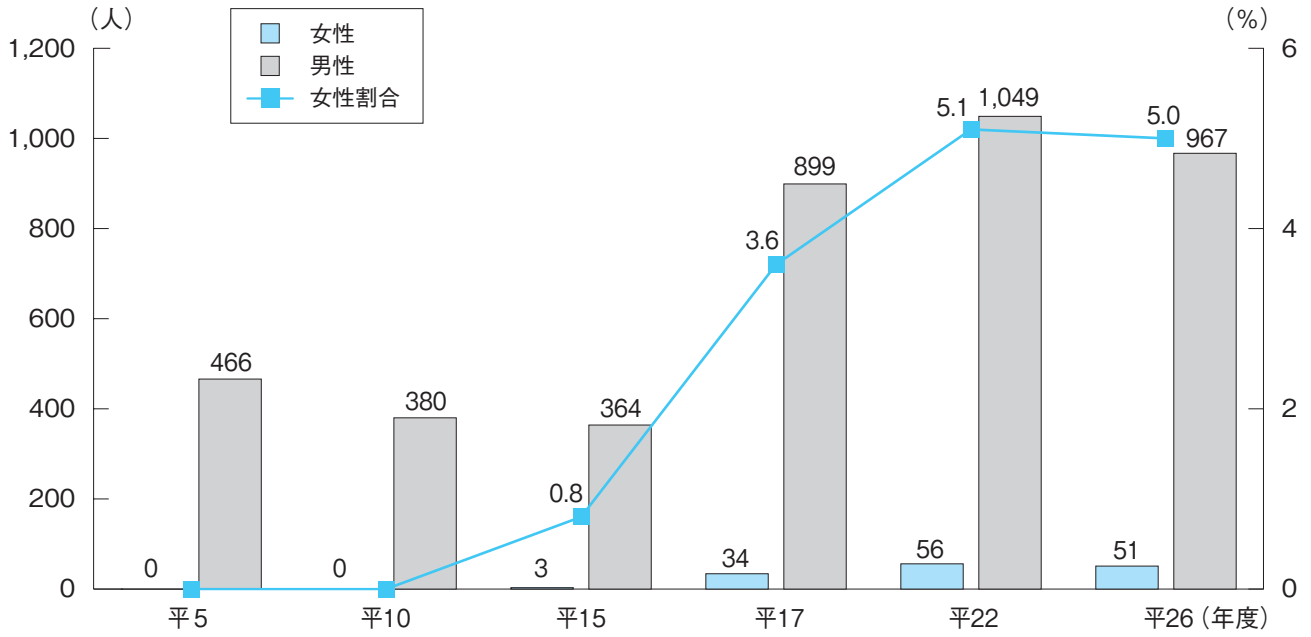

（注）乗務員数は北九州市内で営業しているバス会社の乗務員（正規、嘱託、契約）の合計数。
西鉄バス北九州株式会社は各年度４月１日現在。契約社員とは、就業５年目には正規乗務員となる社員のこと。
北九州市交通局は、各年度３月31日現在。平成26年度は９月１日現在。
（資料）西鉄バス北九州株式会社総務課、北九州市交通局総務経営課

図79　建築士数および女性割合の推移（北九州市）

男性建築士が減少するなか、女性の建築士数は経年増減を繰り返し、平成26年度の女性割合は13.3％と、平成12年度の約２倍に増加するが、男女差は依然大きい。

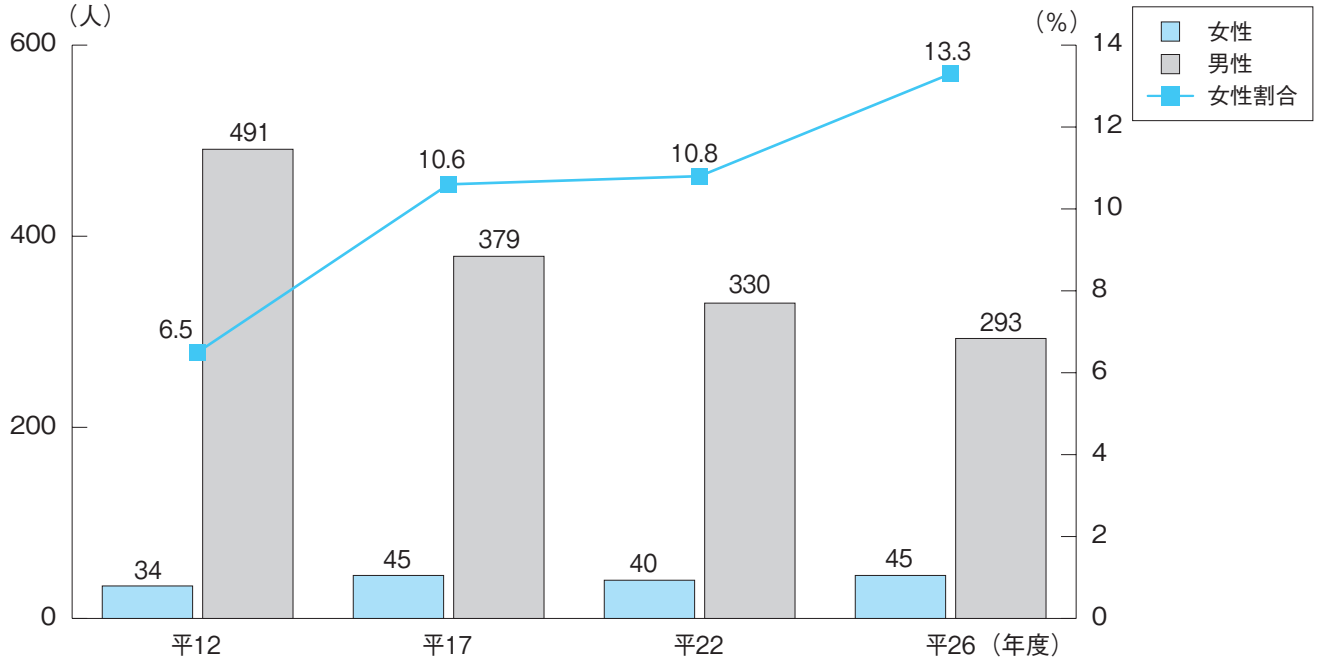

（注）各年度３月31日現在。平成26年度は９月18日現在。福岡県建築士会加入会員のみ。
（資料）公益社団法人福岡県建築士会事務局

図80　理工系の学生数および女性割合の推移（北九州市）

理工系の女子学生数は平成７年度には昭和50年度の約53倍にまで増加し、一旦減少を示すものの、平成17年度は増加に転じる。平成26年度の女性割合は、15.5％と過去最高を更新するが、男女差は依然大きい。

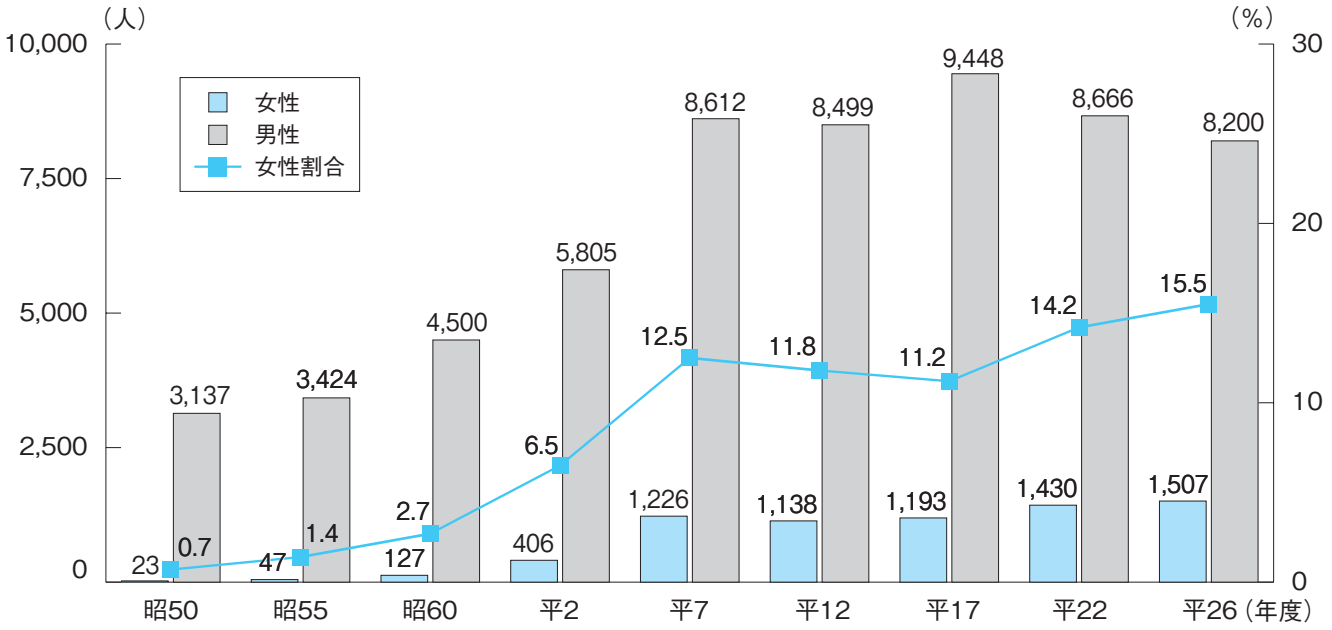

（注）各年度５月１日現在。平成26年度の九州職業能力開発大学校は９月30日現在。
北九州市立大学国際環境工学部・大学院国際環境工学研究科、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、
九州工業大学・大学院（飯塚キャンパスを含む）、九州共立大学工学部、早稲田大学大学院情報生産システム研究科、
西日本工業大学デザイン学部のデータを集計。開設年、大学校設置認可、学部の廃止などにより集計状況は各大学で異なる。
（資料）北九州市立大学、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、九州工業大学、九州共立大学、早稲田大学、西日本工業大学

図81　理工系の教員数および女性割合の推移（北九州市）

理工系教員の女性割合は、平成２年度以降増減を繰り返す。平成26年度は5.9％と過去最高を更新するが、男女差は依然大きい。

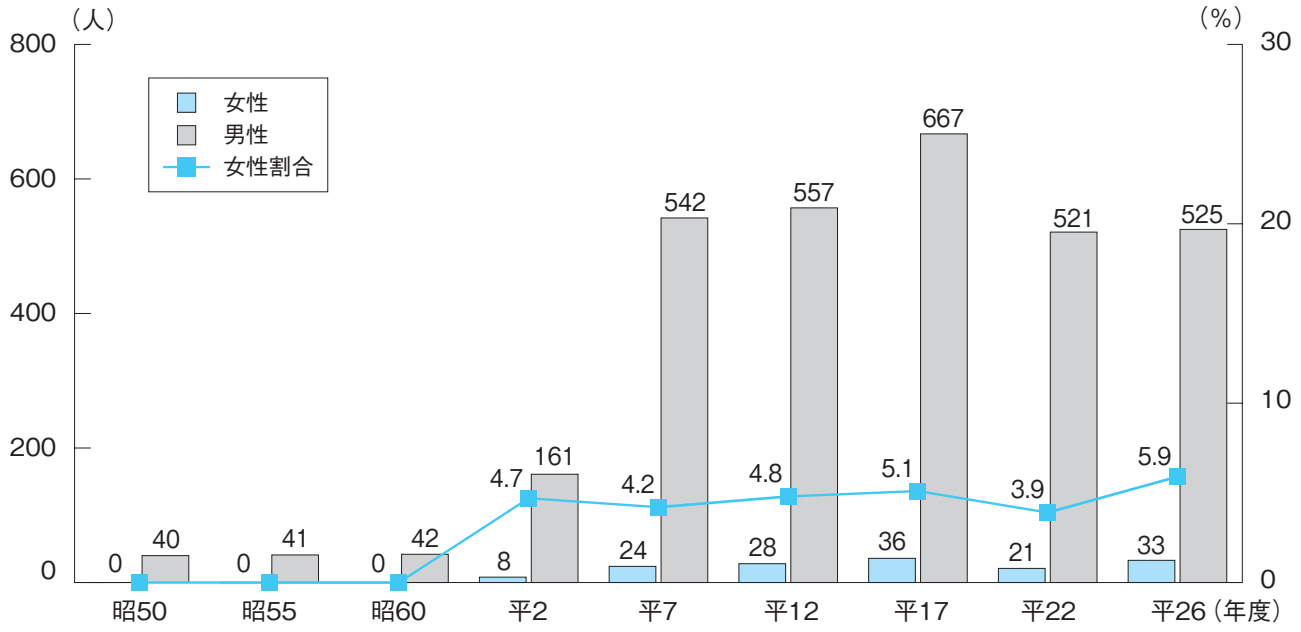

（注）各年度５月１日現在。平成26年度の九州職業能力開発大学校は９月30日現在。
北九州市立大学国際環境工学部・大学院国際環境工学研究科、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、
九州工業大学・大学院（飯塚キャンパスを含む）、九州共立大学工学部、早稲田大学大学院情報生産システム研究科、
西日本工業大学デザイン学部のデータを集計。開設年、大学校設置認可、学部の廃止などにより集計状況は各大学で異なる。
（資料）北九州市立大学、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、九州工業大学、九州共立大学、早稲田大学、西日本工業大学

図82　理工系の教員管理職者数および女性割合の推移（北九州市）

理工系教員の女性管理職者数は、0 人から 3 人の間で増減を繰り返しながら推移し、平成26年度は 3 人（5.4%）と、男女差は依然大きい。

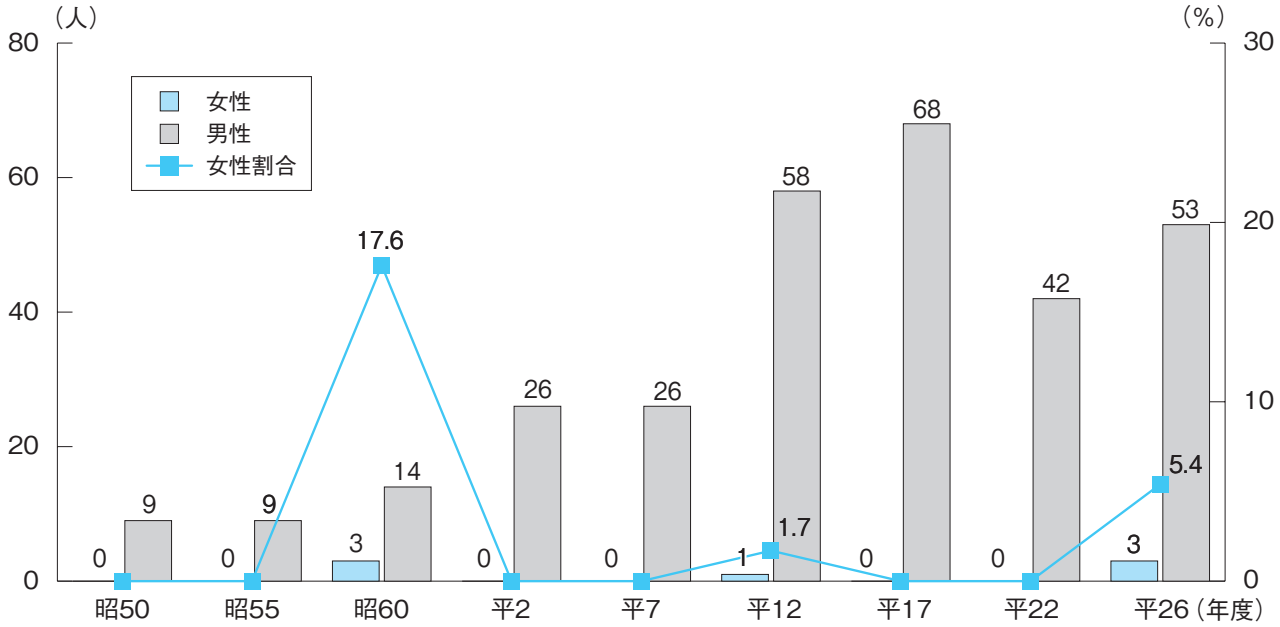

（注）各年度５月１日現在。平成26年度の九州職業能力開発大学校は９月30日現在。
北九州市立大学国際環境工学部・大学院国際環境工学研究科、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、
九州工業大学・大学院（飯塚キャンパスを含む）、九州共立大学工学部、早稲田大学大学院情報生産システム研究科、
西日本工業大学デザイン学部のデータを集計。開設年、大学校設置認可、学部の廃止などにより集計状況は各大学で異なる。
（資料）北九州市立大学、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校、九州工業大学、九州共立大学、早稲田大学、西日本工業大学

図83　教育段階別女性教員割合の推移（北九州市）

教育段階が高くなるほど女性割合はおおむね低い。近年、「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」「短大・高等専門学校」の女性割合は固定化、「特別支援学校」「大学」は増加傾向。「大学」の平成24年度は21.1％と、昭和45年度の約４倍に増加。

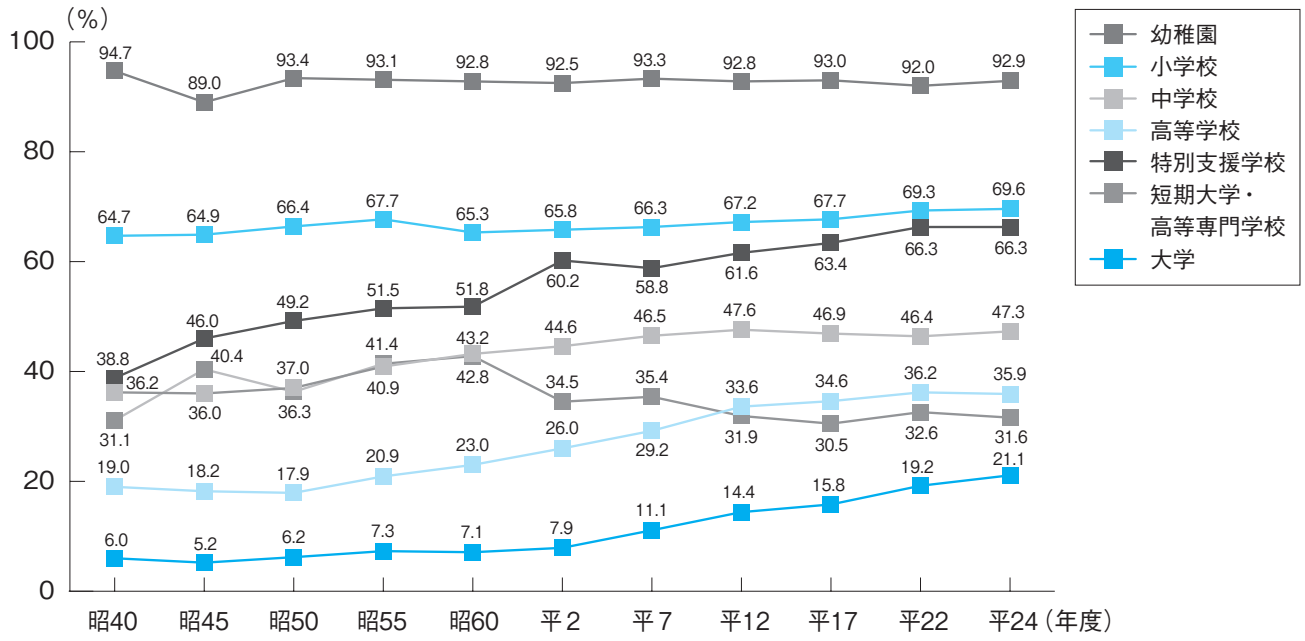

（注）各年度５月１日現在。小学校、中学校、高等学校は兼務者を含む。
（資料）北九州市総務企画局『北九州市統計年鑑』

図84　保育士数および男性割合の推移（北九州市）

男性保育士数および割合は、平成26年度は平成12年度の４倍以上の増加を示すが、男女差は依然大きい。

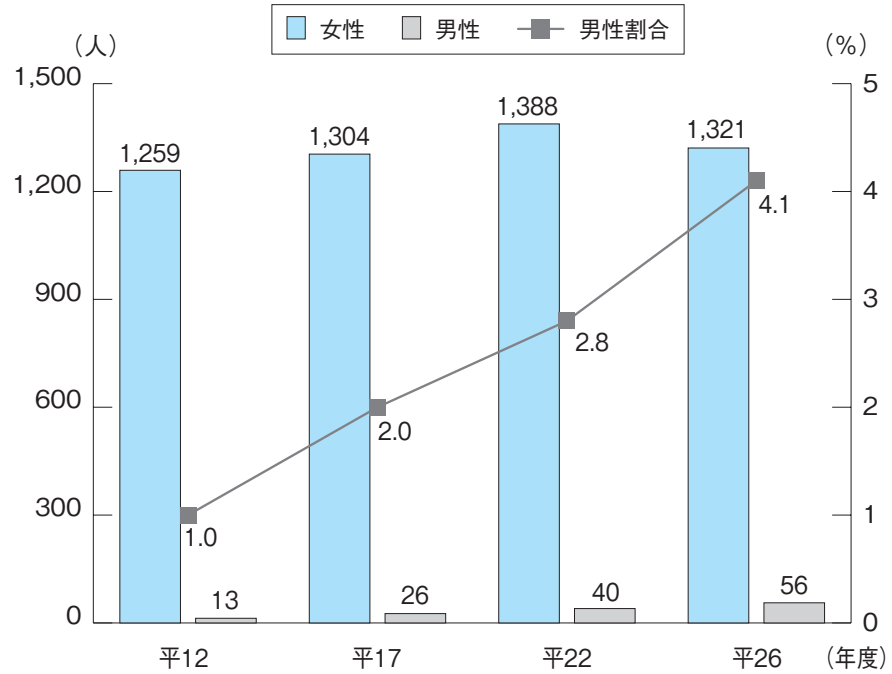

（注）各年度４月１日現在。保育士数は正規職員の数。
（資料）北九州市子ども家庭局保育課、北九州市保育所連盟

図85　北九州市立幼稚園の園長、市立小・中・特別支援学校の校長、教頭における女性割合の推移

平成26年度の女性割合は、近年増加傾向の「小学校校長」は減少に、増減を繰り返す「小学校教頭」「中学校校長」は増加に転じ、横ばいを続けていた「中学校教頭」は最低へ。「園長」は100％で推移。「特別支援学校」は「校長」44.4％と、他を圧倒的に引き離すが、「教頭」7.7％との格差が顕著。

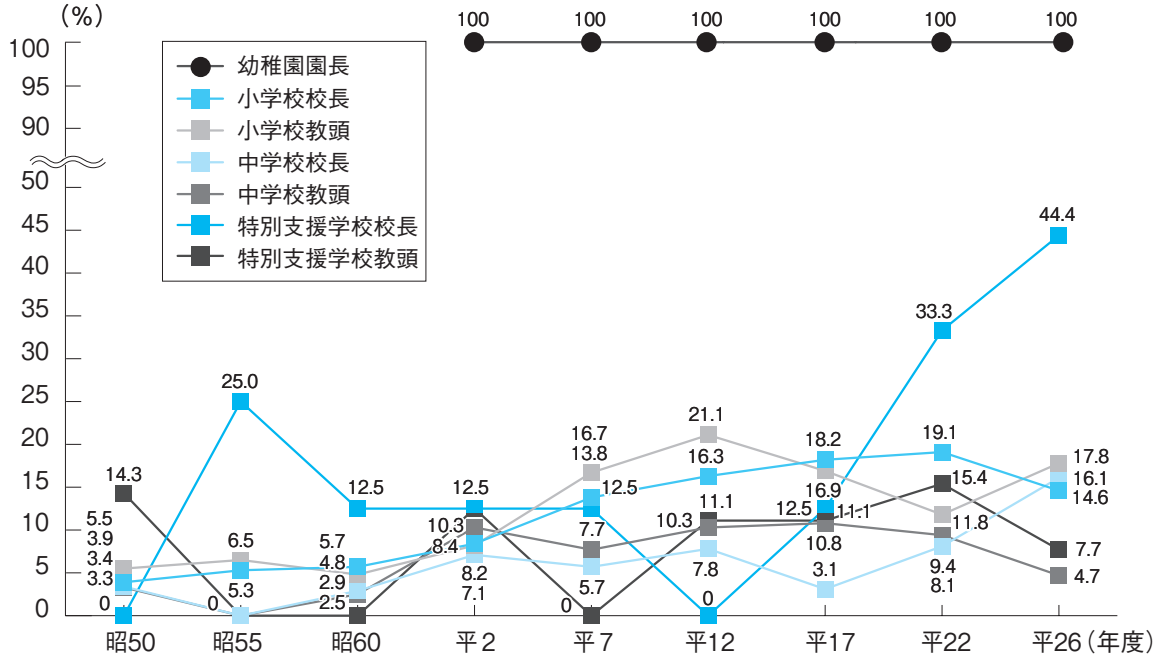

（注）各年度5月1日現在。幼稚園園長の昭和50、55、60年度のデータなし。
（資料）北九州市教育委員会企画課『教育調査統計資料』

図86　４年制大学、短期大学・高等専門学校における講師以上の数および女性割合の推移（北九州市、平成20年度、平成26年度）

高等教育における講師以上の女性割合は、「４年制大学」は6.9ポイント増加したが、国の目標「2020年30％」には及ばず。「短期大学・高等専門学校」は29.9％に増加し、国の目標値まであと0.1ポイント。

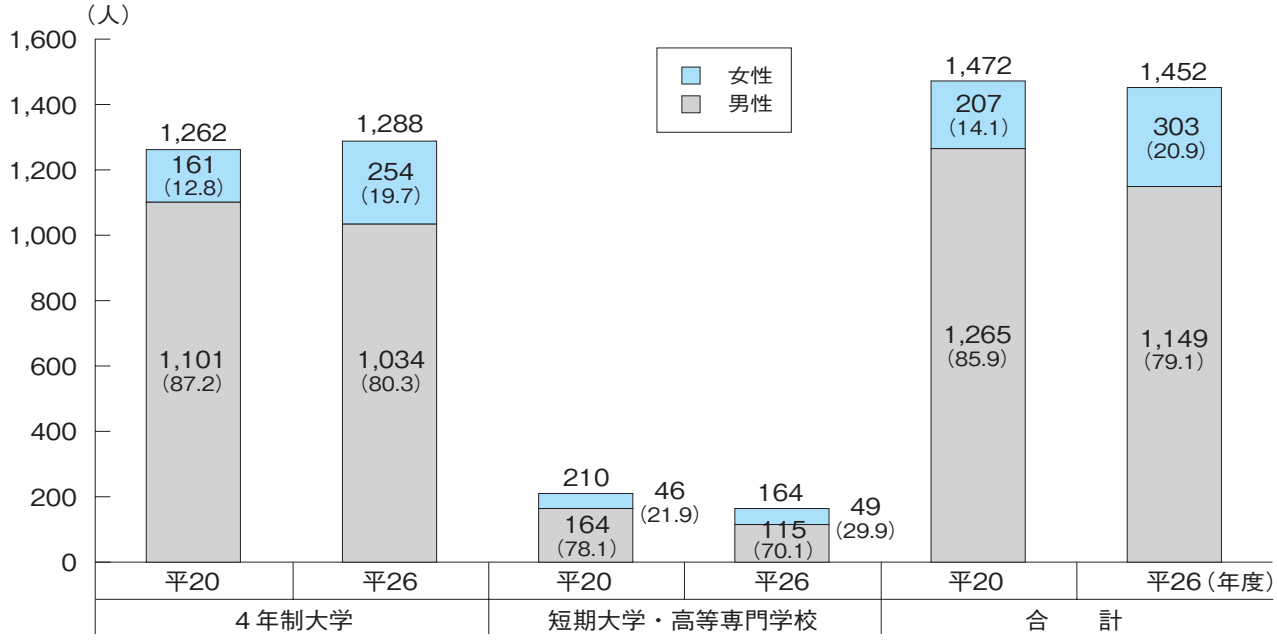

（注）平成20年度は２月現在、平成26年度は５月１日現在。（　）内は割合（％）。
（資料）九州共立大学、西日本工業大学デザイン学部、産業医科大学、九州工業大学、九州国際大学、北九州市立大学、九州栄養福祉大学、九州女子大学、西南女学院大学、九州歯科大学、早稲田大学大学院情報生産システム研究科、九州女子短期大学、東筑紫短期大学、折尾愛真短期大学、西南女学院大学短期大学部、北九州工業高等専門学校、九州職業能力開発大学校

図87　高等学校卒業後の進路別推移（北九州市）

高等学校卒業後の進学率は、近年女性が高めで男女とも増加傾向にあったが、平成25年度は男女とも減少に転じ依然女性の方が7.1ポイント高い。男女とも減少傾向にあった就職率は、近年男女とも横ばい状態。平成12年度以降は増減を繰り返し、平成25年度は男女ともわずかに増加に転じる。

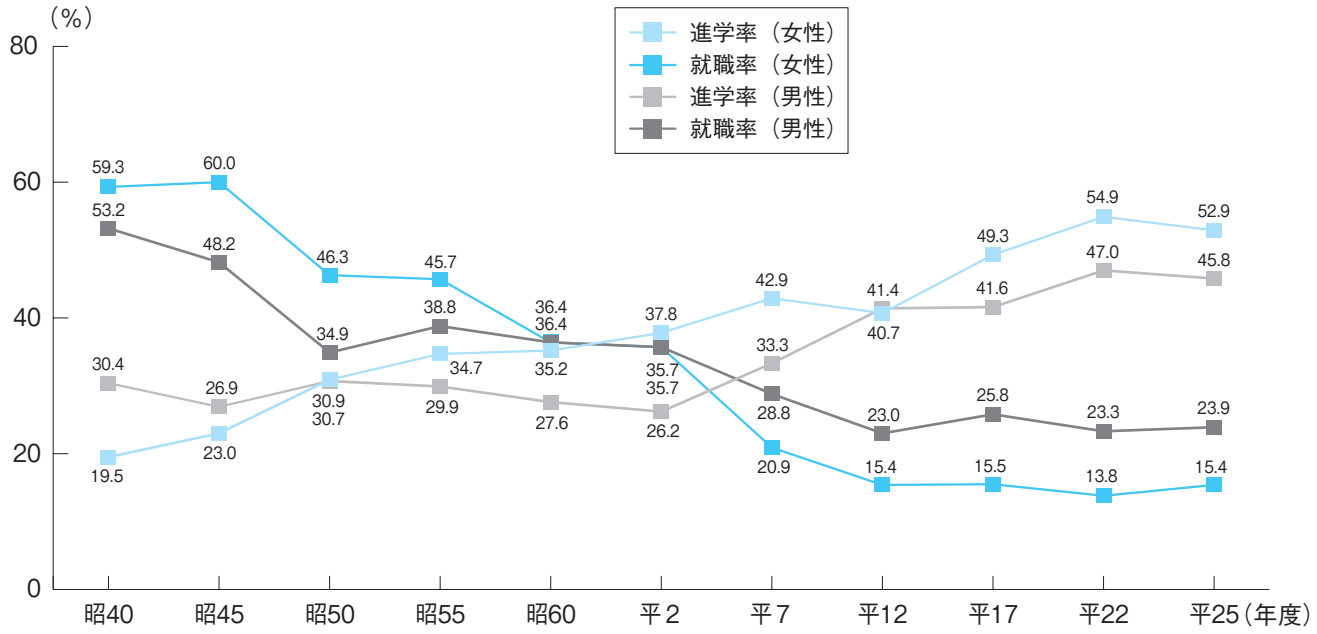

（注）各年度末現在。進学校には、大学・短期大学の通信教育部および放送大学、大学・短期大学の別科、高等学校の専攻科、特別支援学校高等部の専攻科を含む。就職者には就職進学者を含む。
（資料）北九州市総務企画局企画課『北九州市統計年鑑』、福岡県調査統計課

図88　４年制大学、短期大学などの進学率の推移（北九州市）

４年制大学への進学率は、男性が高めで、男女ともおおむね増加傾向にあったが、平成24年度は男女とも減少し、男女差を3.7ポイントに縮める。女性の短期大学進学率は、平成２年度をピークに減少し、平成24年度はピーク時の約３分の１。

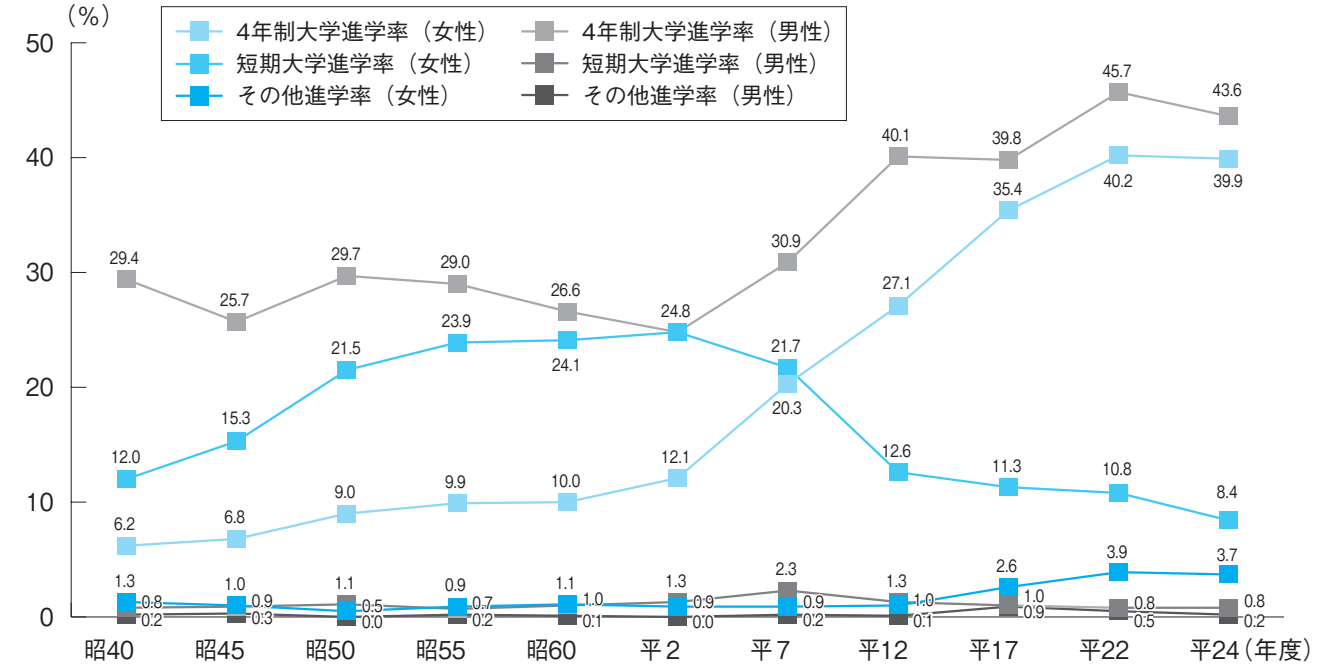

（注）各年度末現在。「その他」は、大学・短期大学通信教育部および放送大学、大学・短期大学の別科、高等学校の専攻科、特別支援学校高等部の専攻科。
（資料）北九州市総務企画局企画課『北九州市統計年鑑』

図89　外国人住民登録者数および女性割合の推移（北九州市）

外国人住民登録者数は増減を繰り返し、約40％台で推移してきた女性割合は、平成12年以降は50％を超え、平成17年をピークに減少に転じる。平成25年の女性割合は50.8％。

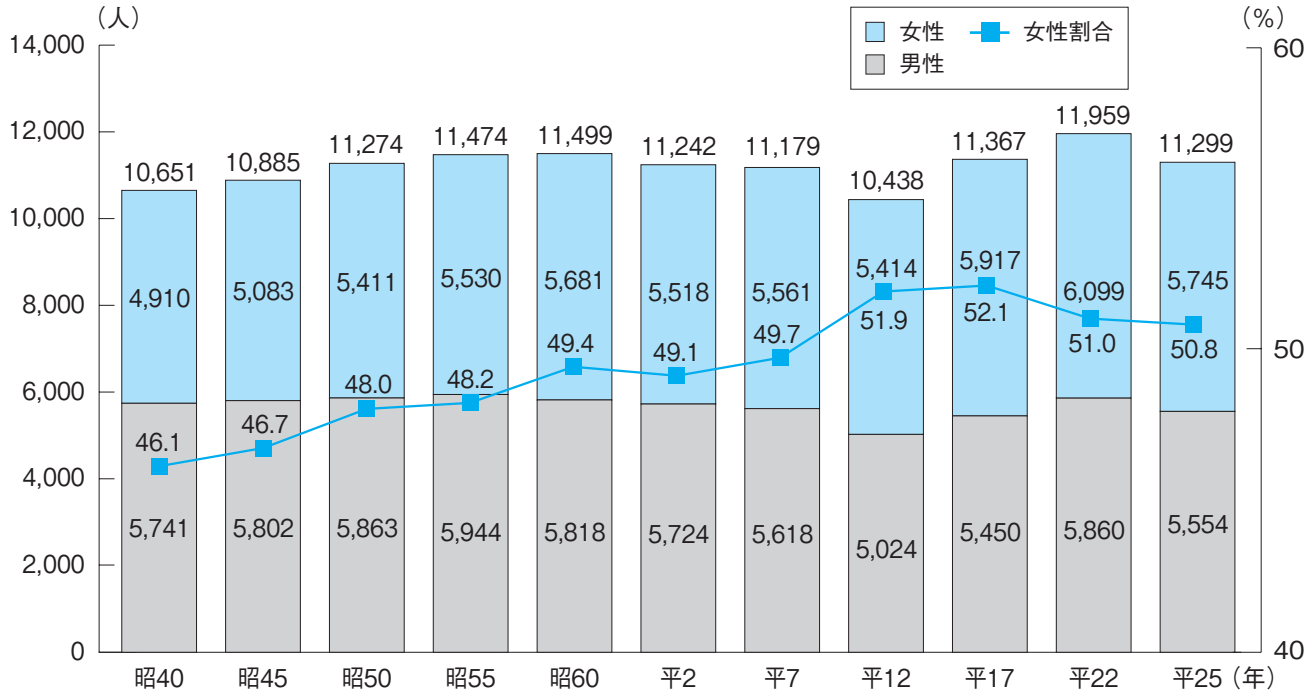

（注）各年12月31日現在。平成22年までは旧外国人登録人口。平成25年は、住民基本台帳法の一部改正により、外国人登録制度が廃止され、従来登録対象となっていた在留期間３ヶ月以下の外国人や短期滞在の外国人等は対象外となっている。
（資料）北九州市総務企画局企画課『北九州市統計年鑑』、北九州市市民文化スポーツ局区政課

表１　国籍別外国人住民登録者数（北九州市、平成19年、平成26年）

国籍別外国人住民登録者数は、平成26年は平成19年と変わらず、男女とも、「朝鮮または韓国」が最も多く、次に「中国」が続き、両者で全体の約８割を占めるが、平成19年より約１割減少。３番目に多いのは、女性は平成19年と変わらず「フィリピン」で、男性の約７倍。「ベトナム」が男女とも大幅に増加。

順位	女性				男性			
	平成19年		平成26年		平成19年		平成26年	
	国名	人	国名	人	国名	人	国名	人
1	朝鮮または韓国	3,459	朝鮮または韓国	3,048	朝鮮または韓国	3,214	朝鮮または韓国	2,769
2	中国	1,621	中国	1,575	中国	1,627	中国	1,537
3	フィリピン	338	フィリピン	360	米国	131	ベトナム	286
4	米国	68	ベトナム	202	インドネシア	121	ネパール	117
5	ロシア	36	米国	48	英国	74	インドネシア	106
6	マレーシア	33	インドネシア	41	フィリピン	61	米国	95
7	タイ	31	タイ	37	マレーシア	42	英国	54
8	インドネシア	25	ネパール	37	カナダ	39	フィリピン	51
9	英国	23	台湾	33	ベトナム	33	台湾	36
10	モンゴル	19	ロシア	31	オーストラリア	29	カナダ	33
11	カナダ	18	英国	25	ロシア	16	オーストラリア	21
12	ベトナム	17	マレーシア	17	ネパール	15	フランス	19
13	ウクライナ	16	モンゴル	17	インド	14	マレーシア	19
14	ブラジル	13	ブラジル	13	モンゴル	14	インド	17
15	オーストラリア	10	メキシコ	9	フランス	14	タイ	16
16	インド	8	ウクライナ	8	ブラジル	14	ブラジル	12
17	メキシコ	8	カナダ	8	タイ	13	モンゴル	11
18	その他	110	その他	94	その他	183	その他	169
	総数	5,853	総数	5,603	総数	5,654	総数	5,368

（注）平成19年は12月31日現在、平成26年は３月31日現在。平成19年は旧外国人登録人口。
（資料）　北九州市総務企画局企画課『北九州市統計年鑑』、北九州市市民文化スポーツ局区政課

図90　夫婦のいずれか一方が外国人の婚姻件数および割合の推移（北九州市、全国）

全婚姻件数に占める「夫婦のいずれか一方が外国人」の割合は、北九州市は全国より低めで、近年、ともに減少。北九州市は平成17年をピークに減少を続け、平成25年は過去最低を更新。「妻外国人・夫日本人」の婚姻件数は「夫外国人・妻日本人」の約２～３倍高く推移。

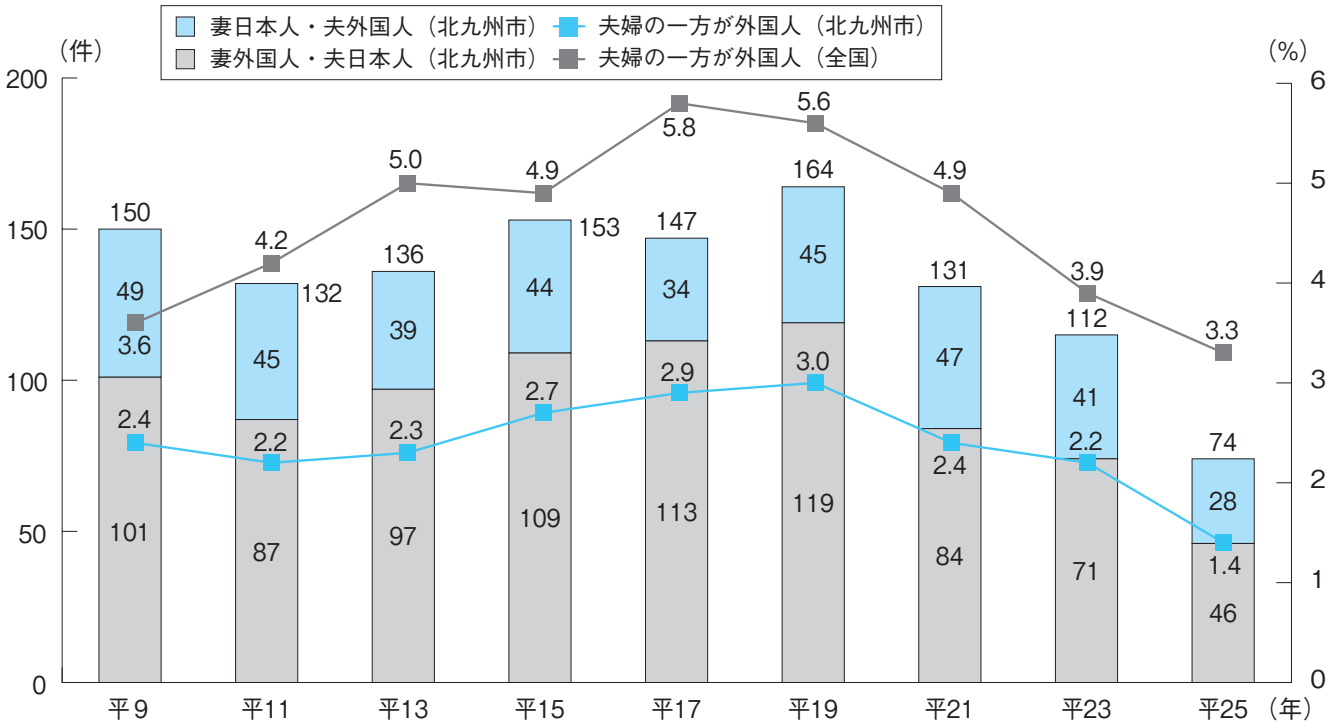

（資料）厚生労働省『人口動態統計』

図91　北九州市在学留学生数および女性割合の推移（北九州市）

在学留学生数は、平成12年度から17年度にかけて3.4倍に急増し、平成22年にはさらに増加し、平成26年度は減少に転じる。在学留学生の女性割合は、平成12年度の53.3％をピークに、以降減少を続け、平成26年度は40.7％。

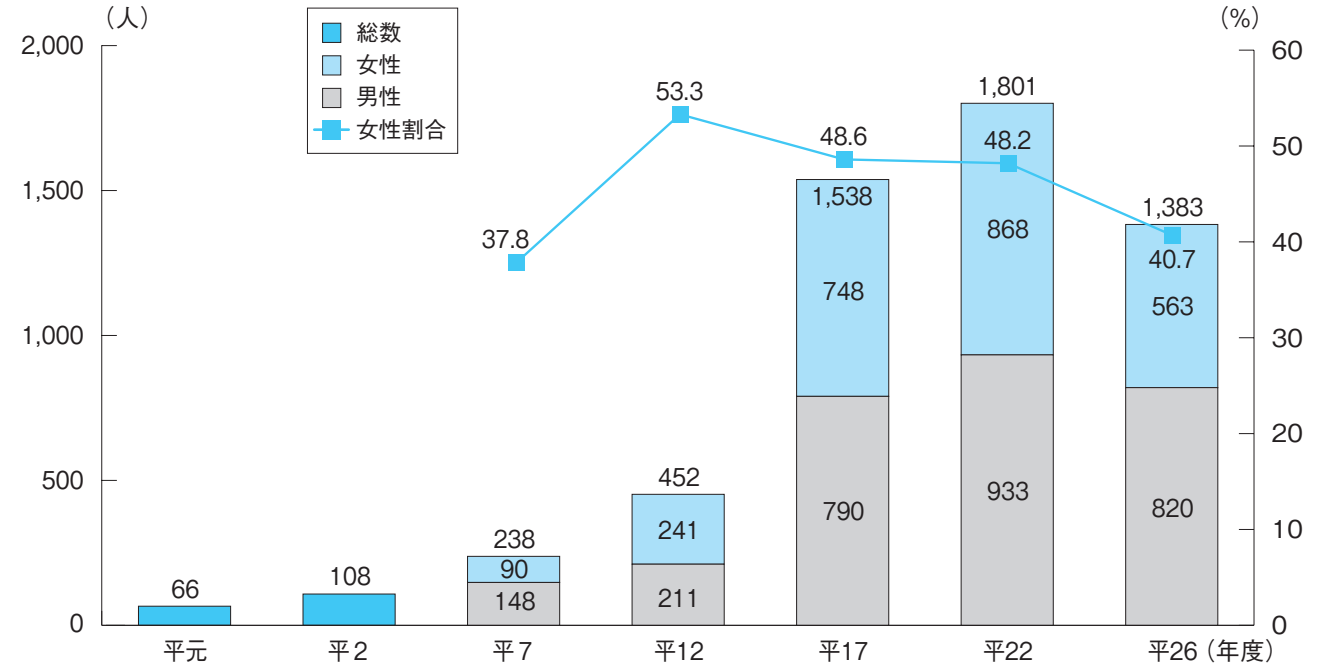

（注）各年度５月１日現在。平成元、２年は男女別不明。専門学校を除く。
（資料）北九州市総務企画局国際政策課

図92　JICA九州国際センターの受け入れ研修生数および女性割合の推移

開発途上国からの受け入れ研修生数は、平成24年度1,024人で過去最高。女性割合は、３割前後で推移し、平成24年度は30.2%。

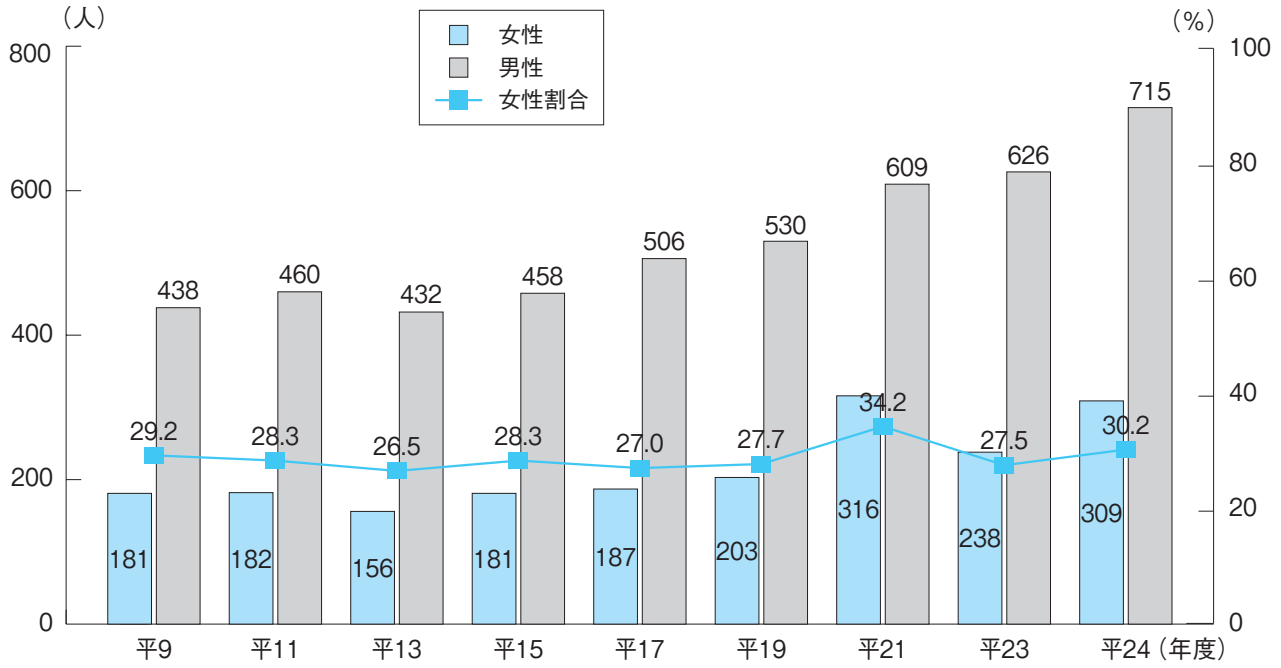

（注）研修生の数は新規と継続の合計。
（資料）独立行政法人国際協力機構九州国際センター（JICA九州）総務課

表２　北九州市内に主たる住所を置くNPO法人数および割合（平成25年度）

北九州市内に主たる住所を置くNPO法人数は、平成25年度は296団体で、分野別活動法人数は延べ1,193団体。うち「男女共同参画社会」に関する活動法人延べ数は31団体で、全体の2.6％を占め、19活動分野のうち12番目に多い。

活動分野	法人数	割合(%)
保健・医療・福祉	175	14.7
社会教育	125	10.5
まちづくり	130	10.9
観光	1	0.1
農山漁村振興	2	0.2
文化･芸術・スポーツ	96	8.0
環境	80	6.7
災害救援	14	1.2
地域安全	26	2.2
人権・平和	63	5.3
国際協力	46	3.9
男女共同参画社会	31	2.6
子どもの健全育成	123	10.3
情報化社会	25	2.1
科学技術	8	0.7
経済活動	37	3.1
職業能力・雇用	82	6.9
消費者	20	1.7
連絡・助言･援助	109	9.1
法人合計数（延数）	1193	
法人合計数（実数）	296	

（注）平成26年３月31日現在。
　　割合＝活動分野別法人数/法人合計数（延数）×100
（資料）北九州市市民文化スポーツ局地域振興課

図93　特定健診における項目別有所見率の推移（北九州市）

経年、特定健診の有所見率は、男性は「血圧」「肝機能」「腎機能」で男性の方が高く、「コレステロール」では女性の方が高い。「血糖」は男女とも、平成21年から22年にかけて大幅に減少し、以降減少傾向を示す。

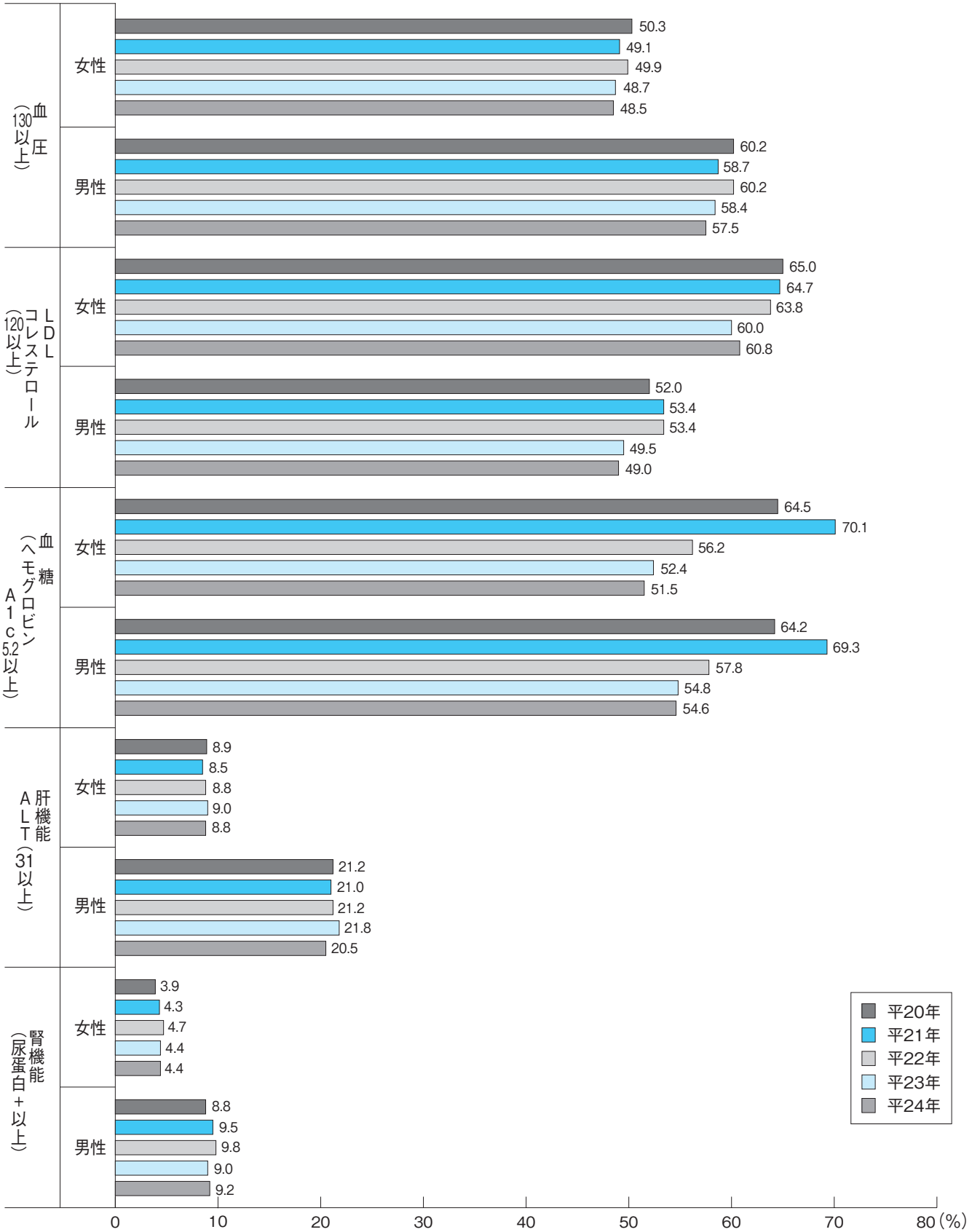

（注）有所見率とは、北九州市国民健康保険特定健診（40 ～ 74歳の国保加入者）の結果、保健指導判定値以上の者の割合をいう。
（資料）北九州市保健福祉局健康推進課

図94　男女別、年齢階級別喫煙状況の推移（北九州市、平成16年度、平成20年度、平成23年度）

女性全体の喫煙割合は、経年、男性の約３分の１。男性の喫煙割合は、平成16年度から23年度にかけて、「19～64歳」で30％台にまで減少。女性は「19～29歳」と「65歳以上」は減少、「30～64歳」は横ばい。

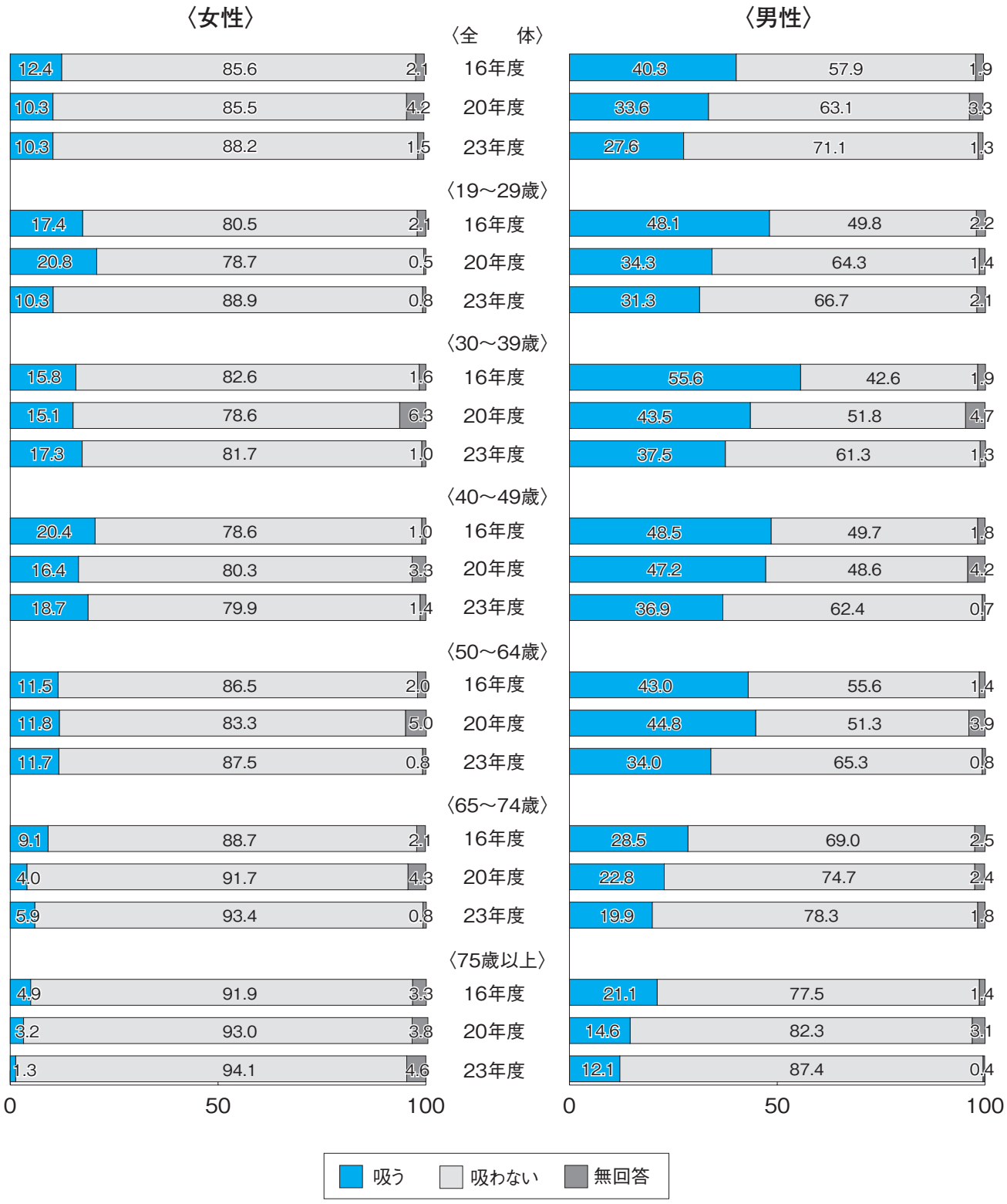

（注）総数は平成16年度女性2,209人、男性1,604人、平成20年度女性1,778人、男性1,298人、平成23年度女性1,864人、男性1,390人。
（資料）北九州市保健福祉局健康推進課『北九州市健康づくり実態調査』

図95　骨粗しょう症検診受診者数および女性割合の推移（北九州市）

骨粗しょう症検診受診者数は、経年、圧倒的に女性が多く、平成25年度は男性の3.5倍。受診者数は、近年男女とも増加しているが、女性割合は減少。

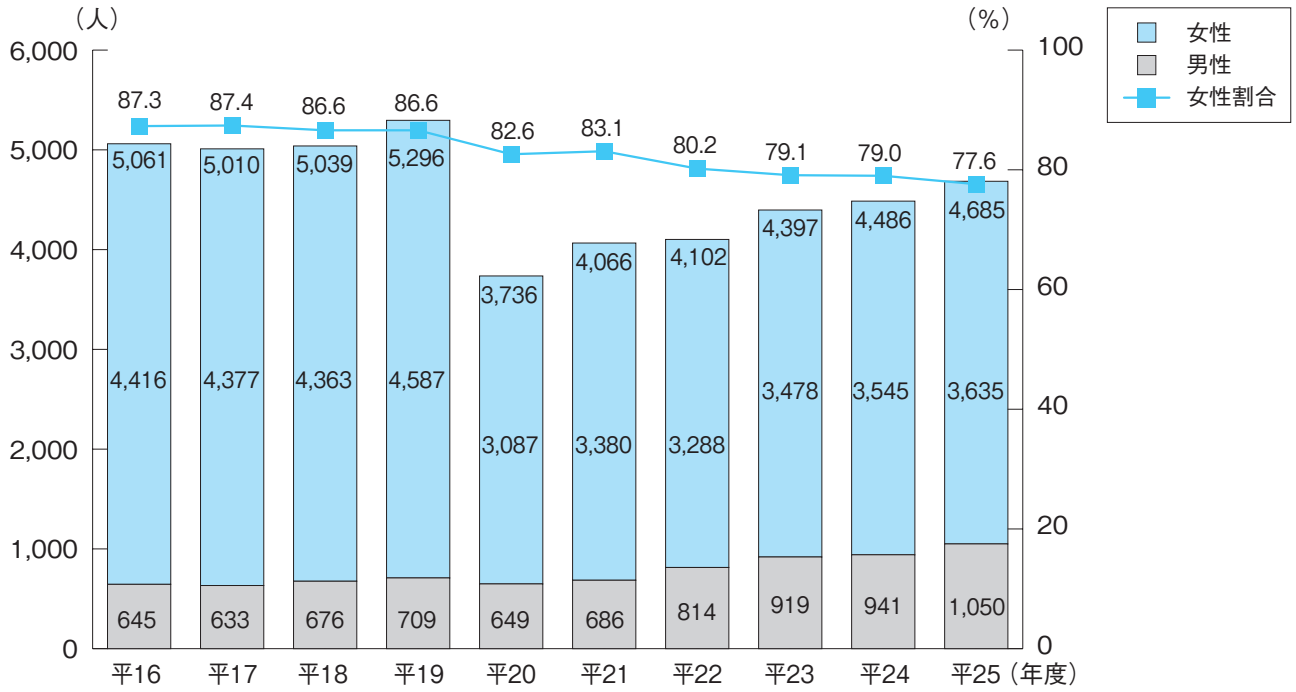

（資料）北九州市保健福祉局健康推進課

図96　死亡数に占める死因の割合（北九州市、平成24年）

死因割合は、女性は「悪性新生物」27.9%、「心疾患」13.0%、「肺炎」10.4%、「脳血管疾患」9.3%、男性は「悪性新生物」35.3%、「心疾患」10.6%、「肺炎」9.8%、「脳血管疾患」8.2%の順で多く、この４つの死因が、男女とも、全体の約６割を占める。

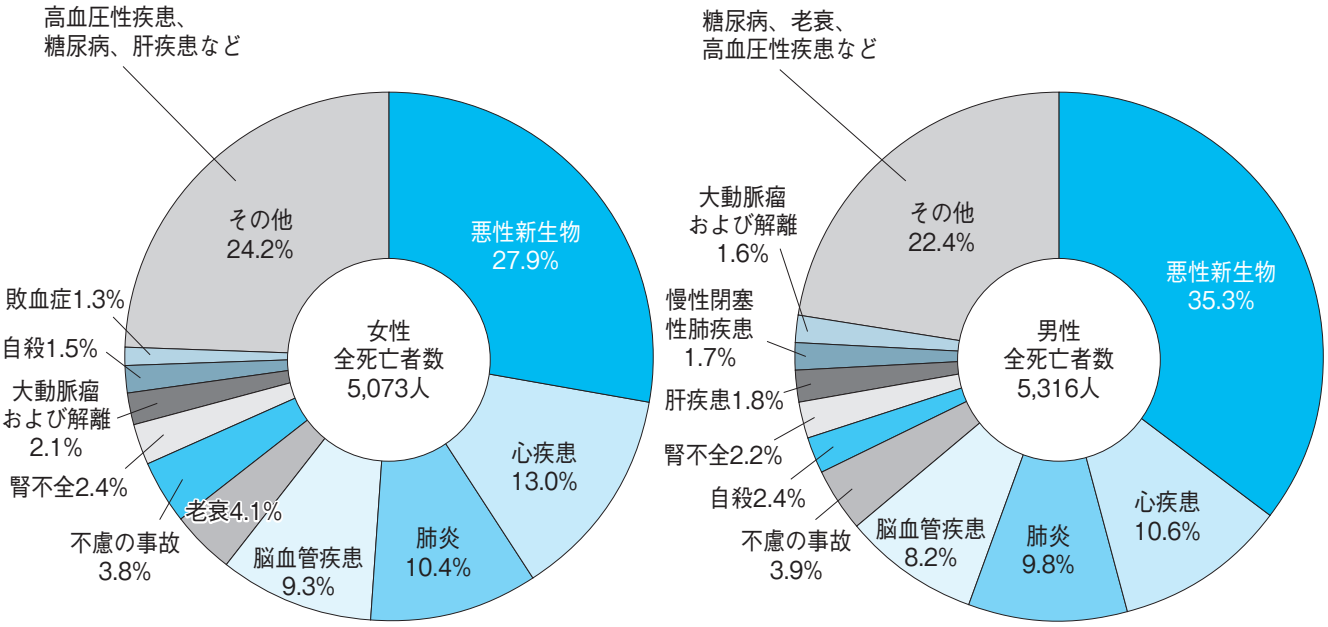

（資料）北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『平成26年度版北九州市衛生統計年報（平成24年）』

表３　死因順位および死因別死亡率（北九州市、平成24年）

死因は、男女とも、第１位「悪性新生物」、第２位「心疾患」、第３位「肺炎」、第４位「脳血管疾患」。次いで女性は「老衰」「不慮の事故」、男性は「不慮の事故」「自殺」と続き、男女差を示す。

	女　性			男　性		
	死因	死亡数（人）	死亡率（人口10万対）	死因	死亡数（人）	死亡率（人口10万対）
第1位	悪性新生物	1,417	277.8	悪性新生物	1,876	414.8
第2位	心疾患	657	128.8	心疾患	566	125.1
第3位	肺炎	527	103.3	肺炎	521	115.2
第4位	脳血管疾患	471	92.3	脳血管疾患	438	96.8
第5位	老衰	210	41.2	不慮の事故	209	46.2
第6位	不慮の事故	192	37.6	自殺	127	28.1
第7位	腎不全	121	23.7	腎不全	118	26.1
第8位	大動脈瘤および解離	109	21.4	肝疾患	95	21.0
第9位	自殺	78	15.3	慢性閉塞性肺疾患	92	20.3
第10位	糖尿病	65	12.7	大動脈瘤および解離	83	18.4
11位以下	その他	1,226	－	その他	1,191	－
	合計	5,073	994.6	合計	5,316	1175.3

（資料）北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『平成26年度版北九州市衛生統計年報（平成24年）』

図97　自殺死亡率の推移（北九州市、全国、人口10万対）

自殺死亡率は、北九州市も全国も男性の方が高く推移。北九州市は男女差が平成17年に最大30.3ポイントにまで拡大したが、平成24年は女性の増加と男性の減少が相まってその差を12.8ポイントにまで縮小。

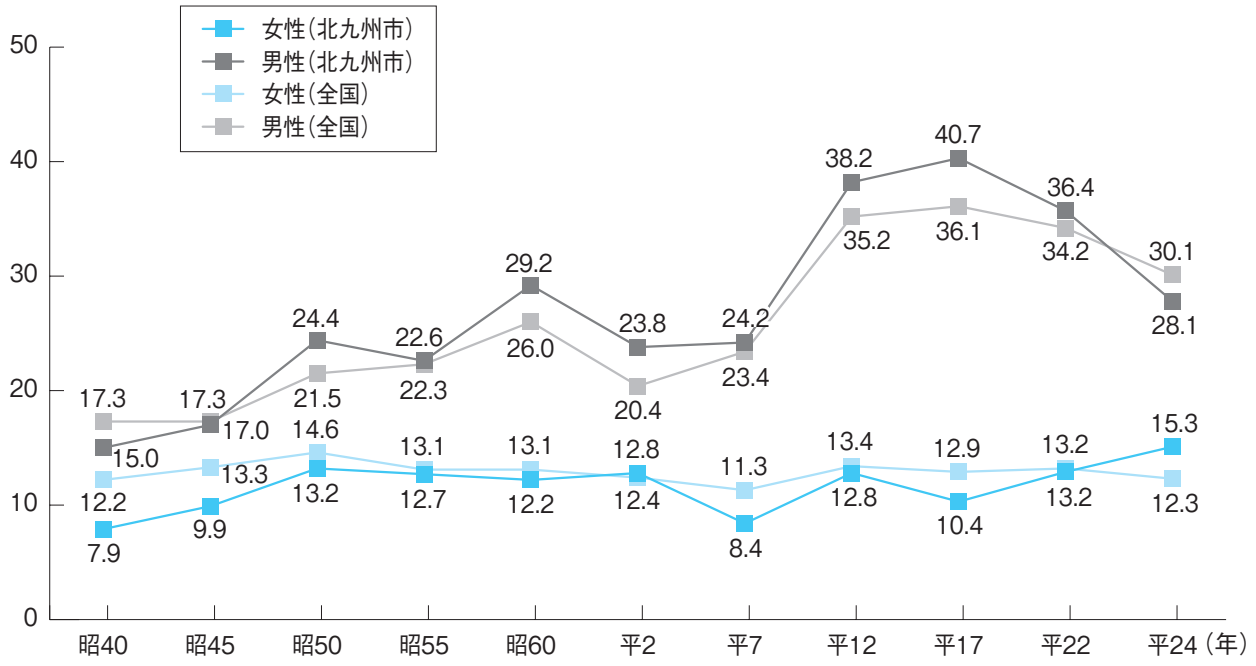

（注）死亡率（人口10万対）
　　北九州市の昭和40年～平成12年の分母は外国人を含む総人口、平成17年以降の分母は日本人のみの人口。
（資料）厚生労働省『人口動態統計』、北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『北九州市衛生統計年報』

図98　乳がん、子宮がんによる死亡率の推移（北九州市、人口10万対）

乳がんによる死亡率は、平成22年まで増加の一途を辿り、平成24年は22.9％と、0.1ポイント減少したものの、昭和55年から３倍以上に増加。子宮がんによる死亡率は、増減を繰り返し、平成17年以降は増加を続け、平成24年は12.9％。

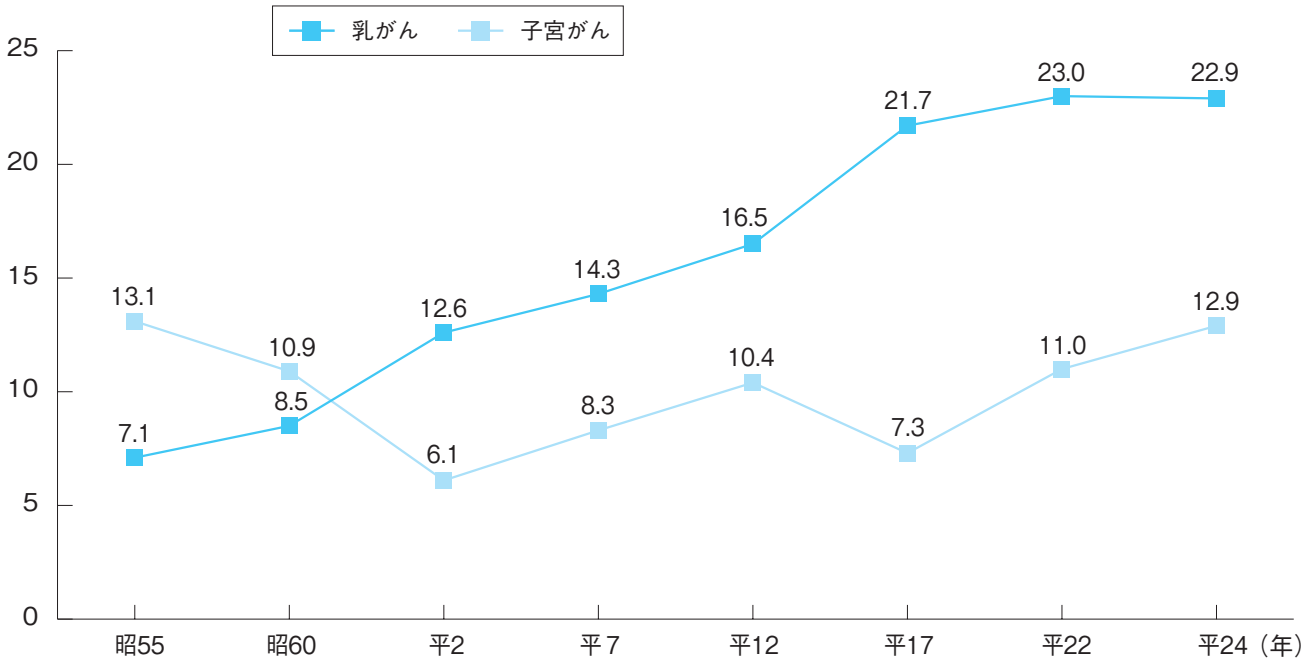

（注）死亡率（女性人口10万対）
（資料）北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『北九州市衛生統計年報』

図99　乳がん・子宮頸がん検診受診率の推移（北九州市）

検診受診率は、乳がん、子宮頸がんともに平成23年度まで増加し、平成24年度以降微減を続け、平成25年度は乳がんは21.9%、子宮頸がんは13.2%。

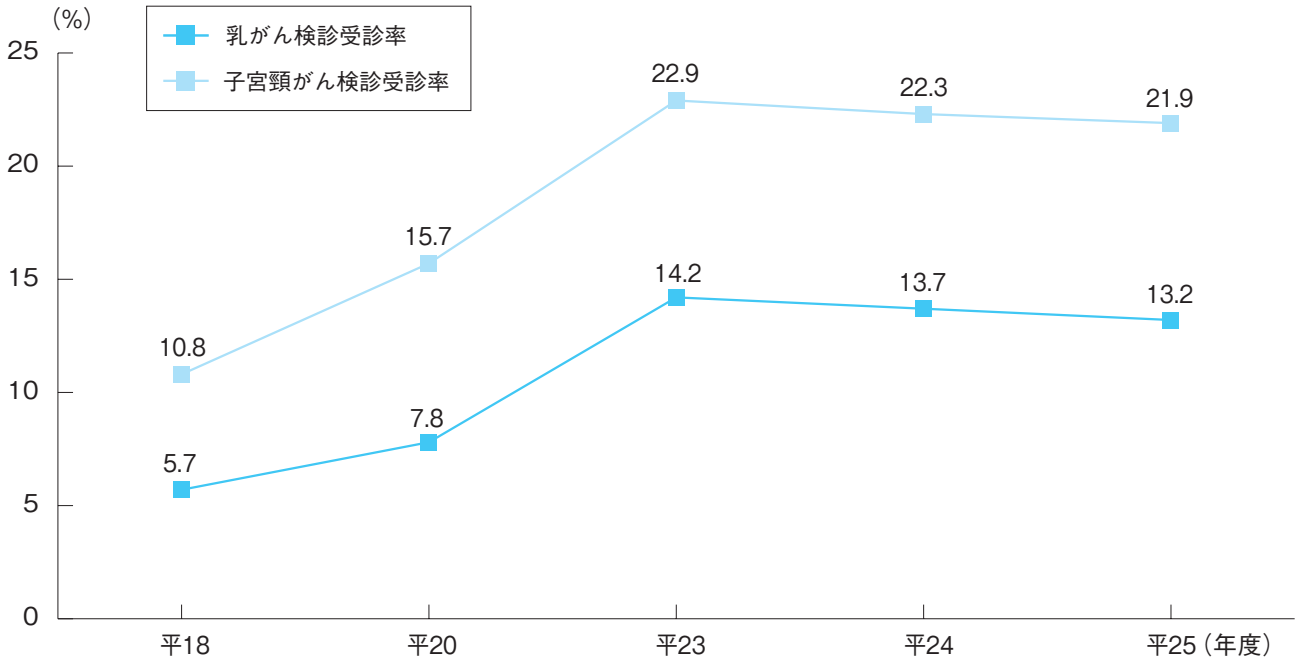

（注）受診率＝（前年度受診者数＋当該年度受診者数－２年連続受診者数）／当該年度対象者数×100
（国が示す受診率算定方法に準じて算出）
（資料）北九州市保健福祉局健康推進課

図100　乳児死亡・新生児死亡・死産・周産期死亡・妊産婦死亡率の推移（北九州市、人口千対、人口10万対）

平成25年は、妊産婦死亡率は０、新生児死亡率は0.5、乳児死亡率は2.1、周産期死亡率は3.0にまで減少。死産率は26.9で、昭和40年の約４分の１にまで減少。

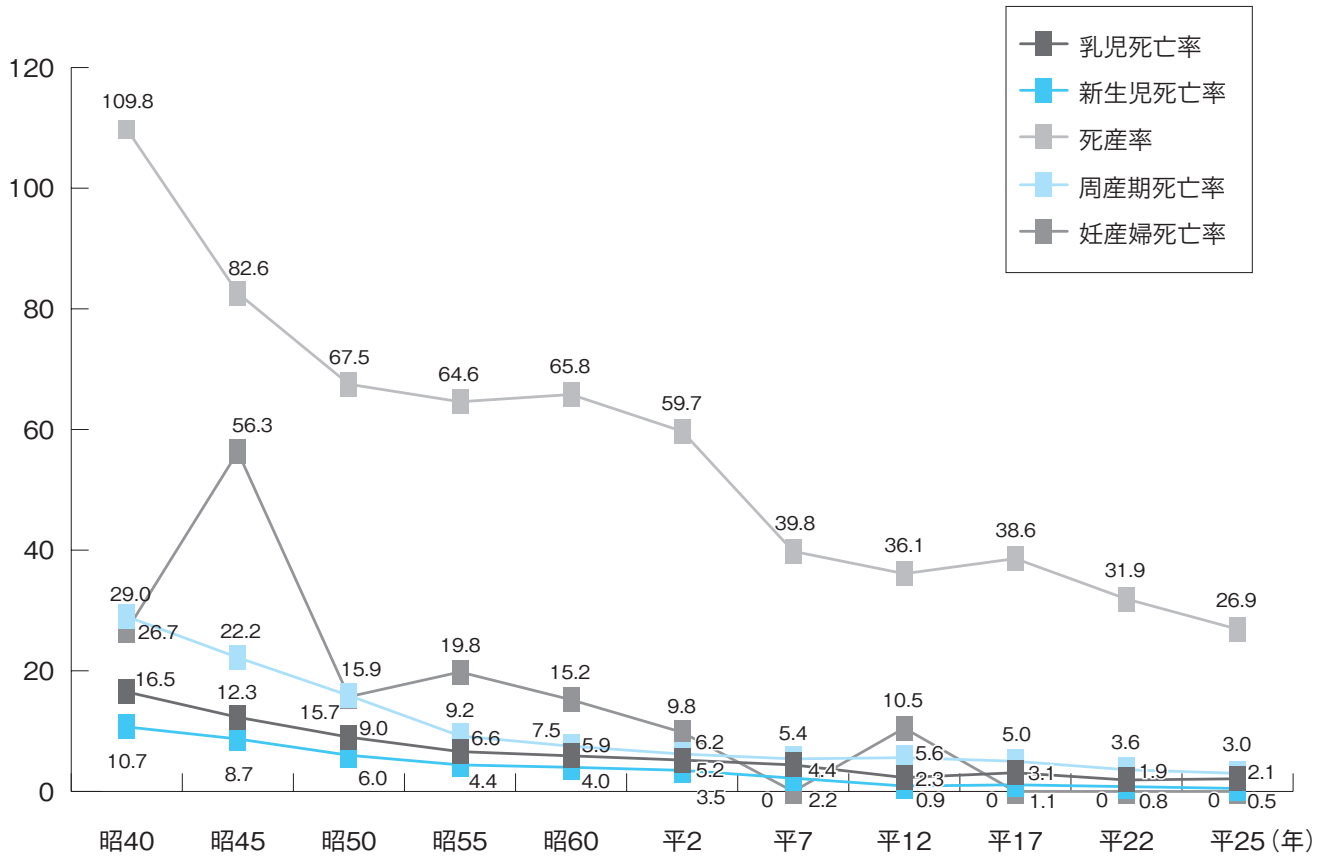

（注）乳児・新生児死亡率＝年間乳児・新生児死亡数／年間出生数×1,000（乳児死亡とは生後１年未満の死亡、新生児死亡とは生後４週（28日）未満の死亡）

死産率＝年間死産数（妊娠満12週以降の年間自然死産数+年間人工死産数）／年間出産数（年間出生数+年間死産数）×1,000

周産期死亡率＝年間周産期死亡数（年間妊娠満22週以降の死産数+年間早期新生児死亡数）／年間出産数（年間出生数+年間の妊娠満22週以降の死産数）×1,000（早期新生児死亡とは生後１週（７日）未満の死亡）［WHO国際統計分類の改定後の「周産期」定義を適用した平成７年以降］、平成６年以前は、周産期死亡率＝年間周産期死亡数（年間妊娠満28週以降の死産数+年間早期新生児死亡数）／年間出生数（年間出生数+年間妊娠満28週以降の死産数）×1,000

妊産婦死亡率＝年間妊産婦死亡数／年間出産数（出生数+死産数）×100,000

（資料）厚生労働省『人口動態統計』、北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『北九州市衛生統計年報』

図101　HIV感染者・患者報告数の推移（北九州市）

HIV感染者は平成２年の女性１人が初めての報告で、以降平成17年までは０人が多いが、平成18年以降は増減を繰り返しながらも顕著に増加。近年、男性の感染者の方が圧倒的に多い。エイズ患者の報告数は、平成14年以降、少ない年で１人、多い年で４人と、確実に増加を示す。女性は０人を維持。

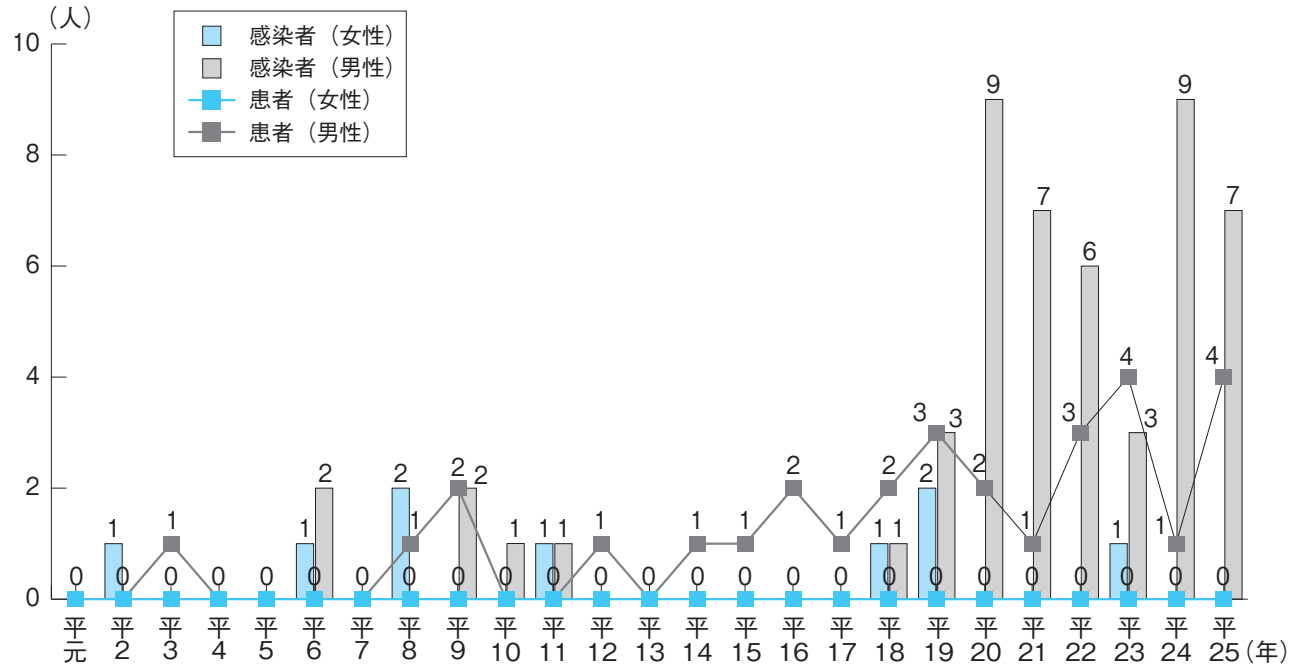

（注）感染者はHIVウイルス保持者。患者はエイズ症状の発症者。
（資料）北九州市保健福祉局保健医療課

表４　感染経路別HIV感染者・患者報告数の推移（北九州市）

感染経路別HIV感染者の累計報告数は、「異性間性的接触」が24人、「同性間性的接触」が23人で大差ない。エイズ患者の累計報告数は、「同性間性的接触」が12人で最も多く、「異性間性的接触」９人、「その他・不明」９人。

区分＼年		平成元年	２年	３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
感染者	異性間性的接触	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	2	0	0	0	0
	同性間性的接触	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他･不明	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0
患者	異性間性的接触	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	同性間性的接触	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
	その他･不明	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
合計（人）		0	1	1	0	0	3	0	3	4	1	2	1	0	1	1

区分＼年		平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	累計
感染者	異性間性的接触	0	0	1	2	2	4	1	2	2	3	24
	同性間性的接触	0	0	1	1	5	3	5	1	4	3	23
	その他･不明	0	0	0	2	2	0	0	1	3	1	13
患者	異性間性的接触	1	0	2	0	0	1	0	1	1	1	9
	同性間性的接触	0	1	0	2	1	0	1	2	0	2	12
	その他･不明	1	0	0	1	1	0	2	1	0	1	9
合計（人）		2	1	4	8	11	8	9	8	10	11	90

（注）数値は北九州市内にある医療施設からの報告数およびその累計。
（資料）北九州市保健福祉局保健医療課

図102　女性の年齢階級別不妊手術件数の推移（北九州市）

女性の不妊手術総件数は、増減を繰り返しながら、平成24年度は平成９年度の約６割に減少。年齢階級別では、平成23年度までは「25 ～ 39歳」が主要な構成件数を占めたが、平成24年度は「20 ～ 34歳」の合計が38件と、総件数をほぼ構成。

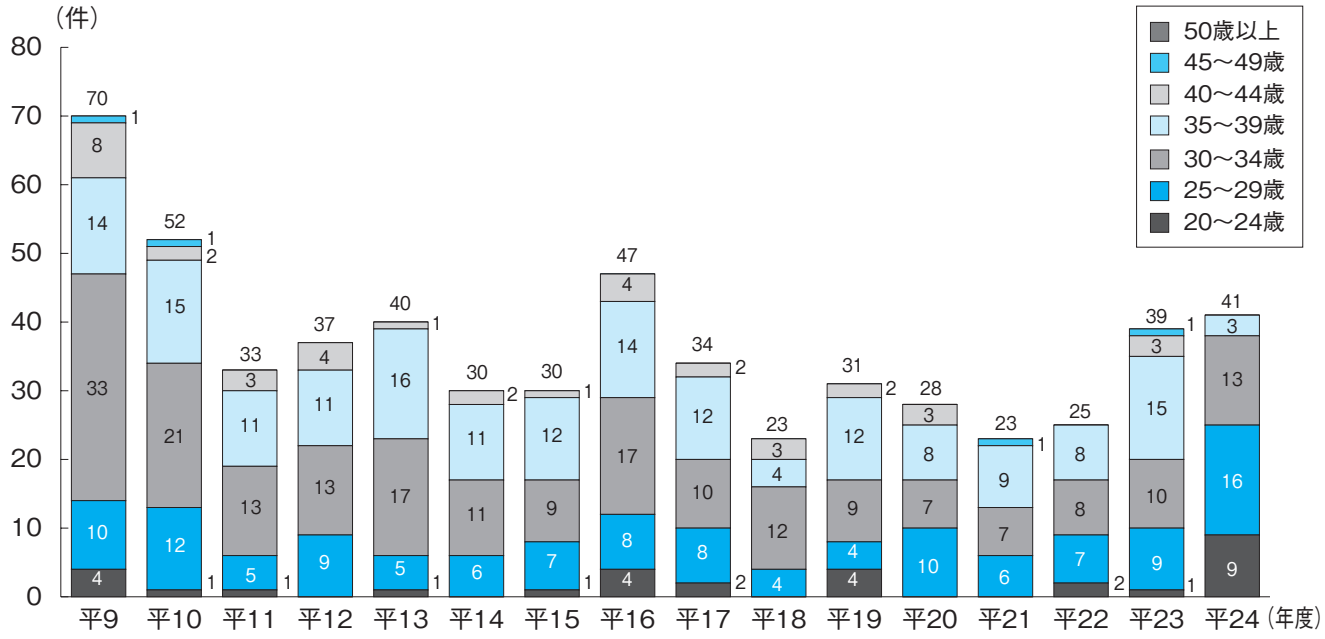

（注）『母体保護統計報告』により報告を求めていた平成13年度までは暦年の数値であり、『衛生行政報告例』に統合された平成14年度からは年度の数値である。平成24年度の「20～24歳」は20歳未満を含む。
（資料）北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『北九州市衛生統計年報』

表５　20歳未満の人工妊娠中絶件数および割合の推移（北九州市、全国）

20歳未満の人工妊娠中絶件数および割合は、北九州市、全国ともに、平成12年までは増加傾向で、平成17年以降減少に転じ、平成24年は再び増加を示す。北九州市は、全国より高い割合で推移し、平成24年は全国との差が4.4ポイントと、過去最高の開きを示す。

	年 / 件数・割合	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年
北九州市	総数（件）	14,204	12,698	10,074	7,460	6,314	5,231	4,225	4,358	3,240	2,521	2,357
	20歳未満（件）	336	319	284	360	380	436	382	621	404	295	352
	割合（%）	2.4	2.5	2.8	4.8	6.0	8.3	9.0	14.2	12.5	11.7	14.9
全国	総数（件）	843,248	732,033	671,597	598,084	550,127	456,797	343,024	341,146	289,127	212,694	196,639
	20歳未満（件）	13,303	14,314	12,123	19,048	28,038	32,431	26,117	44,477	30,119	20,357	20,659
	割合（%）	1.6	2.0	1.8	3.2	5.1	7.1	7.6	13.0	10.4	9.6	10.5

（注）『母体保護統計報告』により報告を求めていた平成13年度までは暦年の数値であり、『衛生行政報告例』に統合された平成14年度からは年度の数値である。
（資料）厚生労働省『母体保護統計報告』『衛生行政報告例』、北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『北九州市衛生統計年報』

図103　人工妊娠中絶実施率の推移（北九州市、全国、人口千対）

北九州市の20 ～ 50歳未満の人工妊娠中絶率は、全国より高めで減少を続け、平成24年度は11.8で、全国との差を4.4ポイントに縮小。北九州市の20歳未満の人工妊娠中絶率は、全国より高めで推移し、平成12年度までは増加を続け、平成17年度は減少に転じたが、平成24年度は再び増加を示し、16.0。

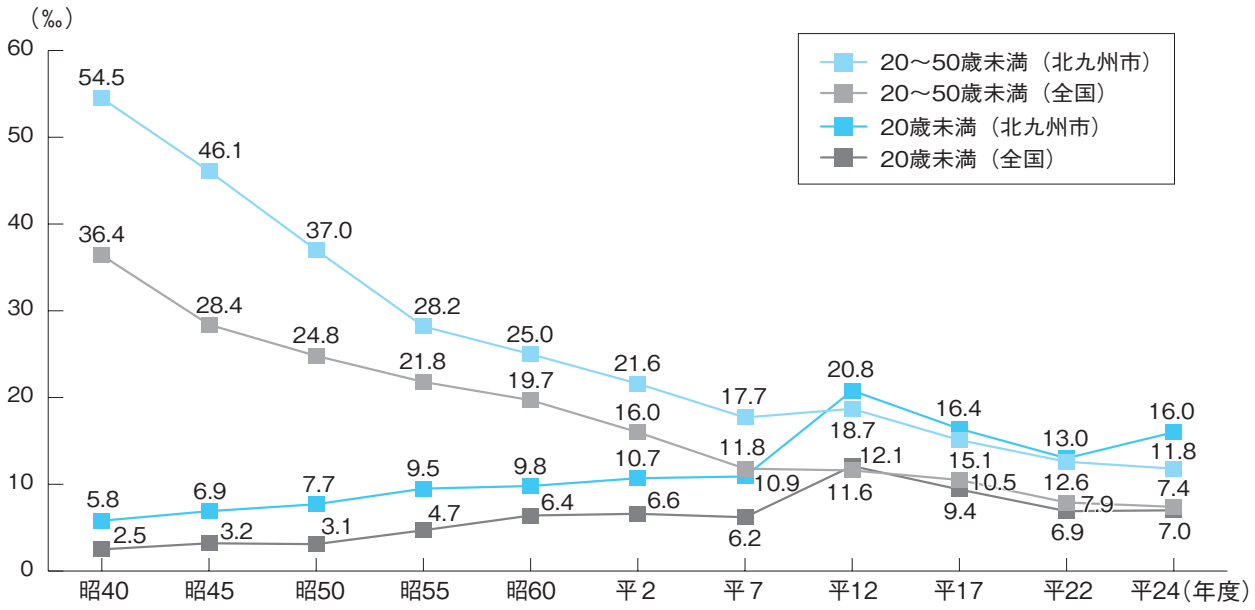

（注）人工妊娠中絶実施率＝人工妊娠中絶件数／女子人口×1,000
『母体保護統計報告』により報告を求めていた平成13年度までは暦年の数値であり、『衛生行政報告例』に統合された平成14年度からは年度の数値である。「20歳未満」は、15～19歳の女子人口千対。（15歳未満の人工妊娠中絶件数を含む。）
（資料）厚生労働省『母体保護統計報告』『衛生行政報告例』、総務省統計局『国勢調査』、北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『北九州市衛生統計年報』

図104　年齢階級別妊娠数に対する人工妊娠中絶割合の推移（北九州市）

「20歳未満」の中絶率は、わずかに増減を繰り返しながら、平成12年に75.0％でピークに達し、以降減少するが、平成24年で再び増加に転じ、68.1％。約50年間で「40 ～ 44歳」（52.4ポイント）、「35 ～ 39歳」（52.1ポイント）の中絶率が大きく減少。

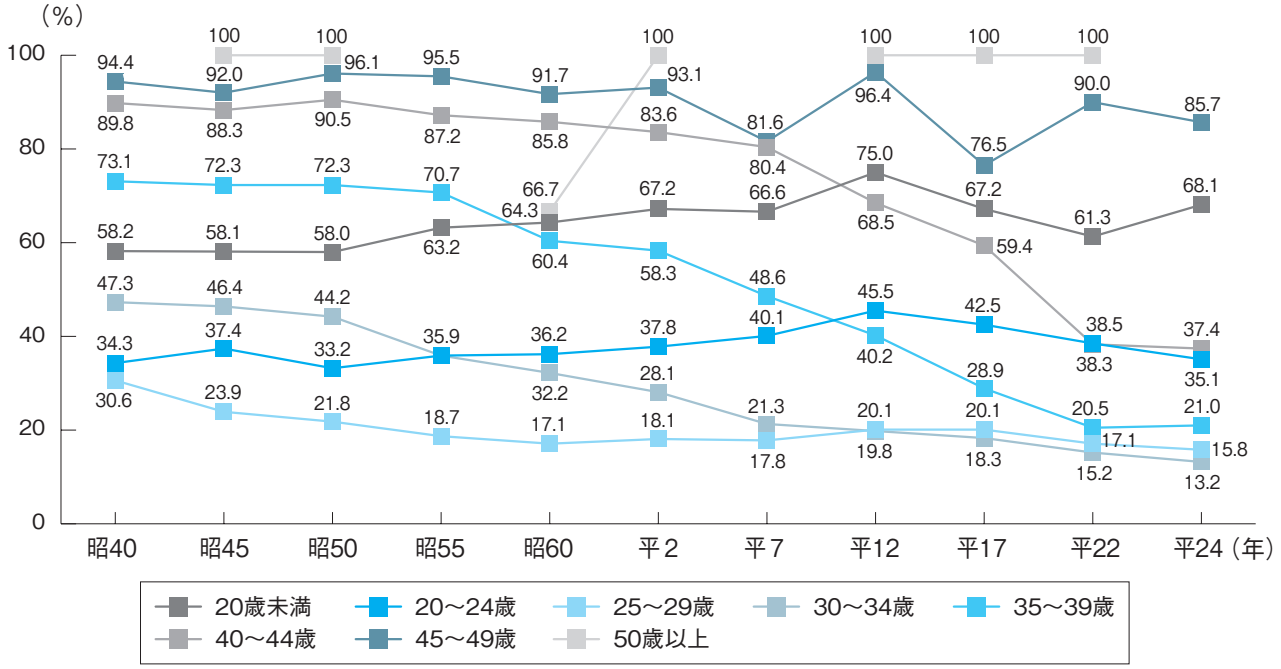

（注）人工妊娠中絶割合＝人工妊娠中絶件数／妊娠数×100　妊娠数＝ 出生数＋人工妊娠中絶数
「50歳以上」の昭和40、55年、平成７、24年は該当なし。
（資料）厚生労働省『人口動態統計』、北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課『北九州市衛生統計年報』

図105　不妊専門相談数の推移（北九州市）

不妊専門相談件数は、「面接」「電話」ともに、多少の増減を繰り返しながらも、おおむね増加傾向で、平成25年度の総数は、平成18年度の1.8倍。

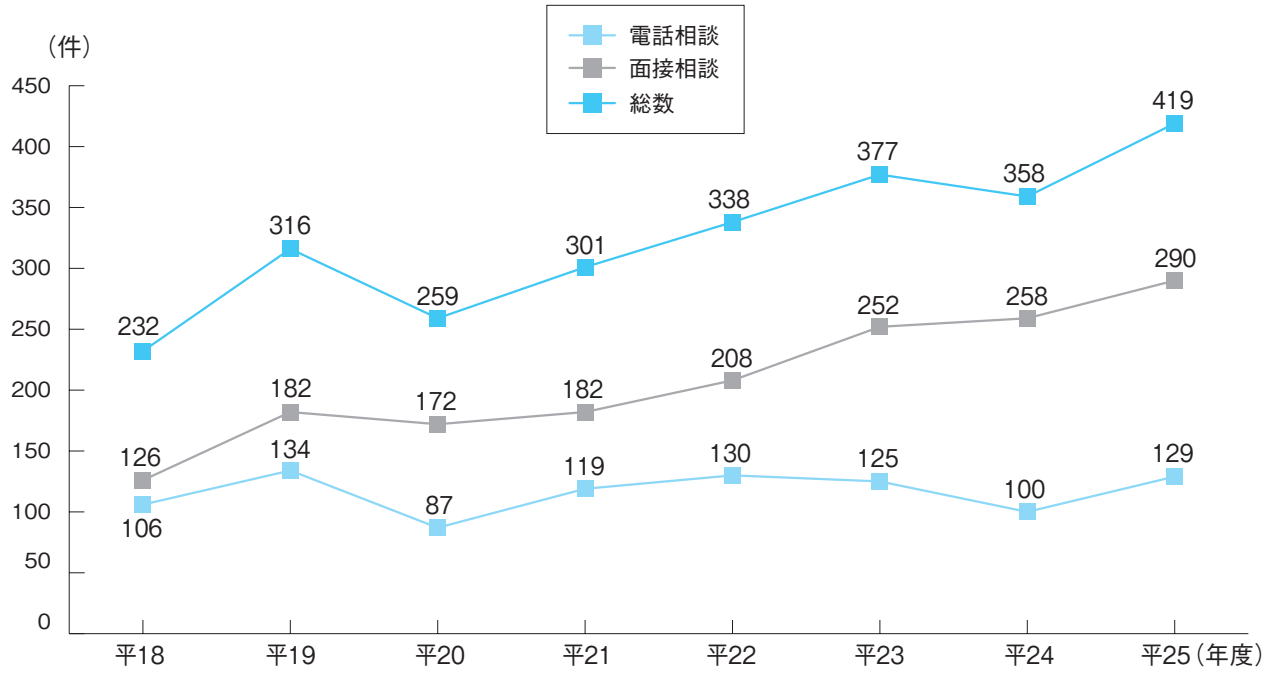

（資料）北九州市子ども家庭局子育て支援課

図106　特定不妊治療助成件数の推移（北九州市）

特定不妊治療助成件数は、増加の一途を辿り、平成25年度は871件で、平成18年度の約４倍に増加。

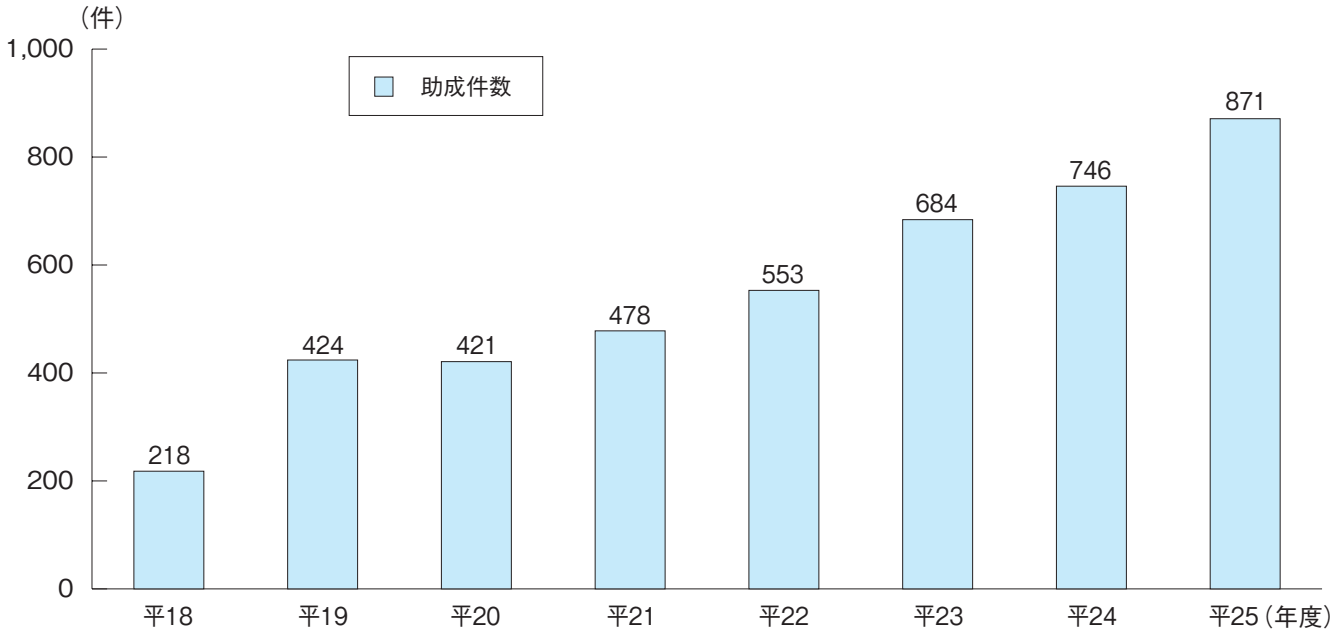

（注）「特定不妊治療」の対象となる治療は、体外受精および顕微授精。
　　対象者は、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦。
（資料）北九州市子ども家庭局子育て支援課

図107　性犯罪被害の推移――ストーカー（北九州市）

「ストーカー」の相談件数は、平成17年以降の増加傾向から平成20年はいったん半減し、平成22年は再び増加に転じる。女性からの相談件数が圧倒的に多いが、男性からの相談件数が平成22年から25年にかけて２倍以上に増加。

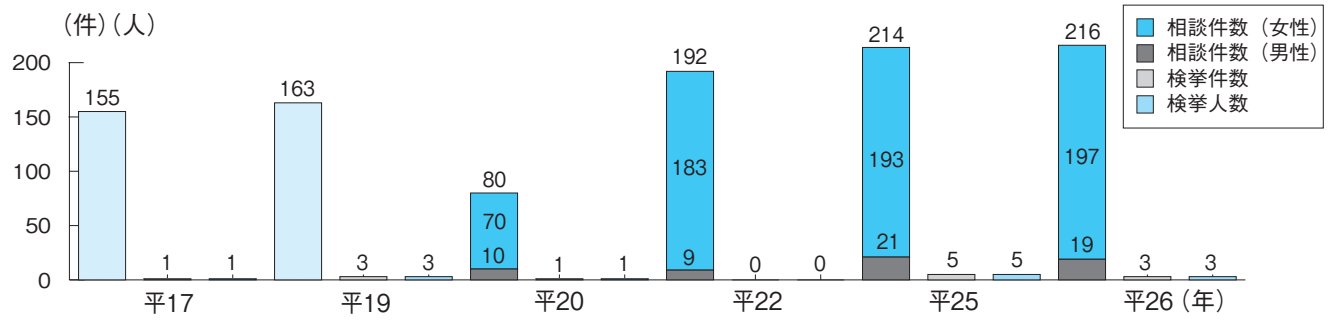

（注）各年12月31日現在。平成26年は８月末現在。北九州市内警察署（北九州地区から行橋・豊前警察署は除く）の合計件数。
平成17、19年の相談件数は男女別不明。「検挙件数」は、警察で事件を送致・送付または懲罪処分をした件数。「検挙人数」は、警察において検挙した事件の被疑者の数。
（資料）福岡県警察本部生活安全部子ども・女性安全対策課

図108　性犯罪被害の推移――強制わいせつ（北九州市）

「強制わいせつ」の認知件数は、平成７年から12年にかけて約３倍に増加し、以降、平成22年まで増加を続ける。

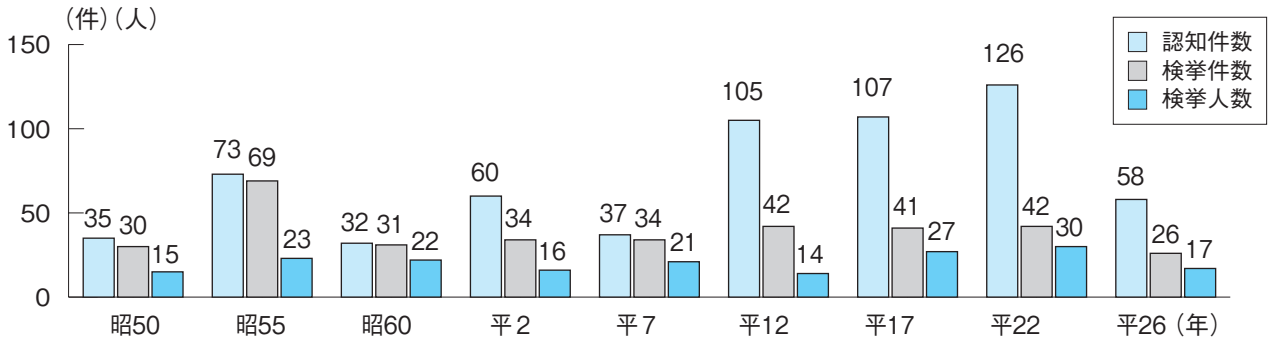

（注）　各年12月31日現在。平成26年は８月末現在。北九州市内警察署（北九州地区から行橋・豊前警察署は除く）の合計件数。
「認知件数」は、届けられた犯罪の発生が警察等捜査機関によって確認された件数。
（資料）福岡県警察本部生活安全部子ども・女性安全対策課

図109　性犯罪被害の推移――売春関係（北九州市）

売春防止法違反件数は、昭和55年の137件をピークに、以降おおむね減少傾向を示し、平成22年は４件と、ピーク時の約30分の１に減少。

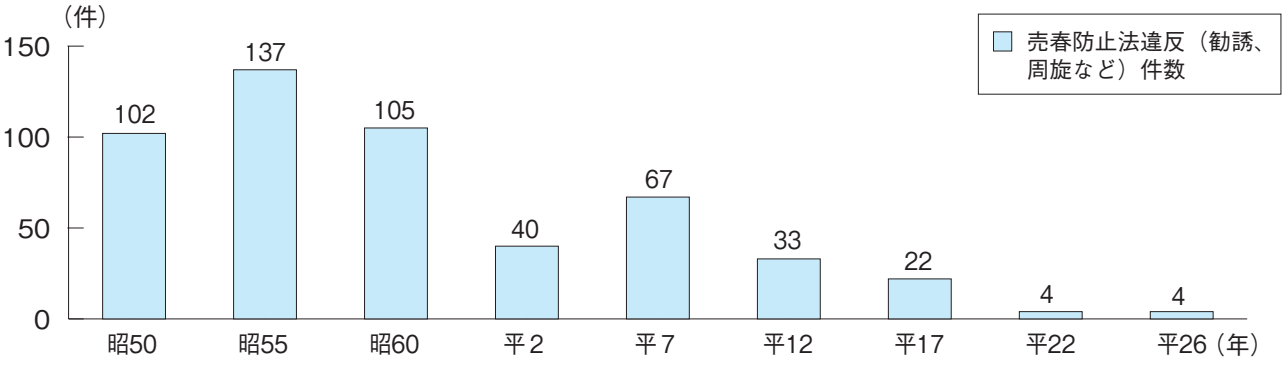

（注）各年12月31日現在。平成26年は８月末現在。北九州市内警察署（北九州地区から行橋・豊前警察署は除く）の合計件数。
（資料）福岡県警察本部生活安全部生活保安課

図110　性犯罪被害の推移――強姦（北九州市）

平成22年の「強姦」の認知件数は、最も多い昭和55年の約３分の１、検挙件数は約８分の１、検挙人数は約６分の１と、いずれも減少傾向にある。

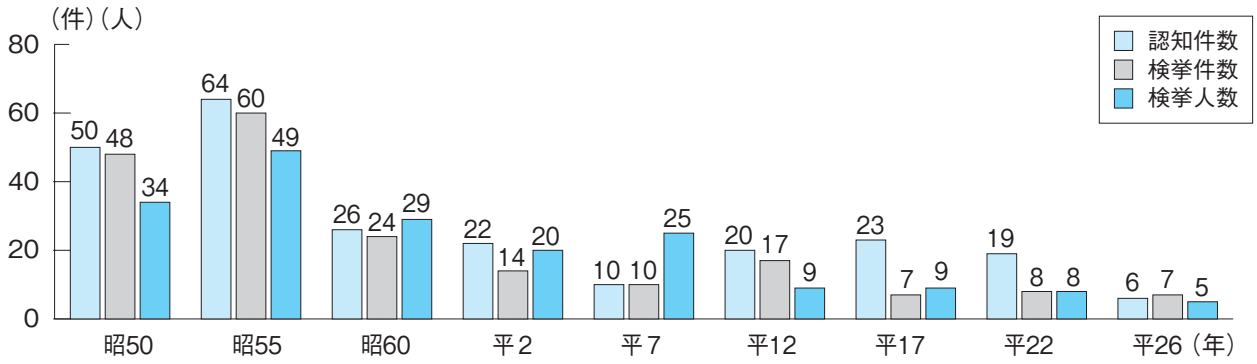

（注）各年12月31日現在。平成26年は８月末現在。北九州市内警察署（北九州地区から行橋・豊前警察署は除く）の合計件数。
（資料）福岡県警察本部生活安全部子ども・女性安全対策課

図111　性犯罪被害の推移――人身取引（北九州市）

平成22年の「人身取引」は、認知件数４件で横ばい。検挙件数４件で平成17年より２件増加、検挙人数３人で平成12年以降微増。

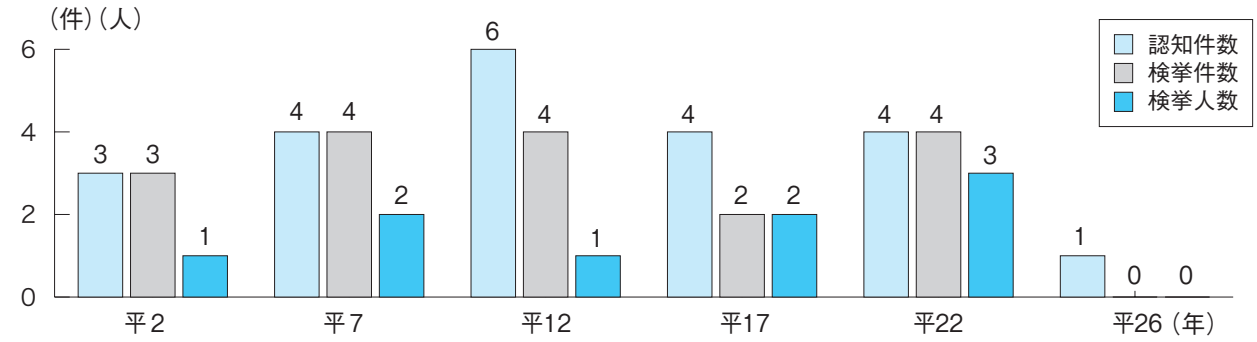

（注）各年12月31日現在。平成26年は８月末現在。北九州市内警察署（北九州地区から行橋・豊前警察署は除く）の合計件数。略取誘拐・人身売買違反件数を計上。
（資料）福岡県警察本部刑事部刑事総務課

図112　性犯罪被害の推移――配偶者暴力（北九州市）

配偶者暴力は、相談件数と被害者数が平成22年以降増加傾向にあり、平成25年は平成19年の約2.5倍に増加。検挙件数は０～２件で推移。

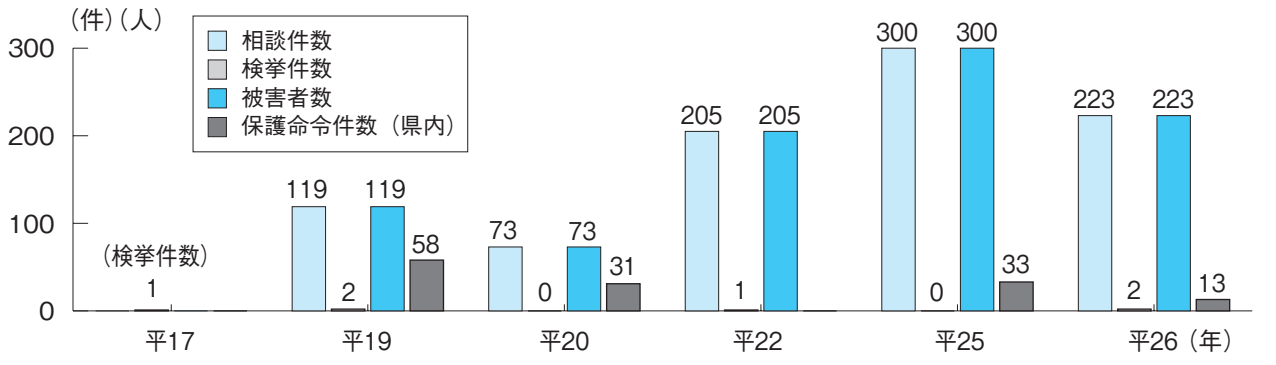

（注）各年12月31日現在。平成26年は８月末現在。北九州市内警察署（北九州地区から行橋・豊前警察署は除く）の合計件数。
（資料）福岡県警察本部生活安全部子ども・女性安全対策課

図113　北九州市立男女共同参画センターにおけるDV、セクハラ、ストーカー、性被害相談件数の推移

「DV」の相談件数は43～584件と、他の相談件数を引き離して多く、平成18年度以降は減少を続けたが、平成25年度は増加に転じて211件。「セクハラ」は９～20件、「ストーカー」は０～12件、「性被害」は３～11件で推移。

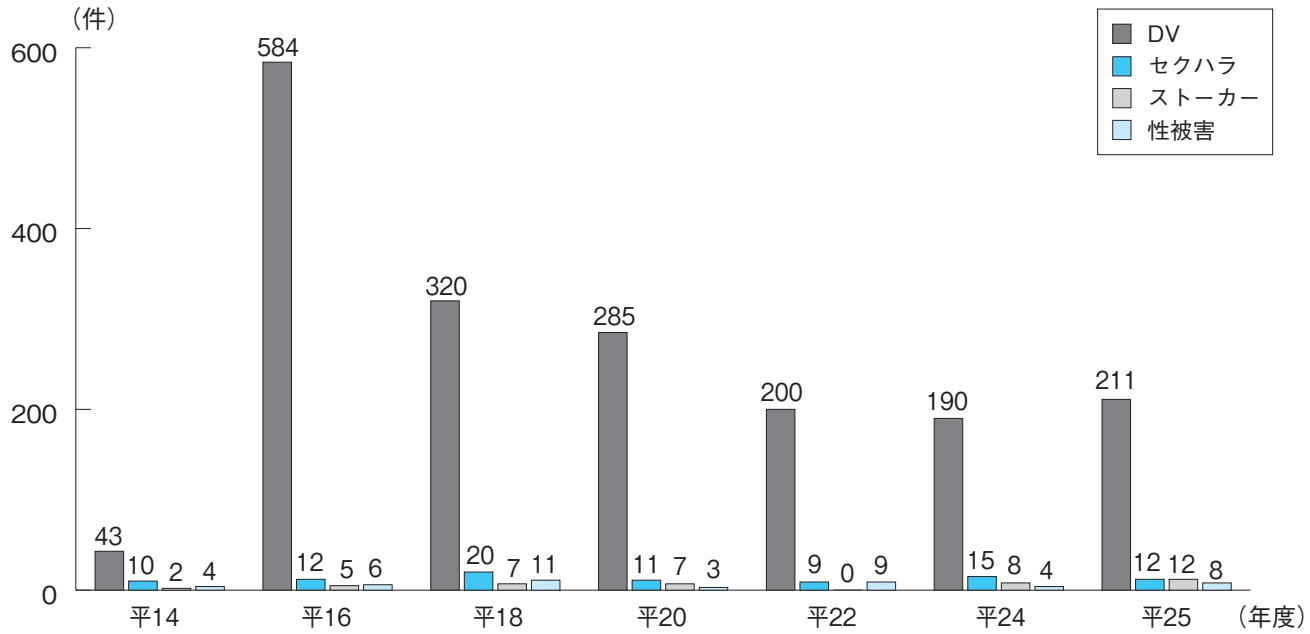

（注）平成14年度のDV相談件数は、「DV」というカテゴリーで集計を行っていないため、人権相談の内容分類カテゴリーの「DV」件数のみの数。平成16年度以降は、「一般相談」「人権相談」「法律相談」でのDV相談件数を合計した数。
（資料）北九州市立男女共同参画センター・ムーブ『事業概要』

図114　北九州市の相談窓口におけるDV相談件数の推移

北九州市の相談窓口におけるDV相談件数は、平成19年度以降増加を続けたが、平成25年度は減少に転じる。平成25年度の相談件数は3,238件で、平成15年度の約２倍。

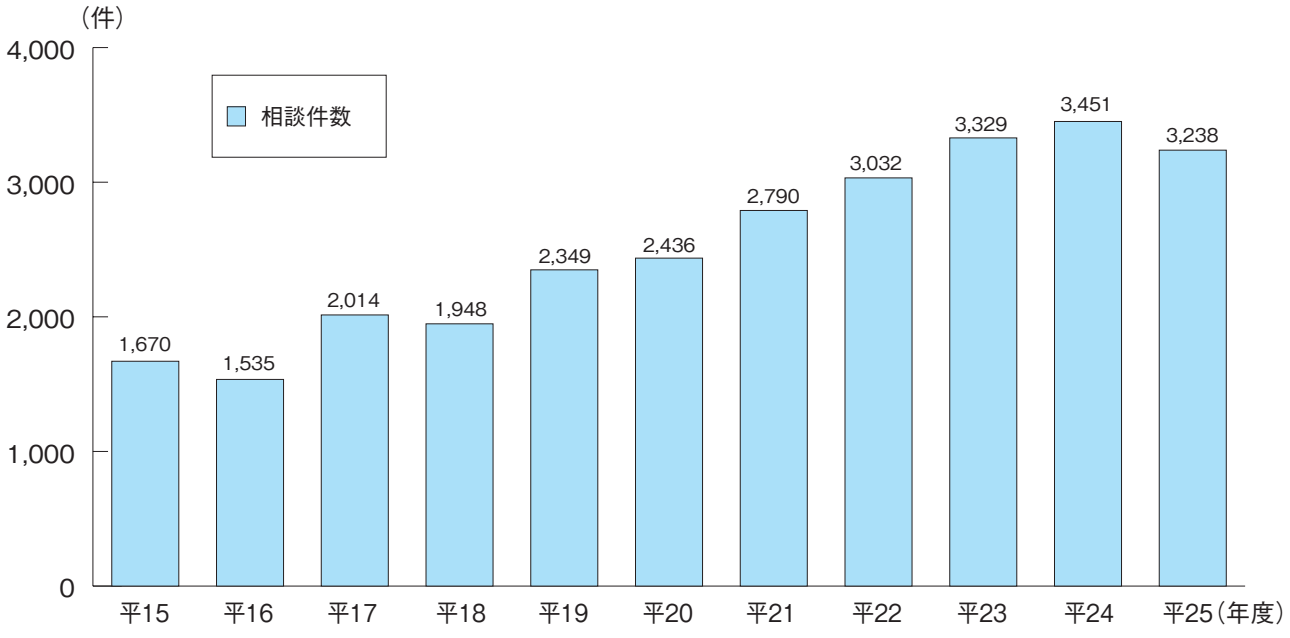

（注）相談窓口（各区子ども・家庭相談コーナー、北九州市立男女共同参画センター、北九州市配偶者暴力相談支援センター）の総相談件数（電話、来所、訪問の合計延件数）。
（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進課

図115　北九州市配偶者暴力相談支援センターにおける相談および緊急一時保護件数の推移

相談件数は増加の一途をたどり、平成25年度は平成18年度の約4.2倍。女性からの相談が圧倒的に多いが、男性からの相談は平成22年度は21件で約6.3%、平成25年度は16件で全体の3.2%を占める。

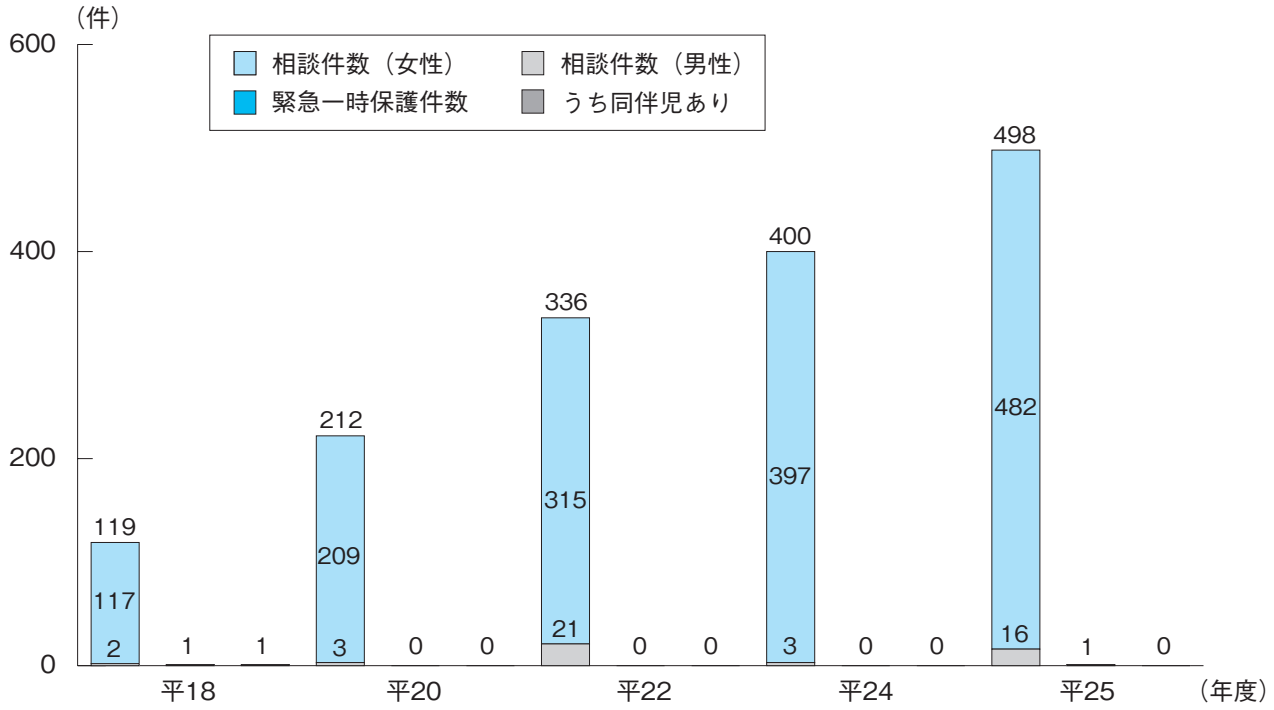

（注）北九州市配偶者暴力相談支援センターは平成18年４月18日開設。
（資料）北九州市配偶者暴力相談支援センター

図116　配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移（全国）

全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、平成25年度は平成14年度の約2.8倍で、北九州市同様、増加の一途をたどる。平成25年度の対前年比増加率は、全国11.7%、北九州市24.5%で、北九州市の方が高い。

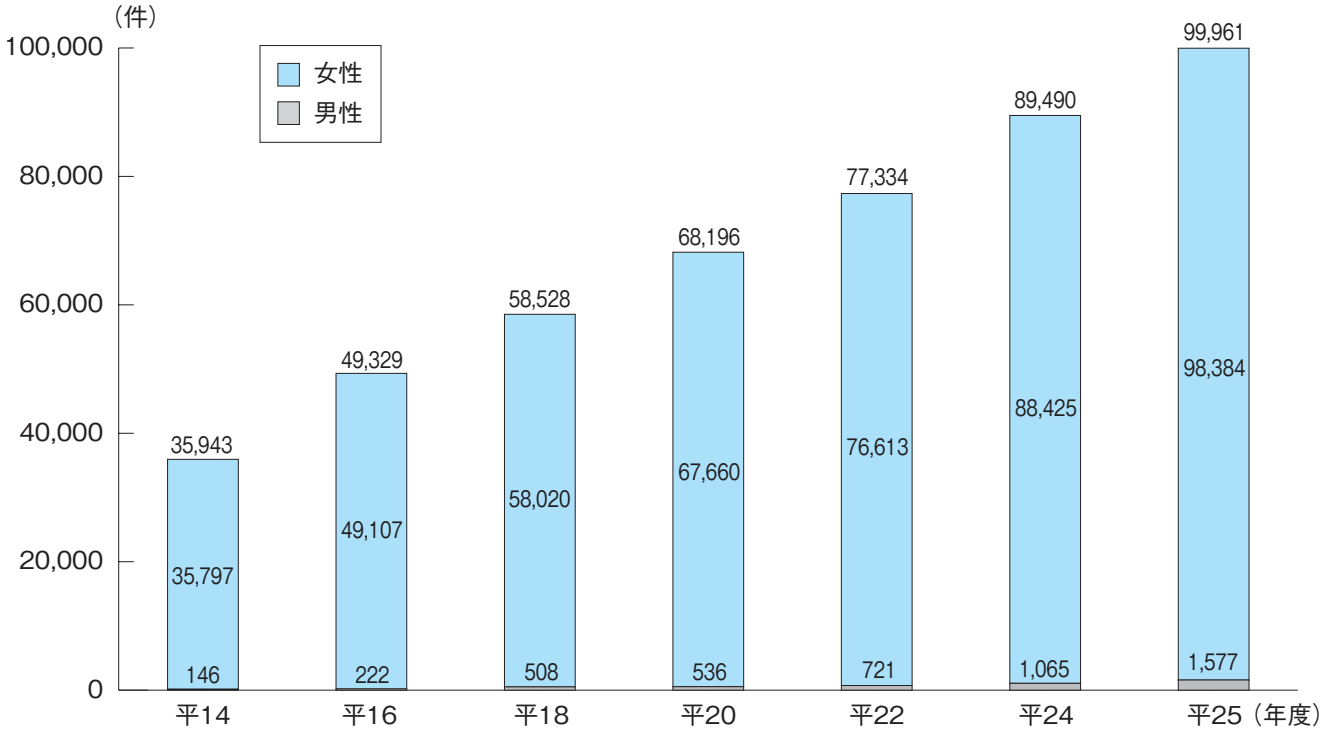

（資料）内閣府男女共同参画局

図117　配偶者などからの暴力被害経験の割合（北九州市、平成23年）

配偶者などからの暴力被害経験の割合は、男女とも「精神的暴力」が最も高く、女性約３人に１人、男性約５人に１人が被害を経験。次いで「身体的」「性的」「経済的」の順に多い。いずれの形態も女性の方が高く、男女差が最も大きいのは「精神的」（13.2ポイント差）で、次いで「性的」（10.4ポイント差）。

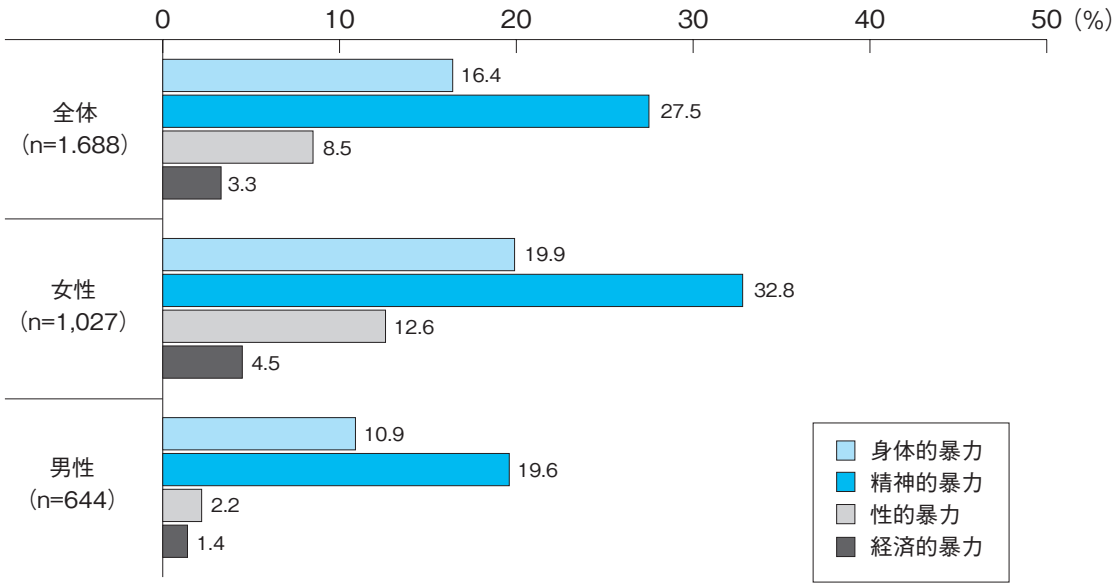

（資料）北九州市子ども家庭局男女共同参画推進部『北九州市の男女共同参画社会に関する調査報告書』（平成23年10月調査）

図118　配偶者からの暴力被害経験の割合（全国、平成23年）

配偶者からの暴力の被害経験の割合は、男女とも「身体的」が最も高く（北九州市は「精神的」）、女性約４人に１人、男性約８人に１人が被害経験を持ち、次いで「精神的」「性的」の順に多い。いずれの形態も女性の被害経験割合の方が高く、男女差が最も大きいのは「身体的」（12.6ポイント差）、次いで「性的」（10.7ポイント差）。

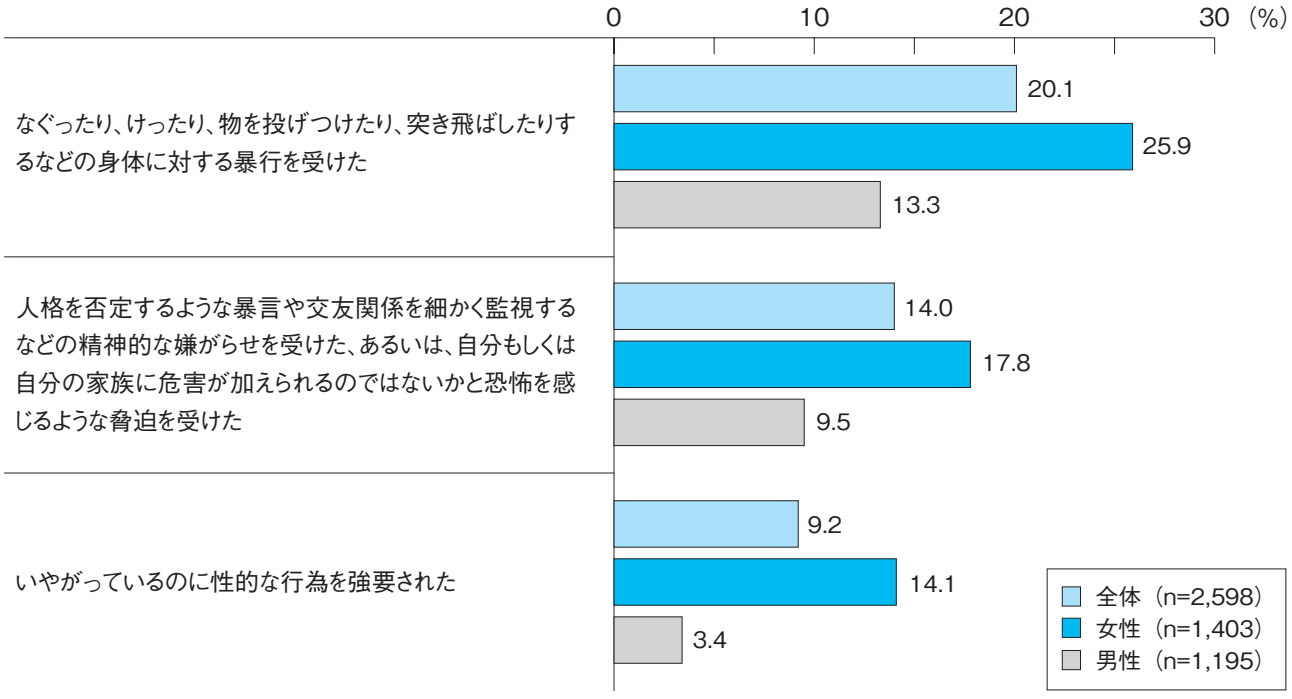

（資料）内閣府男女共同参画局『男女間における暴力に関する調査報告書』（平成23年11-12月調査）

図119　児童虐待対応件数およびその内容の推移（北九州市）

児童虐待対応件数は、平成７年度から12年度にかけて約７倍に、さらに平成17年度にかけてその約２倍に急増。平成12年度から17年度にかけて「ネグレクト」が最多で増加を示したが、平成22年度は半減し、平成25年度は「心理的虐待」が約３倍に増加。

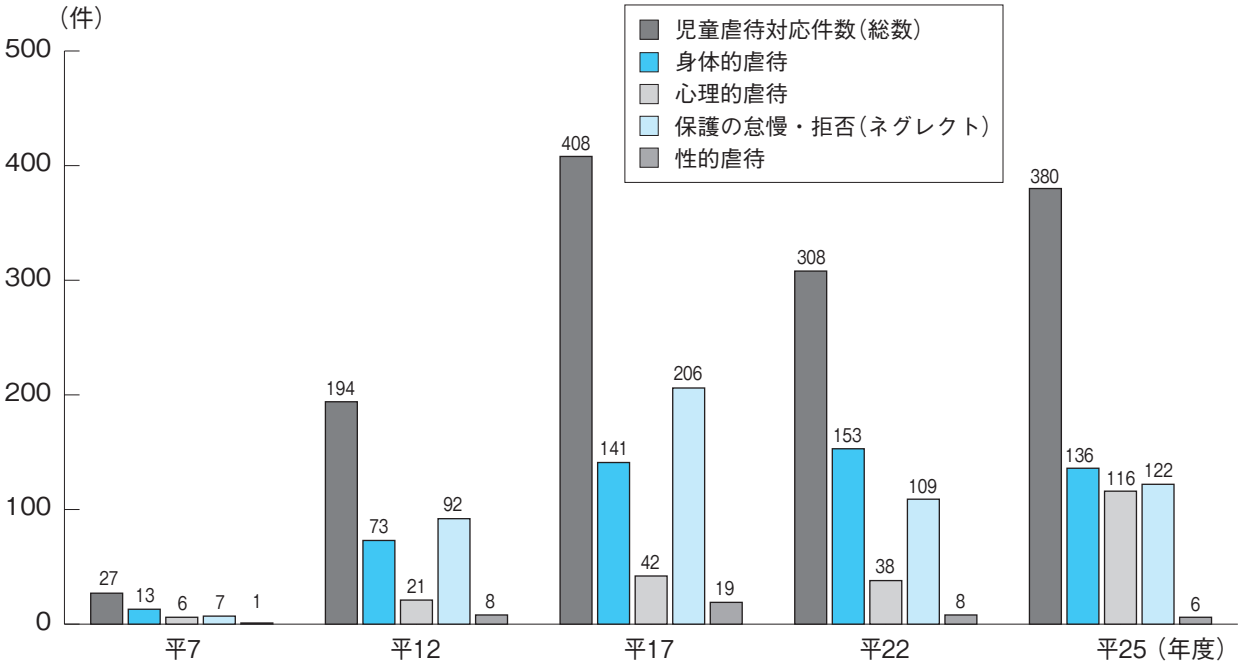

（注）北九州市児童相談所が対応した児童虐待件数および虐待内容。
（資料）北九州市子ども総合センター『事業概要』、北九州市子ども家庭局子ども家庭政策課『北九州市子ども家庭レポート』

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

平成14年３月28日条例第16号
改正　平成14年６月24日条例第54号

目次

前文
第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策（第８条－第16条）
第３章　北九州市男女共同参画審議会（第17条）
付則

北九州市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくりを進めている。これまで、多くの市民と協力しながら、男女平等の促進、女性の社会参画の支援、アジア地域との女性の地位向上に関する相互協力など北九州市の実情に応じた様々な取組を行ってきた。

しかしながら、男女の人権が尊重される社会を実現するには、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の急速な進展など北九州市の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あるまちづくりを進める上で、男女が、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現が求められている。

このような状況の中、男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の形成は、市政の重要課題である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その実現に向けての基本理念を明らかにするとともにその方向性を示し、市民、事業者と協力しながら、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、個人の尊重及び法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり男女の人権が尊重される社会を実現すること並びに少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2)　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5　男女共同参画社会の形成は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。

6　男女共同参画社会の形成の推進が国際社会における男女共同参画社会の形成に関する取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な相互協力の下に行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める男女共同参画社会の形成に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、

及び実施する責務を有する。

2　市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2　市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女が、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができるようにするための支援を行う等男女共同参画社会の形成の推進に取り組むよう努めなければならない。

2　事業者は、その事業活動に関し、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（人権侵害行為の禁止）

第７条　何人も、性別による差別的取扱い、配偶者等に対する暴力、セクシュアルハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第８条　市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　総合的に講ずべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第９条　市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（市民の理解を深めるための措置）

第10条　市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2　市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、学校教育、社会教育その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行うものとする。

（相談）

第11条　市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民からの相談を処理するため、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第12条　市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（国際的な協力のための措置）

第13条　市は、アジアの地域をはじめとする海外の地域との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　市は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、国際社会における男女共同参画社会の形成と貧困、人口、開発等の問題とが密接に関連していることを考慮して、これを行うものとする。

（市民及び民間の団体に対する支援）

第14条　市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画センター）

第15条　市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組の拠点となる施設として、男女共同参画センターを設けるものとする。

（年次報告）

第16条　市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第３章　北九州市男女共同参画審議会

第17条　市に北九州市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画基本計画に基づき市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務。

3　審議会は、委員25人以内で組織する。

4　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の４未満であってはならない。

5　特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6　委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係機関の代表者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

7　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8　委員は、再任されることができる。

9　臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則　　抄

（施行期日）

1　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

付　則（平成14年６月24日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

第３次北九州市男女共同参画基本計画 ～女性がいきいきと活躍できるまちを目指して～（計画期間：平成26年４月～平成31年３月）

柱	施策の方向	具体的施策
Ⅰ あらゆる分野への女性の参画拡大と男女共同参画意識の浸透	1 事業者・地域等における方針決定過程への女性の参画拡大	（1）企業・団体等における方針決定過程への女性の参画拡大
		（2）地域・市民団体等における方針決定過程への女性の参画拡大
	2 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	（1）市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進、職場風土の改革
		（2）市立学校における女性教職員の管理職等への登用の推進
		（3）市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画拡大
	3 男女共同参画意識が浸透した社会、地域の実現	（1）性別による固定的な役割分担意識の解消
		（2）男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進
		（3）女性団体等への活動支援
		（4）男女共同参画の観点からの国際的相互交流・連携の推進、拠点施設における取組みの推進
	4 防災における男女共同参画の推進	（1）男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策の推進
	5 男女共同参画の視点に立ったあらゆる市の施策の展開	（1）男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進
		（2）市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用推進、付属機関等への女性の参画拡大
	6 女性の人材育成とチャレンジ支援	（1）あらゆる分野における女性リーダー育成の推進
		（2）生涯にわたる女性のエンパワーメントの推進
Ⅱ 女性の活躍による経済社会の活性化	1 女性の雇用の拡大	（1）女性活躍推進センターの設置
		（2）女性の就業機会の拡大推進
		（3）働き続けやすい保育サービス等の充実
		（4）多様な働き方等への支援及び情報提供
	2 女性の就業支援	（1）再就職・就職支援
		（2）キャリア形成、キャリアアップへの支援
		（3）女性が働くことに関する相談機能の強化
		（4）就業意識の啓発
	3 女性の活躍による経済の成長	（1）女性活躍推進センターの設置
		（2）企業等への積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の働きかけ
		（3）女性起業家の育成・支援
		（4）女性の活躍の見える化、ネットワーク化

柱	施策の方向	具体的施策
Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	1 男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしの実現	（1）事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進
		（2）男性の家事、子育て、介護など家庭生活への参画促進
		（3）地域活動に参画しやすい環境づくり
	2 多様なライフスタイル・ライフステージに対応した子育てや介護等の支援の充実	（1）子育て環境の整備、充実
		（2）ひとり親家庭への支援の充実
		（3）高齢者等に対する介護支援等の充実、社会参画の促進
Ⅳ 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進	1 男性にとっての男女共同参画の推進	（1）男性自身の固定的役割分担意識の解消
		（2）男性の家事、子育て、介護など家庭生活への参画促進
		（3）地域活動に参画しやすい環境づくり
		（4）男性の相談体制の充実
	2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	（1）男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
		（2）男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進
		（3）市立学校における女性教職員の管理職等への登用の推進
		（4）家庭、地域における男女共同参画の推進
		（5）子どもの健康教育
		（6）デートDVに関する理解の促進
Ⅴ 女性に対する暴力の根絶など安心な生活の推進	1 女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶（第2次北九州市ＤＶ対策基本計画）	（1）DV等女性に対する暴力を許さない社会づくり
		（2）DV被害者の発見通報体制や相談体制の充実
		（3）DV被害者と同伴の子どもの安全が確保される保護の実施
		（4）DV被害者の自立支援の充実及び二次的被害防止や情報管理の徹底
		（5）関係機関や民間団体との連携・協働
	2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の予防	（1）セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
		（2）性犯罪等の防止のための広報啓発や相談窓口の充実及び被害者への支援、防犯対策の推進
	3 生涯を通じた女性の健康支援	（1）若い世代における性の理解・尊重
		（2）妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実
		（3）生涯を通じた女性の健康の保持・増進

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
1945年（昭20）	・国連憲章採択、国際連合設置	・衆議院議員選挙法改正、公布（婦人参政権）	
1946年（昭21）	・国連婦人の地位委員会設置の決定	・日本国憲法公布 ・戦後第１回衆議院総選挙で初の婦人参政権行使（女性立候補者79名中、39名当選）	
1947年（昭22）	・国連婦人の地位委員会の第１回会期開催	・教育基本法･学校教育法公布､施行（男女共学） ・婦人の日（４月10日）制定 ・労働省発足、婦人少年局設置	
1948年（昭23）	・国連総会「世界人権宣言」採択	・優性保護法公布（同年施行）	
1949年（昭24）		・家庭裁判所設置（全国49カ所） ・第１回婦人週間（４月10日～16日）	
1950年（昭25）	・国連総会「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1951年（昭26）	・ILO第100号条約（男女の同一価値労働同一賃金）採択	・ILOに加盟	
1952年（昭27）	・ILO103号条約(母性保護に関する条約)採択（1954年発効） ・国連総会「婦人の政治的権利に関する条約」採択		
1954年（昭29）		・第１回婦人月間	
1955年（昭30）		・産休補助教員設置法公布	
1956年（昭31）		・売春防止法公布（1958年施行） ・国連に加盟	
1957年（昭32）	・国連総会「既婚女性の国籍に関する条約」採択（1958年発効）		
1960年（昭35）		・中山マサ、女性初の大臣（厚生省）	
1962年（昭37）	・国連総会「婚姻の同意、婚姻の最低年齢および婚姻登録に関する条約」採択		
1964年（昭39）		・母子福祉法公布、施行	
1967年（昭42）	・国連総会｢婦人に対する差別撤廃宣言」採択	・ILO第100号条約（男女の同一価値労働同一賃金）批准	
1972年（昭47）		・勤労婦人福祉法公布、施行	
1975年（昭50）	・国際婦人年第１回世界女性会議開催（メキシコシティ)、「世界行動計画」採択	・総理府に婦人問題企画推進本部を設置 ・婦人問題企画推進会議開催 ・特定職種育児休業法成立(1976年施行)	・「北九州婦人のつどい」開催（～'84）
1976年（昭51）	・「国連婦人の十年」始まる（～1985年）	・戸籍法改正（離婚後の姓の自由選択)、施行	
1977年（昭52）		・婦人問題企画推進本部、「国内行動計画」策定（1977～1986年） ・国立婦人教育会館開館	・勤労婦人センター（現「西部勤労婦人センター“レディスやはた”」）開設
1979年（昭54）	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択（1981年発効）		・北九州市婦人問題推進協議会設置

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
1980年（昭55）	・国連婦人の十年中間年世界会議開催(第２回世界女性会議、コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ・女子差別撤廃条約署名式	・女子差別撤廃条約に署名 ・民法および家事審判法改正（配偶者相続分引き上げ）（1981年施行）	・北九州市婦人問題懇談会設置
1981年（昭56）	・ILO第156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）の採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1982年（昭57）	・国連女性差別撤廃委員会設置 ・国連総会「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択	・女子差別撤廃条約批准にむけて国内法整備作業	・北九州市婦人問題懇談会が市長に提言
1983年（昭58）			・民生局福祉部に婦人対策室を設置 ・勤労婦人センターに婦人電話相談を開設 ・婦人が働くための体験交流会開催
1984年（昭59）	・「国連婦人の十年」―平等、発展、平和の成果を検討し評価するための世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議開催（東京）	・国籍法および戸籍法の改正、公布（国籍の父母両系血統主義を採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）（1985年施行）	・北九州市における婦人の実態調査実施、報告 ・北九州女性会議開催
1985年（昭60）	・国連婦人の十年ナイロビ会議（第３回世界女性会議）開催 ・「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・男女雇用機会均等法公布(1986年施行） ・国民年金法の改正（女性の年金権の確立）（1986年施行） ・女子差別撤廃条約批准、発効	・婦人の現状と施策の概要発行 ・北九州市婦人問題推進会議設置（北九州市婦人問題懇談会を改称） ・北九州女性カンファレンス開催 ・広報誌「女性北九州」を創刊
1986年（昭61）		・労働基準法改正（女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充） ・婦人問題企画推進本部拡充（構成を全省庁に拡大、任務も拡大） ・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・男女雇用機会均等法施行	
1987年（昭62）		・婦人問題企画推進本部、西暦2000年に向けての新国内行動計画を策定	・「北九州市における女性の現状と施策の概要パートⅡ」発行 ・東部勤労婦人センター“レディスもじ”開設
1988年（昭63）			・「日本女性会議'88北九州」開催 ・北九州市ルネッサンス構想策定
1989年（昭64、平元）	・国連総会「児童の権利に関する条約」採択（1990年発効）	・文部省、学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修及び中学校の技術・家庭科における男女同一履修など）	・北九州市の女性に関する実態調査実施、報告 ・女性海外研修事業開始 ・ふるさと創生事業としてアジア女性交流・研究フォーラムの設立決定
1990年（平２）	・国連経済社会理事会「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する勧告及び結論」採択 ・ILO第171号条約（夜業に関する条約）の採択（1995年発効）		・北九州市女性プラン策定（「男女共同参画型社会の形成」を総合目標） ・「婦人対策室」から「市民局女性行政推進部」へ改組 ・「北九州市婦人問題推進会議」を「北九州市女性行政推進会議」に、「北九州市婦人問題推進協議会」を「北九州市女性行政推進協議会」に改称 ・北九州市女性プラン推進各区地域集会開催 ・アジア女性交流・研究フォーラムを設立
1991年（平３）		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第１次改正）」策定 ・育児・介護休業法公布（1992年施行）	・アジア女性会議開催 ・女性センター設置に関する意識調査実施

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北九州市
1992年（平４）	・国連環境開発会議「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ21」採択（リオデジャネイロ）	・初の婦人問題担当大臣任命	・「女性センター」基本構想策定 ・女性人材バンク設置 ・北九州市女性問題地域推進員（その後、男女共同参画地域推進員と改称）設置
1993年（平５）	・国連世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校での家庭科の男女必須完全実施 ・パートタイム労働法公布、施行	・女性センター着工 ・各区役所まちづくり推進課に女性団体に関する事務を新設 ・アジア女性交流・研究フォーラム、財団法人となる
1994年（平６）	・国際家族年 ・ILO第175号条約（パートタイム労働に関する条約及び勧告）採択 ・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・児童の権利条約批准、発効 ・高等学校での家庭科の男女必須実施 ・総理府に男女共同参画室設置 ・内閣に男女共同参画推進本部（婦人問題企画推進本部」を廃止）、「男女共同参画審議会」設置	・北九州市の女性に関する実態調査実施、報告 ・北九州市女性団体連絡会議結成
1995年（平７）	・国連社会開発サミット（コペンハーゲン）開催 ・第４回国連世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択（北京）	・ILO156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准 ・「育児・介護休業法」の改正（介護休業制度の法制化）（介護休業に関する部分を1999年から実施）	・「北九州市女性プラン」改定 ・北九州市立女性センター“ムーブ”開所 ・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会（職場編）発足
1996年（平８）	・児童の商業的性的搾取に反対する世界会議開催（ストックホルム）	・男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン―21世紀の新たな価値の創造」 ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・優生保護法を一部改正し、母体保護法公布、施行	・「男女共同参画フォーラムin北九州（名称変更）」開催 ・女性問題研修プログラム研究会発足
1997年（平９）		・総理府に男女共同参画審議会設置 ・男女雇用機会均等法改正(1999年施行) ・介護保険法公布（2000年施行）	・青年男女の共同参画セミナー開催（文部省委託事業） ・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会（職場編）報告
1998年（平10）	・ILO第175号条約（パートタイム労働に関する条約）の採択	・特定非営利活動促進法（NPO法）施行 ・改正児童福祉法施行（放課後児童健全育成事業制度化） ・文部省「婦人教育課」を「男女共同参画学習課」に改称	・『北九州市女性白書'97』発行 ・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会（地域・家庭編）発足
1999年（平11）	・国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	・男女雇用機会均等法改正、施行 ・労働基準法改正、施行 ・男女共同参画社会基本法公布、施行 ・男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」 ・食料･農業･農村基本法公布、施行（女性の参画の促進を規定） ・農林水産省「農山村男女共同参画推進指針」発表 ・少子化対策推進基本方針決定 ・児童買春・児童ポルノ処罰法公布、施行 ・労働者派遣法改正、施行	・女性が働きやすいシステムづくり推進協議会（地域・家庭編）報告 ・地域団体男女共同参画問題PR事業開始 ・北九州女性労働関係機関連絡会議発足

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北 九 州 市
2000年（平12）	・国連総会「児童売買・売春及びポルノに関する児童の権利条約選択議定書」採択 ・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）、「政治宣言及び成果文書」採択 ・国連ミレニアム宣言の採択 ・ILO第83号条約（母性保護条約）の改定案採択	・日本学術会議「女性科学者の環境改善に関する要望書」を森首相に提出 ・男女共同参画審議会答申「女性への暴力に関する基本的方策について」 ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方」 ・介護保険制度施行 ・児童虐待防止法公布、施行 ・ストーカー規正法公布、施行 ・男女共同参画基本計画策定	・「北九州市男女共同参画プラン」策定 ・「北九州市女性行政推進会議」を「北九州市男女共同参画会議」に改称 ・「北九州市女性行政推進協議会」を「北九州市男女共同参画推進本部」に改組
2001年（平13）		・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ・「労働省」は「厚生労働省」に、「女性局」は「雇用均等・児童家庭局」に統合 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行 ・育児・介護休業法改正、施行	・北九州市の働く女性への支援に関する調査実施、報告 ・北九州市の男女共同参画社会に関する調査実施、報告 ・北九州市の高校生の就業意識に関する調査実施、報告 ・男女共同参画フォーラム（内閣府との共催）の開催 ・配偶者等への暴力に関する調査実施、報告 ・第10期北九州市男女共同参画会議、「男女共同参画の推進に関する条例の基本的な考え方について（提言）」を提出
2002年（平14）	・国連持続可能な開発に関する世界首脳会議開催（ヨハネスブルグ）		・男女共同参画に関する副読本作成 ・北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例施行 ・北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例改正、施行 ・「市民局女性行政推進部」が「総務市民局男女共同参画推進部」に改組 ・「北九州市立女性センター“ムーブ”」を「北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”」に改称 ・第1期北九州市男女共同参画審議会設置 ・北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”に「性別による人権侵害相談窓口」を開設
2003年（平15）	・第29会期国連女性差別撤廃委員会（日本政府報告に対する最終コメント―間接差別、女性に対する暴力、トラフィキング（人身取引）、マイノリティ女性・婚外子差別の問題を指摘）	・内閣府「チャレンジ支援策」決定 ・男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会「男女共同参画に関する情報の収集・整理・提供に関する調査検討結果について」 ・次世代育成支援対策推進法公布、施行 ・少子化社会対策基本法公布、施行	・「北九州市女性史編纂実行委員会」設立 ・第１期北九州市男女共同参画審議会答申「『（仮称）北九州市男女共同参画基本計画』の策定に当たっての基本的事項について」 ・北九州市DV対策関係機関連絡会議発足
2004年（平16）		・育児・介護休業法改正（休業制度の拡充、平成17年４月施行） ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（元配偶者への拡大、暴力概念の拡大など）、公布、施行 ・刑法等の一部を改正する法律（性犯罪について法定刑引上げ、集団強姦等の新設）公布 ・人身取引対策に関する関係省庁連絡会議、人身取引対策行動計画を策定	・「北九州市男女共同参画基本計画」策定

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北 九 州 市
2005年（平17）	・第49回国連婦人の地位委員会開催､「北京＋10」宣言と決議を採択（ニューヨーク）	・次世代育成支援対策推進法改正、施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	・北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”開所10周年記念事業実施 ・北九州市女性史編纂実行委員会『北九州市女性の100年史～おんなの軌跡北九州』発刊
2006年（平18）	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）	・男女雇用機会均等法改正（平成19年４月施行）	・北九州市の男女共同参画社会に関する調査実施、報告 ・北九州市配偶者暴力相談支援センター開設 ・男女共同参画センターおよび勤労婦人センターに指定管理者制度導入
2007年（平19）		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正（保護命令の拡充など)、施行 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「総務市民局男女共同参画推進部」が「子ども家庭局男女共同参画推進部」に改組 ・初の女性副市長就任
2008年（平20）		・男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」策定 ・男女共同参画会議基本問題調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方」報告 ・次世代育成支援対策推進法改正	・北九州市男女共同参画審議会答申「北九州市男女共同参画基本計画の策定（改定）に当たっての基本的事項について」 ・「第１回北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」決定 ・北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会発足 ・北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”に「女性の就労応援相談窓口」を開設 ・市役所女性職員の活躍を推進するための基本計画「北九州市女性活躍推進アクションプラン」策定
2009年（平21）		・男女共同参画シンボルマーク決定 ・育児・介護休業法改正（平成22年６月一部施行、平成24年７月全面施行） ・女子差別撤廃条約実施状況第６回報告審議	・「北九州市男女共同参画基本計画（第２次）」策定 ・「北九州市DV対策基本計画」策定 ・アジア女性交流・研究フォーラムが韓国・忠清南道女性政策開発院（CWPDI）と学術交流協定を締結
2010年（平22）	・国連「北京＋15」記念会合（ニューヨーク）	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改正 ・「第３次男女共同参画基本計画」策定	・デートDVの予防啓発に関するニーズ調査実施、報告
2011年（平23）	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足		・放課後児童クラブを設置するすべての小学校区において全児童化を実施 ・北九州市の男女共同参画社会に関する調査実施、報告 ・アジア女性交流・研究フォーラムが韓国・仁川発展研究院（IDI）と交流協力協定を締結
2012年（平24）		・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	・男女共同参画に関する副読本「レッツ」「ひびき愛」全面改訂 ・付属機関等における女性委員の参画率が目標の40%を達成

男女共同参画に関する施策年表

年	世　界（国　連）	日　本	北 九 州 市
2013年 （平25）		・若者・女性活躍推進フォーラム開催「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」提出 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律改正、施行 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律改正（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力等にも準用、平成26年１月施行） ・民法第900条第４号の改正（嫡出子と非嫡出子の相続分が同等になる） ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	・北九州市女性団体連絡会議創立30周年 ・（公財）アジア女性交流・研究フォーラム財団設立20周年 ・北九州市男女共同参画審議会答申「北九州市男女共同参画基本計画の策定（改定）に当たっての基本的事項について」
2014年 （平26）			・「第３次北九州市男女共同参画基本計画」策定 ・「第2次北九州市DV対策基本計画」策定
2015年 （平27）	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催（ニューヨーク） ・ミレニアム開発目標（MDGs）達成期限年		・北九州市における女性の活躍推進実態調査実施、報告 ・北九州市立男女共同参画センター・ムーブ開所20周年

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ

平成７（1995）年７月、男女共同参画社会の実現を目指す活動と情報発信の拠点施設として、北九州市立女性センター（愛称ムーブ）の名前で開所。平成14（2002）年４月、北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例の施行に伴い、名称を北九州市立男女共同参画センターと改称。市民参画のもと、「知る、交わる、考える、生まれる」をコンセプトに、情報収集・提供、講座・講演会、セクシュアル・ハラスメント防止や男女共同参画等についての講師派遣による研修、市民活動支援・連携、相談などさまざまな事業を展開している。

なお、指定管理者制度導入により、平成18（2006）年から財団法人アジア女性交流・研究フォーラム（現公益財団法人）が、指定管理者となる。

ムーブ叢書

北九州市の男女共同参画統計データ集 2014

平成27（2015）年３月発行

企画・編集　　©北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
発行　　北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
〒803－0814　北九州市小倉北区大手町11番４号
電 話 093－583－3939
FAX 093－583－5107
http://www.kitakyu-move.jp
E-mail : move@move-kitakyu.jp

北九州市立
男女共同参画センター
ムーブ

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番4号
TEL.093-583-3939　FAX.093-583-5107

ホームページアドレス ◆ http://www.kitakyu-move.jp
E-mail ◆ move@move-kitakyu.jp